決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月６日（月） １０：００～ 議　　会　　室	令和２年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・監査委員 ・議会事務局 ・総務課 ・企画財政課 ・会計室
９月８日（水） １０：００～ 議　　会　　室	令和２年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・町民生活課 ・税務課 ・住民課
９月１０日（水） １０：００～ 議　　会　　室	令和２年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月１４日（火） １０：００～ 議　　会　室	令和２年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育委員会

９月１６日（木） １０：００～ 議　　会　　室	１．令和２年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２．令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３．令和２年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・健康介護課 ４．令和２年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５．令和２年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１２名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・	山妙子君	金子正志君	
西村茂久君		小河原正君	
泉	伸一郎君	角・	野由紀子君
塚村香織君		合川泰治君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
代表監査委員	新祖章君	会計管理者 兼会計室長	大橋洋巳君
総務課長	赤井誠吾君	総務課副課長	鈴木淳史君
人権推進室長	柴﨑記代子君	総務課主幹	飯山保孝君
総務課主幹	星野靖史君	総務課主幹	村山善博君
庶務職員 担当主査	齋藤千洋君	文書法規 担当主査	松井美絵君
広報担当主査	平向優子君	企画財政課長	栗原聡君
企画財政課 副課長	伊東高幹君	企画財政課 主幹	小川雅也君
対話のまちづくり 推進担当主査	大越一範君	財政担当主査	中村淳一君
情報担当主査	飯尾浩之君	管財担当主査	島村剛君
会計担当主査	髙林優子君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	野口幹雄	主幹	小林賢吉
主任	岡村恵美子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

決算特別委員会委員長の丸藤でございます。

本日、９月６日から16日までのうち５日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございますが、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道、下水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思います。また、審議につきましては、最初に監査委員に対しての質疑、その後一般会計につきましては、課ごとに議会事務局、総務課、企画財政課、会計室、町民生活課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育委員会の順に審議をお願いいたしたいと思いますが、議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、本特別委員会への町長及び副町長の出席につきましては、ほかの公務との調整を図りながら交代で出席をするとのことでございます。

それから、委員会の運営上のお知らせとお願いがございます。

初めに、運営上のお知らせでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回の決算特別委員会については、傍聴席を議会室外に設置させていただくとともに、傍聴人数の制限をさせていただいております。また、出席職員についても、議会室内の入室を制限させていただくこととといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、運営上のお願いでございます。質問者、答弁者共発言されるときは、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから、質問者、答弁者の氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願いいたします。

最後に、委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図られますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（丸藤栄一君）　これより議事に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（田島正徳君）　おはようございます。

決算特別委員会の委員の皆様には、各決算の審査をお願いするわけですが、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、効率的な中にも慎重な審議ができますよう、また、この決算の審査が来年度に向かって有意義な審査となりますよう、お願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号～議案第３８号の監査委員質疑（監査委員）

○委員長（丸藤栄一君）　本日は、新祖代表監査委員に出席いただいておりますので、一般会計、各特別会計の決算、上下水道事業会計について、代表監査委員に質疑がございましたら、よろしくお願いします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　質問を２点ほどさせていただきます。山下秋夫です。

大変ご苦労さまでした。少ない経費で監査をしてもらい、議員として厚く御礼を申し上げたいと思います。

質問の内容なんですけれども、この決算に当たりまして、準備も含めてどのくらいの時間がかかったのか、それを教えていただきたいということと、それと、この令和２年度監査に当たっての特に注意した点を、２点このことをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　代表監査委員の新祖でございます。

ただいまのご質問でございますけれども、決算について、ヒアリングそれ自体はこの決算審査意見書のほうに書かれてございますように、６月30日が上下水道の決算審査、それで、一般会計、特別会計のほうは７月９日、15日、16日、20日ということで４日間で行っております。

昨年は、確か６日間だったかと思うんですが、時間としては、一般会計、特別会計のほうは朝９時スタートだったですかね、それで大体、終わるのが４時くらいまでという感じでしょうか。その日によって、早く終わるときと、時間が延びてしまったときとありましたけれども。そんな感じで。

あと、上下水道のほうは例月検査と併せてやったんですが、一応、６月30日の午前中、トータルで午前中２時間から２時間半くらいですかね。その時間で、時間的にはやったと思います。ヒアリングそのものはそういうことですけれども、やはりどうしても、その前に頂いた決算書、それから主要な施策に関する説明書、成果書ですね。そちらのほうは、やはり一通り目を通さないといけませんので。

それと、コロナになってから例月検査もそうなんですが、質問は事前にということで、直接その場での質問では、質問も当日する場合もありますが、原則事前にメモを出すということで、必ずその検査日の２日くらい前にメモで質問させていただいていたりしますので、決算審査も同様の方向でやりました。ということで、ちょっと時間的には大体、一般会計、特別会計なんかですと、課によってもちろん事業の多少がございますので、なかなか平均何時間というのはあれですけれども、大体、少なくともこのヒアリングより少ないということはなかったかと思います。資料に目を通して、いろいろ分析して、どういった内容を質問するかということにつきましては。

本当に、私の場合は職員の皆様にいろいろご迷惑もかけちゃっているかなと思うんですが、次々、関連する質問なんかも出てくるといいますか、これもちょっと聞きたいなとかいろいろ質問項目が多くて、職員の皆さんにはいろいろご苦労をかけたと思いますけれども、そういうようなこともありまして、その辺ちょっと、時間はすぐ何時間とか出せないんですが、少なくともヒアリングの時間以上、1.5倍くらいかな、感覚としましては、そんな感じくらいかかったかと思います。

例月検査の場合もそうですけれども、資料はや

はり事前に頂いて目を通すということで、それで大体１日かけてしまいますので、決算審査の場合は大体その、当日２課のヒアリングがあるとすると、やはりそれぞれその２課のヒアリングについては、その日のヒアリングについては何日か前に一通り、１日くらいかけて目を通していますので、私はちょっと別に仕事を持っているので、やはり時間の長短はありますけれども、そういうことで心がけてなるべく一通り目を通すようにして、特に決算書と成果書との対比等で、関連する質問をさせていただいたりするときもございますので、そういう意味ではかなりの時間がかかっているかなとは思っております。

それから、あと注意点ということでございますけれども、やはり何といっても令和２年度の決算については、意見書にも書きましたけれども、コロナ関係の予算がもうかなりの比重を占めていましたので、あと町政始まって以来の規模の歳入歳出ということもございましたんで、やはりコロナ関係でいろいろ国のほうからの国庫支出金が出ていましたけれども、やはり意見書にも書いたんですが、裁量がかなり広い範囲というふうに考えられているお金でしたから、これが適正に執行されているかどうか、通常ですと決算審査のときにこういうことを調べたいということで、各課に出していただく資料がございますが、そこの中には例年、必ず入れるもののほかに特にコロナの関係については、どういうものを買ったのか、どういう事業に使ったか、そういったものを全て出していただいて、金額の大きいもの50万円以上のものについて出していただいて、それについても審査を特別にしたところでございます。その辺が、例年とは大きく違ったところかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

今、ご答弁ございましたように、令和２年度歳入がコロナ禍の影響で、国庫支出金で約40億を占めて、歳入全体の３割近くという状態で、通常年度ベースと異なる状況となっておりました。したがって、決算審査自体が先ほどお答えがありましたとおり、大変であったと推察をいたします。

そうした中で、審査意見書、総括意見、(3)のまとめの指摘について、１点だけお伺いをいたします。

その中で、まとめの中で、少子高齢化の流れは社会保障関連経費の引き続く増加により、財政運営は大変厳しい状況にあると。特に、特別会計の繰出金、子育て支援に係る支出増などに伴う財政圧迫が懸念されますという指摘がございます。この打開のために、町の財政運営はどうあるべきか、特に公共施設更新の問題が今後、出てくると思いますけれども、監査の立場で何かお考えがありましたら、ご指摘をいただきたいかなと、ご意見賜りたいかなと思います。

以上でございます。１点だけ、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖でございます。

ただいまのご質問ですが、なかなか難しい問題で、私としてこういうふうにしたほうがいいと、なかなか決め手を申し上げにくいんですけれども、意見書の中にも書きましたけれども、やはり何といっても歳入の確保と、歳出の経常経費の節減、それから、選択と集中による各種事務事業の効率化というふうなことで、一般的にはいいますけれ

ども、社会保障の場合は、やはりどうしても必要な部分もございますので。

それと、やっぱりちょっと財政といいますか、お金と相談してやる必要のあることというのがあるので、その辺をやはり仕分けといいますか、それでなるべく、なるべくというか、同様の事業については精査していく。

それで、あと歳入確保の面ではやっぱり、なかなか町単独というのは難しいと思いますので、やはり県とか国に財源確保についての要望といいますか、それをやはり展開して、これはまあ、１町だけではできませんので、市町村全体等でということになるのかもしれませんけれども。

それから、あと制度改正みたいなこと、特に国民健康保険のほうは財源的には少し減の傾向ですけれども、介護保険とか後期のほうは増えていく状況にございますので、その辺は根本的なその制度の改正みたいなことも、やはり今後考えていかなくちゃいけないのかなということで、なかなか町単独でそれを切り抜けていくというのは厳しい状況なのかなと。ちょっと回答になっているのか分かりませんが、そういうふうに考えています。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で代表監査委員への質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１７分

再開　午前１０時２０分

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号の審査（議会事務局）

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、本委員会に付託されました議案第33号　令和２年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○議会事務局長（野口幹雄君）　改めて、おはようございます。議会事務局長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　おはようございます。主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件につきましては、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑はありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　おはようございます。・山でございます。よろしくお願いします。

決算書46ページ、議会広報紙について伺うんですが、業者が変わりました。その経緯をお聞かせ願いたいのと、金額的にどうなったかということ。２年度、何かあって変わったのか、それとも、制度的に変わったのか、それをお聞きします。

あと、48ページの議員共済会負担金というのが、1,308万3,840円て、この金額は大体、毎年同じくらいでしたっけね。何か、元議員のだと思うんですけれども、そこもお願いいたします。

あと、もう１点、すみません。会議録の件なんですが、会議録の結構お金がかかっているんですが、衛生組合とかは今、会議録というか、議員にわたす分が議事録がないんですけれども、衆議院

はあって、参議院はなかったと思うんですが、こういうのって、大体どの町もまだ配付をしているのか、紙媒体で議事録というか、みんなに渡していますよね。そういうのはどうなのかお聞きします。

３点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

まず、１点目の広報紙の業者が変わった経緯について、まずご説明させていただきたいと思います。

広報紙につきましては、昨年度、監査委員さんのほうからも、これまで広報紙については１業者さんのほうで、１者随契ということでやらせていただいていたんですけれども、監査委員さんのほうからも、１者随契ではなくて複数業者さんのほうからやったほうがいいんじゃないかというご提案をいただきまして、それを踏まえて、令和３年度につきましては、見積合わせという形ではあるんですけれども、業者さんのほうを複数社で見積りを取りまして、その中から業者のほうを選定させていただいているというような形で、広報紙については予算をつくらせていただいたところでございます。

続きまして、金額がどうかというお話なんですけれども、一応、これまで１者でやっていた頃よりも３者で競合するということもありましたので、金額については昨年度よりも下がっているというような形になっています。ただ、紙単価のほうがちょっと上がってきているので、また今後、紙の単価が上がってきたりすると、ちょっとその辺の状況はまた変わってきてしまうのかもしれないというところが、ちょっと懸念材料がございます。

１点目は以上でございます。

続きまして、２点目の共済会の負担金の関係でございます。共済会の負担金につきましては、一応、算出の計算式がございまして、一応、昨年度と今年度ということで比較してしまうと計算の根拠の中で議員さんの人数が関わってきますので、そちらの部分でちょっと影響が出てきてしまう。あと、負担率のほうが変更があった場合はちょっと金額に変更が出てくるというところでございます。基本的には、同じような形で算出はしていただいているというようなところでございます。２点目については以上でございます。

３点目の会議録につきましては、こちらについては、宮代町の議会については、各議員さんのほうに本会議のときに前の議会でやった会議録について、一応、冊子という形で各議員さんに配付のほうさせていただいております。一応、こちらのほうは例規上のほうでも定めがございますので、作成させていただいて、配付のほうさせていただいているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　再質問。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　ありがとうございます。

１者随契で、３者でやったということなんですけれども、ということは、これって毎年されるということになるのか。あとは、町の広報紙の業者さんありますようね。町の広報紙みやしろの業者さんと同じということを聞いたんですが、たまたま一緒になっちゃったのか、やっぱりかなりこう業者さんの努力という形でそうなったのか。一緒になったら便利な点とか何かあったらお聞きしたいのと、ちょっと紙質とかがやっぱり悪くなっているかなとか、すみません、感じて。やっぱり、町の広報紙もそうなんですけれども、見るので、

材質っていいのがいいなとかってちょっと、作り手のときもちょっとあれ、読み手として見たときにちょっとそれを感じたんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

それと、あと、すみません。共済会のほうの人数で、この負担率というのはたまに変わるんですかね。あまり変わらないものなのかなと思ったんですけれども、そこもう１回確認です。

あと、会議録が今、検索システムで結構、すごくよくできていますよね、ネットで。とてもすごく分かりやすくて、紙媒体でこう探すより、自分の発言も、いろんな皆さんの発言とかすごく分かりやすいので、せっかく導入しているので、ちょっと大事な部分もあるんですけれども、どうなのかとちょっとそこを、すごく便利なシステムを入れているので、というのをちょっと引っかかったのでお聞きしました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。それでは、再質問のほうに適宜、回答させていただきたいと思います。

まず、１点目の議会だよりの業者のほうが毎年変わるのかということなんですけれども、こちらについては、今年度、令和３年度から見積合わせをさせていただいて、一応、来年度も同じような形で見積合わせをさせていただこうかと考えておりますので、その際に当然、見積合わせということであれば、そのときに一番適した金額で入札していただいた業者さんという形になりますので、そちらの業者さんが今回取られている業者さんが同じように努力していただければ、そちらの業者になることもあるでしょうし、また別の業者さんが努力されれば、ちょっと金額のほうで新しい業者になるということもありますので、そちらについては必ず同じ業者さんになるかどうかというのはちょっと分かりかねます。毎年、そちらについては、させていただこうかなということで考えているところでございます。

広報の業者のほうなんですけれども、一応、業者のほうは広報紙作っている業者さんのほうも参考にはさせていただいて、その上で業者選定させていただいているんですけれども、一応、多分、今回うちのほうでやっている業者さんと、広報のほうのやっている業者さんは、多分、同じように業者のほうをそれぞれで選定していますので、ちょっと別の業者さんがとっているという形になっているかと思います。

続いて、紙質のお話なんですけれども、一応、業者のほう見積合わせで選定する際に、仕様書ということでこういったもので、紙質ですとか、紙の大きさですとか、文字のサイズですとか、そういったものを仕様で指示した上で、金額出していただいておりますので、基本的には、ちょっとすみません、・山委員のほうでちょっと紙質がということだったんですけれども、基本的には去年と同じもので指示はさせていただいているので、同じじゃないかなと、こちらは思っているところではございます。

すみません。１点目の広報紙については以上でございまして、続きまして、共済会の負担率の関係です。

こちらなんですけれども、一応、負担率については毎年ちょっと通知が来まして、それに合わせて負担率というのは算定されておりますので、一応、毎年金額のほうについては若干ではございますけれども、パーセンテージの変更についてはあるというのが現状でございます。

あと、ちょっとお待ちください。

すみません。最後の会議録の関係なんですけれども、一応、こちらにつきましては、町の会議規則、こちらのほうで、会議録のほうについては印刷して議員さんのほうに配付するということで、ちょっと今、例規上、定めがなされている状況ですので、・山委員からご提案ございましたが、すみません、今、例規上、そういう形なのでこれまでどおりやらせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　ありがとうございます。

広報のこと分かりました。

会議録については、検索システムがすごく使いやすいので、なんかそう思っているうちに、衛生組合とか、参議院の話とか聞いて、世の中ってだんだん変わっているのかって言って、変えてくれという意味でもなくて、どうなっているのかというがちょっと気になりましたし、検索システムは非常にいいので、そこは言いたかったのと、これからどうこうということでお聞きしました。

共済会の負担金についても分かりました。ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。２点質問させていただきます。

決算書の46ページの議会だよりの件なんですけれども、配布先と製作数、そして、余りは何部くらいあるのかというのをお伺いいたします。

２点目が、47ページです。録画配信についてなんですけれども、こちらの閲覧数を教えてください。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

それでは、塚村委員からご質問のありました議会だよりの関係についてご答弁させていただきます。

まず、配布先でございますが、一応こちらについては町のほうの公共施設、そのほか、小学校ですとか、あと駅、そういったところに配布のほうさせていただいております。

続きまして、印刷部数なんですけれども、部数につきましては１万1,300部印刷のほうさせていただいておりまして、すみません、あの、残部ということなんですけれども、一応うちのほうで窓口のほうとかにあるものについては極力、庁舎内の棚ですとかそういったところに入れさせていただいて、できるだけ持っていっていただくようにしておりますし、各公共施設についても施設のほうに足りないというお話とかいただけば、お渡ししまして追加で配布のほうしていただいていまして、特にうちのほうで残部のほう幾つという、ちょっとすみません、今のところ管理はしておりませんので、特にちょっと残部が幾つだというのは把握はできていないような状況でございます。議会だよりについては以上でございます。

続きまして、一般質問の録画放送の閲覧件数ということなんですけれども、令和２年度の閲覧件数につきましては1,074件、閲覧があったというような形でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

議会だよりの件で、ちょっと細かいことなんですけれども、もう一度伺わせていただきます。

１万1,300部を１回につき製作しているということなんですけれども、この内訳をもう一度教え

てください。配布先の。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。それでは、議会だよりの配布の関係で再質問ありましたのでご答弁させていただきたいと思います。

まず、議会だよりのほうなんですけれども、一応、自治会のほうに広報配布ということで配布させていただいておりまして、そちらのほうが大体１万部くらいになります。残りは、公共施設、あと先ほどお話させていただいた学校ですとか、そういったところに配布させていただいているというような形になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

私、議会室のことでちょっとお尋ねしたいと思っているんです。1つ、私の目の前にあるタイマーの件です。一般質問で行うタイマーの件、直すと言っていますけれども、

〔「議場」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　議場のことなんです。すみません。タイマーの件、どうなっているのか。

それと、申し上げにくいんですけれども、この議会室の椅子も何年たっているか分かりませんけれども、あれ私が入ったときから重たくって、腰に合わなくて、姿勢に合わない。本当に困って、私は腰が痛くなったんですよ、最初の頃は。最近は慣れてきましたけれども、でも動かせない。大変な騒ぎだなと思っているんですけれども、議会事務局としてこの辺のところはどういうふうに考えているのか、検討する余地があるのか、事務局として、その辺のところをお聞かせ願えればと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。山下委員からご質問ありました２点について、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、議場の、今、山下委員のほうで見づらくなっていて申し訳ないんですけれども、あちらのタイマーの関係でございます。こちらのタイマーのほうなんですけれども、令和３年度予算で議場の音響設備等を今回入れ替えのほうをさせていただく予定でございまして、その中に、モニターを２台ほど設置させていただく予定でございます。その今回、本会議終わった後の工事になってくるかと思うんですけれども、議場の音響設備の入れ替えのほうが済みましたら、今度、タイマーのほうはそちらのモニターのほうで表示させていただく形になりますので、これまでのように壁面に映像のほうを映して見ていただくような形にはなりませんので、今後はこちらのプロジェクターの光のほうはご心配なさらないで大丈夫ではないかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、議場の椅子の関係なんですけれども、すみません。こちらの椅子については、申し上げにくいんですけれども、事務局のほうでどうこうしますというのはちょっと言い難いのかなと思っておりまして、もしそちらについては、議員さんの議会としてちょっとご検討いただきまして、その上で、こういうふうにしたほうがということでありましたら、それを踏まえて、予算要求するなりという形で、うちのほうも対応させていただければと思います。ちょっと事務局のほうで椅子については、議会からのご提案があればちょっと

予算要求ということも執行部に要望できるかなと思いますけれども、うちのほうから換えますとか、どうしますというのはちょっとお答えしかねる部分かなと思いますので、すみませんが、こういった答弁でご容赦いただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

よく聞こえないんで、ダブりが入るかもしれませんけれども、まずこれは決算書46から48ですよね。全部です。議会事務局の関係。

１つは、会議録の印刷配付、これについて質問をいたします。会議録については、確かに配付しなければならないという、そういう規則があるということは前から伺ってはいるんですけれども、令和２年度も印刷製本で166万円使っているわけですよ。一方において、私が利用するのは会議録の検索システムなんですよね。これで十分間に合っちゃうんですよ。したがって、今の流れとしては会議録を最低限度に、絶対置かなきゃいけないところだけにして、あとは配付する必要がないと思います。その点について、どうでしょうかというのが１点。

もう１点は、これは町長もご出席されております。議会事務局の事業に直接影響するわけではないんですけれども、議員活動を保障するというか、支援すると、そういう意味で議会事務局の１名増を検討してもらいたいんですよ。で、例えば、議員が一つの条例を作成して提案をする、予算を伴うというケースもあるし、ないケースもありますけれども、それらをやる場合に、これ１回、私も１期目のときにやったんですけれども、かなり苦労したんですよね。要するに、議会事務局のほうでの職員の方が一生懸命、支援をしてくれるんだけれども、あんまりノウハウがないからそれほど有効には役に立たなかったんですけれども。

町が条例を出さないものを議員が条例として提案するというのは、当然の権利であるわけで、そういったものを保障するということも必要なのではないかなと、これは議会事務局の答弁ということではなくて、やっぱり人事を扱う、この問題は前から言われているんですよ。令和２年度の決算というか、決算は予算に基づくもんだから、これはしょうがないんですよね。でも、今後ということになれば、やはりその点は考えていただきたいということで、これは町長に対する質問になります。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。西村委員からご質問ありました会議録の印刷配付の関係について、ご答弁させていただきたいと思います。

会議録のほうは、西村委員からのほうからもご指摘ありましたように、今、現在、印刷して配付のほうさせていただいているところでございますが、印刷部数のほう必要部数でという、今お話しいただきまして、その紙のほうの削減に当たりましては、今回、議員研修の中でＩＣＴ研修ということで久喜市に研修に行かれるかと思うんですけれども、その中でタブレットのほうを多分、研修でご覧いただくと思うんですが、今後そういった議会のほうでタブレットを利用するとかという形になった場合、会議録のほうの部数のほうの、印刷部数とかも削減とかというのも考えていく必要があるのかなと思いますので、そういったデジタル化の内容と併せて今後、議会とご検討させていただければなと思っております。ちょっと、単純に減らしますとかというよりは、そういったもの

と絡めてちょっとご検討させていただいたほうがよろしいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　町長。

○町長（新井康之君）　お答え申し上げます。今、西村委員さんからご質問いただきました議会事務局職員の増についてですけれども、この件につきましては、昨年も要望があったかと思います。

議会事務局と議場が離れていますので、そういう問題、また３人で議会活動の支援が本当にできるのかという点、いろいろご不便をかけて申し訳ないと思っています。

この件に関しましては、今、役場の職員が200名ちょっとの中での采配でやっと行っておりますので、もう少し総務課人事担当のほうとも、もう１回真剣にこの辺、検討して前向きに進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　会議録の配付についてですけれども、デジタル化の中でその辺のことは検討するということで理解していいんですね。違う。違うんだったら違うと言ってください。

それで、ほとんどこんなこと言ったら大変申し訳ないんですけれども、会議録なんか配付されても１回も見ていません。でね、うちの床が抜けちゃうんですよ。あれ、ずっとやっちゃっていると。ほとんど利用されていないんですよ。もっとも、例えば一般質問でも前にどうだったか、どういう答弁したかということを参考にされる方は、書面のほうが早いかもしれないんですけれども、検索システムで十分それはできるんですよ。だったら、こんなのやめちゃえと。これ流れなんですよ。そういう流れの中だから、これは令和２年度はやっちゃったんだからいいんですよ。令和３年度も予算はついているけれども、どうするかというのは途中で変えられるわけですから、その点は考えていただきたいなと、これは要望にしておきます。

それから、職員の増員について、町長にもご理解をいただいているわけで、今後いろんな要素がありますけれども、それを踏まえて検討していただくということをいただきましたので、それで結構です。終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　２点ほどちょっとお聞きしておきたいと思います。私の声は聞こえますか。あまり早くしゃべると全然聞こえないので、ゆっくりしゃべらせてもらいます。

１点目は簡単なやつですけれども、録画配信委託料、いいんですけれども、ちょうど１年を終わるのかな、これで。どのくらい利用、一般の町民の方が見ているのかどうかね。もし分かっていたら。ほとんど町民の方が見ていなかったら意味がないんだよね。それはちょっと。

〔「1,074件」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　そう。私、知らないうちに報告があったんだ。今あったの。ちょっと聞こえないから分からないんだよ。質問している言葉と答弁の言葉が全然ここでは聞こえないよ。西村さんも今、質問したけれども、聞こえないなと言っていたの。あんまり早くしゃべるとなお聞こえない。

千幾ら。

〔「74」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　1,074ね。分かりました。結構あるんだね。失礼したね。それについては終わります。

もう１点、ちょうど我々、改選後間もなく２年が終わるんですね。今の議員の中で、議員の役が

終わるのがあと２か月くらいで終わります。来年３月には新たな役になりますよね。ですから、質問するんですけれども、あまり言いたく、今までやらなかったのは、近隣の市町村こう全部見ますと、議長室のつくりね、これが最低だよね、宮代は。で、副議長だけ、私、こうしていうのは、今だから言うんですけれども、来年は副議長をやるなんて毛頭ありません。ですから、質問するんですけれども、副議長の机もない。この近隣にないのは宮代だけ。ですから、何かでいろいろ意見述べたくて、どっかで机のあるところで申し上げようと思っても、しゃべる場所がない。ですから、私はここ１年間はあそこの入り口でお話しています。そういうところは宮代だけ。ほかはみんな、議長、副議長はちゃんとしたところがある。

なぜ言いますかというとですね。やっぱり、議長は議長であそこでいろいろやっているかもしれないけれども、やっぱり副議長もそれなりの立場があるわけですよ。私はここで辞めるつもりがあるから申し上げるんだけれども、近隣に本当にないのはここだけ。机もなければ椅子もない。そこへ来て座っている人いるけれども、これどういうことなんでしょう。町はね、前々から私は言っているんですけれども、議会に対して冷たい。また文句になっちゃうからね。本当に、前々から議会に冷たい。本当に冷たい。そのくらいのこと考えないのかどうか。ちょうどこの決算で申し上げておかないと来年の３月にはできませんので、ちゃんとしたものをつくってもらいたい。椅子もないんだよ、椅子も。副議長用の椅子もない。ですから、私は出入り口にいつもお話ししています。そういうところはこの近隣に宮代だけだよね。

議会に対してちゃんとした議論してくださいといってもね、そういう場所がなかったら議長と副議長でいろいろと親密な、親密じゃ、悪い話じゃないよ。この２年間、町のための話合いというのをやったことない。よっ、よっと、あいさつで終わり。座るところもないんだから。そういう町だよね、宮代町は。やっぱり議会軽視だなと、私は前々から思っているの。前の町長のときにも言った、そのことは。何考えているんですかと。どう思いますかということを聞いておきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長の野口でございます。

今、小河原委員さんからご質問のあった、まずは専用議場がないということの中で副議長室がない、または会派のそれぞれの控室もないということにつきましては、前々からいろいろご意見をいただいていると思います。ただ、なかなか、ちょっとハードの問題になってしまうので、私からすぐにつくりますというお答えもできないのが現状です。

ただ、今ある中で、副議長が来られてそこで議長とお話ができる、そういうことがちょっとできるのであれば、今の中で考えていきたいと思うんですが、ちょっと現状の中ではそれだけのスペースを取るということが、今頭の中で考えて、ちょっと広さ的にも難しいのかなということもありますので、これはやらないということではなくて、そういう議会としていろいろ話せる場所というものは必要だと思っていますので、今ある資源というんですかね、広さの中で、もしできるのであれば議会事務局としても考えてみたいと思いますが、ちょっと今、即答でつくりますという答えはできなくて申し訳ないんですが、そのような答弁とさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございます。

確かに、場所はないのは分かっています。でも私はこの12月議会までしか今の立場はありません。ですから、特に言わせてもらうわけです。まだなったばかりで、同じような質問すると、やつは特別にそういうのを設けてもらいたいのかと言われるのが嫌だから今まで黙っていたの。本当に宮代町は近隣では最低の机の配置ですよね。椅子もないというのは、しつこいようだけど、宮代だけ。当然、机もないよね、椅子がないんだから。ですから、何か議長といろいろ打合せしたくても場所がない。それだけ申し上げておいて、一つ宮代町の議会事務局も大変でしょうけれども、何か考えておいたほうがいいと思います。

今、前段の西村さんが職員も増やしてくれと言ったことも大事なことですから、また職員が増やしても座るところがないですと言うなと思っているの。それをどうしたらいいかと、それは前々から流れがあるんですよ。そこの教育委員会の左にある部屋使ったらどうだとか、そこに会計室があるよね。そこは議長室つくったらどうだとかいろんな意見は出しているわけ、宮代町は聞きっぱなしで右から左にいくのが大好きだから、言っても何の効果もない、今まで。歴代のこの本庁舎ができた町長にも何回も全員の町長に言ったことある。ただ、耳がよすぎるのかどうか、右から左、左から右にいっちゃって終わり。頭の中に残してくれないんだよね。一つ、頭の中に残しておいてもらいたいと思います。そのこと申し上げて。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ありません。ないようですので、以上で議会事務局の質疑を終了いたします。

時間ですので、休憩といたします。

休憩　午前１１時０１分

再開　午前１１時１６分

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３３号の審査（総務課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより、総務課の審査を行います。質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（赤井誠吾君）　総務課でございます。総務課長の赤井です。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○総務課主幹（星野靖史君）　同じく総務課主幹の星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課主幹（飯山保孝君）　総務課主幹の飯山と申します。よろしくお願いします。

○総務課庶務職員担当主査（齋藤千洋君）　総務課庶務職員担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課広報担当主査（平向優子君）　総務課広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いしま

す。

○総務課文書法規担当主査（松井美絵君）　総務課文書法規担当主査の松井と申します。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑はありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　・山です。よろしくお願いします。何点かお願いいたします。

１点目、決算書50ページ、総務管理事業委託料メンタルヘルスについてお聞きします。

これ毎年、計上していて、メンタルヘルスの、職員に対してやっていただいているんですが、今回、一般質問にも出しましたが、職員の窓口対応とかやる気というのを出させていただいたんですけれども、メンタルヘルスの効果というか、ちょっとそういうところが結構表れているんじゃないかなと思ったのもあって、質問しました。何かちゃんと生かされているのか、そこもう少し力を入れるんじゃないか、入れたほうがいいんじゃないかなと私は思ったので、そこ１点です。

あと２点目は、決算書の52ページ、図書追録整備事業の委託料、例規集データベース更新委託料が110万円、ちょっとこれ金額がすごく大きいので、あと使用料及び賃借料、例規執務サポートシステムというのが143万880円とかあるんですが、あと54ページの文書管理事業、12項目の文書管理システム保守委託料27万6,936円て、これって毎年かかるんでしたっけ。何年かに１回なのか、そこを、すみません。気になったのでお願いします。

あと３番目が、決算書54ページの人権・平和推進事業で、補償、補塡及び賠償金、人権啓発講演会講師委託キャンセル料のところが５万円となっているんですが、これコロナ禍でできなくてキャンセル料を払ったのか、人権の講習はやったような気がしたので、ちょっとこの５万円のいきさつはどうなっているのか、お願いします。

あと、決算書56ページ、広報・広聴事業の、施策に関する説明書は71ページです。何度か前も質問させていただいているんですが、広報みやしろの戸別配布と各自治会、町内会の配布による枚数の違いて、多分5,000枚くらい今回あったような気がするんですが、その全戸配布しないときの多分１万1,000くらいは配布していると思うんですが、5,000枚くらいの差で情報は届いているのか、今後も町内会通すと、町内会に入った人にしか行かないので、全戸配布をするためにはどうしたらいいかということで、そこの枚数についてお聞きします。

それと、久喜宮代衛生組合だよりは、年４回配布していますけれども、あちらの予算では世帯数で確か町のほうに来ているはずなんです。そうすると、やっぱり世帯数で来ているので、そこで何千枚の配布の違いができているんですけれども、戸別配布のときは多分、全部出していると思うんですけれども、その差額の枚数はどこへ行っているのか、かなり大きな枚数なのでお聞きいたします。

あと、すみません。町の広報紙なんですが、私はこの広報紙は内容がいいので応援しているんですが、やっぱりちょっと、年齢高い方とか見ずらい、杉戸町の広報はとても写真とかもいい、例えばオリンピックの聖火リレーの写真もとても同じようによかったのに、やっぱり杉戸のはいいよねという評価もあります。それで、幅広い年代に読んでもらうためにタブレットにしたというんです

けれども、これ基本的にタブレットにした理由、

〔何か言う人あり〕

○委員（・山妙子君）　ごめんなさい。タブロイド版にした理由をお願いします。

あと、私もちょっとしちゃうことあるけれども、新聞紙と同じなので、気づいたときに新聞紙と一緒に処分しちゃっていてないとか、そういう声も聞くんですね。何で変えちゃったんだろうという声も聞くので、もう一回、すみません、そこをお聞かせ願います。

あと、昨年度、令和２年度は、顧問弁護士委託事業、決算書54ページなんですが、弁護士に相談することも多かったと思うんですが、金額の増がなかったのか。ないようなんですけれども、なかったのか。どうしてなくて済んだのかお聞きします。

あとは、決算書66ページ、男女共同参画社会推進事業、12委託料、第３次男女共同参画プラン策定に関わる意識調査業務委託料について、アンケートとか取っていただいたと思うんですが、全部委託してしまうのか。どういう内容でとか、担当課とはどういう委託先とかにはどういう話合いというか、どういう内容で委託しているのか、お聞きします。

以上です。大きく６点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、ご質問いただきましたメンタルヘルス事業の関係ですけれども、こちらメンタルヘルス、ストレスチェックということで、毎年実施はさせていただいております。窓口業務とのちょっと関連性というのはどういう結びつきがあるのかなというのは、何とも言えない状況にはありますけれども、ストレスチェックを行いますと、どうしてもやっぱり高ストレス者というのはいらっしゃいます。その方たちに対しては、総務課で誰が高ストレスなのかという個々の把握というのはできないということで決まっておりますので、相対的な把握でしかできないんですけれども、そういった方々には自らのそのストレスの状況というのを把握していただいて、例えば専門機関への相談ですとか、周りの職員への相談、そういったものをしていくようにということで、対応を取っているところです。

続きまして、図書追録の委託料ですとか、例規のサポートシステム、文書管理システムの委託料ですとか保守、こういったものは毎年かかってくるものです。業者とは毎年、見積りはもらっていて、委託料は減額にならないかということで交渉は毎年度、行ってはいるんですけれども、何年か前に例規のシステムですかね、こちらについては多少見直しをしていただけたということで、事あるごとにこの委託料というのは見直しというか、業者と交渉はしている状況にございます。

私からは以上になります。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　続きまして、人権・平和事業につきまして……

○委員長（丸藤栄一君）　ちょっと待って、手を挙げて。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室長の柴﨑です。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、人権・平和推進事業につきましてお答え申し上げます。

人権・平和推進事業、21補償、補塡及び賠償金の人権啓発講演会、講師委託キャンセル料につきましてご説明申し上げます。

こちらの事業ですが、昨年度、人権啓発講演会

といたしまして、９月に人権講演会を開催を予定しておりました。こちらの事業ですが、県からの委託金を頂いて事業を実施するもので、概ね３年から４年に一度、宮代町で実施をしております。

こちらの事業につきまして、４月当初、契約講師のほうと、落語家さんに講演いただく予定で進めて、契約等させていただいておりましたが、４月の中旬、緊急事態宣言が発令されたことにより、全ての業務を中止してほしい、こちらの補助金につきましては法務省の委託金を受けておりますので、法務省のほうから中止していただきたいという旨の通知がありましたことから、中止となったものでございます。

当初このような通知が来ると思っていなかったため、講師の方と契約を結ばせていただいておりました。その際に講師のほうと契約するに当たりましては、新型コロナウイルスを理由とするキャンセルについては５万円を頂きたいという旨の契約となっておりましたことから、こちらキャンセル料といたしまして、賠償金のところから支出したものでございます。

なお、こちらの５万円につきましては全て県からの補助金、委託金ということで支出のほうさせていただいております。

以上でございます。

続きまして、顧問弁護士委託料につきましてでございます。こちら増減があったかというご質問でございますが、相談件数につきましては、顧問弁護士の相談につきましては、昨年度、緊急事態宣言もあったんですが、全て対面での面談を感染防止対策を講じながら実施したものでございます。こちらのほうは、成果書の67ページにも記載させていただいておりますが、町民からの相談は73件ございまして、前年度と大きな差はございませんでした。また、町からの相談は増えておりまして、19件ということでなっております。合計で92件のご相談をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

続きまして、男女共同参画プランの住民意識調査の委託料の関係でございます。こちら委託するに当たりまして、今年度までが第２次の男女共同参画プランの策定の、今年度が最終年度となっております。次年度からのプランを策定するに当たりまして、プラン、宮代町の住民の意識の調査をさせていただくに当たりまして実施したものでございます。

こちらのプランにつきましては、大きな項目といたしまして男女平等に関する意識、家庭生活・子育て、男女の就業・仕事、女性の社会参画、男女間における暴力、健康、男女共同参画を推進するための取組、防災災害に関する対策、性的マイノリティーの分野において調査をさせていただきました。

今回、宮代町におきましては、成人18歳以上の方800名、小学校５年生、中学校２年生の子供に対する意識、また役場職員の意識ということで、３パターンに分けて実施したところでございます。小・中学校及び役場の職員は約90％以上の回収率がございまして、一般の方も52％と、意識調査のアンケートの回収率としては非常に高い結果となっておりますので、多くの方が宮代町の男女共同参画の意識が高かったのかなという、回収率でも反映ができるところかなと思っております。

業者のほうにつきましては、こちら業務委託につきましては入札において、実施をさせていただておりまして、地域計画株式会社が落札をしておりますので、そちらに委託をさせていただいております。調査の制度設計から結果に至りましては、業者のほうと調整をさせていただいて、打合せ等

をさせていただいて、実施をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山と申します。ご質問にあった広報の関係の分で、お答えします。

まず、１点目、個別配布、全戸配布の関係でございますけれども、平時、新型コロナが蔓延していないときにつきましては、自治会の区長さん等を通じまして配布してございます。約１万1,000部世帯、配布させていただいております。

今回、緊急事態宣言等を受けまして、外出をなるだけ控えましょうというような国の旗振りがありましたので、郵送等で送りましたけれども、郵送については約１万5,000強の世帯について郵送をさせていただいております。

差異については約4,000くらいありますけれども、通常時の考えですと１万1,000を自治会さん経由で配布をしまして、それ以外は駅や公共施設等で手に取っていただく、ないしはホームページでデータを配信しておりますので、ウェブで見ていただくということがあるのかなとは思っております。

なるだけ、やっぱり多くの方に知っていただきたいというのもありますので、今回は新たにコンビニさんのほうにも広報のほう置かせていただきまして、なるだけその漏れがないような取組みはしていきたいというふうには考えております。

２点目、広報紙が見づらいというところで、杉戸町さんの広報よかったと、私も拝見しましたけれども、すごくよかったなと思っております。改めて、タブロイド紙にした理由というところでございますけれども、こちらは、まずは親しみやすい紙面にしたいというところ、あと、これまで広報紙を見ていなかった方にもぜひ取っていただきたいと、まるっと言えば、幅広い世代の方にぜひ取っていただきたいというところで、広報みやしろＡ４版からタブロイド版にして、かつフルカラーにして、いろんな工夫した紙面づくりができるようにというところをさせていただいたところでございます。

また、予算委員会でもご案内しましたけれども、ＬＩＮＥ上で今年２月にお友達の皆さんにアンケートさせていただきまして、概ねいいというところですけれども、当然、逆にここは見づらいよというような、委員ご指摘もありますので、まるっと見づらいほうに傾きますと、今いいと言っている人が、いやそうじゃないとなりますので、そこはやはりバランスかなと思っておりますので、ぜひ引き続き、こういったふうにしたらいいんじゃないかという提案をぜひ広報のほうにいただければチャレンジして、マイナーチェンジを繰り返してよりよい広報にしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。大変失礼しました。ご質問だった久喜宮代衛生組合だよりの残部ですけれども、今ちょっと担当にも話ましたけれども、総務課のほうで、残をどうやっているかまでは把握していないので、この場ではちょっとお答えできないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　・山委員。

○委員（・山妙子君）　ありがとうございます。

じゃ、１点目のメンタルヘルスは把握できていないということで、ご本人が分かって、病院行くなり、ちょっと気をつけるということなんですが、

結構、窓口でこう顔を伏せてしまうとかというのは、気持ち的にかなと思うところもあるので、なんか毎年メンタルヘルスのほうはきちんとやってくださっているので、個人情報もありますけれども、何かこううまく生かしていただいて、多分、担当課の上司というか、把握したりとかとなるんでしょうけれども、ちょっと気をつけていっていただきたいなと、やっぱりメンタルヘルスのこれ大事なことですので、関係ないとは言えないかなと思うところもありますので、よろしくお願いします。

あと、２番目です。例規集のほう、これ毎年ということ分かりました。町の、見てみると結構、委託料が非常にかかっている、金額的に非常に大きいので、かかるのは仕方がないですけれども、例規に関しては見直しをしてもらったということなので、ちょっとこれからもそういうところ、できるんだったらお願いしてほしいと思います。

あと、３番目の人権の講師、分かりました。法務省から中止の依頼が来たということと、県の委託金で払ったということで、きちっと講師の方もそういう条件があって、コロナ禍だったら５万円ということだったということで分かりました。この講演、また聞けるといいなと思っております。

４番目の広報みやしろに関しましては、ネットで見ている若い方も多いんですが、私もちょっと、若めの方にはネットに載っているからとか、パソコンする私くらいの年代の方も言っているんですけれども、はっきり言って、パソコンのほうすごくいいんです。分かりやすいし、見やすいし。だから、言っているんですけれども、情報が届かない、意外に若い人は町の広報もなかなかホームページ見ないと思うので、ほかのところは見てもいろんな幅の世代の人に見てもらうようにやっているとは思うんですけれども、すごく私はちょっと応援しているんですが、やっぱり高齢の方がどうしても読みづらいというところは、ちょっと工夫してもらってもいいのかなと、その前も言ったと思うんですけれども、そのページに関しては字を大きくするとか、何かちょっとしていただくといいかなと思います。

あと、衛生組合のほう分かりました。あとでお願いいたします。

あと、タブロイド版、はい、いいです。

あと、顧問弁護士料も、分かりました。

あと、男女共同参画のほうも、初めの段階から相談しているということで、はい、分かりました。理解しましたのでいいです。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。４点質問をさせていただきます。

決算書の50ページ、私もメンタルヘルスについて、もう少し詳しくお伺いしたいんですけれども、ストレスチェックをして結果が出て、それで自分が今これくらいストレスを抱えているんだという、自分での再認識ができるということだと思うんですけれども、それによって、自分がストレスを抱えているような職場環境である、その環境というのを変えるために、その庁内の中での相談体制というか、その辺までつなげて改善をしていくようなことをしているのかということを、ちょっともう一度お伺いいたします。

２点目が、決算書の54ページです。成果書が66ページになります。こちらの町民相談なんですけれども、こちらの相談員が３名ということで、こちらどのような相談の内容というか、何回相談しているのかとか、どのようなことなのか、もう少し詳しく教えてください。あと、町民の方ということなんですけれども、どのような方が相談を受

けているのか、もう少し詳しく教えてください。

３点目なんですけれども、法律相談につきまして、今回、成果書67ページで、町民相談の部分で73件ということなんですけれども、こちらは同じ方が何度も相談にのっているのか、それとも一度だけなのかということを詳しく教えてください。確か、１回30分くらいだと思うんですけれども、それでは相談の内容まで行きつくのが短いかなと思うんですけれども、その辺りもどのようになっているのか、詳しく教えてください。

最後に、情報誌のふらふーぷについてなんですけれども、こちらの部数と配布先と反応のほう、どのような反応があったのか詳しく教えてください。お願いいたします。決算書では66ページで、成果書は68ページです。男女共同参画情報誌ふらふーぷの発行というところで、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

１点目のメンタルヘルスの関係でお答えさせていただきます。

こちら相談の体制ですとかなんですけれども、ストレスを抱えている方に限らず、いろんな悩み、そういった抱えている職員も少なからずともいらっしゃると思いますし、またその時々によってそういったストレス、悩みを抱えるといったケースもあるかと思います。

一番は、まず、一番近くにいる同じ担当の職員ですとか、その上司、そういった方が相談の窓口であったりとか、なるかなと。そういうふうに考えております。なかなか、同じ担当内、同じ部署内だと相談しづらいという方もいらっしゃるかと思うので、当然、総務課でも言われれば相談を受けたりとか、あとは、周囲の職員からちょっと最近元気がないんだよねとか、様子がちょっと変かなという報告があったりします。そのようなときには総務課のほうから逆に声をかけて、状況を伺ったりとかしている状況にあります。そこで解決に至る場合もありますし、なかなか解決に至れない場合もありますけれども、なるべくそういった職員を把握した場合には、定期的にというんですかね、状況を把握するように努めて、声掛け等を中心にまずはやっている状況にあります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室長の柴﨑です。町民相談の関係のご質問につきましてお答え申し上げます。

町民相談につきましては、毎月１回第２月曜日に実施しております。相談を受けている方は人権擁護委員になります。こちらは、宮代町町民相談員設置規則第２条に、人権擁護委員の中から町長が委嘱すると決まっておりますので、人権擁護委員３名が相談員として従事しております。

昨年度につきましてですが、緊急事態宣言発令中は、町民相談を実施は中止させていただきましたが、それ以外の期間は実施をさせていただきました。相談件数は３件ございまして、概ね相談内容は家族のこと、近隣のこと、相続ということで、３件ございました。

以上でございます。

続きまして、法律相談につきましてのご質問にお答え申し上げます。

昨年度、73件、相談がございましたが、同じ方が何度も来ているかとのご質問でございますが、同じ方が何度か来ている方もいらっしゃいますが、概ね初めての方が多くなっております。

大体、お１人、目安として30分程度ということでさせていただいておりまして、まず、例えばご

連絡をいただいた際、受付の際に30分程度でお願いしますということで、相談者の方にお伝えさせていただいております。その際には、待ち時間等がある場合があるので、要点を何か紙にまとめていただいて、すぐに相談が話せるような状態のほうがお時間がかからなくていいと思いますということで、アドバイスのほうをさせていただきながら、ご相談のほうをさせていただいています。ただ、あくまでも目安が30分ですので、状況によってはそれ以上の時間もかかっている場合もございますし、逆に30分かからないという場合もあります。

以上でございます。

続きまして、男女共同参画情報誌ふらふーぷにつきましてでございます。

こちら、年に１回発行をさせていただいております。作成部数ですが、昨年度、１万7,500部印刷をさせていただきまして、配布先は昨年度から、広報紙の折り込みの特別付録ということで、配布をさせていただきまして、全戸配布をさせていただいております。また、町内の公共施設のほうにも配布をさせていただいております。

反応につきましては、あまり直接いいお言葉をというんですか、は、なかったんですけれども、たまにあった言葉としましては、男女共同参画情報誌を初めて全戸配布させていただいたので、表紙に男女共同参画を取り組んできた町の歩みといいますか、ふらふーぷ情報誌の歩みを掲載させていただいたところなんですが、そういったところを見ていただいて、かなり昔からこういったものに取り組んでいて、そういう歴史が分かりましたというような言葉をいただいたりもしております。

また、全戸配布して、昨年度、宮代町にある子育ての優良企業を掲載させていただいたんですが、そういったところも見て、宮代町にこういって子育ても仕事も充実できる、要は女性が活躍したりできる企業があるんだねというところを知っていただいたというところでお声をいただいたところではございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

１点目のストレスチェックなんですけれども、相談体制ができているということなんですけれども、そういう悩みとかを言いやすい環境をつくられているとは思うんですけれども、そこで職場環境が変わるとか、変えてもらえるとか、そういうことが期待できないと、言ってもしょうがないかなという感じで、１人で抱え込んでしまって状況がこう悪くなるという場合もありますので。

あと、窓口対応に関しては今回、私も一般質問でしたんですけれども、ちょっと困っている方の相談を受ける際は、理解をしようという気持ちで臨んでいただきたいというのは、役場とかは温度差があるというのは町民の方も思っていまして、役場に行ってそういったことを相談をして、対応に傷ついたりとかする場合があると思うんですけれども。そこの改善として、そういった相談をしてくださる方に寄り添うということも大事なんですけれども、一方で、理解をしようとしているところで言いますと、こちら側の相談を受ける側も線を引いて、お互い自分を守りながらといいますか、そういうことも大切だなと思うんですね。なので、何かその辺りのご指導というか、接客で全部、町民の、もちろん町民の方、困っている方に寄り添うことは大切なんですけれども、その共感を無理にしようということはすごく負担になると思うんですね。なので、そのお互い行き違いがなく、傷つかない相談窓口対応の仕方というか、そ

ういうのを伝えていただけると、お互い負担がないのかなということは思います。そのような要望をいたします。

あとは、承知をいたしました。法律相談も30分の短い時間なんですけれども、何回かそこで終わらない場合はもう一度、１回もう相談したからだめだよということで、できないというわけではなく、受付けてくださっているということで、承知をいたしました。

あと、町民相談に関しては、月１回ということで、この報酬というのはどういう計算になって出ているのか、そこをもう一度、教えてください。

ふらふーぷに関しては、私も拝見しまして、とてもいいなと思いました。年に１回ということで、またお願いいたします。

その１点だけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室の柴﨑です。町民相談員の報酬の算出の根拠ということで、ご質問いただきましたのでお答え申し上げます。

こちらにつきましては、町の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で、町民相談員の報酬の金額が決まっております。町民相談員は日額6,000円、費用弁償300円となっておりますことから、こちらの条例に基づき支出をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

３問聞きたかったんですが、前段の委員の質問と全く同じということがありまして、それで、ちょっとその中で追加でお聞きしたいんですけれども、まず、決算書53、54ページで、町民相談件数なんですが、これ３名用意されていて、なおかつ、毎週月曜日にされていますね。時間も午前、午後とありまして、結構３時間、３時間で６時間くらいされているんですかね。そういう中で、年間３件しか相談されていないというのに驚いたわけなんですが、これについてどのようにお考えかをお聞きしたいということが１点です。

それから同じ54ページの中で、法律相談の関係なんですが、これ大体、町民の相談が同じくらいの数字になっておりますが、これはこの相談回数というんですかね、それがほとんど埋まってこのような感じになっているかということをお聞きいたします。

それと、ふらふーぷの件なんですけれども、これも重なっているんですけれども、理解いたしました。その中で、これ情報誌となっているんですけれども、これ何ページくらいになっているかお聞きいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室の柴﨑です。

町民相談員、年間３件しかないのに、３人の配置、相談員としているということでございますが、相談の内容が、町民の皆様がどういったものを相談があるかというところがそのとき多分、思われる相談、悩みごとがあると思いますので、毎月１回、１回だけなんですけれども、門戸を開いているというところです。

町民相談員につきましては、月は１人だけ、毎月１人対応でおります。確かに、時間のほうが10時から４時までということなので、５時間おりますが、町民相談、電話でも受けるような相談とな

っておりますので、町民相談員が一日配置して皆様が相談があった場合にはお受けさせていただくという体制を取っております。

確かに、結果として、昨年度、緊急事態宣言もあった中で中止をさせていただいたので、件数は年間としては少ない状況ではございますが、門戸は開いて町民の皆様の相談を受けていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、法律相談の件数でございますが、昨年度とほぼ変わらない件数だということで、相談の枠が埋まっているんではないかというご質問でございますが、昨年につきましては特に予約制ということではしておりませんで、当日にお越しいただいた先着順ということでの相談を受けさせていただいておりました。月によっていらっしゃる人数も全く違うんですけれども、たまたま一昨年と変わらない相談件数があったということになります。枠といいますか、昨年につきましては、いらっしゃった方全て受けておりますので、もちろん月によって時間が余ってしまうというんですかね、空いている時間帯もありました。

以上でございます。

ふらふーぷにつきましては、タブロイド版の大きさで、広報のタブロイド版のちょうど真ん中に特別付録ということで、折り込みをさせていただいたところです。ページ数といたしましては４ページとなっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉伸一郎君）　ありがとうございました。

１つだけお伺いいたします。

法律相談の中で、やはりこの段階で解決されるのが一番いいことだとは思うんですけれども、残念ながらその弁護士のほうと契約して、そういうふうに進んだという件数というのは何件くらいあったんでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室の柴﨑です。

弁護士のほうに委託してというお話でございますが、弁護士相談につきましては、あくまでも町民の皆様の法律的なものの解釈の助言ですとか、アドバイスが中心となっておりますので、その方の悩み事の受託というんですか、委任を受けるということではございませんで、住民の方が悩んでいるものに対しまして、解決の糸口を法律的な観点からご助言をいただくという目的で実施しているものであります。そのため、弁護士さんに受任したというところまでは把握はしておりません。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません。角野です。お願いします。

決算書の48ページの一般管理費の説明の中で、報酬の会計年度任用職員の報酬、短時間199人というふうにご説明されましたが、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが。あと、各課ごとに会計年度職員というのが載っていまして、そこに様々な手当がついているんですが、施策に関する説明書の７ページの性質別の人件費というところで１番の会計年度任用職員の開始に伴う増ということで、この令和２年度から会計年度任用職員という制度が始まって、様々な支出が出てくるんだろうと思うんですが、結果、会計年度任用職員の人件費というか、報酬プラス含めて期末手当、保険料含めてどれだけ上がったのかというのは、どこを見たらいいのかお伺いします。何名だ

ったのか、そして幾らだったのかというのをちょっと聞きたいと思います。

それで、その７ページのうち職員給というのは減ったのは選挙がなくなったための減ですよというふうに書いてあります。人数的には変わったということでなくて、３つの選挙、知事選だとか、様々な選挙の手当てが職員にあった分のが減った分が1,132万円なのかということで、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、広聴・広報事業、決算書56ページなんですが、成果書の中では、緊急事態宣言で直接郵送委託による個別配布というふうに書かれていますが、具体的にちょっと聞きたいのは、４月くらいに緊急事態宣言になって、そして職員が配布したこともあるのかなと思いますが、何月に直接郵送にしたのか、委託にしたのか、調整区域だけ郵送にしたんだとか、そういう具体的な細かいところなんですが、お伺いしたいと思います。

それで、この広聴・広報事業に２年度決算が1,214万円と成果書には書いてありますが、この広聴広報費の支出済額の決算書のほうは1,344万円となっています。これは何が違うのかなというふうに思うので、そこもお伺いしたいと思います。

それから、有料広告で54万円というふうに出ていますが、これは前年度より大分増えているというその理由というのは何かあるのかどうか、お伺いします。

それから、ＬＩＮＥ、プッシュ型の情報発信として今、公式ＬＩＮＥというのを開設したということなんですが、現在どれくらいの人が町とつながってＬＩＮＥを開設しているのか、人数が分かったら教えてください。

以上、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　では、ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０５分

再開　午後　１時０５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

角野委員の答弁からお願いいたします。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

会計年度任用職員の関係でご質問をいただきました件について回答させていただきます。

まず、令和２年度中、会計年度任用職員として任用した人数ではあるんですけれども、本会議の補足説明の際に199名と申し上げたかと思うんですけれども、正式には189名になります。

こちら、会計年度任用職員にはフルタイム、職員と全く同じ勤務時間働いていただく職員、会計年度任用職員と、それよりも短いパートタイムの方がおりまして、合計で、フルタイムが12名、パートタイムが177名ということになっております。

それで、令和２年度に会計年度任用職員に係る人件費の総額ではあるんですけれども、なかなか決算書の中から数字を導くことは非常に難しい状況になっておりまして、口頭で申し上げさせていただきます。

こちら一般会計の分ということで申し上げますと、令和２年度は２億1,412万6,682円です。全部の会計含めますと２億3,006万5,560円です。

先ほどの189名というのは、全部の会計含めてになります。

会計年度任用職員のご質問に対してへの回答は以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

角野委員さんからの広報の関係で３点ほどありましたので、順次お答えします。

令和２年度の広報の配布につきまして、緊急事態宣言等を受けまして、どんな感じで配ったのかということですけれども、まず町が直接配布したのは４月あります。令和２年５月号及び６月号、令和３年２月号、３月号です。

一番最初、令和２年５月号は、こちらは職員と社協の応援もありましたけれども、ポスティングと郵送を併用しております。主に市街化地域を職員等人的なもので配布をしまして、調整地域については郵送をしておるというところです。おおむね郵送が4,000通強、4,000通ぐらいです。職員で１万通ぐらいとなっております。

令和２年６月号と令和３年２月号は、こちら郵便で送ってございます。

令和３年３月号につきましては、シルバー人材センターによるポスティングを行っておるところでございます。

それと、決算書、ページで言いますと55、56ページというところで、成果書、こちらは広報・公聴事業なので71ページの歳出の金額が違うがというところですけれども、決算書のほうにつきましては、款項目が広聴広報費の中には成果書の71ページでございます広聴・広報事業のほかに、決算書でいうと58ページです、秘書事務事業ありますので、この秘書事務事業と広聴・広報事業合わせまして、目でいうと広聴広報費の1,344万5,942円の支出となりますので、ちょっとそこが成果書とはうまく突合しないところでございます。

２点目、有料広告、決算書でいうと40ページ、上から６番目ぐらいですか、88万8,000円のうち、広報担当で所管しているのは54万というところで、大分伸びているんですけれども、内訳を見ていますと、特に広報紙のほうで大口３枠、横にぼんぼんぼんとつながるような３枠の大きい広告が複数月にわたって掲載の申込がございまして、決算額を引き上げているものと考えております。

最後、ＬＩＮＥですけれども、ＬＩＮＥの友達数は最新でいうと、こちら８月末ですか、9,519人となってございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

今、ご答弁いただきました広報については、緊急事態宣言が急遽出たということで大変だったのかなと思いますが、これについては早く締切りがあるのにかわら版というのを差し込めるというのはすごくいいことだなというふうに思いました。

この中で56ページの広報配布業務委託料168万円はシルバー人材センターということですねということ、これ３月号の分ということですね。それから、今、最初の５月は職員と社協とそれから調整区域は郵送4,000通、６月と令和３年２月は郵便で行ったということで、52ページの文書通信費のところ、文書通信庶務事業、ここにも入っている郵便料ということで、これはそのままそっちへ行っているのかどうか、その辺ちょっと確認しておきたいなと思いますのでお願いします。

それから、こういう、今もそうですが、緊急事態宣言ということで、最初は封書だったのが今は透明の、今回の９月のは透明ですごく、だんだんよくなってきているのかなと思っているんですけれども、緊急事態宣言だから郵送ということで、町としては職員がポスティングしたり、また郵便であったり、シルバーさんに委託したりと、結果としてはどういうのが理想というか、元へ、早く自治会に戻したいなと思っているのか、その辺の

評価というか、その辺をお伺いします。

それから、会計年度任用職員については令和２年度の数は分かりましたが、緊急事態宣言ということで働き方というのも、ちょっとストップしたというところもあったり、催し物がストップしたりということもあったりして、この緊急事態宣言、コロナ禍でなかったならば当初のイメージの会計年度任用職員とそれから緊急事態というコロナ禍であっての職員の決算の人数というか、その辺の違い、例えばパートタイムとか、その辺の結果はどんなふうに違うのか、全然変わりないんならそれはそれでいいんですけれども、その辺をお伺いします。

それから、ＬＩＮＥ9,519人と、９月、デジタル庁が発足して、もうデジタル化に進んでいるんだなというのがよく分かりますが、広報するというやり方がどんどん変わってきているのかなというふうには思いますが、この辺についてはどうなんでしょう。ＬＩＮＥが一番いいのかなというふうに思ったりもするんで、その辺もちょっとお伺いします。

それから１つ忘れたんですが、男女共同参画のアンケート、たくさんの、成果書69ページなんですが、普通の意識調査で52%出たというのはすごいというふうな答弁があったんですけれども、男女共同参画プラン策定のためということで、特に防災に関して、それに関してもアンケートに入れたとありますが、防災についてはどのようなことをアンケートに入れたかお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

今のご質問に、広報関係ですね、お答えさせていただきたいと思います。

緊急事態宣言中は町が直接配布をして、それ以外は自治会さんを経由ということで、評価というところでお話ありましたけれども、当然、緊急事態宣言中というのは国、県、町がなるだけ人と人との関わり、接触を減らしましょうということを町民の皆様に呼びかけておりますので、町が直接郵送するというのは、これ行政の責任なのかなと担当は考えています。どこからが平時かというのはなかなか基準がないものですけれども、本当に一般的に平時と皆さんが思われる場合であれば、広報担当とすると、従前の自治会さんを通じた配布をぜひ継続していきたいとは考えておるところです。

何点か理由はありますけれども、やはり一番大きいのは費用負担の問題で、毎月毎月広報を配布するという作業に対して、経常的に郵送費がかかるというのはできれば避けたいというところは、担当の思いではあります。

ただし、様々な、後段のＬＩＮＥのくだりに関わりますけれども、世の中が、今回、ＬＩＮＥが9,000人友達が増えた経緯は高齢者のワクチン接種が、これＬＩＮＥで行ったというところで、非常に多くの方がＬＩＮＥのお友達としてなっていただいております。

つまり、ＬＩＮＥで町が発信すれば、そのお友達の方は拒否をしなければ手元に情報が届くというふうな時代にもなってきておりますので、そういったことを踏まえると、いつの段階かというのは分かりませんけれども、中長期的にはそういう電子化というのは、やっぱり究極的には目指していかなければならないのかなというふうには思っておりますが、今、現実においては自治会さん経由の配布というのがベターではないかと考えているところです。

ＬＩＮＥにつきましては、今のお答えの中でも

ありますけれども、町のほうから本当にプッシュで情報が発信できる非常に有力な手段かと思っています。

実際、広報担当も今月号の広報は直接配布しますというのは毎回ＬＩＮＥで送っていたんですけれども、友達が数千、1,000人とかのときには、いわゆる電話でお問い合わせが多かったです、今月の広報どうするのというのが。

今、9,000人いる中で、ＬＩＮＥで、今月号の広報は町が送りますと言いますと、ほとんどやっぱり連絡がないです。もうそのＬＩＮＥで分かっているという状況なので、やはりもうお友達が9,000人もいるＬＩＮＥというのは非常に重要な町からの情報発信手段と考えておりますので、今後も大切に使っていきたいというふうに考えております。

もう一点、郵送料の関係で、シルバー人材のポスティングにつきましては、決算書56ページ、広聴・広報事業の委託料でございます。郵送料につきましては、一部特別定額給付金の記事を掲載したことがありましたので、それにつきましては、その特別給付金のほうの事業からやっておりますけれども、それ以外に郵送料につきましては総務管理費、一般管理費の役務費、郵送料から支出しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　続いて答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑です。

男女共同参画社会推進事業の男女共同参画のプラン策定に伴う意識調査の点についてお答え申し上げます。

防災についての項目はどのような項目で調査をしたかという点でございますが、防災に関しましては、近年、地震や台風等で大規模な自然災害が発生していることに伴って、地域の防災力を向上するための目的といたしまして、やはり男女共同参画の視点の防災対策というのが求められていると考えております。

そのため、今回の調査におきましては、調査項目がとても全体的に多いので、そんな多くの質問はさせてはいただかなかったんですが、やはり性別に配慮して取り組む必要がある対策はどんなものですかというところで、選択になりますが、選んでいただいております。

その中の１つの選択としましては、避難所の設備ですとか、あと乳幼児、障がい児に対する備えやニーズの把握、支給のための配慮ですとか、災害時の緊急医療体制、避難所運営に女性の視点が入ること、災害対策本部に女性を配置、防災計画等に女性が参画すること、被災者に対する相談体制の充実、このような項目を聞かせていただいたところでございます。

結果につきましては、ホームページ等でも公表させていただいていますが、この中で、やはり男女とも多かった回答につきましては、やはり避難所の設備について、要はトイレ、更衣室、防犯対策等について配慮が必要ではないかというのが70%以上の方で回答をいただいたところです。

続きまして多かった回答は、特にこちら女性で多かった回答なんですが、乳幼児、障がい児等に対する備えやニーズの把握、支給の際の配慮をしてほしいという要望が、対策が必要であるというのが大体69.3%、男性ですと２番目に多かったのが災害時の緊急医療体制というような回答になっているところです。

３次のプランを策定するに当たりましては、防災対策のこちらのほうも配慮をした形で、反映できるような政策を考えていきたいと思っておりま

す。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

会計年度任用職員の任用に当たりまして、緊急事態宣言等何らかの影響がというところでご質問いただいたかと思うんですけれども、こちら任用に当たっては基本的には変更はございません。ただ、新型コロナ対策ということで新たに雇用したいと、任用したいとそういう要望はありました。

また、緊急事態宣言に伴って逆に出勤の回数を減らさざるを得ない、例えば業務がなくなる、そういったこともありましたので、そういった場合にはほかの部署での事務等を、何か手伝えるものはないかということで、相互にやり取りしあいまして、なるべく仕事に従事していただくようにはしたんですけれども、どうしてもそういった仕事がない場合には、そういった本来勤務すべき日については補償したということで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

男女共同参画策定プラン、策定の防災に関する男女共同参画ということで、避難所運営だったり、設備だったり、またそういうことを配慮してほしいという、これ本当に男女共同参画で一番力を入れてほしいところなので、なかなか男女共同参画という総務がやっているのは、イメージ的にはなかなかそういうところに入らないですけれども、そこを第３次では特に入れてほしいなというふうに、特に要望したいと思います。

それから、52ページの文書通信庶務の絡みなんですが、特別定額給付金は実施するのは産業観光課でしたが、給付金の封書を送ったのが総務課ということでこの文書通信費の中に入っているという捉え方でいいということですか。今のご答弁でそんなふうに捉えちゃったんですけれども、違いますか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

今のご質問ですと、特別定額給付金の関係で送ったのかというふうに、決算書でいうと55、56ページの中段、ちょっと上ぐらいに特別定額給付金給付事業というものがございまして、こちら11節役務費郵便料419万357円、この中に広報紙の郵送料も含まれてございます。それはこの広報の中で、特別な給付金の情報について掲載をしているというところで、こちらの事業から支出してございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、数点質問させていただきます。

先ほど、48ページなんですけれども、２款の１目一般管理費、会計年度任用職員の報酬となっております。これ、会計年度任用職員報酬ですけれども、この採用に当たってどのような基準で採用しているのか、それと同時に、これはパートさんも177人いるということで、この方らもどういう基準で採用しているのか。毎年、１回採用するとずっと何年まで勤められるのか、その辺のところ。毎年毎年、採用を変えるわけじゃないと思うんですけれども、その辺の基準を教えていただきたい

なと思っております。

それと、50ページの総務管理事業、報償費でございますが、弁護士相談料となっていますが、どんな内容なんでしょうか。

また、54ページで顧問弁護士委託事業ですが、説明書67ページを見ますと92件の相談があったと。先ほどの町の説明だと、町の、町民の相談だと、法律相談、ただの法律相談ということで、細かいことまで弁護士さんに相談するところまで、弁護士を立てるところまではやらないということでなっているんですけれども、町の相談も19件あるんです。このこともやっぱり、弁護士を立てて、法律相談だけなのか、それとも細かい内容まで調査してもらったのか、その辺のところお願いします。

それと、この町のほうで弁護士さんを頼んだんですけれども、どういう内容で大ざっぱで結構です。どういう内容で19件もなってしまったのか、去年よりか10件も増えてしまったのか。元年度よりか10件も増えているとか、その辺のところの事情をお願いします。相談の結果、解決できたのかどうか、その辺のところお願いします。

あと、50ページの一番下の12節の委託料、備考欄の12の委託料でございます。健康診断委託料ですが、元年度では57万8,000円でしたもんですけれども、２年度では82万2,000円となっています。この辺のところの説明を、細かいようですけれども、説明お願いします。

それと、４番目としては66ページ、男女共同参画社会推進事業です。説明の中で職員や小中学生の生徒に対して、先ほども伺っておりました男女の問題とか、社会の問題、最低賃金の問題とか、いろんな防災だとか、いろいろありましたけれども、この内容の結果というんですか、どういう結果が出たのか、もう一度、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

それと、この説明書の68ページで、ＬＧＢＴなどの取組なんですけれども、このアンケートに対しての、何かそういうのがあったのかどうか。

あと、それともう一つなんですけれども、こういうアンケートを取りながらでも、庁舎内の男女差別というのはあるのかどうか。私が見た限り、幹部職員、女性ゼロですよ、宮代では。その辺のところはどういうふうに考えているのか。去年あたりは１人いたような感じしたんですけれども、今ゼロです。これで男女差別があるのかないかといえば、見た目は男女差別ですよ、私から見れば。やはり、この辺のところを改善しなければ、幾らアンケートを取っても、庁舎内がそれなんじゃ、これはちょっと矛盾しているんじゃないかなと、私は感じております。その辺のところ、どういうふうに考えているのか。もう一度お願いします。

あと、最後の88ページなんですけれども、監査委員運営事業、私は、先ほども監査委員に質問をしました。そうすると一般の監査したときの1.5倍ないし２倍ぐらいの仕事量があるんだということで言っておりました。時間にしても相当時間かかっている。それと最後のまとめとかそういうのもあるんだろうと思います、自分の考え調べたり何かしたり。

そういうことで、これを見ると、監査委員のを見ると15万ぐらいですか、お金の問題じゃないんですけれども、やはりこれだけの業務、ほかの委託している人たちの問題もありますけれども、これだけの仕事をやっているのにどうなのかなという感じがするんで、その辺のところが、私、上げろか何とかいう、総務のほうでもう少し考えたほうがいいんじゃないかという感じで質問をしていますので、その辺のところはどう考えているのかだけでも、回答していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、会計年度任用職員の任用の基準ということで、ご質問をいただいた件について回答させていただきます。

こちら任用の基準というのは、採用に当たっては、全て面接試験をやっております。その前に、令和２年度の採用に当たっては、令和元年度の１月に募集をかけました。募集をかけまして、応募があった方について、面接を行い、適任であると判断された方を任用しております。任用に当たりましてのそのような流れでやっているということになります。

あと、１回任用されるとずっと任用されるのかということでご質問あったかと思うんですけれども、会計年度任用職員というのは名称にもあるとおり、会計年度で区切って採用されるということになりますので、毎年度、同じような職、仕事が設定される場合には、毎年度募集して、応募いただいて、面接をして任用ということになります。２年間保証するとか、３年間保証するとか、そういったものはございません。

それと、庁舎内での職員の男女差別、管理職に女性職員がいないということですけれども、委員ご指摘のとおり、職員、管理職に限らず、管理職の総人数に占める女性の職員というのは非常に少ないです。令和２年度につきましては４人です。管理職51人、管理職おったんですけれども、女性の管理職は４人、非常に少ない状況となっております。

それは総務課といたしましても、少しでも女性の管理職となるべき職員がなっていただきたいと考えておるところではあるんですけれども、その前にどうしても主査になっていただかないと、管理職への道というのはなかなか開けない状況にあります。

その中で、令和２年度においては、女性の主査が２名増えております。この２名の女性の主査を含めまして、今後、管理職へと登用できる人材というのを育成しながら、女性管理職が１人でも多く増えていってもらいたいなと考えているところで、増やすためのという努力というのは何とも言えないですけれども、今後、今、女性の主査が10人おります。その中から管理職へと今後進んでいってもらえるものと期待をしているところでございます。

それと、監査委員の報酬に関しましてご質問いただきましたけれども、こちらの質問に関しましては毎年度いただいているかと思います。こちらとしても監査委員の報酬、ちょっと低いのではないかということで、毎年度、県内の町村の監査委員さんの報酬の統計があるんですけれども、宮代町の監査委員の報酬は非常に低いほうの位置にあると、そういう現状は認識しているところです。ただ監査委員のみの報酬が低いというわけではなくて、ほかの執行機関、選挙管理委員会であり、固定資産評価審査委員会であり、教育委員会でありという、そういった執行機関ありますけれども、そういった委員の報酬というのも、そんな高い位置にあるわけではないので、全体を通してどう見直していくかというところで、検討はしてはいるんですけれども、なかなか引き上げには至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人

権推進室長の柴﨑です。

それでは町民法律相談の関係でご答弁申し上げます。

92件、相談をさせていただいたということで、成果書のほう67ページには記載させていただいております。その内訳としましては、町民からの相談が73件、町執行部側からのご相談が19件、合わせて92件となっております。町側の相談につきましては、19件の内訳でございますが、今回、昨年度につきましては議会事務局、総務課、町民生活課、まちづくり建設課、産業観光課、子育て支援課、住民課からの相談がございました。

そのうち、多く、会議録の有料サイトの登録について、文書の取扱いについて、土地の所有者について、公共施設の駐車場の関係について、所有者不明の土地の関係について、水道料金について、ＴＭＯについて、借地契約について、学童保育について、あと弁護士法に基づく照会の回答について、あと町民対応についてという質問で19件となっております。

こちら解決したかということにつきましては、多くのものにつきましては、解決といいますか、弁護士のように法律的な解釈、ご助言をいただくというところになっておりますので、そういった助言をいただいて、町の方向性を決めているものだと解釈しております。こちらにつきましては以上でございます。

続きまして、男女共同参画プランに係る住民意識調査の結果につきましてお答え申し上げます。

調査の結果についてですが、大まかな項目がとても多いものですので、大体代表的なものにつきましてお答え申し上げます。

一番気にされているかと思いますが、男女平等、男女の平等に関する意識について、住民のほうに学校生活ですが学校教育、職場、政治、地域活動、社会通念や風潮、法律や制度、社会全体、各項目によって、今回ご質問をさせていただきました。こちらの項目で、例えば不平等感がとても強かった項目、といいますのがおおむね政治、あと社会通念や風潮、社会全体についての不平等感というのが、男女共にとても高かったという結果になっております。

それ以外にも、男女の性別の役割分担意識、そういったものも聞かせていただいております。そういった男女平等の役割分担意識につきましては、やはり、このような考え方、男は仕事、女は家庭という考え方に同感しますかという問いにつきましては、60％以上の方が同感しないという回答をいただいております。このことからも少しずつではありますが、やはり男女平等、性別、役割分担意識というのが少しずつ薄れてきているのではないかというふうに考えているところでございます。

ＬＧＢＴにつきましても回答をいただいております。ＬＧＢＴ、性的マイノリティーの認知度、まず言葉を知っていますかというところから入らせていただいております。ＬＧＢＴという言葉を知っているという言葉を知っているという回答の70％が知っていますということで、町内の方の70％が知っているものと判断しております。今まで性自認や性的指向に悩みを持ったことがございますかという質問もさせていただいております。その中で全体的に５％、5.3％ではございますが、悩んだ経験があるという方もいらっしゃっております。そこで、性的マイノリティーの方、これは全ての方に聞いたんですけれども、マイノリティーの方、すみません、これは役場の職員の対象の調査の中で、役場の職員に聞いたんですけれども、性的マイノリティーの方々にとって、生活のしづらい社会でありますかという問いについては、職員の約40％の職員がそう思うと、どちらかという

と思うという方で48%いますので、おおむね80%超が、80%、90%近い方がやはり生活しづらい社会ではないかということで意識をしているということが分かっております。

続きまして、庁舎内で男女差別があるのかというお問い合わせでございましたが、役場職員に対してアンケート調査をした中で、職場において男女平等の意識はどのようなものですかというところで聞かせていただいております。役場職員の中では平等と回答している女性が21%、男性が36%、不平等という回答をしている女性は21%、男性が21.8、どちらともいえないという回答は女性のほうが55.8%、男性が37.3%という結果になっております。

今後、このような住民に対しても職員もどのように思っているかという回答を受けまして、男女共同参画プランのほうには女性活躍推進法に関する基本計画ともなりますので、そういった部分では施策等を織り込んで策定としていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほどご質問いただいた健康診断の委託料の関係で答弁のほうが漏れておりましたので、回答させていただきます。

こちらは令和２年度から始まった会計年度任用職員、こちらで健康診断受診していただく方というのを予算措置した関係で令和元年度よりも上がっているということになります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

この最初の一番目の会計年度任用職員の採用の基準、毎年、毎年やっているんだということなんですけれども、そうすると、これは去年は倍率はどれぐらいだったんでしょうか。その辺のところ、もう一度お願いしたいなと思っております。

それと同時に、これは一度、任用して、１回解雇するという意味なんでしょうか、毎会計年度ということで。そういう、毎年、毎年、募集するということになると、やはり経験積んだ職員が、私は問題だなと思っておるんですけれども、それのところ、町のほうとしてはどのように考えているのか。

それで、倍率なんですけれども、先ほど言いましたけれども、この毎年どういう募集をかけ、募集は令和元年度にやったということで、年度をこのようにやったということなんですけれども、これだとやっぱり、町の技術の継承というのですか、その町のこの会計年度任用職員の技術というのは継承されるような仕事じゃないということになってしまうんじゃないかなと感じがするんですけれども、そういうところが、どのように抱えているのか、そうするとやっぱりやる気がなくなってきますよね。せっかく覚えた仕事を解雇されるとかになると。その辺のところがよく考えているのかどうか、その辺のところ、ちょっと難しいなと思っております。

それから、弁護士の報償費なんですけれども、10件も多くなっている、19件で多くなっているということなんですけれども、いろんな細かいことを言っていましたけれども、やはりそれだけ町に対して町民からの苦情とか、また職員間と町からすると困ったことが多くなってきているんじゃないかなと、私は思っておるんですけれども、あと最後に言いました業務上相談ごとみたいなことが、相談しなくちゃいけないみたいなことが言われた

みたいなんですけれども、これは業務上で、町民が何か町で対応できないようなことだったんだかどうか、まずそれは、その弁護士さんに相談するぐらいですから対応できなかったんじゃないかなと推測されるんですけれども、そういう細かいことで業務が時間が取られる、そういう問題が今後多くなってくると、業務に支障が来るんじゃないかなと、私は思っているんです。その辺のところもどういうふうに考えているのか、もう一度、どういうふうに考えているというか、これは解決しなくちゃいけない問題だと思うんですけれども、細かいことを言えたらで結構ですので、お願いします。

あと、女性の管理職、先ほども言いました。主査が増えているというんですけれども、これはあと最初に入ってくる、任用したとき入ってくるとき、条件はみんな同じですよね。なぜ女性だけが管理職にならないのか、それはもともとそういう姿勢で町の職員を募集していないんじゃないかなと思っているんです。やはり町の業務を全部こなしてもらいたいということでやっていけば女性だって、それは話、女性だってというと御幣あるかもしれないけれども、女性の地位向上にも役に立つんじゃないかなと。

要するに男女間の、そこからもう間違っているんじゃないかなと、私は思っているんです、最初の採用から。やはり採用するとき、採用人を募集するのは面接をしてやるわけでしょう、きちんと。町の業務というのはこういうもんだということでやるわけですから、その辺のところは、もう一度、きちんと町のほうでは、総務としてはやるべきじゃないかなという感じはするんですけれども。じゃないといつになってもこれは変わらないですよ。幾ら主査を増やした、やる人がいませんでした、募集してもやる人はいませんでしたという回答になりますよ、来年度も。

そんなところをどういうふうに考えているのか、本当に。なくす気だったらもう少し深く考える必要があるんじゃないかなと感じはします。全員職員集めても結構じゃないですか、そういうときは。全職員、全女性集めてもいいですよ。私はそう考えているんです。そんなところをもう一度お願いします。

それから、ＬＧＢＴです。取組なんですけれども、庁舎内でアンケート取った場合は何％と言ったかな、結構数％いるということなんですけれども、悩んでいるということで。その辺のところはやっぱりこういうことで差別してはいけないと思うんで、町のほうでは、例えばそういう人がいた場合はこの辺のところも含めて採用試験も含めてなんですけれども、昇格試験、そういうのにもやっぱり差別しないようにお願いして、やっていないと思うんですけれども、万が一やっていたら問題だなという感じがするんで、その辺のところも含めて考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課長。

○総務課長（赤井誠吾君）　総務課長の赤井でございます。

それでは、順次、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、会計年度任用職員、倍率は後ほど副課長のほうからお伝えをさせていただきたいと思いますけれども、１年ごとに解雇するということかというお話ありました。会計年度任用職員につきましては、先ほど副課長からもお話させていただきましたけれども、会計年度ごと、任期を定めて採用してございます。なので、基本的に雇用契約自体が３月31日で切れることとなっておりますので、

これは契約の解除ではなくて、任期満了というような形になります。翌年度以降につきましては、先ほどありましたけれども、毎年度１月に再度募集をかけさせていただいているところでございます。

また、総務省の示しているマニュアルにもなるべく継続して同じ方が任用しないように、普通の正規職員の採用と同じように、能力実習の方法によって、面談等を行った上で採用するようにという指導が来ているところでございます。なので、これに従って、町のほうでもやらせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、技術の継承はということでございますけれども、こちらにつきましては会計年度任用職員の行っていただく仕事というのも、毎年度、各課に照会をかけまして、人数等、どういった業務をやってもらうかというのを決めているところでございます。

したがいまして、毎年度同じ業務になるかというところは、またこれは別の話でございまして、そういう技術継承という部分もあるかと思いますけれども、必要な業務を必要な人数にやっていただくという考えの下、毎年度照会をかけてやらせていただいているところでございます。

また、弁護士のところでお話ありました。ここにつきましては、先ほど柴﨑のほうからも説明させていただきましたけれども、本当に多岐にわたる相談が庁内の各課から寄せられてきているところでございます。そういったことを考えますと、やっぱり町としても、そういった各種の問題で法律の問題というところに触れる部分が多くなってきているのかなというところは思います。

したがいまして、そういったことを踏まえて、顧問弁護士にご相談できる態勢というのを総務課のほうでも整えさせていただいて、何かあればすぐに聞けるということが重要なのかなというふうに思っているところです。

また、続いて、女性の管理職というところでお話いただきました。私どもは特に女性を差別しているとかということは全くなくて、女性職員の方にもお話を聞く機会がございます。そうするとやはり家庭との両立とかというところでなかなか難しいという女性職員もいることはいると思います。

また、管理職にはなりたくないという考えをお持ちの方もいらっしゃるのも事実です。そういった方々も含めまして、本当に管理職になりたいという意欲のある職員が管理職になれるような環境を整えるということが総務課でやっていかなくてはいけないことだと思っていますので、議員ご指摘のとおり、女性職員集めての意識向上というところでは、女性のキャリアアップ研修などを総務課のほうでも行わせていただいておりまして、適宜、管理職の意欲というのを向上させる取組を行わせていただいているところでございます。

また、ＬＧＢＴの件についてもお話ありました。ここにつきましては、例えば採用試験におきましては、性別欄は任意記載というんですか、一応性別欄を設けている、これは町村会で一括して実施しているので、特定の様式というものがございますけれども、こちらには一応、米印というんですか、注を付させていただいて、記載は任意ですということで、書かなくてもよいというような対応をさせていただいているところでございます。

そのほか、そういったＬＧＢＴの方、職員にいらっしゃれば、そういったそのところに配慮できるような体制というのも、今後、総務課としても考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

会計年度任用職員の任用の倍率ということでご質問いただきましたけれども、大変申し訳ないんですけれども、令和２年度任用ということで、令和元年度に実施した率については、今持ち合わせていないんですけれども、令和２年度中に実施した令和３年度任用の会計年度任用職員、こちらの採用率というんですか、応募があった方の採用に至った数ですけれども、中には応募いただいても途中で受験辞退しますと、そういった方もいらっしゃいます。そういった方を除いてなんですけれども、約９割の方が任用ということになっております。

女性の管理職の関係ですけれども、先ほど、総務課長のほうからも説明ありましたけれども、差別的な取扱いというのは全くやっておりません。新採用職員として採用するに当たっても、特に男性が、女性がということもなく、公正な作業ということで実施しておりますし、実際のところ、ここ何年かは新採用職員として、新規採用職員として入る職員は女性のほうが多いです。実質的には多いです。その中からやっぱり将来に夢を抱いていただいて管理職までの道筋というのを個々の職員、これは女性に限らず、男性にも言えることだと思うんですけれども、職員になった以上はどうやったら道を歩んで、自分はこの組織で働いていくのか、そういった道を描けるように、総務課としてはやっていく必要があるんだと思うんで、そういったところで努力はしていきたいと考えていますので、決して女性を特別扱いするとか、そういったことはなく地方公務員法でしっかりと平等的な取扱いの原則というのもございますので、それを遵守して行っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの答弁は以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑です。

先ほどご質問がありました性自認や性的指向の悩みの有無につきましては、こちら大変申し訳ございません。一般の方から聞いたパーセントということなので、役場の職員が5.3％ということではなくて、一般の方の調査の中で5.3％の方が悩まれたという回答をしているというところになりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほど、会計年度任用職員の任用の倍率ということで、関連してというか、補足になるんですけれども、あくまでも４月１日から任用する方についての数字でございます。年度の途中から任用をする職もございます。それについては、個々やっておりますので、数字的なものは持ち合わせておりません。あくまでも４月１日から任用する会計年度任用職員ということでご承知おきいただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の48ページの任用です。面接で基準を決めるんだということを先ほど言いましたけれども、この面接というのはどんな基準があるんですか。それが、基準がちょっと分からないというか、採用に当たっての。何か試験でやるのか、ただ面接だけでやるのか。落ちた人がこ

れは困っちゃうんじゃないですか。やっぱりそれなりの勉強だったらしてくれるんだと思いますので、その基準というのはどういうもんで採用の、ただ人と人と会って、この人は気に入ったから面接する、採用だと、これじゃ困っちゃいますよね。やっぱり基準というのがはっきりしていないと、あるのかないのかだけでも結構です。あるんだったら大まかで結構です。おっしゃってください。

あと、ほかのことについては弁護士さんのことも本当は細かく聞きたいんですけれども、いろいろあと細かい業務上の問題があって相談しているんだということで言っていますので、これからも多くなるのかなと感じが私はしないでもないですけれども、その辺のところお願いしたいと思います。

健康診断のことについては分かりました。

それから、男女共同参画推進事業なんですけれども、宮代町、一番の欠点は女性の管理職が少ないということ。これ、ほかの自治体に行っても女性の管理職は多いです。ゼロ％というの宮代ぐらいじゃないですか、この近隣では。それで男女差別がないと言われても、ちょっとクエスチョンがつくんですよね、ええっと。よく言えるなという感じがする、私は。そう思いますよ。その辺のところがやっぱり町の行政として、きちんと把握、町の外の自治体等もよく見て把握する必要があるんじゃないかなという感じがします。そうしないと、女性の意見が聞けていないといっても、いないんじゃ聞きようがないですよね、幾ら職員が言ったって、上司に対して、いやこうなんだということは言えないですよ、はっきり言って。

その辺のところは至急改善する必要があるんじゃないかなと思っております。

あとは、監査委員のことも分かりましたので。この辺のところは全体的な関係もあるので、検討する必要があるんじゃないかなという感じも。監査委員だけじゃないです、私も言いたかったのは。実際にはやっぱりいろんなところで、他の自治体と比べたら差があるなという気がしますので。これは町の財政規模もあるんだと思いますので、その辺のところはきちんと精査しながら直すところは直していく、それが必要じゃないかなと思っておりますので、ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

会計年度任用職員の任用に基準でございますが、こちら任用に当たって細かいところというのを公表してしまうと、これは公平な採用にならなくなってきてしまうので、細かい点は申し上げられないんですけれども、一般的な面接でのやり取りから、多少専門的な知識が必要な会計年度任用職員についてはそういった専門的なことも聞いた上で、そういったことが正しく回答ができるかどうか、そういったところも確認しながらやっております。もちろん知識ばかりではなくて、やっぱり職員として適切、ふさわしいかどうか、そういった視点も大きな重要な要素ということになってくるかと思いますので、そういったところを踏まえまして、面接で質問しながら判断しているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　補足でございますけれども、すみません、副町長の渋谷でございます。

女性の管理職の関係でございますが、これは以

前から大きな課題として考えております。先ほど副課長のほうから話がありましたとおり、採用試験を行いますと、筆記試験と面接で基本的には採用していきますけれども、やはり最近は女性のほうがかなり得点が高いんです。なぜか分かりませんけれども、本当に女性は優秀です。機械的に点数で上から基本的には採っていきますけれども、どうしても女性職員のほうが優秀というのは最近の傾向でございます。

そういった中で、やはり女性職員をきっちりと育成していくことが大事だと思っておりますし、最近はその採用の面接試験のとき、当然、本人の能力ですとか、やる気ですとか、人格ですとか、そういったものを当然採点として加えておりますけれども、そのほかに組織への貢献度、将来、あなたは組織にどういった形で貢献できますかといったこともきちっと確認をしながら、そういった管理職として意欲のある方、そういった方も優先的に採用するように努めておりますので、中期的な課題ということで、最近、主査試験の女性職員も増えていますんで、中期的には女性職員の管理職が増えていくというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ございませんか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　すみません、決算書の48ページです。

一般管理費、人件費、１つだけ質問させていただきたいんですけれども、給料で町長、副町長、職員給料ということなんですが、この職員給料、ほかの自治体を見ると、各歳出ごとに人数を書いているところがあると思うんですけれども、宮代町は人数が入っていないんで、歳出ごとに金額がいろいろ人件費変わってくると思うんですけれども、やはり人数を入れたほうが見やすいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

委員ご指摘のとおり、決算書には人数載っておりません。一般管理費についてですけれども、一般管理費、こちらは総務課の職員と企画財政課の職員、あと会計室の職員、町民生活課のうち町民生活課長と環境推進担当を除いた人数分の人件費、46人分の人件費ということになっております。これは町長、副町長も含めてになります。

全体的な決算書への人数の記載については、こちら決算書を作成の財政の担当等と一度相談をさせていただいて、今後の課題とさせていただきますので、一度検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

もう総務課所管分の時間、午前入れて２時間経過しているので、重複というか今までに出た話はしませんけれども、なお６点ほどちょっと質問だけしたいと思います。簡単です。

まず、決算書から入りますけれども、47ページの一般管理費の人件費の関係ですけれども、この一般管理費人件費の職員手当等のうち、職員の超過勤務手当545万1,933円執行されておりますけれども、この超過勤務時間数、総数と平均、それと最大時間、これについて教えてください。

２つ目は同じく決算書56ページになりますが、情報公開の推進事業ということで載っておりますけれども、この公開請求の件数とその請求に対する対応を教えてください。

それから、３つ目は同じページの行政不服審査会の運営事業ですけれども、行政不服審査申し立て件数、多分ゼロだと思いますけれども、及び申立てに対する対応についてお願いをします。これが３つ目。

４つ目は、今度は主要な施策のほう、つまり、成果書ですが、ページ、66ページ、これまでも既に質疑交わされていますが、人権・平和推進事業。これ人権に対する取組については種々これまで質疑がありましたのでいいんですが、平和、特に核兵器禁止条約に対する取組が全くないというのはどういう理由からでしょうか。４つ目です。

それから次、５つ目、成果書の70ページ、職員研修事業ですが、女性職員のキャリアデザイン研修というのが出ておりますけれども、その研修の内容と、今回、参加者48人ですけれども、成果があれば教えてください。

最後になりますけれども、成果書の71ページの広聴・広報事業ですけれども、町長への手紙がありますけれども、ここには68件と出ている。その提案、意見、それぞれあると思うんですが、その内訳、そのうち実施に至った件数があれば示していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時３５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の西村委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

答弁を願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただいた件について回答させていただきます。

まず、人件費のうちの職員の超過勤務手当の関係でございますけれども、こちら令和２年度の超過勤務の総時間数ですけれども、１万1,959時間になります。平均いたしますと75時間、年間で75時間、最大の時間数ですけれども339時間になります。

続きまして、情報公開の関係ですけれども、こちら件数とその対応ということですけれども、総件数につきましては51件になります。51件のうち、全部公開ということで対応したのが20件、一部公開、部分公開ですね、一部公開で対応したものが15件、文書が不存在と対応したものが15件、非公開としたものが１件、この51件になります。

行政不服審査会への申立てについては、件数はございません。

続きまして、研修の女性職員のキャリアデザイン研修に関してでございますが、こちら研修の内容といたしましては、先輩職員、令和２年度を持って退職する職員がおりましたことから、その職員から自らの経験ですとか、仕事に対する取り組み方、また考え方、そういったものを女性職員に話をしていただいて、効果としてはこれが大きく結びついたかどうかというのは何とも言えないですけれども、主査昇給試験への受験につながったと考えられることですとか、あと女性職員の中からは仕事に対する見方、考え方がちょっと変わったと、そういった意見も聞いておるところです。

こういった研修を続けることによって、キャリアデザインというのを毎年度、日々描いていただいて、少しでも多くの職員、女性職員が全員が管

理職目指していただくのも一つかと思いますけれども、職員一人ひとり、女性に限らず男性もそうですけれども、自らがこの町の職員としてどう働いていくか、どう組織に貢献していくか、どう仕事をやっていくかというところを描いていただいて、職務を全うしていただければ一番いいのかなと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑です。

人権・平和推進事業につきましてお答え申し上げます。

核兵器禁止の取組というところでございますが、宮代町としましては、平成６年に人権尊重平和都市宣言、平成７年度に核兵器廃絶平和都市宣言を行って、それ以後、世界の平和恒久のため、町民の平和意識の高揚を図る、平和の大切さを啓発、平和教育を行ってまいりました。その代表的な事業といたしましては、子供たちに参加をしていただいておりました朗読劇「私たちと原爆」という朗読劇を26回まで続けて、毎年実施しておりましたが、27回目となる昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止となり、今年度も中止とさせていただいております。

こういった事業を継続的に続けていくことで、核兵器の悲惨さ、残酷さというものを戦争を知らない子供たちにも伝えていく事業ができているんだと思っております。

また、いつもどおり、例年ですと、朗読劇に併せまして、平和に関する展示会というのを開催させていただいております。こちらにつきましては、広島・長崎の原爆の写真展を図書館のホールで実施をさせていただきまして、やはり核兵器の悲惨さというものを多くの方に見ていただき、二度とこのような戦争等を起こさないように気持ちのほうを意識の高揚を図っているところでございます。

昨年度につきましては、朗読劇を中止にしたため、広島・長崎原爆写真展と同時に宮代町の中での戦争関係資料を展示させていただいて、平和の尊さについて考えるような事業をつくったところでございます。またそれと同時に、図書館で実施をさせていただいておりましたが、郷土資料館でも宮代町の資料館の館蔵資料に見る戦争の記録といたしまして、宮代町の戦争がどんなものだったのかというような展示を行い、平和の尊さ、そして戦争の悲惨さ、この戦争の恐ろしさを二度と繰り返してはいけないということを皆様に知っていただく機会を設けさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

広聴・広報事業、町長への手紙68件の内訳とあとは実際に着手したことということでございますけれども、昨年度まで成果書では分野別に集計しておったんですけれども、今回はしてございません。というのも、なかなか区別がしづらい手紙がすごく多くなってきたなというのが印象でございまして、昨年ベースに集計すると、ちょっと、んと思うところがありましたので件数のみ表記しましたけれども、内訳です。

まずは町政への方針、まちづくり全般に関するものが４件、環境や防犯・防災・交通安全系が11件、子育てや福祉系が６件、保健・健康これに新型コロナ関係も含まれますけれども19件、産業・観光系が１件、道路都市計・水道が４件、教育委

員会関係が３件、特別定額給付金等を含むその他というところで20件と、内訳でございます。

また、実際にお手紙をいただいて、着手した、実現したことということですけれども、総数でいうと16件取り組みました。一番多かったのは年度早々に学校の再開のときに、国が緊急事態をしますということを出す前には、当然春休みが終わったら再開しますというアナウンスでしたけれども、それが決まる４月の本当の２日、３日、４日ぐらいに、こんな状況で学校をやるのかということを非常に多く来ました。だから、そこは本当に日に日にというか、１時間、１時間で状況が変わるようなことでしたので、なかなか答えできなかったんですけれども、国のほうが緊急事態宣言出しますということがありましたので、４月７日に町の新型コロナウイルス対策本部会議で４月８日から５月６日までの臨時休業が決まりましたので、それについては皆様のご希望に沿えたのかなと思っております。

それ以外には、排水溝、外注で処理してほしいだったり、職員対応ちょっといかがなものかというものであったり、広報紙がこういった点が見づらいというものの対応だったり、あとはこれも新型コロナ関係ですけれども、防災無線を使ってぜひ外出の自粛とかを呼びかけてほしいというものもあったり、あと回覧板を少なくしてほしいというものだったり、川沿いの草刈りをしてほしいものだったり、ぐるる宮代の備品について修理してほしいというものについては対応した次第でございます。

計16件対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

まず、超過勤務時間数をお尋ねしたのは、言うまでもなく新型コロナの関係がどう令和２年度、職員に対して影響したのかということを知りたいために時間数を聞いたわけですけれども、これ、対前年比較では当然、伸びていると思いますけれども、お答えください。

それから、情報公開推進事業、公開請求件数51件、これは多いと見ていいんですか、通年に比べてどうなんですか。これもちょっと、対前年比較で教えてください。

行政不服審査申立てはなかなか出ないからゼロ件だというふうに思っていますけれども、一応、確認のため聞きました。

それから、職員研修事業、女性職員のキャリアデザイン研修、なかなかいいことをやられている、これ今回が初めてだと思うんですけれども、今日の状況の中では宮代町の職員の、女性職員の気合を上げていただくためにも、やはり続けてやっていただきたいかなと思います。

それから、核兵器禁止条約に対する取組の件に関して、丁寧な説明がありました。確かに核兵器禁止条約についての町の対応というのが、過去こういう形でありましたよという説明は分かりますけれども、今、核兵器禁止条約そのものが令和２年度において、３年度か、２年度だと思ったけれども、新しい局面に入っていると思うんです。そういう中で、確かに原爆展を含めた成果書の中に載っている内容のものを開催されているし、一部中止になったイベントもありますけれども、こういう中で、やはり核兵器を禁止というところでやっていただければよかったのか、今後、そういうことでより関心を深めていただきたいなとそういうふうに思います。

それで、最後に、町長への手紙について詳しく提案、意見、実施に至った件数含めてご説明いただきました。ただちょっと聞くところによると、

こういう提案、意見があった場合に、広報みやしろですか、そういうところに載せていいですか、悪いですかということで、された方にお問い合わせをされるということが、本人がいや載せてくださいというふうに言ったときに、これ載せるというのはやられているんでしょうか。それはお答えください。

以上、１番目の超過勤務時間、それから、核兵器の取組、それから町長への手紙です。この３点お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

超過勤務の関係で、コロナの影響でどうなったかということで、ご質問いただきましたけれども、全体で手元に時間数はないんですけれども、減っております。決算額で申しますと、昨年度は3,000万円ほど超過勤務に対して支出があったんですけれども、これは全会計含めてです。全部の会計で3,000万円ぐらい。今年度は全体でそれより減りまして、減った金額が1,300万ぐらい減っております。これは新型コロナの影響で、逆に各種事業、イベント、こういったものが中止になったというのが非常に影響しているかなと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

私のほうからは町長への手紙の関係の公開の関係でお話しいたします。

町長への手紙につきましては、回答を希望しますかというところと、提言、お手紙の内容を公開してほしいですかという希望を聞いてございます。

公開につきましては、当然、いいえと、公開してほしくないというものについては公開しておりませんけれども。公開をしてほしいというものあったものについては、町のホームページ、こちらのほうで公開をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑です。

平和推進事業につきましてお答え申し上げます。

核兵器禁止の取組を積極的にというご質問でございました。核兵器禁止につきましては先ほども申しましたように、平和展、戦争平和展ということで、広島・長崎の原爆写真展、また中止になりましたが朗読劇を中心に実施を今までしておりましたが、やはり核兵器禁止という大きな題目としてはしていなかったところもございますので、このような展示を含めて、核兵器禁止についてもアピールをしながら平和事業の推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　最後にします。

職員の超過勤務時間については分かりましたけれども、イベント中止というのが影響して、金額的に1,300万、これは全職員を対象にしたものというんですが、ここにある先ほどご答弁された１万1,959時間というのは、これは前段のご質問の中で出てきた一定の課のみのものなのか、全職員の対象にしたものなのかお尋ねします。仮に全職員を対象としたものがあればいいんですけれども、そうでなく一定の数字、数字といいますか、一定

の課を対象にしたものがあるとすれば、全体ではどうなっているのかお答えください。

それから、あと町長への手紙については、そういうことなんだということで、これ、漏れることは、まずないですよね、必ず本人が何か出して、公開してくださいと希望された場合にはホームページを含めたところで公開をすると、こういうことで理解してよろしいでしょうかと。

それで、先ほどちょっと質問を飛ばしちゃったんですが、やっぱり情報公開について、全公開というのが51件のうちに、20件、一部が15件、それからもう一つよく分からなかったんだけれども、これ15件というのは何だったんですかね。それで、非が、非公開が１ということなんですが、内容については問いませんけれども、全部公開、一部公開、それからその次の15件というのが何の公開なのか、黒塗りの公開なのか、その点について、ちょっと落として申し訳なかったんですけれども、それだけお答え願います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、超過勤務に関してですけれども、こちらは全部の課が対象ということでの数字になります。全部の課ではあるんですけれども、管理職のこちら時間は含めておりません。主査級以下ということで、町の組織といたしましては、課長、副課長、主幹、これは管理職ということで位置づけております。それ以外の主査、主任、主事、こちらの超過勤務の時間ということになりまして、職員数で申し上げますと、163名分の超過勤務の時間ということになります。

続いて、情報公開の先ほどの15件の件ですけれども、これは不存在、文書が不存在ということで、そういった文書はありませんという回答をしたものが15件ということになっております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山です。

町長の手紙に関するご質問で、公開してもよい、公開してほしいというところであったものについては、漏れなく公開しているかというものですけれども、まず１点、回答の様式、町が回答する際には、ご本人様、どこの誰それということをきちんと名乗ってやってほしいという旨やっております。そういったものをしないで、匿名とかであって公開してほしいというものについては公開しておりません。また、あとは特定個人に関わるもの、私の特別給付金の手続はどうなっていますかとか、そういったものについても公開してほしいとは言うんですけれども、それが全町民に対するホームページでの取扱いとしていいのかどうかというのが、担当としてすみ分けをして、それであればきちんと特別定額給付金担当に、いついつ申請は、いついつ振込ですよというのをきちんとホームページ上で全町民に知らせたほうがいいと判断したものもありますので、一概に公開してもよいというものについて全部公開しているものではないです。ただ基本的にはきちんと回答要件を満たしていて、内容が理解できるものであれば公開しております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　すみません、終わり間際に大変申し訳ないんですけれども、先ほど、山下委員からご質問いただきました健康診断委託

料の増加の理由なんですけれども、ちょっと私のほうで回答に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいんですけれども、こちら会計年度任用職員分ということで申し上げたんですけれども、そういった上昇分もあるんですけれども、基本的には対象者の増加、正規職員の健康診断、対象者の増加です。若手職員、特に新規採用職員含めてなんですけれども、人間ドックをまだ受けることができないので、健康診断を受けていただくことになります。年々、ここ何年か予算に対する執行率が高くなってきたので、その分も含めまして増額させていただいたのと、あとは健康診断の委託料、こちらが多少値上がりしたというのもございます。健康診断自体の委託料が9,500円から１万円に500円値上がりしたというのと、あとは胃検診、これはバリウム検診と胃カメラとあったんですけれども、令和２年度については胃カメラにしてもらいたいということで話があったので、その分の予算計上ということでさせていただいたものです。その点をちょっと訂正させていただきたいのと、もう一点、川野委員からご質問いただきました決算書への職員数の記載の関係なんですけれども、私のほうで財政の担当と協議してということで申し上げたんですけれども、会計室、会計管理者と協議させていただいて検討しますので。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時０２分

再開　午後　３時１５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号の審査（企画財政課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより、企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　それでは、企画財政課の説明員を紹介します。

私、企画財政課長の栗原です。

副課長の伊東です。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　管財担当主査の島村です。

○管財担当主査（島村　剛君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　対話のまちづくり担当主幹の小川です。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　財政担当主査の中村です。

○財政担当主査（中村淳一君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　対話のまちづくり担当主査の大越です。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）

よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　情報担当主査の飯尾です。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　以上でよろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点、質問をさせていただきます。

決算書の68ページです。ふるさと納税管理事業についてです。

説明書の74ページなんですけれども、ふるさと納税の使途別の寄附の分野があるんですけれども、これをどのように決めたのかということをお伺いいたします。

２点目が、決算書の68ページ、ＯＡ管理事業です。

成果書の79ページです。

こちらのＯＡ機器を整備しまして、事務の手間が省けて効率化をされたと思うんですけれども、その辺りのことを教えてください。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東でございます。

まず、私のほうからは、ふるさと納税の分野についてのご質問についてお答えさせていただきますけれども、この宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附制度というのは、条例で定めておりまして、その分野についても基本的に４分野を条例で定めて、その他について町長が別途定めるということにしておりまして、上から３つ部分については具体的に条例に書かせていただいております。それ以外については、その時々の状況によりますけれども、近年はこの項目で固定をさせていただいておりまして、その他町長が定めるということで定めをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

成果書の79ページにございますＯＡ機器のリース等ということの説明を。

役場の中のＩＴの機器類については大きく２種類ございまして、一つが情報系システムと言われるもので、通常のインターネットの閲覧であるとか電子メールの送信、あるいは役場の中での会議室、車の予約、共通カレンダー等の情報システムです。役場の人間が、日頃コミュニケーション、情報共有を取る上で必要なもの、ファイルサーバーなんかもこれに当たるんですけれども、情報系のシステムというのがあります。

もう一類が基幹系のシステムというもので、これについては住民基本台帳ネットワークであるとか税務情報、福祉などの情報、住民に対する窓口での証明書の発行であるとかそういったものが基幹系のシステムと言われるものです。

今回については、ＯＡ系の機器については、基幹系については５年に一度リース替えというのがありますので、昨年度はそれの年に当たったといった内容でございます。説明とするとそんなところです。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

ふるさと納税の寄附の概要は、条例で定められているということで承知をいたしました。ふるさと納税で納税していただくときに、この項目を見て、納税される方は選んでされると思うんですけれども、この分野に納税して、その税金をこちらの75ページのこの成果というところで、こういう形で分けて担当事業にご利用いただいているということなんですけれども、それぞれこのふるさと納税の税金の一部が充てられているということですよね。

それで、例えば市民活動支援に関する事業ということで、コミュニティセンターの進修館の事業に活用されているとかそういうことなんですけれども、間接的に事業に使われていて、この直接的な市民活動の支援にもっとつながったらいいなということをちょっと思いまして、この寄附をされる方もいろんな思いで納税していただいていると思うんですけれども、その辺りをもうちょっと内容を考えていただくことはできるのかなということをもう一度お伺いしたいと思います。

あと、ＯＡ機器のリース料に関しては、５年に一度のそういうシステム改修ということで承知をいたしました。これからいろいろなこういったシステム機器を導入して、なるべく効率のよい形になっていけばいいなと思っているんですけれども、これはそういうことで承知をいたしました。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

今、塚村委員さんからご意見をいただいたわけでございますけれども、このふるさと納税というのは、多くの場合がこういった分野を設けて、個人の場合ですと返礼品、幾つかの種類のものをご用意してご選択をいただいて、具体的にその分野を指定される方ももちろんいらっしゃいますし、その他ということで特に指定をしない方もいらっしゃいます。

過去に、例えば山崎山を購入したときに、こういう目的に寄附をいただける方というのを募ったことも町の中では過去にあるんですけれども、ほかの自治体の動きなんかを見てみますと、例えば、具体的にこういったお祭りを残したいからふるさと納税、いわゆるクラウドファンディングというような方法なんかを使っている自治体も増えている。

すなわち、その返礼品を求めないけれども、こういった事業を直接的に応援したいんだというような動きに対して寄附をされる方という、される自治体そういったことを条件として設けて、それに賛同する方が寄附をされるといった動きも増えてきている。

その返礼品によらないような動きというのも出てきていて、当初の動きとは少し変わってきているのかなと、人の心とかも変わってきているのかなというのもありますので、具体的に宮代町の中でもそういった具体的な事業を挙げて、それにご賛同いただける方に返礼品のご用意があるかどうかは別としても、そういった方法によってもふるさと納税ができる仕組みというのも検討したいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

今お伝えいただいたその内容のことを私も言いたかったんですけれども、これからご検討を来年度に向けていただけるということで承知をいたし

ました。ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　・山でございます。お願いいたします。

決算書54ページ、施策に関する説明書は77ページ、便利バスが走る事業なんですけれども、新しいバスになって、もう何年か経ちますけれども、車椅子スペースがあると思うんです。それで、ちょっと外からは、今見えなくなっているので利用があるか分からないですけれども、どの程度利用されているのかお聞きしたいと思います。

車椅子スペースがあって利用してくださると、どうしても乗り降りで時間もかかったりしますので、時々バスがすごく早く行っているときが、時間に間に合わなくてちょっとスピードを上げているかなと思う、お客さん待たせないためにという感じもあるんですけれども、そんなことも含めまして、車椅子スペースの利用があるのか、そして、そのちょっと急いでいるようなこの時間帯、お客さんが多いとか何かそういう理由があるのかお聞きします。

あと、決算書65ページ、66ページ、みやしろ定住促進作戦。

こちら、ホームページなど委託されていると思うんですけれども、この65、66ページを見ても、この委託する業者にこれ全部お金がいっていて、そこから細かくどう動いているかというのは、町は把握されているというか、どういうふうに使ってほしいというところはあるのかお聞きします。

あと、前段の委員さんと同じなんですが、決算書67、68、ふるさと納税管理事業で、施策に関する説明書は74ページです。

74ページの返礼品で、いろいろあるんですけれども、ちょっとこれ産業観光課かなと思ったりもするんですが、この中で巨峰の返礼が787件とかとあったんですけれども、ブドウの何か出来が悪かったと聞いたんですけれども、私としてはすごくたくさんあった、こんなに返礼されたんだというのと、あともう一つ、町内の方たちがブドウ買いたくても、どこの農家さん行っても買えなかったと。不作で買えないと言ったんだけれども、物が返礼品に優先されているのか、ちょっとそこ気になったのでお伺いします。

あとは、ふるさと納税年々ちょっと金額は減っているんですけれども、いろんな特産品がとても充実しているとは思うんですが、やっぱりその品質とかとすごく大事で、次も頼むということもあると思うので、その辺の変化というのはどうなっているのかお聞きします。

あと、私もちょっと今、副課長から出ましたけれども、全国の自治体でクラウドファンディングがすごく使われているということと、あと、この75ページの成果のところを見てみると、やはり塚村委員と私もちょっと同じような感じを持ったんですが、何かに活用というのが全体の大まかなものに使われて、これは一体、例えば、一番上の新しい村を中心とした農のあるまちづくりの活用ということで、説明書のほうの163ページに指定管理料が幾らとこうやって書いてある中の一体どこにこれは使われている。だから、全体の一部と使うんじゃなくて、この中の新しい村の何かどれかに使っているとか、そういう細かいのが寄附する人って気にされるんですよね。こうしたいというのがあるので、どれを見てもちょっと何か漠然として大きいので、その辺りどう考えているのかお聞きします。

あと、一番下のその他まちづくり全般への活用というところが、1,844万8,000円と結構大きく書いちゃっているんですけれども、これもうちょっ

と具体的に教えていただきたいと思います。

あと、真ん中辺にある宮代マルシェや特設ウェブサイトによる情報発信など起業創業支援の活用というのも369万円と結構払っているんですけれども、こういうのも実際は本当はそのものの取組としてやるものだと思うんですが、あえてここの寄附金活用の中に入っている意味というのを教えてください。

これも多分同じ会社に依頼していると思うんですけれども、すごく一生懸命やっていただくのはありがたいなと思うんですが、同じ会社にいろんな意味で頼んでいることが多いと思うんです。それで、この前に議会のほうの質問の中で、今年からちょっと業者が変わったんですけれども、監査委員からやっぱり毎年同じところではなくということで、印刷会社も今年変わったんですけれども、そういういろんなところがやるという考えがあるのか、やっぱり同じところに頼むのがよくてやっているのかとかそういうこともお聞きいたします。

あと、決算書60ページ、施策に関する説明書78ページ、庁舎等管理事業の施設修繕料に使える修繕とはどんなものか。

多分、庁舎の入り口の屋根というんですか。天井とかの木の張り替えとかしたんですけれども、この前、一般質問も出させていただいたんですけれども、駐車場の管理ってどの項目。企画財政のどの項目に入るのかなと私ちょっと探したんだけれども分からなかったので、どこか項目あるのか教えていただきたいと思います。

あとは、電話交換なんですが、うちの町はずっと電話交換でお願いしているわけなんですが、この12委託料の電話交換とは、庁舎総合管理委託料に入っていると思うんですが、ちょっと時々不便だと思うのが、役場からお電話いただいても代表の電話しかないので、どこの課からかかってきたか分からないというのもあるんですけれども、いわゆるこの電話交換で、１つの窓口でやっているという意味、それをずっと続けている意味ってあるかと思いますので、教えていただきたいと思います。

あと、最後です。

決算書86ページ、施策に関する説明書80ページ、統計調査事業。

令和２年度国勢調査があったんですが、前回も話したりとか言っているんですけれども、なかなか調査員が大変だったり、今回コロナ禍だったり、もともと情報のことでちょっと皆さん不安になったり、なっているところに今度コロナ禍で調査員の方大変ご苦労されたんですけれども、また５年後にあるわけなんですが、国の事業とはいえ、何か町のそういう大変さとかこうしたほうがいいとか、何かそういうものは県に出したりとか、もう少し郵送にするとか、ネットができるからネットが５年後には進んでいるのかなとも思いますけれども、そういうことの提案というんですかね、何か町からも県に対してとか言っていけるのか、それが通るか通らないは別なんですけれども、そういうことが言っていけるか、大きく以上５点です。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当主査、島村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、まず、回答させていただくのはバスに関しましてなんですけれども、便利バスが走る事業です。

こちらにつきまして、車椅子のご利用の方についてのお問合せでございますけれども、申し訳ございません。今年度に関しまして、直接その事業者と車椅子の話しをしたことは、申し訳ありませ

ん、ございませんが、昨年度までの間に定期的に利用されている方がいらっしゃったということは、話としてはいただいております。ひまわり作業所があったときに、作業生が使われていたということでございます。

それによって、そのお話が委員様ご指摘のように、実際に遅れが生じることがありますかというのは、ドライバーでしたり委託している会社のほうに話をしてみたことはあるんですけれども、車椅子の乗車一つだけの理由で遅れが生じることはないと。

ただ、複合的な理由によって、その日の道路状況ですとかそういったことで遅れが生じることはございます。それが、仮にあったとしても時間よりも安全を優先して運行していただくようには、常々指導しているところでございます。

続きまして、私のほうから庁舎管理事業についてご回答させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、決算書の60ページです。それから、成果書78ページ、庁舎等管理事業についてのお問合せをいただいております電話交換についてということでございます。

まずは、ちょっとこの決算書上に載っている話につきましては、電話交換機の保守管理となっておりますので、これは通信関係の業者に委託している業務でございます。

お問合せいただいたのは、電話交換の交換手に対してのお問合せだと思いますので、こちらの費用につきましては、庁舎管理の総合委託料に含まれている部分です。そこで人材派遣ということで、そちらの業者から派遣された方が、電話交換を務めていただいておるということでございます。

電話交換に関してナンバーが代表でしか表示されないということでございます。そちらにつきまして、先ほど申し上げました通信会社と対応策というものを相談はしているんですけれども、今のところ解消策がございませんで、こちらにつきましては、再三やはり交換のほうに、役場から電話があったんだけれどもどこの課から電話があったか分からないという話を再三いただいておりますので、こちらにつきましては職員が共有しているシステム上でもって、何月何日の何時何分の下４桁何桁の方に電話しましたというのを共有できる箇所に入れて、そちらで確認を受けたもの、あるいは電話交換がそちらのデータをもって確認いただくことになっております。

私に関しましては以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　主幹の小川でございます。

私のほうからは、みやしろ定住促進作戦についてお答えさせていただきます。

決算書で言いますと65、66ページ。成果書で言いますと47ページになります。

みやしろ定住促進作戦のウェブサイト運営管理等委託料がどのように使われているかということでご質問だったと思います。

まず、こちらですが、みやしろ定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」の管理運営のほうに使わせていただいております。

その中でどのような事業を行っているかといいますと、まず、サイトの運営ということはあるんですが、中には特集記事のほうをつくっております。昨年度に関しましては大きな特集記事が４件です。こちら読み物となるようなもので、カメラマンとかも入ってしっかりとした宮代の暮らしぶりであったりとか、移住者へのインタビューみたいなものをお伝えする記事を４件出しております。

また、もうちょっと軽い記事で、宮代のホット

なネタであったりとかそこら辺をぶらりと散歩したようなものを載せるような記事といたしまして、５件の記事を載せてございます。

その他、毎月イベントの予告記事のほうも載せてございます。

また、こちらのサイトに関連しまして、ＳＮＳのほうも行っておりまして、フェイスブック、ツイッターのほうも行ってございます。こちら随時つぶやいたりとか、また、どなたかがつぶやいた宮代町に関するＳＮＳの記事でいいものがあれば、それをリツイートしたりとかそういったことも行っております。

その他、セキュリティー対策なんかも行いまして、そのような運営委託のほうをお願いしているところでございます。

私のほうからの説明は以上となります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

ふるさと納税に関しまして、決算書67、68。そして、成果書で言いますと74、75ページについて、ご質問いただいた件につきましてご回答のほうをさせていただければと思います。

・山委員さんのおっしゃったとおり、昨年度はブドウの採れ高というのがよろしくなかったというのは、天候不順によってもろにその状況が出てしまったということで、宮代町役場、直接的な数字とかあとは軒先の状況がどうだったかというのは、できれば産業観光課のほうで伺っていただければと思うんですが、たしか、その1,100程度、1,200程度だったと思いますけれども、ふるさと納税で出荷できるようなご準備をお願いしていたんですけれども、結局のところは、ここの成果書に書かせてもらっているとおり、74ページの787というのが実際には出荷できた数ということで、非常に厳しい状況だったというのは伺っています。

その令和元年度で言いますと、1,700ぐらい出ていますから1,000セットぐらい減ってしまったということで、宮代町にとってはふるさと納税には一番というかかなり大きなウエイトを占めていて、昨年度の天候状況によってしまったんですけれども、非常に残念な結果がこういったことになったと。

今年度についても、ちょっと分析自体はうまくできているかどうかは分からないんですけれども、やはり今年も申込み状況は非常に厳しくて、やはり一度逃してしまうと、どうしても今あまたある選択肢の中から、やっぱり選んでもらうというのが非常に難しくなっていて、どうしてもその返礼品というのが、どうしても競争に巻き込まれて選択肢がたくさん出てくる中では、一回飛ばしてしまうとリピートとしてかなり落ちてしまうというがあって、一方で、生産されている方も減ってしまっているというような状況で、ここについて早めに課題を解決するために取り組まなければいけないかなというふうには思っております。

出すものについては、予算委員会などでもお話をさせていただいたりもしていますけれども、新たなタイアップ事業者にお声がけをさせてもらって、お品物を増やしたりとか、また現にタイアップをしていただいている事業者の方に新たな返礼品の開発をお願いしたりといったような努力は産業観光課のほうでさせてもらっているんですけれども、このブドウについては、後継者がなかなかいないといったところでは、今まで大きなウエイトを占めていただけに、これが反動として返ってきてしまうので、ここについては早急にちょっと改善していかなければいけないかなというふうには思っております。

品質のお話しというのは、その中身というかメニューという意味で捉えたとすると、例えば去年は、パン屋さんでシュトーレンというのを新しく出してもらったりとか、そういう工夫はさせてはもらってはいるんですけれども、やっぱり事業者数も限りがある中でなかなか次の一手がちょっと打てていないかなというところで、企画財政課も産業観光課と密に連携して、例えば、今現状としては、ふるさと納税入り口としては、ふるさとチョイスというホームページと、６月から楽天というところで開かせてもらっているんですけれども、ほかの自治体見ますと、入り口をほかにも増やして、いかに多くの人に見てもらうかというところが鍵になっている部分もありそうですので、ただ一方でふるさと納税寄附を頂いたときには、経費を当然サイトをホームページを運営している方には５％とか払わなければならなくて、ふるさと納税のルールとしては、経費は50％までと決められてしまっているんですね。それなので、郵送料とかホームページの運営委託料とかそういったものを差し引いていくと、50％までしかいけませんので、そこのルールの中でやらなければいけないという中で、いかに工夫していかなければいけないのかというふうには考えております。

あと、もう一つ充当の考え方についてお伺いがあったかと思います。

成果書の74ページと75ページ、左右見ていただきますと、当該年度に頂いた金額は4,500万円超でして、当該年度に使わせてもらったものは7,200万円と、これイコールではないんですね。頂いた分と当然その基金に積んで、当該年度の予算、歳入としてこれぐらいある、歳出としてこれだけある、ふるさと納税をどれだけ充てなければいけないのかという計算の中でやらせてもらっているというのがありますので、もらったものをそのまま使うということではありませんので、いろんな財源を検討した中で、ふるさと納税をこの分野として充てられるものが何なのかというのを財政担当と各担当の事業の要求状況に合わせて行っている状況でございますので、農のあるまちづくりに関する事業の全体が、これぐらいあればそこにどれぐらい充てられるのかというのを計算しながら充当させてもらっているというのが実情でございます。

いわゆる農のあるまちづくりに関する事業で、例えば5,000万円残っている中で、農のあるまちづくりに関する事業が、例えば2,000万円しかなければ最大でも2,000万円しか充てられませんので、3,000万円残るという形になって、それをそれぞれの事業の全体の金額に充当しながらどれだけ充てられるのかというのを計算させてもらっていますので、なかなかそこのやりくりとどこの部分に充てるのかというのは、どうしてもこれあくまでも一般財源なので、この節のこの部分に充てるというのはなかなか難しいという、事業全体に充てなければならないかなというふうに考えています。

その他のまちづくり全般への活用というのをもっと具体的にということですけれども、その点については、やっぱり一般財源というところになってしまいますので、なかなか具体的にここに充てましたよというのは、説明が難しいといいましょうか、もちろん積み上げにはなっていますけれども、一般財源として様々な事業に充てられているという説明しか、この場ではちょっとできないということでご勘弁いただければと思います。

あと、国勢調査についてお問合せをいただいております。

予算書で言いますと85ページ、86ページになろうかと思います。成果書で言いますと80ページと

いうことで、・山委員さんのご指摘のとおり、コロナ禍の中で168人の方の国勢調査の調査員の方に、指導員の方25人も含めてですけれども、200人弱の規模でやらせていただいて、様々なご苦労をおかけしたということですけれども、基本的にはインターネットに回答があった上で、そのインターネットにご回答していただいた以外の方に、郵送以外の方ですね、その２つによらない方についてはご訪問させていただいて回収をさせていただいているということで、年々インターネットの回収状況は上がっているということです。ちょっと私、数字を持ち合わせていなくて恐縮なんですけれども、インターネットの回答の結果として、その以外の方については、調査員に訪問に行っていただいて回収をしていただいているという状況です。

基本的な感染症対策をしていただいた上で、極力近づかない中でやり取りをするといったような方法にしていますので、例えば郵便受けに入れておいてもらうとか、そういったことをやっていただいたというふうには記憶していますけれども、さらに、インターネットの回答は増えてくるのかなというふうに思います。また、こういった状況を総務省のほうもいろいろな各自治体から意見は伺ってはいると思いますので、改善されていくのかなというふうに思っています。

ちょっと雑駁で恐縮ですけれども、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

先ほど、申し忘れたことがございました。

１点なんですけれども、庁舎等管理事業の中の駐車場の路面標示の修復費用というのはどこから拠出するのかというお問合せでございましたけれども、そちらに関しましては、決算書で言うと60ページ、10番需用費の中の施設修繕料でございます。

施設修繕料につきましては、もともとある施設に対して修復を行うものにつきましては、基本的にこの費用から拠出しているような形でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　・山委員。

○委員（・山妙子君）　ありがとうございます。

１番目の便利バスが走る事業。

定期に使っていてくださった方がいるというのでは、よかったなと思っています。

今、今年とかは、ちょっと試験的にタクシーも入ってきたりとか福祉タクシーがあったりしてあるんですけれども、せっかくスペースがあるので使っていただくのがいいかなと思ったときに、やはりこう見ているとバスがすごく走っているときがあるので、多分それはたくさん乗った方が、私もたまにしか乗りませんけれども、荷物をいっぱい持って時間かかって上がってというそういうのもあるけれども、何か車椅子の方が乗ってくれたときに慌てなくていい、そういう余裕の、多分時刻表にはなっていないような気もするんですね。それで、せっかくのスペースですので、やはり車椅子の方も増えてこれからいくと思いますので、そこのところ有効活用してもらいたいなと思います。

今、外から紫外線カットで全然中見えないので、前は何人乗っているなとか思ったけれども、今は全然見えないので、新型コロナの影響で見てみると数字も随分落ちていますけれども、何かせっかくつくっているスペースですので、出かけるのに使える、何か今までは定期に使ってくれたという方もいらっしゃいますけれども、やはりちょっと

怪我をされたり、やっぱりちょっとご病気で車椅子を使うようになった方たちが、バスも乗れるんだという知らない方もいらっしゃるんですよね。そういうところ、ちょっと幅広く使ってもらえるように出すということ、周知というかそういうことも必要かなと思います。

バスは遅れが生じてもやっぱりちょっと安心安全というところは、ちょっと見ていて心配になるときがありますので、気をつけていただくようにお願いいたします。

あと、定住促進のほうなんですけれども、特集記事とかいろいろやっていただいたということでフェイスブックとか。すごく頑張っていただいているとは承知しています。いろんなイベントも私も見せていただいたりしています。

そういった関連でふるさと納税なんですけれども、今いただいたように、多分やっぱり宮代のブドウっておいしい甘くて。山梨とか種なしブドウって大きくデパートとかくるのは、やっぱりそういう豪華のなんだけれども、返礼品でやっぱり私たちもちょっと農家さんから買っても、やっぱりいろんなもの今出ていますけど、おいしいんですよね。ただ、去年今年があんまり、去年は、まず食べられなかった。そういう中で、ブドウの生産が少なくなるってことは、やっぱりこっちの今、副課長の答弁もいただいたように減っていく、そしたら違うところの巨峰おいしかったから違うとことなるようになっていくと思いますので、やっぱりこれからちょっと考えていただくということは必要だなというのは思います。

さっき言ったように、今度、楽天も６月から始まったということで、うまく活用できるといいかなと思います。

クラウドファンディングは、やっぱりこれ自治体として何か参加してほしいなと。私も見ていて、やっぱりこれ、うちの町のこれに力入れたいとか、たとえば巨峰、今、高齢者でできなくなっているところもありますけど、新しい苗植えているところもありますよね。なので、そういう事業に、例えばうちの町は巨峰だから、これに力入れるからこういうのにとか、いずれ今は食べられないけれど、いずれは巨峰をまた食べられるとか、そういうふうな何か目的持って、これもひとつ、今、自治体結構やっていますので、やってほしいなと思いますので、その辺ちょっと答弁をお願いします。

庁舎管理の駐車場の白線とかなんですが、どうしても庁舎の建物ということで修繕とかしていただくと思うんですが、今のここの入っているということですので、ぜひともそういうところ計画的にしてやっていただきたいなって。建物だけじゃなくてそのところも、多分庭木は別の会計になっていると思うので、そういうところをきちっとやっていただきたいと思いますので、結局そこに入っていない建物という感覚だと今まで入ってこなかったと思うので、何かそこをちょっともう１回答弁お願いします。

国勢調査は、かなり５年前よりはインターネットのほうがすごく進んでいて、この５年後増えると思うんですが、やっぱりまだ高齢者が多い中で、実際統計指導員の方もそうですけど、統計調査員やってくださっている方も皆さん高齢者なんですよね。若い方はどうしても仕事の関係とかでできないし、どうしても依頼するのが区長さんとか、その関係者とかになってしまうと年齢が高くて、人によってはすごく丁寧にご説明されて、やっぱり何回行っても会えないとかってやっぱりいますから、やっぱりそこはインターネットが進むと思うんですが、よくお話をされて、すごく丁寧に対応している人もいらっしゃると聞いていますので、そこは担当としてきちっと話をしていただきたい

と思います。

さっきの寄附金のほうなんですけれども、マルシェとかのそれに金額が全部いっているんじゃないというのは分かりました。全部がいっているわけではないというのは分かるんですけれども、やっぱり寄附する側としては、やっぱりこれ、子供の教育のこれ、やっぱりこれというのが、やっぱりやる人はしたい。やっぱり前もお話したかもしれないけれども、宮代で育ったから、宮代の教育のあそこにお金やってほしいとかって、やっぱりそういう思いでしている方もいるんですよね。だから、そういう時ってやっぱり漠然と教育にとかじゃなくて、進修館のというのじゃなくてね。やっぱりこれ、これって、ほかの市町村見ると、結構はっきり出しているところもあるんですよね。私の生まれ育った辺りもきちっと出しているので、やっぱりそういうところもうちょっとやっていただけるかなと思って、ちょっとそこもご答弁お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当島村でございます。

先ほど委員様からお問合せいただきました路面標示の件でございますけれども、令和２年度中に路面標示につきましては業者から見積りを取った経緯がございます。

したがいまして、金額大体どの程度かというところは把握はしておるんですが、昨年度中別のものと天秤にかけて、そちらについては見送った経緯がございます。引き続きまして、今年度中の予算でもって費用捻出できるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

ふるさと納税について、成果書の74、75ということで、恐らくその特定の事業にというのは、クラウドファンディングという方法になろうかなと。塚村委員さんからも具体的な事業にということも、お話し先ほどいただきましたので。

もちろん、ふるさと納税の返礼品というのも少し曲がり角にきている。特産品もなかなかその後継者がいない中で、安定的に供給できるという状況でもなくなってきている。ブドウ農家さんも今30軒くらいになってしまったんでしょうかね、そういった話も伺っていて、なかなか後継者がいらっしゃらないよといった中で、そういったことも課題としては当然に持たなきゃいけないということもあって、そういった中では具体的な事業を打ち出して、そこに具体的にその寄附を求めていくと、お願いしていくといったことも一つの方法なのかもしれませんので、４年度できるかどうかってちょっとここでお約束はちょっとできないんですけれども、検討として進めていきたというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

また、国勢調査の高齢化が進んでいる調査員さんについては、国勢調査だけではないというふうに認識していまして、調査員さんにご協力いただいている方は、全般的にこういったコロナ禍の状況でご懸念されている方ももちろんいらっしゃいますので、そういったことも留意しながら丁寧にやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　・山委員。

○委員（・山妙子君）　ありがとうございます。

ふるさと納税のほうは別にすぐというわけでなくて、やっぱり今後ちゃんと考えていかないと、やっぱりほかの委員の方からお聞きすると、温暖化とか宮代町のブドウができにくくなっているとかお話も聞くので、やっぱり先を考えていただきたいと思います。

先ほどの庁舎の白線なんですけれども、私、一般質問したから、やってくれというのではなくて、やっぱり高齢者の方が来て線が分からないって本当不安なんです。町内の方が来庁して、ぶつかって、どっちが悪いとか何か怪我をするとか、やっぱり線があればそこに止めるということ、若い人は勘とかで大丈夫なこともあるけれども、やっぱり事故が起こらない安心安全のために、予算は大変で検討してもらったことはあるということですので、やはりそこをやっぱり町民の命守ってもらうという意味で。やっぱりどこから出ているお金かなと思うとやっぱりそうだけれども、建物にはやっぱり何年か十何年たつと直すんですけれども、下ってなかなか毎年変えるものではないので抜け落ちる部分だと思うので、やっぱりそこはやっていただきたいなと思います。

さっきのすみません。戻りますけれども、ふるさと納税のところはクラウドファンディングとやっぱり並行して、移行するというより並行してやっぱりこの先考えてやっていって考えていただきたいと思います。

ちょっと１点、すみません。

先ほど忘れちゃったんですけれども、電話の交換のほうなんですけれども、システムで共有化、各あれで下４桁で誰って、それが私たちも分かればすごくありがたいなと。本当、お電話いただいて出られないこととか、議員もそうですけれどもやっぱり町民の方お返事いただくとか、どこか分からなくて電話すると違うと言われて、やっぱり交換で「すみません、今もらったんですけれども」とやっぱりお聞きすることあるんです。やっぱりちょっと手間なので、何かそういうところ考えていただいて、すぐこういう状況が電話交換手の方でお願いするのではあれば、やはりそういう下４桁で分かるとかそういうことをしっかりやっていただきたいと思います。要望になりますけれども、よろしく願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　他に質疑ありますか。泉委員。

○委員（泉伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

２点お聞きいたします。

決算書54ページの便利バスが走る事業。これで成果書のほうでは77ページになります。

便利バス委託料ということで、30年度と元年度では、大体委託料が12万7,614円増えて、今回元年度から２年度では186万5,244円増えているということで、大幅に増えているわけなんですけれども、もちろんこれ下の計算式見れば分かるんですけれども、設備工事費これが増えたのと、運賃収入等が減ったっていうことなんでしょうけれども、ここのところもうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、決算書の68ページのＯＡ管理事業の中で、成果書では79ページになるんですが、下のほうの表のところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る分散勤務環境の整備ということで、２点入っているんですけれども、こちらのほうのネットワーク設定と、こういうパソコン関係の一式ということで、このことを説明を詳しくお願いいたします。

以上、２点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当島村でございます。

私からは、便利バスが走る事業ということで説明に使わせていただきたいのは、成果書の77ページ、決算書でいきますと54ページでございます。

こちら便利バスの委託料につきましての内訳を具体的に説明してほしいというお話でございましたけれども、そちらについてご説明申し上げます。

まず、対比として上からいかせていただきたいと思うんですけれども、令和２年度契約額3,025万8円、それから、元年度Ｂとしていますけれども2,997万5,004円。この金額の違いにつきましては、消費税が８％から10％に変更があったことによる契約額そのものの変更でございます。それが６か月分という形でございまして、差引きその額が27万5,004円ということになってございます。

続きまして、運賃収入228万800円、こちらが令和２年度の収入でございまして、令和元年度につきましては、350万600円でございました。こちらの内訳につきましては、お客様がお乗りになられました１回100円の運賃、ないしは今バスの車両にて、14枚綴りのチケットを1,000円で販売しております。こちらの売上という形でございます。こちらにつきましては、利用者の統計にも表れてくるところなんですけれども、コロナ禍の関係で乗降客が、平成26年度見直しを行ってからずっと右肩上がりで毎年度5,000人程度増やしていたところではあったんですけれども、令和２年度ついに前年度を下回る数字というものが初めて出てきたところでございまして、これがすなわちお客様が乗る予定がなくなってしまいまして、増減121万9,800円減額となったという形になってしまいました。

続きまして、両替立替分につきましては、あらかじめ業者のほうで用意している準備金でございますので、毎年同じ金額、毎月１万円お釣りの準備金として用意しているということです。

こちらの設備工事費につきましては、これ毎年度金額が違うんですけれども、昨年度につきまして空気清浄機と申しますのが、プラズマクラスターです。ウィルス対策に一定程度の効果が見込めるというお話をいただいておりましたので、委託業者中田商会にお願いしまして設置をしていただきました。これが２台分の設置費用となってございます。これが毎年度違う分ですので、一昨年度、令和元年度につきましては、料金機の移設という形で費用をやはり中田商会の方に設置いただいたという形でございます。その差し引きの結果が委託料となってございますが、最終的に申し上げますと、まず最初に、５年契約をしてはいるんですけれども、１年ずつその契約料の支払いの伝票というのを切っておりまして、ここに表示されているのはその１年度の金額。１年度の金額、最初から決まっている金額の中から差し引くものとして、お客様から頂いた運賃収入があるということです、１つ。もう１つは、先ほど申し上げましたお釣りの準備金、それから中田商会に頼んだ工事費、それを差し引いた結果が、令和２年度の委託料2,886万7,348円になっているということでございます。

便利バスが走る事業についてのご説明は以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

情報担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　情報担当主査の飯尾です。

私の方からは、新型コロナウイルス感染対策に係る分散勤務環境の整備、こちらについて説明させていただきます。

まず、１項めとしまして、庁内ＬＡＮ回線増設

及びネットワーク設定。こちら内容といたしましては、ここにありますとおり今までネットワークが敷設されていなかった庁舎の相談室等こちら計10箇所に情報系ネットワーク、通常の職員が業務で使用するネットワークと今後需要が増えてくることが見込まれるウェブ会議等に対応するためのインターネット回線、こちらを併用できる回線を敷設いたしました。こちらが工事費等で343万7,500円となります。

続きまして、ウェブ会議用パソコン及びソフトウェア一式。コロナ禍の昨今で、国や県の実施する会議の多くが今、ウェブ会議に移行しております。

また、今後町が主体として行っている会議につきましても、徐々にネット会議になっていく割合が増えていくことが見込まれましたので、今後のこういった需要に対応するために、ウェブ会議用専用の端末、パソコンと会議を行うための周辺機器、こちらを整備いたしました。具体的には、ウェブ会議用端末を10台。それに加えて、ウェブカメラ、ウェブマイク、端末自体にインストールするウィルス対策ソフト、こういったところになります。

私のほうからは以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉伸一郎君）　ありがとうございました。

特に、便利バスのほうすごい細かく説明していただいてありがとうございます。よく分かりました。

やはりこれを見ても分かるんですけれども、やはりこの委託料が左右されるのは、運賃収入が大きいということが、ウエイトを占めているということが分かると思うんですね。やはり、コロナ禍であったということではあるんですけれども、この利用者ですか、これをやっぱり増やしていくということが大事だと思うんですよね。それに対して、便利バスの利用促進に対してどのようなこれからの考えを持っているかをお聞きいたします。

それからあと、２点目です。

よく分かりました。パソコンが10台でよろしいんですかね。端末機って。パソコン及びと書いてあるので、パソコン10台設置されたんでしょうか。それが、どことどことどこに設置されたかとか、そういったのを聞きたかったんですけれども。それで、会議等ウェブ会議は、何回ぐらい行われていたかをお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当島村でございます。

ただいま泉委員様よりご指摘いただきました便利バスが走る事業についてでございます。

こちらの便利バスが走る事業の利用者拡大の方法ということなんですけれども、既存の事業として申し上げますと、令和元年度から免許を返納された方に、チケットを70枚、70枚というのは先ほど申し上げました1,000円１綴りのチケットの５セット分をお配りさせていただきまして、１回限りの無償配布でございます。免許を返納されたその事業開始時、令和元年４月１日以降に免許を返納された65歳以上の方に関しましては、お試しに使っていただくという意味で、70枚のチケットを配らせていただいております。そちらのような機会を持って、バスの使い方というものを学んでいただく機会としていただければ幸いという考えで配布させていただいております。

併せて先頃行われました、新型コロナのワクチン接種に関しまして、バスの利用料を無償ないしはチケットをお渡しさせていただきまして、このたび、今回で初めて利用される方にもバスの使い

方を理解していただく機会ということで、ご協力させていただいたところでございます。引き続きそういった事業ですとか、機会に合わせましてそういった利用の仕方を学んでいただく機会というものをつくっていけたらなと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

情報担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　情報担当飯尾です。

まず、ウェブ会議用端末こちらにつきましては、ご指摘のあったとおり現在所有しているのは10台になります。それぞれの配布先なんですけれども、まず、本庁舎で全課が共有して使うのが現状３台になります。これに加えて保健センターに１台、子育て担当に１台、福祉課に１台、保育園に各１台計２台です。残りの端末につきましては、本来予備機、または本庁舎の端末数が足りなくなってきた場合に増設するのを考えていたんですけれども、現在は新型コロナワクチン接種の予約を窓口で受け付ける都合上、そちらのほうに貸出しをしております。

また、10台で足りるのかというご質問なんですけれども、購入して約半年以上運用してみた結果、やはりウェブ会議の需要、頻度自体がどんどん高まってきていますので、庁舎の３台これに関しては正直足りないというような印象があります。こちらに関しましては、可能であれば備品購入費でこのあと増台をしていきたいと考えております。

続きまして、ウェブ会議の開催された回数なんですけれども、申し訳ありません、ちょっとこちらに関しては各課でそれぞれ予約をとって参加している都合上、全体数というのは現状まだ把握できておりません。そちらに関しては、調査をした上で後ほど回答をさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉伸一郎君）　ありがとうございました。

とにかく私も何度も一般質問で便利バスについて言わせていただいておりまして、やっぱり町民の方がどんどん使っていただけるようなそういう取組、これをしっかり進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ウェブ会議、これからもどんどん増えていくと思うんですよね。それに対応できるように、町としてもシステムとかしっかりと向上していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

２点質問します。

便利バスなんですけれども、77ページの成果書。

運賃収入とお客様の人数見ていますと、客単価が毎年下がってきているんです。30年度が63円１人当たり、元年度は59円、去年は57円。客単価が減るということは、ただ乗りしている人が多いと思うんですけれども、無料で乗った人何人ですか。この４万609人のうち。

２点目ですけれども、第５次総合計画。人口を減らさないようにして頑張るということで、答申が出ましたけれども、61ページを見ますと、その公共施設の再編についてですけれども、こちらでは人口減少、少子高齢化が進んでおりとこう言っております。ですから、計画によって人口が減るから学校を減らす。第５次総合計画は、人口を減らないようにする。計画によって人口を都合のいいように操作するのはやめてほしいんですよ。やめてほしいの。だから、第５次総合計画見直す考えがあるか。早急に。12月議会にでも見直しを出してほしい。その考えがあるかどうか副町長にお願いいたします。

以上、２点。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２２分

再開　午後　４時３９分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

金子委員に対する答弁からお願いいたします。

答弁願います。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

金子委員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問は、成果書の61ページに人口減少という表記がある一方、総合計画の目標人口が３万4,000人になっているというふうな関係のご質問かと思います。

宮代町の人口推計を基に10年後の人口を見てみますと、約３万1,000人という人口推計となっております。今回の第５次の総合計画の人口につきましては、あくまでも将来の目標人口ということで３万4,000人の設定をさせていただいております。この３万4,000人の将来の目標人口を達成するために具体的に、たしか32事業の様々な政策を実現することで、特にその３つの駅を中心としました既存の市街地の魅力を高めまして、市街化区域内にございます農地あるいは未利用地、これが合計で約53ヘクタールございますので、この未利用地を効果的に活用いたしましてこの３万4,000人の目標人口を達成していこうという、そういった考えでございます。

なお、この３万4,000人の目標人口につきましては、住民意識調査ですとかワークショップに参加された町民の皆様のたくさんのご意見、あるいは審議会のご意見などを経て設定した数字でございます。まさにこの目標の数字を実現するために町民一丸となってみんなで努力していこうという、そういった将来目標の人口でございます。

なお、ご質問にございました12月議会で第５次の総合計画のこの目標人口を見直しをする考えがあるかというご質問でございますが、この将来人口につきましては既に議会のほうの議決を経ておりますので、見直す考えはございません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　続いて、答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

先ほど金子委員からご指摘いただきました、循環バスの利用者における無償のお客様の割合はということでご指摘いただいておりました。

まず、人数のほうからご報告させていただきます。

令和２年度実績としまして、無償、この中でいう無償というのは、無料で実際にご乗車いただいた方と先ほど申し上げました自主返納の方が含まれて、令和２年度の無償でご乗車いただいた方は延べ人数で１万1,600人ちょうどでございました。利用者全員につきましては、こちらの成果書の77ページにございますとおり４万609人となってございます。したがいまして、その数字で比較しますと、無償の方は28.5％の方が無償で乗ってございました。

引き続きまして令和元年度の実績でございます。令和元年度実績、無償の方でございますけれども、１万5,347人、先ほどと同じ無料でご乗車いただいた方と自主返納の方合わせて１万5,347人。こちらに対しまして延べ人数、乗客全てがですね、

こちらにつきましては５万9,463人という実績でございます。同様に比較するために割合を計算しましたところ、25.8%でございますので、金子委員様のおっしゃるとおり、全体の利用者に対する無償でご乗車された方というのは割合としては増えている傾向にございます。

担当としての理解としましては、利用者総数自体が減っているということがまずございまして、そこから無償としている方、条件を確認しますというか、条件なんですけれども、障がい者手帳を持っている方、あるいは介護認定を受けている方、それから未就学児の方、併せてそれら免除される方の付添者１名までを無償とさせていただいております。したがいまして、あくまで担当としての理解なんですけれども、総数が減っている中で割合が増えているということは、そういった方々がいまだ必要とされているという認識でございますので、ご理解のほういただけたらと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　無料の割合が増えるのは悪いということではなくて、利用が進むのは非常にいいことだと思っています。しかし、契約3,000万円で運賃収入が228万円というと、もう10%以下、つまり、90%以上はバスを利用しない人が払っているということなんです。この比率が正しいのかどうかというと、ちょっと疑問を感じます。後期高齢者医療と同じような割合だなと思えばそういう事業なんだなと思いますけれども。

以上です。

それから、第５次とこの小中学校の関係ですけれども、推計人口３万1,000人に対して目標３万4,000人。ぜひとも10年間で責任もって頑張ってほしいです。もし推計どおり３万1,000人になってしまったら大変なことになってしまう。こちらを、目標を変えるつもりがないということは、この小中学校のほうも、中学校も１校にするということを目標変えるつもりがないということなんでしょう。そうなると、須賀中なくなったら人口達成さらに難しくなりますから。須賀中なくなったらちょっと越してくる人減るんじゃないですか。引っ越して出ていっちゃう人も増えるかもしれない。そうやっておいて人口を増やす。ちょっと真逆のことをやっているんですよ。整合性が取れない。12月議会でこれはちょっと追及させていただきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点か伺いたいと思います。

今、コロナ禍で宮代町民がかなり苦しんでいる。これは334人ですか、今日で。ちょっと忘れましたけれども。それだけの人数が新型コロナに感染している。

そこで、Ｐ58、59にも載っています減債基金、財政調整基金、公共施設整備基金、宮代まちづくり基金、森林環境譲与税基金がありますが、全額で３億6,788万円積み立てられていると思います。これは企画財政課だけでは済まないと思いますけれども、今、コロナ禍で爆発的にコロナ患者が増えている。いつ自分も感染するか分かりません。命を落とすかもしれません。この宮代町として命を守るために、本来であればですよ、国や県で出すべきだと思うんですけれども、これらの基金を流用できないものか、できるものなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。もしできないとすればその理由、そして、できるとすれば誰が決裁するのか、その辺のところも含めてお願いしたいと思います。

それから、58ページの12節の会計システムの保守委託料ですが、これはどこに委託されているのですか。また、ほかの委託先などはどのように委託先をお決めになっているんでしょうか。これ、64ページに電子入札共同システム負担金ともなっているのでそちらのほうでも聞こうかなと思っております、別の問題で。そういうことで公に公募して入札しているのかどうか。

それから、62ページです。

庁用自動車管理事業です。今、環境問題で自動車のガソリン車、問題になっていると思うんです。宮代町としてガソリン車に代わる庁用車を将来的に考えているのか、いつ頃まで考えているのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

それから、先ほど言いました64ページ、契約事務管理事業ですが、電子入札共同システム負担金となっています。入札は全てここに任せているのかどうか。本会議の説明によると、２年に一度の入札参加者の登録年度ということで分かっているんですけれども、何件ぐらいの登録があったのか。そして、ここに登録しなければ、宮代町の全ての業務を登録しなければ町は委託をしないのかどうか、その辺のところも含めてお願いします。全部それも含めてここに登録しないと委託しないのかどうか。

それから、これはつまらない質問なんですけれども、66ページになります、みやしろ定住促進作戦ですが、委託料を137万円出して成果などホームページに載せるということなんですけれども、こういう感じのというのは町の職員でもできるんじゃないですか。どうなんでしょうか。その辺のところ、もしできるんだったら町でやったほうがいいんじゃないですか、節約のためには。

それから、68ページ、ＯＡ管理事業です。

説明の中で、ＯＡ管理などに関わる経費で、主に住民登録や税情報などを電子処理するためにソフトやリース料、町内の公共施設を結ぶネットワークの改善使用料と説明されています。これはマイナンバー制度そのものですよね。そういうことでちょっと私は少し心配なんですよ。保守や点検はどこで行われているのか、誰がしているのでしょうか。あと、住民情報が外に、これが漏れないのかどうか、その辺のところを詳しくお願いします。

私はこのマイナンバーカード取得について、菅総理大臣がマイナンバーカードの普及を一気に進めようと躍起になっていると思います。2020年度末までに全国民に持たせることを方針に掲げ、21年３月から健康保険証との一体化を開始しております。運転免許証との統合も計画をしているそうです。マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することには個人情報の集中や国家による一元管理の危険が指摘されているところでございます。国民が望んでいるわけではない、全員取得に押しつけるべきではないんじゃないかなと私は感じておるんですよ。町のほうの考えをお願いします。

それから、公債費の、190ページになります、公債費元金償還事業です。

説明書22ページを見ますと、金利が0.2から0.3、高いほうですね、これは。低いほうは0.02から0.04となっております。町で借りるやつです。高い金利よりか低い金利のほうへこれは移せるものなんでしょうか。できないんだったらできないで結構です。できればより低い金利の借換えをしたほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

最後に、これは意見ですけれども、今、コロナ禍で大変な時期だということで今しばらく、不要不急の仕事というんですか、委託事業も控えてお

いたほうがいいんじゃないかなと私は思っておるんですよ。ぜひそのためには新型コロナのほうに全力を傾けてほしいなと思っておりますので、これは町民の命がかかっている問題です。ひとつよろしくお願いいたします。その辺のところの考えをひとつ述べてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

まず、決算書の58ページ、それぞれの基金についてどういう活用、大変な方に活用ができないかみたいなお話をいただいているかと思いますけれども、この基金についての活用については、当然に予算化をさせていただく、こういった部分を切り崩して、取り崩してこういった事業に充てさせていただくといった予算書を編成して議会にご提案申し上げて採決をいただくというような流れにしか我々には権限がありませんので、当然にそういった手続を踏ませていただいてこの基金の活用というのは決まるというふうに認識をしておるところでございますので、当然に議会に諮るという手続が必要だということでございます。

また、公債費については、金利については山下委員さんの当然おっしゃるとおりで、有利な、町民のお金を、そのまちづくりのためのお金をお借りするわけですので、より有利なものを活用するというのは財政担当一同肝に銘じてやらせていただいているという中で、当然にその過去の高い金利のときに借りたものをそれで引き継いでいる部分もありますので、それを借換えするということは難しい状況ではあります。

ただ、借換えできるものについては、よりその低利なものに、また、新規のものについてもより低利なものということで選択をさせていただき、また、民間金融機関を活用する場合についてはお見積りをいただいて一番安い金利のところを選ばせていただいているという状況でございますので、常にその有利なもの、当然にお金を借りるということは後世に引き継がなければいけない負の財産になってしまいますので、そういった中でもより有利な金利のものを活用するということを心がけて編成をさせていただいているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　主幹の小川でございます。

決算書65、66ページのみやしろ定住促進作戦の委託料の関係で答弁のほうをいたします。

こちら委託しておりますが、職員のほうでもできるのではないかというようなご質問であったかと思います。こちら、みやしろで暮らそっのサイトの運営になりますが、こちら、宮代での暮らしぶりであったり宮代の魅力だったりを町外にＰＲするという目的で実施してございます。現在は町内のデザイン会社のほうに委託しておりまして、プロのライター、カメラマン、イラストレーターによってそっちの記事のほうを作成していただいてございます。

もし職員が直営でやった場合に、恐らくそれほどのクオリティーを出すというのが難しいかなと思っております。また、130万円程度ということですが、当然、職員がやった場合には人件費というものがかかってまいりますので、現状におきましてはプロのほうに委託してそれ相応のクオリティーのものを発信して関心を持ってもらうということが一番効率的なのかなというふうに思ってご

ざいます。

以上となります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

まず、ご質問いただきました庁用自動車管理事業なんですけれども、こちらにつきましては決算書62ページとなります。

委員様ご指摘の内容につきましては、電気自動車やハイブリット車、いわゆる次世代自動車の導入の検討についてということでご指摘いただいておりますけれども、おっしゃるとおり、そちらのガソリンの消費を少なくすることで温室効果ガスの対策になるということは我々も考えているところでございまして、今現在所持している車両のうち、34台中ハイブリット車が１台、電気自動車が１台所有しております。

こちらの導入について検討もしているところではあるんですけれども、一応課題が２点ほどございまして、一つには、購入に係る初期コストの金額でございます。ハイブリット車であれば同じ車格の車に対しまして大体50万円から100万円の開きがございます。これが電気自動車の場合、一般的には100万円から200万円との開きがございます。現在、新規で車両の購入をしている車両につきましては、軽自動車であれば100万円強、普通自動車であれば大体百三十、四十万円ぐらいで考えておりますので、ちょっと予算的に厳しいところです。

もちろん燃料費等々込み込みで長い目で見れば元は取れるという考え方もございますけれども、もう一点ある課題と申しますのがメンテナンスの問題でして、こちらについて、今ある車両のうち先ほど申し上げたハイブリット車と電気自動車以外につきましては、そういったメンテナンスの関係もございまして購入に、あるいは修理に関しては全て町内の事業者に出しております。緊急な故障とかというのも想定されるところではあるんですけれども、電気自動車、ハイブリット車の類いは大体メーカーに出さないと直らない。すると、大体スケジュールとして１週間、10日押しですとかという話になるような事例もございましたところですので、今現在は次世代自動車の購入、同様の車格でという考えにつきましては見送っているところでございます。

ただし、春日部市さんが昨年度、超小型電気自動車を購入されたと思うんですけれども、あちらにつきましてはちょっと、その集中と選択というか、そちらであれば初期投資の見込みが立つのであれば、本当、人だけを運搬するという意味で、先々の話ですけれども入替えについて検討していってもいいかなというのは担当のほうで、内部でまだ話しているところでございます。

庁用自動車については以上でございます。

引き続きまして契約事務管理事業、決算書64ページでございます。

こちらでご質問いただきましたのは、予算科目で言いますと18番負担金、補助金及び交付金の中にございました電子入札共同システム負担金ということですけれども、この入札の仕組み、入札の登録の仕組みについてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらで負担金を払っているのは、埼玉県で持っているところの電子入札システム、こちらの窓口を開設するための負担金でございます。２年に一度という説明がございましたのは、その登録名簿というものがございまして、その登録名簿の新規作成のタイミングが２年に一度です。ただ、その機を逃すと受付ができないわけではなくて、そ

ちらにつきましては、参加自治体の希望によるんですけれども、半年に１回ないしは１年に１回、変更受付のタイミングがございます。細々とした変更につきましては随時受付をしているという形でございます。

それで、もう一つご質問のございました、これに登録しないと町が発注する仕事を受けられないかどうかということなんですけれども、県のシステムにつきましては建設工事業の登録に関してのみ宮代町は登録してございます。したがいまして、おっしゃっていらっしゃったような委託関連、委託といってもちょっと種類がいろいろありますので、例えば測量だとか図面を引くようなお仕事でしたらば、県のシステム、建設関連になってくるんですけれども、ちょっと委託は難しいというか。失礼しました。担当者がどちらで分けるかという部分があるんですけれども、建設工事の登録の設計業者だったらありますし、宮代町が独自でやっている物品登録、物品業者の登録というシステムもございまして、そちらにご登録いただいたうちから町の職員は委託業の業者の選定を行うわけです。建設業の登録、もう工事でありまして、入札に関わる案件は原則その県の電子入札システムを使っていただきます。すなわち、町の建設業者というのは、町から仕事を受けている業者は原則的にそこに加入しています。

ただ、物品の登録というのは物の購入だけではなくて、一部業務委託の関連、例えば、先ほど申し上げたような車も物品の購入に当たりますのであるんですけれども。すみません、今、ちょっと適当な業種が見当たらないんですけれども、業務委託の関係ですと、建設工事関連の登録がないとできないというのは建設業に関わっているかどうかなんですけれども。基本的に町が発注している業務は、先ほどのお問合せですけれども、その電子入札システムに登録していないからといって発注できないというわけではございません。

ただし、宮代町が作成するところの登録名簿、それは県のシステムをつくっても町の登録名簿というのはあるので、そちらに登録されていない限り入札に参加することはできません。その登録者名簿に入っていない限り。その入札を行う際にどちらから選定業者を持ってくるかという話です。建設工事であれば県のシステム上に登録されている町の名簿から業者を選ばなければなりませんし、それ以外、物品の購入だったり一部の業務委託につきましては、町だけでやっているところの物品の入札参加資格の名簿から業者を選定しなければならない。いずれも、入札に関わる案件ということですといずれかの町の名簿登録がされている必要があるという形になります。

併せて、もう一つご質問が。

〔「だから、うちのことについては何件ぐらいあるのか」と言う人あり〕

○管財担当主査（島村　剛君）　失礼いたしました。

登録業者でございます。先ほど言いましたように建設工事の宮代町への登録業者は1,800件ございます。この1,800というのはあくまで宮代町が発注する工事への登録なので、埼玉県内であったり、あるいは県外の業者も含まれております。

もう一方で、物品の業者につきましては800件ほど登録がございます。

登録業者につきましては以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

情報担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　主査の飯尾です。

私のほうからは、決算書68ページ、電算機器保守委託料の中からマイナンバー関係の事項について説明させていただきます。

まず、ご質問のあった保守業者ですが、こちら

は株式会社ＴＫＣになります。このマイナンバーに関する業務につきましては、先ほどの説明とちょっと重複をしてしまうんですが、町内に幾つかあるネットワークの中で基幹系ネットワークというところに位置しています。こちらはインターネット回線や職員が事務に使う市町村や国・県と直結されているＬＧＷＡＮの回線、こちらのネットワークとは全く独立した、この基幹系の業務にのみ使用できる、こちらは許可をしない限りそのほかのところにアクセスはできない、完全に安全性が確保された回線の中に位置しております。

この株式会社ＴＫＣの選定につきましても、宮代町単独で決定したわけではなく、宮代町も参加しております埼玉県の町村システム共同化推進協議会という組織がありまして、こちら、こういった基幹系の業務を町村で共同統括してコストの削減を図っていこうというような組織でして、その中で複数の町村の目で審査を経て決定された団体になります。

また、町での実績につきましても、この協議会が発足する前から長く基幹系システムはこちらのほうにお世話になっている状況でして、そういった実績を照らしても保守業者としては問題ないものと考えております。

また、回線以外のところから物理的な情報流出等は考えられないかという点なんですけれども、こちらにつきましても、基幹系システムを使用する端末につきましては各執務スペースの席に完全に施錠され固定されており、また、使用する際も職員一人ひとりのＩＤを入力した上で指紋認証等を行うようになっておりまして、また、外部メディア、情報を外に書き出すことに関しましても、情報担当のほうで細かくセキュリティーのチェックを行っておりますので、こちらに関しても可能性は低いものと考えております。

また、最後に、町のマイナンバーカードの普及に関する取組につきましては、山下委員のおっしゃるとおり総務省のほうが現在、マイナンバーカードの普及を強力に推進している状況下にありまして、今後、国のほうにつきましてはマイナンバーカードを市民サービスの根幹に位置づけるといった施策を打ち出してきております。

町としましても、この姿勢と歩調を合わせてマイナンバーカードの普及を進めていくというところに変わりはないのですが、委員のおっしゃるとおりいまだマイナンバーカードに関しては不安を抱えていらっしゃる町民の方も多くいらっしゃるというふうに伺っております。ですので、あくまでも町民の皆さんの理解、満足を経た上でマイナンバーカードの交付事業に当たっていきたいと。ですので、懇切丁寧な説明を心がけていただく所存であります。

私のほうからは以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

すみません。ご回答が漏れていたかもしれません。ちょっと確認をしながらちょっとお話しをさせていただければと思うんですが、決算書の58ページの中段から財政管理事業の委託料についてお伺いがあったかと思うんですが、お間違えがないでしょうか。このシステムはどこが委託しているのかというのをご質問いただいたかと思うんですけれども、

業者としてはパブリックビジネスコンサルティングという会社でございまして、公会計システムの自治体のほとんどがここと結んでいると。その公会計についてのノウハウが非常にたけているということで、公会計については平成29年度分から

総務省のルール、全国的な統一のルールに基づいて行っているわけですけれども、この公会計というのは、いわゆるその複式簿記でしょうか、いわゆるその資産とか負債を総合的に管理していこうというシステムでございまして、当然にその固定資産台帳というのを設けております。宮代町が保有している資産全てを登録してシステムの稼働をさせていただいております。

そのため、この業者以外に選定をしていこうとすると、当然に今、持っているデータの移行作業があって、確認したところ、この移行作業には数百万円のお金がかかると。300万円から500万円程度、まずはそのシステムを新たな業者に委託する場合には500万円程度のお金がかかってくるといったようなこと、同時に新たなシステムを入れるためにまた別のお金がかかってくるといったような、その、いわゆるコストですね、非常に高くかかってくるといったような状況もありますので、ノウハウを持っているといったことと、後はシステムを導入して安定的に運用していくといったことの中で、この公会計システムにつきましては１者随契によってやらせていただいているという状況でございます。

すみません。先ほど回答が漏れてしまいまして恐縮でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初にも言った減債基金とかそういう調整基金がいっぱい積まれているんですけれども、これ、あと、議会のほうに当然諮ってやるんだということ言っていますけれども、確かに議会の承認が必要だなと思いますけれども、これを提案するほうというのは、どなたか提案、もしやるとすれば提案というのは町長でしょうか。その辺のところがはっきりとお願いしたいと思っております。

それと、委託料、58ページのシステム管理委託料、どこに委託されているかというのは、１社にやるんだということで、システムのこういう優れたところがあるので、そこを、あと、国の問題があってそこに、１社に任せているんだということでなっていますけれども、確かにこれは国の主導でなっているんだと思いますけれども、やっぱり競争入札というのが私はいいんじゃないかなという感じはしないでもないんですよ。その辺のところを検討できるのかどうかお願いしたいと思います。

庁用自動車、いろいろな、高いということなんですけれども、これ、今すぐ入れろという話じゃないんですよ。そういう庁用自動車を購入する計画、将来的に。これだけ温暖化になってしまうと、人間が住めなくなったらおしまいということで、もうこれは待ったなしなんですよ。ぜひ、アメリカでもこれは待ったなしだということを言っていますので、その辺のところがやはり個々に自治体が先陣切ってやっていかないとほかのところがまねできないと思うんですよ。なかなか煙がもくもく出すだけが能じゃないと思うので、ぜひ将来的にも、近い将来ですよ、遠い将来話したってしようがないので、近い将来に検討していただきたいとは思っております。

電子入札共同システムなんですけれども、ここにはちょっとわけの分からないような説明があったんだけれども、建設業は県のほうでやるとか、いや、物品は町のほうでやるんだとかと、まるで町のあれや。全てこの共同システムのほうに入力するんでしょう、この1,800件と800件というのは。その辺のところをもう一度お願いしたいと思う。もしそれで全部入力して、そのほかに１年に、半年に１回、１年に見直しがあるんだということで

言っていましたけれども、全部これ入札しなければこの入札の条件が整わない。そういう理解してよろしいのでしょうか。お願いします。

あと、定住促進作戦ですけれども、この辺についてはいろいろとデザイン会社があってプロに任せたほうがいいんだということで言っていました。確かにプロに任せたほうがいいかなと思っております。できればプロに負けないような職員を育ててほしいなという感じはします。

それから、ＯＡ管理事業、これはマイナンバーシステムで情報漏れないんだと言っていました。でも、情報というのは人間がつくったということですよね、そういう機械設備とかそういうのは。過去にも漏れたところいっぱいあります。過去にはファイル転送サービス、宅配ファイル便の情報が漏れたとか、あと、お客さん408万人外部漏れしちゃった。トヨタ自動車も同じです。販売会社やユニクロでのお客情報も流れたと。そういうふうに盗もうと思えば幾らでも情報として盗めます。

そして、デジタル庁をつくってもこれは民間の業者の人たちがこのデジタル庁に入るということなんですよ、一番問題なのは。やっぱりそこでやれば必ず自分たちの有利な情報を漏れる。どんなことがあっても人間ですから、自分の企業、自分のをやるためには漏れる。これはもう仕方ないことだと思うんだけれども、漏れるということを前提にしてやらないと、この運営管理事業、難しいんじゃないかなと私は思っております。要するに、やれば全て漏れるんだということで、前提だということなんですよ。

だから、町民がこのＯＡ管理事業の中でマイナンバーを選択しないというのが、まだ30％ぐらいですか、宮代町は。どのくらい入っているんですか、分からないけれども、そういう結果になっていると思うんですよ。５年たっているんですよ、もう、マイナンバーやって。選べないというのがそういうところにあるんじゃないかなと私は思っております。その辺のところ無理やりに押しつけるんじゃなくて両方選択できるようにして、国が幾ら何だ言って、これは間違い、駄目だというわけにはいかないと思うんですけれども、そういう考えでやってほしいなと感じます。町窓口で住民に押しつけるんじゃなくて、個人の自由に、裁量に任せる、それがいいんじゃないかな。これ、マイナンバーやったらもう顔写真から全てですから。少し、ちょっと心配だなと思っております。

公債費については分かりました。なるたけ安いところにお願いしたいなと思っております。ぜひその辺のところは分かりました。公債費のことですが、安い方向にということでやっていきたいと思います。

もし、その中でも回答がありましたらひとつよろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

先ほどいただきました入札の参加資格についてのお問合せです。

申し訳ありません。分かりづらい説明で申し訳ございませんでした。また改めてお話しさせていただきたいんですけれども、まず最初に、入札参加につきましては事前に資格者かどうかというのを確認する事務が発生します。それを行っているのは町の、先ほど申し上げましたちょっと物品から先、話ししますと、町は単体で物品の入札についてはやっております。ですから、登録名簿はそのシステムじゃなくて町が独自に作成した名簿でもって持っているということでございます。

残るは建設工事なんですけれども、あくまで入

札の話です。建設工事なんですけれども、こちらにつきましてはいろんな業者が同じタイミングで申請してくるわけです。したがいまして、それを、事務を取りまとめるために埼玉県は、実際には物品にもシステムは存在するんですが、建設工事の取りまとめ、その事前参加資格の申請について一括で県がまず受け付けます、書類について。その後、参加自治体、その、それぞれ各業者が手を挙げている自治体のほうに書類を投げるという形になっております。

県はただ取りまとめているだけであって、名簿につきまして、名簿のその所有者というのは我々宮代町ではあるんですけれども、ただ、県のシステムを登録するのが前提としてございますので、建設工事、ここでいう建設工事の登録業者というのは、先ほどそこでちょっと私も説明が分からなくなってしまったんですけれども、普通の土木業者さんのほかにも、建設業上の登録を受ける設計だったりとか、あと、維持管理とジャンル上は呼んでいるんですけれども、やっぱり土木業者さんだったり一部造園業の方とかもそちらで登録されております。あらかじめ入札参加資格を確認しているから、工事にしろ物品にしろ、それがどういう管理の仕方をしているかは別として、それに登録しているから指名業者として宮代町は選べるんです。そこから、設計金額によって何社以上という規定がございますので、それに合わせた業者を選定して仕事を、入札参加を呼びかける、入札の通知を投げるような形になっております。

それで、管理の方法は別ですけれども、宮代町が持っている名簿であることには違いないです。

説明のほう以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

まず、決算書で言いますと58ページでございます。基金の関係でございますけれども、提案するのは町長ということになります。

また、財政管理事業の中の委託料の公会計システムについて入札というご提案いただいているかと思いますが、先ほど申し上げたとおり別の事業者になった場合には、当然にそのシステムの現に持っている固定資産台帳の引継ぎに係る、当然に移行する費用というのが発生し、それが一つ聞いてみたところは300万円程度お金がかかるということなので、ほかの事業者も同じかと思います。当然にその固定資産税台帳の移行に数百万円かかるとすれば、仮に入札を行ったとしてもなかなかその金額の高低については結果が出てしまっているといったような状況ですので、なかなか難しい状況にあろうかなというふうに思います。

この２点については以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長、栗原です。

自動車については、先ほど島村主査のほうからありましたようにガソリン自動車の時代というのももう終わったと過去形で言ったほうがいいのかもしれません。ただ、新しく買うときに補助金等の優遇もあるんですが、なかなか金額的にというところもあります。そんな中で小型の、町内をぐるぐる回るような業務というのも非常に多いので、そういった場合に小型で、そんな電気自動車という選択肢もあるのかなというふうにご指摘のとおり感じております。

いずれはガソリン自動車というのはなくなるということが分かり切っていますので、そういった意味でも、町としても場合によってはそういった

職員が町内を少し回るような、そういう場合には選択肢としてあってもいいのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

２点ほど質問させていただきます。

成果書の47、決算書の66です。

みやしろ初めてツアーなんですけれども、私、一般質問で質問させていただいたときに、栗原課長から５年間で33組、12組が移住をされたというふうに答弁をいただいたんですけれども、２年度は11組というふうに載っているんですけれども、移住された方、その11世帯の中で何組ぐらい、どのぐらいいらっしゃるのかお聞かせください。

もう一つなんですけれども、成果書の74、決算書の68ページです。

ふるさと納税なんですけれども、合計が2,847件、寄附金額が4,554万2,854円ということで、この金額また件数は埼玉県において何番目ぐらい、自治体で何番目ぐらいなのかお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　主幹の小川でございます。

みやしろ定住促進作戦の中で、ツアーの参加者ということで答弁させていただきます。決算書につきましては65ページ、66ページ、成果書におきましては47ページになります。

令和２年度のツアーの参加者につきましては、先ほどお話あったとおり11組の参加がございました。移住、実際に転入されてきた方ということで、令和２年度中には４組の方が移住してきたというふうに聞いてございます。

答弁については以上となります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

県内順位については今、確認しておりますので、確認でき次第ご答弁させていただきますので、少々ちょっとお時間をいただければと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。

１番目の質問に対してちょっと再質問させていただきたいんですけれども、あと、移住された方が４組でしたっけ。また、移住されなかった方という、７組いらっしゃるわけですけれども、何で宮代町に移住しなかったのか、その辺の調査みたいなのはしているのかどうか。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　主幹の小川でございます。

移住ツアーの参加者の引っ越さなかった方ということで、今現在におきましてはそういったことの追跡調査のほうは行ってございません。今後、そういった方がその後、引っ越されたか、もしくは別のところに引っ越されたかということに関しての調査を行う方向で今、ちょっと検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。

そういった調査をすると、宮代のちょっと足らないこととかそういったことが把握できるので、ぜひ調査をしていただければと思うんですけれど

も。

また、第４次総合計画の後期実行計画に、構想３の定住人口を増やすということで、方針３に挙げた空き部屋・空き家の多機能活用についてということなんですけれども、これはどのような実績とか成果があったのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　空き部屋・空き家は担当課がちがうよね。

○委員（川野武志君）　はい。分かりました。

どうしても定住促進というと、やはり一番今、問題になっているのがやっぱりあの空き家だと思うので、ツアーというのも大事ですけれども、まずはこれ、引っ越そうとする方というのはまず物件から来ると思うので、その辺の物件に対しての補助制度みたいなのというのは考えていないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君）　主幹の小川でございます。

引っ越されてきた方の物件に対しての補助ということなんですが、今のところはそういったものは検討していない状況でございます。

以上となります。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　はい、川野です。

ふるさと納税のほうなんですけれども、何か、先ほど副課長の答弁の中でちょっと見ていると、栗原課長が産業観光にいた頃とあまり取扱店、その件数もあまり変わっていなくて、あの頃、埼玉県で１位とか２位だったんじゃないかなと思うんですけれども、今はどうなのかなということと、あと、課長がちょっと今、行き詰まっていると。何か、取扱店というんですか、なかなかその特産品の取り扱う方も少ないというところで、近くの境町が、今日の境町のホームページ見たら、30億3,000万円というすごい金額を出しているところで、やはり見ていると、やはり地元の事業者を、いろんな業種の方がその特産品に積極的に参加していると。

その辺のこの宮代町の事業所に対しての働きかけというのが少ないんじゃないかというふうに思うんです。全然件数が増えていないので、その辺、これ産業観光課なのかなと思うんですけれども、やはり企画財政のほうにページ数が載っているのでその辺できたら教えていただき、この意気込みというかその辺を、副課長いないので課長が答弁いただくとありがたいんですけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

宮代町の寄附のメニューは非常に数が多くて、数が多いということと、寄附の額もそうなんですが、寄附の件数、要は１万円とか２万円のものが数が多いというのが特徴です。

以前、今、副課長が戻ってきたので、今の最新の県内の件数とあるんですが、以前の宮代町が１位、２位だったという時期というのは非常に、件数で稼いでいたということ。例えば、近隣の某町が年間合わせて50件とか60件とかというときに宮代町が4,000件、5,000件でしたので、そのぐらいの件数の多さだったということです。

逆に言うと、宮代町はその一点豪華主義の、和牛ステーキとか車エビとかそういうものがないので、町内の事業所さん、和菓子屋さんであるとかクラフトであるとか、本当にそういった皆さんに努力していただいてということで、裏を返すと小さな事業所の皆さんが頑張っていただいてその件数稼いだというところで、県内でも高い位置でい

たという時期があったということです。

ただ、なかなかお出しするメニューも減ったり増えたりという、事業者さんの都合でふるさと納税のものに出せなくなったりとかというところがあるので、この辺は企画財政課で言ってしまうと、また、この後、産業観光課の審議なんかもあると思うのでそちらのほうに委ねることにしますが、考え方はそういうことです。

恐らく、境町30億円ということは、半分としても15億円を、例えば特産品だ返礼品であったりとか何か様々な、５億円金をかけて15億円の寄附をもらうみたいなそういう、かなり大胆なところもあるのかなというふうなことがあります。これは自治体の考え方なので、それがいいか悪いかというのはまた自治体それぞれの成り立ちとかあるのでと思うんですが、宮代町の場合は単に寄附が来るということじゃなくて、事業者さん、それこそ家族でやっているようなところがほとんどなので、そういった皆さんのところにネット通販じゃないですけれども全国的に品物をアピールしていくと、そこも大事なところかなと実は思っています。できればその和牛とか車エビとかそんなのがあればきっともっとというのがあるんですけれども、そういうのがない中での地道な取組ということで、商工担当のほうも一生懸命やっていると思うので、これが宮代のよさだと思いますので、引き続きこのスタンスは。ただ、目新しいものというのはどんどん、それは開拓していくというのも大事なことだと思いますので、新しく開拓するということ、ふるさと納税だけじゃなくて商工業の活性化にとっても非常にいいことだと思いますので、県内のランクは少し落ちてしまっているかなと思いますけれども、また挽回できるように頑張りたいというふうに思います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

大変失礼いたしました。外させていただきましたけれども、確認をいたしまして、金額で言いますとこの4,500万円というのは県内で21番目ということです。昨年が８番目でしたので、大きく落ちているかなというところにはなろうかなというふうに思っています。

すみません。お時間いただきまして、恐縮です。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。すみません、お願いします。

60ページなんですが、５目の財産管理費の16節ですね、公有財産購入費の不用額が4,705万円、これについて、予算計上してこの辺の差というのを教えていただきたいなと思います。

それから、今、順位の話があったんですけれども、町長の行政報告の中で宮代町は町村で１位というので、日経グローカル電子化ランキングで１位というのが発表されたということを言われたんですが、それは行政サービスの向上もその高度化されているというようなこともあるのかなと。もちろんマイナンバーもあるんですけれども、それについては宮代町、本当に全国で１位なほど電子化ランキング、本当なのかというか、その辺詳しく教えてもらいたいと思います。

それから、成果書のほうの２、３ページなんですが、ちょっと、町民の方から町の自主財源を増やすように、そういう町を目指してほしいというふうに言われているんですけれども、今回、自主財源が35.7％ということで、これは国の特別定額

給付金から来ているということもあるのかなと思うんですけれども、その辺で分担金と負担金の幼児教育・保育の無償化というのももう、保護者負担金というのもなくなってくるだろうし、使用料、手数料の新しい村のもなくなってくるだろうし、今、言っていた寄附金はもちろんそうですが、その自主財源を35.7ということに対して今年だけですよみたいな感じなのか、その辺お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　では、答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

お問合せいただきましたのは、決算書60ページ、財産管理費、こちらの公有財産購入費に対しての不用額4,705万9,650円に対しての説明をということでしたけれども、実際不用となってしまったことについては、相手方との交渉が出来上がった形で予算化していなかったという部分がございます。

また、ここのもとの7,400万円につきましては、こちらについて積算根拠があって予算がついていたものではなくて、実際にその中でお金を使わせていただけるというお話がございまして、その中で交渉が成立しましたのがそのうち宮代町役場の公用車駐車場、それから商工会の付近に公有財産ございまして、そちらの購入について交渉がまとまりましたので、2,731万1,350円について地権者の方と契約させていただいて購入に至った次第でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

日経グローカルのランキングについては、全国の町と村でＩＴ化というかのランキングで１位ということで、これ半年ぐらい前に行政報告で議会の皆様にもお知らせした内容ですけれども、一つとして、マイナンバーカードの普及率が高かったということ、その半年前で35％ぐらい、今は40％ぐらいですけれども、その当時、半年前、高かったということ。それと、先ほど来、電算システムの話を差し上げていますけれども、宮代町の場合、基幹系、情報系ともに全てクラウド化しておりますので役場の中にはサーバーは設置していません。ですので、その保守管理に関する手間というか効率性というのは非常に高いというところで、そこら辺りが理由かなというふうに思います。

ただ、もう、その自治体のＩＴ化というのも節目に来ていますので、これからはそれぞれの自治体が１位だ２位だというふうな競い合う時代ではなくて、国がデジタル庁を設置するということになっていますが、全国同じサービスをどこでもということを普及するということにかじを切っていますので、これからはマイナンバーカードを基盤としてどういうふうにＤＸ化を進めていくかということになるかなというふうに考えています。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。

今の自主財源ということでご質問をいただいております。町税ですとか分担金、使用料及び手数料について、その自主財源の見通しはということでご質問をいただいております。

町税については、当然にその町民税、固定資産税、軽自動車税とありますけれども、今、税務課から少しお話を聞いているのは、来年度の町税についてはそこまで落ち込みがないであろうというふうには聞いてはいます。あくまでも現状の見通しですので、もう少したって国から地方財政計画

が出て、その町税の見通しというのが示されるのかなというふうに思います。所得の落ち込み状況についてはなかなかその町のほうで全体を把握するというのが難しい関係があり、その国からの資料を基に積算しなければならないという事情もありますので、そういった状況を見極めた上で確認していく必要があるかなというふうには思っております。

今のところのその町税の落ち込みは大きくはないだろうというふうな見込みでございますが、一方で分担金とか負担金については、この幼保無償化については一定程度落ち着きがあると思いますので、そこから大きく変わるというふうな見通しは持っておりません。使用料、手数料についても同様でございますので、自主財源としての見通しとしては町税が大きく関与するのかなというふうに思っておりますけれども、地方財政計画を見ないとなかなかその状況、１年後２年後も見通せないというような状況になろうかなというふうに思いますけれども、現状として税務課から確認しているのは、そこまで大きくは落ち込みはないだろうというようなところ。現にその西口、東武動物公園の西口ですか、そういったところの開設がどういった影響が出るのかということについても確認をしていきたいなというふうに思っております。

また、和戸横町についても建物が来年度、秋ぐらいにできるというようなお話も聞いていますので、そういった動向も注視していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　もう時間あれなので、公有財産購入に関してなんですが、相手のあることなのでそれは思うとおりにいかないだろうとは思いますが、これはその相手との契約の節目だったりするわけですよね。そうすると、この年、令和２年度でうまく交渉ができなかったとして、向こうどれくらい行っちゃうのかということを聞きたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

契約につきましては、それぞれ契約ごとにもよるんですけれども、最短で１年のものから最長で10年のものまでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　私も資料見てちょっと期待はしていたんですけれども、なかなか思うとおりにはいかないですけれども、駐車場は買えたということで、しようがないといえばしようがない。借地、お金を払って10年いくということもあるだろうし、また、その相続絡みで変わってくるということもあるので、分かりました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　前段の角野委員さんのに関連した話になりますけれども、おっしゃったように用地買収というのはなかなかうまくいくときいかないときがあります。ただ、当初予算を組むときに、やっぱりその見通しをつけて組んでいただきたいなと。

今回の場合は、実際に用地買収できたのが2,700万円ですよね。で、もう１件がどこなのかというのはちょっと教えてもらいたいんです。何々地内ぐらいで教えてもらいたいんだけれども。大きいところが買収できなかったと。結局、不用額ということに計上したということになります。だから、質問の１は、予定していたところ、購入

したところ、地内を教えてください。

それと、ちょっとこれ、会計処理上問題はないんですけれども、この公有財産購入費から５つの流用が発生しているんですよ。これ全部足すと660万円ぐらいですか。これは何なの。あそこは空いているから、残額が、不用額が出ているからここから流用してしまえという、ちょっと変な、うがった見方もできなくはない。それを見込んでその用地購入費を多額に見積もったというふうに言われてもしようがないんですよ。4,700万円は非常に割合的に高いんですよ。この、こういうやっぱり執行処理というのは私から見るとちょっと問題があるなと。

流用というのは同項同目でやるんだからそれはいいんですよ。構わないんだけれども、こんなにこの、余ったというか不用を出したところから流用をかけて、とにかく流用先もちょっと予算の見積りが甘いなと、こういうことに結果的にはなっちゃうんですよ。その点をちょっと指摘したいので説明を求めます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

管財担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　ご質問いただきました、まず１点目ですね、昨年度購入した庁用車駐車場以外の場所につきましては、場所で申し上げますと、字百間付近の目ぼしい施設でございました商工会の建物の裏手にございます。こちらにつきまして取得目的は、笠原地区の浸水対策用地とするために下水道担当から要望があって購入したものでございます。そちらにつきましては、606平米でおよそ700万円で購入させていただきました。

次の質問なんですけれども、そのときに同じタイミングでもって交渉の土俵というか、契約交渉のタイミングに合った施設ということなんですけれども、そちらにつきましては、まず宮代町の公用車でなく、一般のその駐車場の一部に土地が残ってございます。それから、進修館の駐車場、こちらのやはり駐車場に一部残ってございます。

こちら同じタイミングですと、図書館の底地あるいは駐車場も借地でございまして、そちらも契約更新のタイミングでございました。

それから、須賀小中体育館の底地の一部が借地でございまして、そちらも更新のタイミングでございました。

対象につきましては以上でございます。

失礼いたしました。もう一点、当初予算の執行処理でございます。

こちらにつきまして、実際のその流用先につきましては、庁舎管理の修繕費ないしは工事費に充てさせていただいております。こちらを当てにして予算を組んでいるというわけではないんですけれども、年度途中にお客様にけがをさせてしまうおそれのある故障というか修繕の必要が出まして、こちらのほうからお金を頂戴しましてその工事費に充てさせていただいております。

私からは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　副町長、この流用についてお考えはありますか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

本来、適正な本来の予算があって執行するというのが原則でございますが、たまたまそういった予想外の出来事があった関係でこういった流用をさせていただいておりますけれども、基本的にはあくまでも流用は最低限にとどめるべきというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　最低限にしていただきたい。

流用というのは基本的に当初予算で組んだ、考えていたことと違う特別な事情が発生したときにこれは流用するわけ。流用も違う項には行けないわけですよ。同じ項の同じ目でやるというふうな形になっていますからこれは問題ないんですけれども、ただ、件数が多過ぎるというのは、そう簡単に、はい、そうですかというわけにはいかないんですよ。時々、決算書を見ると、去年のやつ見てもそうなんですが、ちょっと多いなという感じがするところもあるので、流用できるところを探し出してそこから流用する、かけるわけで、それはいいんですけれども、これは最低限でやっぱりやっていただきたいなという要望しておきます。

それと、前段の管財のほうからお話があったやつは、よく私、理解できなかったんだけれども、まあまあいい理解をするとして、どことどことどこをどう買ったかという。で、予定がどうだったかというのが判別がちょっとつかなかったので、それはもういいです。済んだことだから。執行でここまで来ちゃったからそれは構わないんですけれども、今後、ちょっとその辺は十分検証してから予算計上という形でお願いしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　６時０３分

再開　午後　６時１５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計室に入る前に、先ほど企画財政課のところで泉委員の答弁の答えがまだ一つ残っておりますので、その答弁からお願いいたします。

担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　企画財政課主査の飯尾です。

先ほど保留させていただいていた質問のご回答と一部訂正をさせていただきます。

まず訂正からなんですが、各課に配付されているウェブ会議用の端末なんですけれども、申し訳ありません、教育委員会に１台配付されているのを失念しておりました。総台数が10台だというところは変わりません。

〔発言する人あり〕

○情報担当主査（飯尾浩之君）　はい。なので、ちょっとカウントし直しますと、共用で使えるのが３台、福祉課に１台、子育てに１台、教育委員会に１台、保育園に２台、最後、保健センターに１台、予備１というような形です。

続きまして、ウェブ会議の開催件数なんですけれども、こちら、庁舎で管理している共用端末の予約状況からカウントいたしました。ですので、正確な値ではないんですけれども、おおよそ月21件前後、大体１日に１回はどこかの部署がウェブ会議をやっているというふうに考えていただければよろしいかと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ご苦労さまでした。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３３号の審査（会計室）

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、これより会計

室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君）　会計管理者の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査の髙林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　・山でございます。

１点だけお願いします。

ご説明のときに、旅券、パスポート。

ごめんなさい。60ページです。マイナス581万円とお聞きした気がするんですけれども、これって新型コロナの影響だとは思うんですが、その前、町のほうが委託受けるようになってもう長いと思うんですが、その前も大体この金額だったのか。利用というか受けていたのが減った金額というか、その前とコロナ禍でかなり減ってしまったということでしょうか。何かそう、前は、もう完全に新型コロナの影響が大ということなのか、ほかの影響もあるかということをお聞きいたします。１点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

会計担当主査。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林です。

パスポートも新型コロナの影響でございます。新型コロナの影響で、収入印紙の購入ですとか埼玉県証紙の購入が減額となっております。大きく減額しております。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君）　会計管理者の大橋でございます。

60ページの需用費の中の消耗品費720万円、こちらに収入印紙代が含まれておりまして、こちらが新型コロナの影響で548万円ほど減ってございます。ですので、パスポート自体については、コロナ禍前については減っておりませんので、ほぼ新型コロナの影響ということで考えてよいかと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　この60ページの会計管理事業815万1,788円となっております。私、本当は、本来だったら去年の決算書持ってくればよかったんですけれども、これ毎年減っているような感じがするんですよ。どうやって減っているのか、そういう努力、どうやってやったのか、このことについて町全体で参考になるようなことがあれば、事例があればおっしゃっていただきたいなと思っております。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

会計担当主査。

○会計担当主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

委員さんからご質問がありました会計管理事業ですが、令和元年度は1,170万1,186円です。令和２年度に関しましては815万1,788円ですが、大きく何か努力をして減らしたというわけではなく、新型コロナの影響が大きいというふうになっております。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　たしか、2019年度は1,680万円ぐらいだったのかな。去年が1,170万円。今年は815万円。コロナ禍によって今年はと、分かりました。

ただ、毎年これ減っているような感じがするんですよ、予算が。決算か。だから、その辺のところをお聞きしたいなと思っているんですよ。どういう努力でこれ毎年減ってきているのか。町全体にこれ、予算が、決算が減るような努力が、参考になるようなことがあったのかどうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君）　会計管理者の大橋でございます。

この会計管理事業につきまして大きく予算決算を占めているのが需用費、先ほど言った需用費の消耗品費でございます。これ、消耗品費の中身を申し上げますと、埼玉県証紙の購入と収入印紙の購入ということになります。ですので、そちらは町民の皆さんが買う買わないによって大きく金額が左右します。ですので、どちらかというとその努力とかそういったよりも、そのどれだけ県証紙、収入印紙を買うか買わないかという形で大きく金額が動くというふうにご理解いただければと思います。

なお、２年度については、全体としては新型コロナの影響で減っているんですが、増えたものといたしましては、決算書60ページの11役務費の公金取扱事務手数料55万円がございます。こちらについては、指定金融機関である埼玉りそな銀行が会計室の窓口に派出置いてございますけれども、その派出の手数料というのが新たに発生したということでございます。

これまでもりそな銀行からは、派出の費用、人件費、１人平日９時から３時までずっといますのでその人件費の分を手数料いただきたいという話をいただいていたんですが、町としては払わなかったんですけれども、ほかの市町村では既に払っているところもございました。ただ、こういう、今、指定金融機関とのメリットがなくなっている時代ですので、基本的にはそういった手数料については払うべきだろうという形で、２年度についてはもう全県内の町村で埼玉りそな銀行が指定金融機関であるところ全てこの手数料を払うようになってございます。そういったところでプラスになっている部分もあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　分かりました。

一応、収入印紙だとかそういうやつ、県のやつを買うのを控えていると思います。その控えているのは分かるんですけれども、毎年それ控えられるものでしょうか。ちょっと分からないんだけれども、毎年減っているということは控えているということですよね。ちょっとその辺のところ。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君）　会計管理者の大橋でございます。

控える控えないということではありませんので、また窓口でご要望があれば、その方に全て、要するに県証紙と収入印紙のほう渡しているということです。こちらは相関関係がありまして、当然、収入印紙の支出が増えれば収入のほうも入ってくるということですので、そういった相関関係にもあります。ですので、抑える抑えないというよりも、その利用者次第ということでご理解いただければと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で会計室の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月８日水曜日午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時２８分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１２名）

山　下　秋　夫　君		丸　藤　栄　一　君	
九・山　妙　子　君		金　子　正　志　君	
西　村　茂　久　君		小河原　　正　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		合　川　泰　治　君	
土　渕　保　美　君		川　野　武　志　君	
（議　長　田　島　正　徳　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　長	新　井　康　之　君	副町長	渋　谷　龍　弘　君
会計管理者兼会計室長	大　橋　洋　巳　君	町民生活課長	吉　永　吉　正　君
町民生活課副課長	押　田　昭　浩　君	町民生活課副課長	山　﨑　健　司　君
町民生活課主幹	小　林　知　弘　君	町民生活課主幹	関　根　雅　治　君
危機管理担当主査	横　溝　秀　武　君	危機管理担当主査	加　藤　正　久　君
資源循環担当主査	田　邊　和　美　君	税務課長	門　井　義　則　君
税務課副課長	金　子　　諭　君	税務課主幹	田　原　浩　介　君
資産税担当主査	鈴　木　健　司　君	徴収担当主査	折　原　　淳　君
住民課長	高　橋　暁　尋　君	住民課副課長	高　橋　正　巳　君
住民課主幹	中　村　佐登志　君	戸籍住民担当主査	海老原　剛　章　君
年金担当主査	加　藤　智　浩　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　幹	小　林　賢　吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月６日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３３号の審査（町民生活課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君）　改めまして、皆様おはようございます。

町民生活課長の吉永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席している職員は、自己紹介をさせていただきます。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　おはようございます。町民生活課副課長の山﨑と申します。私のほうでは、環境推進担当、資源循環担当、地域振興担当の３担当のほうを所管させていただいております。よろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　おはようございます。町民生活課副課長、押田と申します。私のほうでは、危機管理担当ということで、交通安全、自転車対策、防犯、防災のほうを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　おはようございます。危機管理担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○町民生活課主幹（小林知弘君）　おはようございます。町民生活課主幹、資源循環担当、それから環境推進のほうを担当させていただいております。小林と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　おはようございます。町民生活課主幹、地域振興担当をさせていただいております。関根と申します。よろしくお願いします。

○資源循環担当主査（田邊和美君）　おはようございます。町民生活課資源循環担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（横溝秀武君）　危機管理担当主査の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。４点ほどお願いいたします。

まず初めに、成果書97ページ、決算書52ページ、地域力ステップアップ事業の花いっぱい活動の内容をお伺いします。

次に、成果書101ページ、決算書72ページ、環境推進事業について。環境対策の推進のために、情報収集のために環境保全に関する参考図書や備品の購入となっていますが、具体的にどのような書物や備品を購入したのかお伺いします。

３点目です。成果書104ページ、決算書76ページ、災害に強いまちづくり啓発事業です。昨年10月18日に行われました、避難所開設実働訓練の実施から間もなく１年が過ぎようとしています。昨

年のときよりも新型コロナの状況は悪くなり、デルタ株の影響により、子供たちに感染するリスクも増えてまいりました。これから迎える台風シーズンに対して、また大規模地震に対して、昨年の訓練等を踏まえて、どのような形で行うのかお伺いします。

最後に、４点目です。成果書110ページ、決算書152ページ、消防団の事業運営についてです。これから行われる予定の統一訓練や特別点検の予定をお伺いいたします。また、各分団詰所の建替えが進み、環境の整った場所で作業が行えることは、団員を代表して感謝いたします。ただ、団員自体の欠員が生じていることと団員の高齢化により、団員一人ひとりにかかる負担も大きなものとなっています。新規団員の補充について、町として、何か考えはあるのかお伺いいたします。

以上４点、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず１点目の、成果書97ページ、決算書52ページということでお話のほうをいただいております。

花いっぱい運動の関係でございます。

こちら、豊かな地域づくりの推進事業補助金の中に地域力ステップアップ事業として、地域で花を植えて環境整備を行う事業に関しまして、限度額１万5,000円といたしまして補助のほうをさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、１万5,000円ということで３地区のほう実施のほうをいただいているところでございます。こちらが、東と道佛三丁目、和戸のこの３か所が花いっぱい活動のほうを実施していただいているところでございます。

続きまして、成果書101ページ、予算書72ページでございます。

環境推進事業の実施内容につきましてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

環境推進事業でございますが、こちらにつきましては廃棄物関係、環境関係全般の図書を購入させていただいております。

また、備品ということでございますが、こちら、ドローンの使用が今後規制されることも考えられることから、高所場所から撮影ができるような高所撮影用の機器を購入させていただいております。こちらにつきましては、今イベントのほうを自粛のほうをさせていただいておりますけれども、イベントのほうで使わせていただいたり、あるいは空き家、空き地の状況を高所から確認させていただく、あるいは災害時においてはやはり高所から確認させていただく、多分野に使える機器ということで、環境推進事業のほうで購入のほうをさせていただいたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　次、答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、お答え申し上げます。

まず、成果書の104ページ、災害に強いまちづくり啓発事業、決算書76ページの関係でございます。こちらの関係で質問の内容ですが、昨年10月18日に避難所開設実働訓練を実施してから１年が経過して、新型コロナの状況も悪いということで、今後台風も起こり得るということで、これからの訓練に対してどのようにするかというご質問に対して、お答えのほうをさせていただきたいと思います。

まず、災害につきましては、時、所、人を選びません。また、新型コロナウイルス以外でも、感

染症の流行を防ぐことはできません。町では、いかに災害と感染症に向き合うことが大切かを考えながら、感染症予防対策を施した避難所開設実働訓練のほうを昨年度は実施させていただいたところでございます。

訓練内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染が蔓延している中で災害発生を想定した避難所開設運営といたしまして、検温、体調のヒアリング、避難スペースへの案内、感染の疑いのある避難者の誘導を行い、避難者のソーシャルディスタンスを確保いたしまして、３密の防止を図った避難所開設実働訓練のほうをさせていただいたところでございます。

そこで、昨年度実施しましたことから、職員並びに自主防災組織の参加者の方から様々な意見をいただいたところでございます。

職員、参加者、双方のほうから問題提起された点でございますが、まず、受付時における建物の外部での滞留がしていたということが一番の意見をいただいたところでございます。

そのことを踏まえまして、基本的な感染対策は当然に行えるようにしていく中で、自然災害に加えて、感染症という脅威に対する不安を抱えた避難者に対しまして、いかに気を配って安心感を与えて避難所運営をできるかが課題となっているところでございます。

また、定期的に訓練を実施いたしまして、町職員へ浸透させることで感染症に対する避難所運営の習熟度を向上させまして、町全体としての取組として、さらなる防災力の向上を図る必要性を感じたところでございます。

通常の避難所運営も難しい中で、感染症対策を併せ持って、どのように対策を考えながら運営するかが一番の課題ということで捉えたところでございます。

続きまして、成果書の110ページ、消防総務事業、決算書152ページの関係でございます。

まず、消防団の訓練につきましてでございますが、11月に特別点検のほうを予定しているところでございます。訓練については、今年度、従来11月に実施する特別訓練を一つ今後については予定しているところでございます。

また、消防団員の欠員という関係でございますが、令和３年４月１日現在で、宮代町の消防団員数は91名でございます。こちらにつきましては、条例定数98名でございますので、７名ほど今欠員が生じているところでございます。

こちらのほうにつきましては一人でも多く早急に見つけて補っていきたいというふうに考えているところでございますが、皆様方、仕事をしている方も町民の方はいらっしゃいますので、多忙の中でいかに地域の中枢を担う消防団として役割を担っていただくかが問題となっておりますので、ちょっと難しいところもございます。しかしながら、引き続きこの７名の補充をすべく消防団員が見つけられるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

ご回答ありがとうございます。

では、少しだけ再質問させていただきます。

まず第１問目の花いっぱい活動なんですけれども、これは一応３地区で行い、１万5,000円ずつの補助という形で４万5,000円。これの花いっぱい活動の内容というか、どういった形で花いっぱい活動をやっているのかという点、１つ。

２番目の高所作業ということは、これドローンを購入したという形なのでしょうか。

３問目、今年の実働訓練、これは行うのでしょ

うか。

４問目は分かりました。ただ、私も消防団員の一人として活動していますけれども、確かに地域で仕事をしながら、さらに消防団活動をするというのはなかなか勇気の要ることと、あと決断力の要ること。あと、目ぼしい人がいても後押しというかな、要するに、もう少しで入りそうなんだけれども、町からそういう人に対して一緒にプッシュしてほしいという、そういったことの連携で少しでも増やしていけたらなと、そういう形を取っていただけたらという要望です。

以上、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、１点目の花いっぱい活動の内容につきましてご説明のほうをさせていただきます。

こちら、地区の住民の方が地区の環境整備のためにプランターに花を植える等の花いっぱいの活動をしていただいている活動に対して、花の苗とか、肥料とか、そういうものに対しての助成ということで実施のほうをさせていただいております。

３地区は従前からやっていただいている地区でございまして、こちらの補助のほうをご活用いただいているということでございます。

続きまして、２点目の高所撮影用の方法、機器の関係なんですが、ドローンのほうで従前は対応できたものが、小型のドローンであれば許可等手続は要らないものもございますので、そういうもので空き家とか空き地の確認とかさせていただくことが多かったんですが、今後そういう小型のものも規制の対象になり得るということで、いろいろ情報を収集しまして、それが使えなくなった場合にも対応ができるようにということで、釣りざおの太い、伸びるような感じの、高く伸びるようなスライドするようなものを購入させていただいております。その先のほうにカメラをつけさせていただいて、今のカメラは性能がいいですので、ブルートゥースで携帯と接続しましてシャッターのほうも切れるという、そのような形で対応のほうをさせていただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、再質問のほうについてお答え申し上げます。

まず、今年度避難所開設実働訓練の実施はするのかということでございますが、今年度、来月の17日日曜日に、昨年同様、避難所開設実働訓練のほうを実施する予定で今準備を進めているところでございます。

また、２点目の消防団員のほうが足りないということでいろいろな点で……。

〔「要望だからいいんじゃないか」という人あり〕

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　失礼しました、要望については承知いたしました。申し訳ございません。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

３問目の実働訓練なんですけれども、10月17日に行う予定となっております。

昨年は、要するに町の職員を主体にした、そしてあとは地区の各区長さんたちをメインですね、あとは防災関係の方、一応消防団も呼ばれましたが、見ているだけの形でした。

今回は消防団等のそういった組織は参加できる

のか、その点に対してお伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

今年度の避難所実働訓練の実施に当たって、消防団ということで役割でございますが、今年度については、消防団の方々につきましては自主防災組織の方と連携を取るということで、無線を使った情報伝達訓練ということで今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

分かりました。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

２点ほど質問させていただきます。

決算書72ページ、成果書100ページです。

町営駐輪場工事ですが、和戸駅第１、第２駐輪場及び姫宮駅西口駐輪場に防犯カメラを設置していただいたみたいです。

私の今年の３月議会の一般質問で防犯カメラの増設を質問させていただきましたが、そのときの担当課長からの答弁では、防犯カメラは安心・安全な社会づくりには有効なツールであると答弁しながらも、地域から要望もない、予算もない、地域全体で防犯意識を持つことが重要です、設置する予定はないと答弁をされました。にもかかわらず、防犯カメラを３台設置していただきました。本当にありがとうございます。

また、和戸の残土のことも、県のほうに土質調査のほうを働きかけてくれましてありがとうございました。

それで質問ですが、この駐輪場３台の防犯カメラ設置はいつ頃設置したのか。また、どんな基準で駐輪場に防犯カメラを設置したのか。ほかにも安心して安全に暮らしていけるまちづくりを確保するためには、防犯カメラの増設は必要だと思います。これから予算を立てて取り組んでいくのか答弁をお願いいたします。

もう一つ、決算書、成果書には載っていないんですが、環境推進課の空き家バンクの取組は令和２年度の成果を教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

私のほうからは、空き家バンクの取組についてご説明のほうをさせていただきます。

空き家バンクにつきましては、空き家を有効利用していただくために情報提供ということで、その空き家バンクのサイトのほうに町のほうのページを設けさせていただいているところでございますが、こちらにご登録いただくということで、いろいろ周知のほうをさせていただいているんですが、ご登録いただいている案件がございませんので、こちら空き家バンクのほうを開設させていただいておりますが、登録情報がないということでそのままの状況になってしまっているところでございます。

今後におきましても、広く活用いただくためにＰＲのほうをしていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、お答え申し上げます。

成果書の100ページの自転車対策事業、決算書72ページということで、防犯カメラの関係でございます。

有料駐輪場、こちらのほうが、姫宮の西口の駐輪場と和戸の第１駐輪場、和戸の第２駐輪場ということで、７台の防犯カメラのほうを設置させていただいたところでございます。

こちらのほうにつきましては、いつ頃というお話なんですが、12月か１月ぐらいだったというふうに私記憶しておるんですが、もしその時期がずれていたら申し訳ございません。

それと、今後の増設予定でございますけれども、今のところ増設ということでの内部での話は出ていない状況でございます。ですので、その点については予定なしということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野でございます。

再質問させていただきます。

空き家バンクの登録が、今のところ案件がないということなんですが、その理由はどういうことなのか、その辺はどのように認識しているのか教えていただきたいと思います。まず１点お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

空き家バンクの登録のない理由でございますが、宮代町のほうで十分に、皆さん空き家をお持ちの方に知れわたっていないというのも一つの理由かもしれません。

またその空き家バンクの登録件数、ほかの市町を見てもなかなかその件数が伸びていないような状況も確認ができるようなこともございます。

いずれにしても周知不足というのがあると思われますので、改めまして周知の方法、利用促進に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

承知させていただきました。

できれば、民間の不動産屋さんとかそういった事業所には相談とか、空き家を持っている方には、地権者から相談はあると思うんですね、やはりこれからの定住促進を進めていく中では、やはり空き家の有効利用というのは必要だと思います。

ほかの自治体を見ると、空き家に対しての解体費用とか、それのリノベーションですか、そういったものに補助金を出しているところもあるので、それは環境推進課で行うのか、それは私には分からないんですけれども、その辺のことをやはり取り組んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

あと、よろしいですか、もう１点。

○委員長（丸藤栄一君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

あと、自転車の件なんですけれども、やはり、自転車の駐輪場に防犯カメラを７台設置していただいたということで、それはありがたいと思うんですけれども、自転車の駐輪場以外にも、例えば駅の構内というか、駅の乗降する入り口とか、人が集まるところ、そういったところにもやっぱり安心・安全の環境づくりを作る上には必要だと思

うので、その辺もぜひ防犯カメラの設置のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

８点ほど質問させていただきます。

まず、１問目なんですが、予算書52ページになります。

集会所整備事業補助金、あと、コミュニティ助成事業助成金についてお伺いいたします。

〔発言する人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　すみません。

成果書のほうでは97ページになります。

集会所借地料ということで、30年度17、元年度16、２年度が15ということで、何か１件ずつ減っているんですけれども、その理由をお聞かせください。

この修繕助成金、これなんですけれども、昨年度が281万1,484円で、今回ですと29万8,957円増えているんですね。これはこの集会所の修繕にかかって増えたのかなと思うんですけれども、その辺のことをお伺いします。

それから、２点目なんですが、令和２年度は76の地区自治会に対して様々な補助金を交付しましたとあるんですけれども、主なものをお教えください。

続きまして、３点目なんですが、決算書70ページになります。

交通安全対策事業の中で、成果書のほうで98ページに、下のところで、交通安全母の会による啓発活動ということで、高齢者世帯に対するおたっしゃ訪問を行うとなっているんですね。これのことをちょっと説明をお願いいたします。

それから、４点目です。

交通安全施設の新設、修繕ということで、表の２つ目ぐらいにあるんですけれども、道路標示等工事ということで、今回305万8,000円ですか、これなんですけれども、昨年は234万3,802円ということで、プラス71万5,000円、多くやっていただけるのはありがたいと思いますけれども、これはなぜ多くなったかということと。

あと逆に、道路反射鏡設置及び修理工事ということで、この道路反射鏡設置及び修理工事が今回305万6,350円ということで、昨年は518万3,802円、そうしますと212万7,452円減っているんですけれども、その理由をお聞かせください。

５点目は、決算書72ページになります。

公害防止対策事業という中で、成果書のほうでは101ページになるんですけれども、主な実施内容ということで野外焼却や不法投棄ということで、不法投棄は下に書いてあるんですが、野外焼却については何も示されていないので、これは何かあったのか、それが何件ぐらいあったのか。

それとその下に書いてある、不法投棄について関係機関と調整を行い迅速に対応したとありますけれども、この関係機関というのはどういうところであるかをお教えください。

続きまして、６番目なんですが、決算書74ページになります。

12番の委託料として、防犯施設等管理システム更新委託料33万円、これは今回の決算に入っているんですけれども、これの説明をよろしくお願いいたします。

続きまして、８問目なんですが、

〔「７問目です」という人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　失礼しました。

今のが７問目になっているんですけれども。

８問目なんですけれども。

〔「まだ６つしか言っていない」という人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　細かく質問しているので、途中で、じゃ、ちょっと戻りましょうか。

〔「いや」という人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　８問目なんですが、すみません、決算書154ページになります。

一番下のところなんですが、消火栓設置修理等負担金ということで480万円ということなんですが、これ消火栓の修繕が５か所というふうに、すみません、成果書のほうで111ページの真ん中のところです。消火栓の管理ということで、消火栓修繕５か所とあるんですけれども、これについて場所を教えていただきたいと思います。

以上８点、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

一つひとつ確認しながらお答えのほうをさせていただきたいと思います。

まず、決算書の52ページということで、集会所整備事業補助金とコミュニティ助成事業補助金の内容についてということで、回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、集会所整備事業補助金でございますが、こちら、集会所の修繕に係る補助金でございまして、今回修繕に係るものが11集会所、13回の申請のほうをいただいておりまして、231万3,000円の修繕のほうの補助のほうをさせていただいているところでございます。

借地でございますが、これは後にも出てくるんですけれども、15か所ということで、今年借地のほうの補助をさせていただいているところですが、79万7,441円ということで、こちらの累計が311万441円ということとなるところでございます。

こちら集会所の借地の助成が少なくなっている理由でございますが、集会所そのものの解体もございます。あるいは、町で買い上げているところというか、西原のところなんかですね、町で買わせていただいたりしていますので、そういうもので件数が若干変更が出てきているところでございます。

続きまして、コミュニティ助成事業の助成金でございます。こちらの、俗に言う宝くじの助成金でございまして、地区のほうから要望をいただきまして250万円を限度といたしまして助成のほうをさせていただいているところでございます。

令和２年度につきましては、姫宮地区自治会のほうでこちらの事業をご活用いただきまして、机とか椅子、テント等でご購入をいただきまして、地区のコミュニティ活動の推進にご利用いただいているところでございます。

続きまして、地区への補助金の助成内容でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、豊かな地域づくりの関係で花いっぱいの活動のほうをさせていただいておりましたり、コミュニティ活動の支援事業ということで地区のほうに、76地区に対しまして589万6,300円の助成のほうをさせていただいたりしております。

また、コミュニティ掲示板の助成ということで、こちら修繕のほうで６万円のほうの補助をさせていただいておるところでございまして、こちらが、国納が南が２か所の修繕、宮代台のほうで４か所のコミュニティ掲示板の修繕ということで実施のほうをさせていただいているところでございます。こちらの累計で601万300円の豊かな地域づくり推進事業の補助金のほうの助成のほうをさせていただいているところでございます。

１つ目の集会所コミュニティ助成事業、借地料が少なくなっている集会所の修繕内容ですね、地区の補助金の回答につきましては以上でございます。

続きまして、２点目の、決算書72ページ、公害防止事業の野焼きの関係につきましてご説明のほうをさせていただきます。

こちら、すみません、成果書のほうには、公害防止のところには出ていないんですけれども、成果書の108ページ、環境衛生のところをご覧いただきたいと思います。

こちらに環境衛生ということで、環境問題処理状況ということで、真ん中から少し下のところにリストがあると思うんですが、こちらのほうで野外焼却ということで記載のほうをさせていただいております。分かりづらい記載で申し訳ないんですが、こちらのほうが野外焼却の対応ということでなっておるところでございます。

関係機関への対応でございますが、不法投棄、あるいはその野外焼却におきましても、産業廃棄物関係がございます。産業廃棄物に分類されるような類されるものもございます。そのような場合は、東部環境管理事務所のほうと相談させていただきながら、あるいは、状況によっては警察とも相談させていただきながら、問題の解決に当たっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、順次お答え申し上げます。

まず１点目、成果書の98ページ、交通安全対策事業のところで、交通安全母の会による啓発活動、こちらのほうに高齢者に対するおたっしゃ訪問ということでございますが、そのおたっしゃ訪問とはどういうことかということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、交通安全母の会の会員の方々が高齢者のお宅を訪問して、いろいろな啓発のチラシ等をポスティングするような活動を行っているところでございます。

続きまして、同じく交通安全対策事業、成果書の99ページ、こちらのほうで中段のほうに、道路標示の工事、金額にいたしまして305万8,000円ということで、昨年比に対しまして多くなっているというようなご質問をいただいたところでございます。

こちらのほうにつきましては、昨年度と比較いたしますと、道路標示等の工事で新設の場合が３か所増、修繕については４か所増、金額にしまして71万5,000円の増となっているということで、工事件数が増えたということが増額の理由となっているところでございます。

続きまして、同じく、交通安全対策事業、成果書の99ページの同じく道路反射鏡設置及び修理工事、こちらの点でございます。こちらのほうにつきましては、昨年度と比較いたしますと、金額にしまして212万7,452円の減額となっているところでございますが、こちらのほうにつきましては工事件数の減による減額となっているところでございます。

続きまして、決算書の74ページ、こちらのほうで防犯活動事業、こちらのほうの委託料に防犯施設等管理システム更新委託料33万円という執行額がございますが、その内容についてはというご質問をいただいたところでございます。こちらのほうについてお答え申し上げます。

防犯管理システムにつきましては、株式会社ゼンリンが作成したシステムでございまして、このシステムのパソコンが老朽化で不具合が生じ、故

障が生じると業務に支障が出るためにシステムの更新をさせていただいた経費でございます。

こちらのほうのシステムに組み込まれている内容といたしましては、防犯灯ですとか、道路照明灯のデータが保存されている状況でございまして、業務を遂行する上でこのデータが飛んでしまいますと管理ができなくなるということで、更新のほうをさせていただいたところでございます。

最後でございますけれども、消防総務事業の関係でございます。

決算書154ページ、成果書111ページ、こちらのところで、消火栓の管理ということで、金額にしまして480万円のほうの計上をさせていただいているところでございます。また、消火栓の修繕箇所ということで、５か所ということで計上させていただいております。

その５か所の場所についてはというご質問をいただいたところでございますので、そちらについてお答え申し上げます。

場所につきましては、東姫宮の１丁目、学園台１丁目、学園台３丁目が２か所、こちらのほうが水道管の老朽化に伴う布設替え工事、これで４件ですね。それともう１件が、消火栓の口の交換ということで中島地内ということで、消火栓修繕の工事５か所を実施させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

すみません、先ほどやはり１問抜けていました。でも、いいです、すみません。

じゃ、１問目と２問目、分かりました。

あと、３問目なんですけれども、これ訪問と書いてあるんですけれども、すみません、成果書の98ページですね、下のところの高齢者世帯に対するおたっしゃ訪問ということで、訪問と書いてあるんですけれども、括弧を見ると啓発チラシ等ポスティングと書いてあるんですね。ポスティングということはポストに入れるだけですから、訪問しているうちに入らないのではないのかと思うんですけれども、それをちょっと聞きたかったのでお聞きしました。その件についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、４点目ですね。これ、反射鏡設置のほうが多く減っているわけなんですけれども、これは申請自体が少なかったのでしょうか、ということをお伺いいたします。

それから、５点目についてはよく分かりました。

あと、６点目についても、大丈夫ですね、よく分かりました。

あと、７点目についても分かりました。これはやはりそういうパソコン等の関係で、あと何年かは大丈夫ということでよろしいということでいいんでしょうか。昨年はなかったものだったので聞いてみたんですが、答えなくて結構です。

それからあと、８問目なんですけれども、５か所ということで分かったんですが、この予算を見ますと、大体昨年と同じぐらいな予算になっているわけなんですけれども、これ、例えば消火栓の修繕の基準というんですかね、そういったものはあるのかどうかをお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは順次、お答え申し上げます。

まず、道路反射鏡の設置の関係でございます。こちらのほうにつきましては、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーでございますけれども、令和２年度の申請件数21件、令和元年度の申請件数23件

ということで、２件の申請が減っているような状況にございました。その関係での減額ということで捉えていただければと思います。

また、２点目の消火栓の修繕の関係でございますけれども、予算額については昨年度と同額、同じぐらいというようなことで、こちらのほうについての基準はということでございます。こちらのほうにつきましては、内容でございますけれども、館施設の老朽化に伴う消火栓施設の交換工事費用及び消火栓の老朽箇所の修繕工事費用の負担金を、宮代町水道事業へ支払っているものでございます。したがいまして、上下水道のほうで工事のほうは請け負っているということで、予算につきましては上下水道のほうから上げられた金額のほうを予算計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

大変失礼しました。

おたっしゃ訪問の関係でございますね。こちらのほうについて、ご指摘のとおり、成果書の98ページのほうでは、高齢者世帯訪問、括弧で啓発チラシ等ポスティングということでございます。原則、交通安全母の会の会員の方々が高齢者のお宅を訪問して、その方がいらっしゃれば面と向かってお話のほうをさせていただいているところでございますが、不在の場合についてはポスティングということで捉えていただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。それを聞きまして安心いたしました。やはり声をかけるということが一番大切ではないかなと思いましたので、ありがとうございます。

最初のコミュニティ活性化のほうなんですけれども、やはり今コロナ禍ということで、なかなか催し物とかができない状態ですので、少しでもそういう催し物をしていくという方がいらっしゃったらどんどん支援していただければと思います。

あと、今のそうですね、とにかく声がけを必ずしていただいて励ましていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、道路標示等、こちらのほう増えたということで大変ありがたいなと思っております。今後とも要望がありましたらどんどん応えていただきたいと思います。

不法投棄ですね、こちらのほうもやはり深刻なところがあると思いますので、これからも町としましてしっかりと対応していただきたいと思うんですが、この野外焼却について、何か指導みたいなもので町のほうからそういう、やらないようにするという働きかけがあるかどうかは分かりませんけれども、今後ともしっかりと監視していただければと思います。

以上で終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

４点質問をさせていただきます。

決算書の70ページ、成果書の98ページ、市民活動推進事業についてです。こちらの町民まつり備品購入費とありますけれども、どのようなものを購入されたのか教えてください。

町民まつりについては、コロナ禍ということで中止ということなんですけれども、今年度も中止ということで、この先、町民まつりができるのかということもあるんですけれども、町民まつりについてのお考えもお伺いいたします。

２点目です。決算書の72ページ、成果書の111ページです。環境推進事業のこちらも備品購入費なんですけれども、撮影器具というのはどのよう

なもので、用途は何なのかお伺いいたします。

３点目が、決算書の74ページ、成果書の103ページです。こちらの防災活動事業についてです。こちら、不審者情報があった場合の連絡について情報発信など、どのような流れになっているのかお伺いいたします。

それで、令和２年度、何名ぐらい不審者情報を把握されているのかお伺いいたします。

最後に、決算書の78ページ、成果書の105ページです。進修館管理事業についてです。こちらなんですけれども、指定管理者と町の関わりについて伺いたいんですけれども。

あと、市民活動の活動拠点としてとあるんですけれども、進修館について、例えば、部屋代の場所の費用にしても営利と非営利で倍の金額がかかっていたりするんですけれども、昨年からコロナ禍で利用できないときもあったんですけれども、緊急事態宣言以外は予約もできるということで利用はできたんですけれども、人数制限があって、今までのような人数が入らない分、何回も開催しなければいけないということで場所代の負担が増えているので、そういう意味でも使いづらいというお声がありました。この辺りの市民活動の拠点ということでというので、どのように拠点となってほしいんですけれども、実際活動されている市民活動の方が使いづらいというご意見があるので、その辺りのことを、町と指定管理者の間でどういう考えになっているのかということをお伺いいたします。

あと、今年度からまた新しい指定管理の期間となりまして、いろいろ変わった面もあると思うんですけれども、受付が１階と２階に分かれたということで、その辺りどういう理由なのかとか、ちょっとそれも使いづらいというお声があったので、その辺りも教えてください。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塚村委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

それでは、まず、決算書の70ページ、成果書の98ページの市民活動推進事業の町民まつりの備品購入の関係からご説明のほうをさせていただきます。

こちらにつきましては、町民まつりのちょうちん用のケーブル線が非常に老朽化してきました。使用が非常に難しい状況になってきましたので、購入のほうをさせていただいたところでございます。こちらで、お祭りが再開できればすぐ使えるような状況ということとなっているところでございます。

続きまして、決算書の72ページ、成果書の111ページ、環境推進事業の撮影用機器の関係でございます。こちら、先ほどもご説明させていただきましたが、ドローンの規制がいろいろかかってくるということから、高所で撮影するための、全長７メートルというのを確認したんですが、全長７メートルのもので、その先にカメラをつけて、空き家、空き地、あるいはその他もろもろの高所からの撮影に対応できるということで、環境推進事業のほうでこちらの撮影機器を購入させていただいたところでございます。

続きまして、決算書の78ページ、成果書の105ページ、進修館管理事業でございます。

こちらの部屋代等の関係でございますが、まず、受付が２か所ということでお話をいただいておりますが、受付そのものは１階のボランティア室で実施のほうをさせていただいております。２階のほうは市民活動サポートセンターという形で、市民活動のいろいろなご相談をさせていただくということで、今年度から改めてスタッフのほうを配置させていただいております。より一層市民活動の相談に相談しやすい状況をつくらせていただいているところでございます。

また、今コロナ禍において利用人数の制限をかけさせていただいているのは、これは申し訳ないんですがご理解いただきたいなと思うところでございます。

料金についても、その都度変更というのはなかなか難しいですので、従前のまま利用のほうをしていただいているところでございます。

コロナ禍の状況が改善されれば、従前どおりまたその辺の利用の形態は確認させていただきたいなと思うところでございますので、ご理解いただければと思うところでございます。

このような相談は、進修館の指定管理者のほうとは適時させていただいております。月１回の月次報告のときにもいろいろなお話をいただく中で対応のほうをさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

ごめんなさい、先ほどの市民活動推進事業のお祭りのその考え方についてご説明のほうが漏れておりましたので、ちょっとご説明のほうをさせていただきたいと思います。

町民生活課としては、お祭りが開催できるような状況になれば開催したいと考えているところでございます。これは実行委員会の世話人さんのほうも同じ思いでありまして、今でも適時必要があれば、36回の町民まつりのスタッフ、世話人さんと打合せのほうをさせていただいているところでございます。

その思いのあかしとしまして、今、進修館２階のロビーのほうで宮代町民まつり展という写真展と、等身大パネルも含めて、おみこし、太鼓等を掲示させていただいているところでございます。あの思いは、今お話しさせていただいたように、コロナの状況が改善されれば、またお祭りを実施したいと、町民まつりの思いを忘れないでほしいという思いから実施のほうをさせていただいているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、お答え申し上げます。

まず、決算書74ページ、成果書の103ページの防災活動事業でございます。

こちら、不審者情報の発信についてはどのように行われているのかというご質問でございますけれども、不審者情報について警察署のほうから依頼があった場合については、町の防災行政無線のほうを通じて町民の方には発信のほうをさせていただいているような状況でございます。

また、令和２年度についての不審者の件数でございますが、令和２年度不審者の件数はゼロ件ということで捉えているところでございます。

しかしながら、杉戸警察署のほうから犯罪等の情報提供ということでお話をいただいているところもございまして、例えば、振り込め詐欺ですとか、迷い人ですとか、そういった形でも町民の方

に周知をする意味でも、防災行政無線のほうを流していただきたいということで、お話のほうはいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

市民活動推進事業の町民まつりについて、備品のことは承知をいたしました。

36回続いている町民まつりは、皆様楽しみにしているイベントの一つだと思います。それで、これから、同じ規模で同じようなものをできるということを考えているのか、それとも、このコロナ禍の中、新しい形を模索されているのかということをもう一度お伺いいたします。

２点目の環境推進事業のドローンの購入費ということで承知をいたしました。

〔発言する人あり〕

○委員（塚村香織君）　ドローンをつる……。

〔発言する人あり〕

○委員（塚村香織君）　すみません、ドローンだとちょっと思ってしまって、もう一度、じゃ、お願いいたします。

３点目の防災活動事業なんですけれども、こちらは小学校のメールなどで登下校中の不審者情報の情報が来ることもあるんですね。そういったものが、学校とのつながりのある人にしか来ないのか、それが例えば、未就学児の方もそういった情報を受け取れるのかということで言うと、防災無線でそういった情報が広く受け取れるのがいいんじゃないかと思っているんですけれども。

また、そういう不審者情報を防災無線で流すというのは何か問題が、不審者というのに、振り込め詐欺だったり、迷い人というのは防災無線で流れるのはいいと思うんですけれども、ナイフを持った人が出没したとかというそういうのはやっぱりそういう防災無線ですると問題が、逆にあるのかとか、その辺でやっていないのかとか、その辺りももう一度お伺いいたします。

最後に、進修館の管理事業なんですけれども、２階がサポートセンターの市民活動支援されている窓口になっているということで、承知をいたしました。

お話があったのは、こういう場合は２階に、じゃ、行ってくださいとか、１階で受付した場合、またあちらに行ってまた何か１階にというと、行ったり来たりした方もいて、前のほうが使いやすいねというお声もあったということなんですけれども、でも市民活動をサポートする場所だよという周知がされれば、そういう前向きな変更だと思いますのでいいと思います。

それで、市民活動をサポートする進修館の事業というところで言うと、先ほど申し上げた、部屋代が営利か非営利かということでの違いで、そちらはなかなか金額を変えることはできないというのは納得はできるんですけれども、非営利団体でボランティア活動なら、営利の場合は非営利の２倍の部屋代になっていると思うんですけれども、そこで市民活動という捉え方でボランティアが無償で全部費用もかからないでやるものだったら、そういう必要経費もかからないということで活動されていると思うんですけれども、ボランティア団体も自分たちで活動費を捻出しながら活動を続けていくということも大切で、でもそうなると営利になってという、何かそこの線引きが捉え方が難しくて、逆に市民活動がしづらくなっているんじゃないかと、ちょっと感じております。

あと、もう１点なんですけれども、進修館は市民活動だったり、市民が活動するものを発信でき

る場の一つと考えた場合、ポスターの掲示についてなんですけれども、進修館でする講座とか事業については営利でも非営利でもポスターを張れるんですけれども、進修館以外の町でやる講座に関してはポスターが張れないとか、それは営利は張れないとか、非営利ならいいとか、何かその辺が細かく分かれているのは、それは町の意向でそうされているのかということで、その辺も営利か非営利かというところの微妙な捉え方があって、一応そういう活動費を捻出しなければいけないので営利となるのかもしれないけれども、町で循環させるような講座であったり、そういうものをするときに、場所代は営利の場所代でそれは納得しているということなんですけれども、ポスターも張れないとか、何かその辺が、応援してくれているのか、何かどういうふうな基準にしているのかというところで、すごく疑問を持たれている方からのお話が多いので、その辺ちょっともう一度詳しくお伺いしたいです。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、１点目の市民活動推進事業の、お祭りの考え方でございます。

こちらは、コロナ禍がどこまで改善されるのかというところが一つ大きな問題になると思います。状況に変化があっても不特定多数の方にお集まりいただくのがお祭りでございます。また、おみこし、あるいは流し踊りにつきましても、どうしても密集することが考えられますので、そのようないろんなことを考えながら、次回町民まつりについては、開催の内容を検討していなくちゃいけないということは、町もそうですし、実行委員会のほうもそうですし、その辺は今後の動向を見ながら検討していきたいと考えているところでございます。

祭りの考え方につきましては以上でございます。

続きまして、２点目の環境推進事業の撮影機器の関係でございます。

こちら、先ほどもご説明させていただきましたが、購入させていただいたのは、伸び縮みするような釣りざおの大きなものの上に、カメラがつくようなものの高所撮影用の機器を購入させていただきました。

購入させていただきました理由として、今後ドローンの、小型のドローンについても規制がかかってくることが考えられるんで、それの代替えのものとして購入のほうをさせていただいたということでございます。

ちなみに、こちら全長７メートルということで確認させていただきましたので、そこそこの高さから撮影ができるということでございます。

続きまして、３点目の進修館でございます。いろんなお話をいただく中で、ご相談いただいている団体のお気持ちも分かりますが、ちょっと具体的なその中身がよく分かっておりませんので、この場で個々に申し上げるのはちょっと難しいなと思うところです。もし、よろしければ、窓口のほうに来ていただいてご相談いただければなと思いますので、ご相談いただいている団体の方にもその旨お話しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、引き続き、防災行政無線の関係についてお答え申し上げます。

まず、防災行政無線でございますが、災害ですとか、犯罪等の未然防止と町民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に設置されているものでございまして、地域住民に対する情報伝達等のための通信手段としては重要な役割を果たしているものと認識しているところでございます。

また、宮代町防災行政無線放送分類別実施要領というものがございます。その中には、緊急性ありですとか、緊急性なし、非常時、その他という項目がございますけれども、例えば、不審者、凶悪犯罪等につきましては分類としては緊急性ありという分類にくくられているところでございます。そういった点については、警察のほうから防災行政無線の放送を流してほしいという要望があった場合については流すようにさせていただいているところでございます。

また防災行政無線については、全町的に流れるものでございます。先ほどお話しいただいた学校関係のその不審者が出たときにメールが入ってくるというものは学校関係でございますので、区域がございますので地域性のものであるというふうに見ているところもございます。そういった点では、全町的か地域性かということで違いがございますけれども、そういった不審者情報については今後小学校関係については教育委員会の関係もございますので、関係部署と調整を取りながら発信については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

何点か質問させていただきます。

最初に、52ページの地域コミュニティ活性化事業なんですけれども、私、集会所なんかにＷｉ－Ｆｉ設備をということで一般質問させていただきました。この説明書の103、104ページにもあるんですけれども、地域情報共有化に向けた支援だとか、集会所の拠点化に向けた支援、あと防犯灯、33ページの防災コミュニティ促進事業では災害時の情報収集を敏速に対応するとしています。これは町民生活課じゃないんですけれども。

私、この集会所なんかに、やっぱり皆さんが集まるところですよね、これからは情報の多様化ということで一般質問の中でありました。集会所に設置をするんであれば一部を補助しますよということでお聞きしました。そういうことで、やはりＷｉ－Ｆｉ設備、これから子供たちにもタブレットを配ったり、そしてオンライン授業をやろうとしております。やはり身近な集会所で子供たちが集まってそういう授業ができるよう、やはり必要じゃないかなと私は思っているんですよ。その辺のところを町民生活課としてはどう思っているのか。

それと集会所というのは災害のとき避難所場所ともなっております。いろいろな多様な通信手段ということで、無線機だとかそういうのは声だけの通信手段ですよね。パソコンとなれば地図やいろんな映像を送れるし、これで携帯でもできますけれども、安定して送れるのはやっぱりパソコンじゃないかなと思っておりますので、そういう、それを実施できるようなＷｉ－Ｆｉ設備を各集会所にどうかなと思っておるんですよ。

この何という、条件というんですか、Ｗｉ－Ｆｉを入れるときの設置の補助をしますよということなんですけれども、やはりＷｉ－Ｆｉを設置すると通信費もかかるんで、その辺のところも含めてどういうふうに考えているのか、これをお聞かせ願いたいなと思います。

それから、70ページの交通安全対策です。説明

書では98から100ページぐらいになるのかなと思います。

交通安全施設の新設や修繕と説明されていますが、どのぐらいの総数でそういう修繕と説明の何回ぐらい相談があったのか。やったのはあるんですけれども、相談件数もあると思うんですよね、ここも入れてくれ、あっちも入れてくれという。何件ぐらいあったのか。

その中で、学校長や地域の区長と保護者からは要望なんかはどのぐらいあったのか。

あと、やっぱり入れているところになると危険だということで、または事故を起こしたところだと思うんですけれども、事故現場を町民生活課として視察に行ったのかどうか、その辺のところがあったらお願いしたいなと思って、そしてその検証はどうなっているのか、これと結びついているのかどうか、その辺のところ。

私、西原のツカツカバッティング、オカムラ病院、オカムラだっけ、あそこの病院のところの信号機、手押し信号……。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　もとむらさんか、もとむらさんの信号のところの手押し信号、事故を何度も言われているんですよ、あそこの近くの住民から。何とかしてもらえないかということで言われているんですよ。あるところであれば警察に行って、今言っているんだけれどもということで言っているし、校長先生に聞くと、いや、校長会からもお話ししますということで言っていました。

その辺のところを、町民生活課としてどうするのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

それから、成果書の100ページになります。

自転車対策事業の放置自転車の撤去のことでございます。

たしかに自転車いっぱいあります。これ放置自転車は撤去したら有効活用すると言ったんですけれども、この放置自転車の対象自転車というのは個人が分からないやつだと思うんですけれども、これは盗難車も放置自転車も個人が所有が分からない、そういう自転車を撤去した後何年か放置して、法律があるんだと思いますけれども、それを有効活用しているのかどうか。調べているのかなと、私ちょっと疑問を持っているんですよ。その辺のところをお願いします。

あと、72ページの公害防止事業、環境パトロールを定期的に実施しているということで、再発を未然にというんですけれども、ここで環境整備というのは町民生活課で、企業や何かがありますよね、いろんなところで、一時、公害がはやって問題になったと、排水だとかそういうのが垂れ流しで。宮代町はそういう以前、過去とか現在、そういう企業はあるのかどうか、汚染企業というんですか。その辺のところをお願いしたいと思います。

あと、私、これは個人的なのですが、企業名とかどこにあるということは言えないんですけれども、歩いていると、敷地内で外に用水があるんですけれども、そこの用水のコンクリートが溶けているんですよね、どういうわけだか知らないけれども。そういうのを過去だったのか、現在だったのか、ちょっと分かりませんけれども、そういうのも見ているのかどうか、町民生活課で。お願いします。

それから、72ページのみやしろの魅力推進事業ですが、成果書では42、43、桜の木です。

私は、桜は春になると本当にきれいだなと思っております。散歩しながら見て、楽しみです、毎年。その反面、歩道に根が張り、歩道を持ち上げて、通行の妨げにもなっていると。また、農家さんたちは、桜の木が大きく、今最近は大きく、何十年とたっていますから、もう大きくなり過ぎち

ゃって、農地がはげになってしまうんですよ。作物が均一に育たない。例えば、米作りだったら一緒に刈れない。だから、二重にも三重にも手間がかかる。そういう対策なんかは町民生活課としてはどういうふうに考えているのか、お願いします。

あと、122ページ、説明書106ページになります。狂犬病予防事業です。

狂犬病は日本では発生していないんだと思っているんですけれども、もし発生していたらその事例があるのかどうか。

それと、犬の頭数や猫の頭数、また個人宅で飼育している爬虫類。蛇なんかこの間どこでしたっけ、逃げ出しましたよね、ニシキヘビが、見つけるのが大変だった。そういうのを宮代町は把握しているのかどうか、どこでどういうのを飼っているのか。もし把握していたらおっしゃってください。

もう一つです。

125ページの環境衛生費、126ページは雑草等除去委託料とかで書いてありますけれども、これから、はっきり言いまして、農家さんとかご近所さん、昔自分の家の近くの農道とかそういうところが、若いときはみんな自分の家で刈ったんですけれども、今みんな農家さん80とか90ぐらいになって、なかなかできないというのが、だからますます増えるんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところは町民生活課として今後どういうふうにやっていくのか。どうなるのかなと思って、私も心配なんですよ、その辺のところが。草だらけになってしまうんじゃないかなと、町中が。対策とかそういうのがあれば教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、決算書72ページの公害防止対策事業でございます。

こちら、基本的に排水、水質の汚染とか、大気に大きな影響を与えるような、そのような危機があるものについては、基本、大気水質については県の事務となっておりますので、県のほうに届出が必要だったり、あるいは町のほうに届出が必要だったりするものがあるんですが、そのようなもので把握のほうはしております。大気、水質のほうは県のほうできちんと管理をしておりますし、定期的な確認、検査のほうも行っているところでございます。

先ほどの中でお話がありました、用水のコンクリートが溶けているということでございますが、その状況が、ちょっと私も確認できておりませんので何とも言えないんですけれども、コンクリート、特に用水のコンクリートなんかですと、老朽化してくるとぽろぽろと欠けてくるようなところもございますので、その状況をちょっと確認させていただいてみないと、ちょっとお答えのしようがございません。もし、場所がお分かりであれば、うちのほうの窓口にお伝えいただければと思います。状況によりましては用水の管理者のほうにその旨報告のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、決算書の72ページのみやしろの魅力推進事業の中の桜の管理の関係でございます。

今ご質問にございましたとおり、根っこが道路に出っ張っているというようなお話もいただくこともございます。そのような場合、対応ができる、その根を切るとか対応ができるような場合は対応させていただくことも考えますので、もし場所等教えていただけるのであれば、お示しいただけれ

ばと思います。ただ、それなりの事業費がかかってきますので、その辺はちょっとご相談させていただきたいなと思うところでございます。

あと、道に出っ張っている、農地にかかっている桜の木に関しましては、適時剪定のほうをさせていただいております。今でも適時剪定のほうをさせていただいておりますので、そういうご相談が具体的にございましたら、環境推進担当のほうにご報告いただければと思うところでございます。

桜の木については、かなり大木、大きくなってきております。いろんなお話をいただくことが多くなっておりますので、適時対応のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、決算書の122ページの狂犬病予防事業でございます。

こちらの、日本の中では狂犬病発生はしていないということで確認のほうをさせていただいているところでございますが、発生すると、この狂犬病、予防がなかなか難しくて発病すると致死率がほぼ100％ということになってしまいますので、今外国からの犬の関係もございますので、継続的に実施のほうをさせていただいているところでございます。

また、特殊な動物の把握ということでございますが、こちらについては町のほうでは特殊な動物の把握はしておりません。一定レベルの動物、種類によっては県のほうに届出る義務がございますので、県のほうで確認するような動物の種類については確認のほうをしているということで、認識のほうをしているところでございます。

続きまして、決算書の126ページ、環境衛生事業の関係でございます。

先ほどお話しいただいたのは、農道等、あるいは水路等の縁辺にある草の草刈りの関係ということでよろしいでしょうか。

町民生活課の環境推進担当のほうで所管しておるのは、不適正管理の空き地の適正管理を促す事務のほうを所管させていただいております。今お話しいただきました農道とか水路の草刈りに関しましては、それぞれ管理者のほうが、町道であれば道路管理者、水路であれば農業振興担当のほうで担当させていただきますので、それぞれの管理者がそれぞれに対応させていただくと、検討させていただくということになりますので、町民生活課のほうでは、今のご質問についてはちょっと明確なお答えができないという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは順次、お答え申し上げます。

まず、成果書の98ページからの交通安全対策事業、決算書70ページの関係でございます。

こちら、成果書の99ページにお示ししたとおり、交通安全対策事業ということで、交通安全施設の新設、修繕ということで、道路標示等工事ですとか、道路反射鏡設置及び修理工事等のほうを実施させていただいているところでございます。

こちらのほうにつきましては、道路表示灯等につきましては学校からの要望等ございます。また、道路反射鏡の新設設置については区長さんからの要望に基づいたものでございます。

そこで、道路反射鏡、カーブミラーの令和２年度の設置申請件数でございますが、こちらのほうにつきましては申請件数が21件ございました。そのうち令和２年度に対応させていただいた件数が11件でございます。

また、学校からの通学路に対する要望件数もございました。こちらのほうにつきましては令和２

年度要望件数22件、うち対応件数ということで19件の対応のほうをさせていただいたところでございます。

また、現場等の撮影等でございますけれども、町民の方ですとか、学校から通学路に対するいろいろ、枝木が道路にはみ出しているとか、そういった要望ですとか、カーブミラーに同じように枝木がかかっているので見えづらいので対応していただきたいというようなご要望もいただいているところでございますが、そういった場合については担当のほうが現地に向かいまして、状況確認をさせていただいております。また写真も証拠として残しており、その後の対応についてしっかりとさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書の100ページ、自転車対策事業でございます。

こちらのほうの関係で、放置自転車の撤去のお話をいただいたところでございまして、その放置自転車の有効活用、こちらのほうについては、まず、放置自転車のほうにつきましては一時的に進修館脇の柵のほうに保管のほうをさせていただいております。

その中である程度期間を過ぎたものにつきましては、警察等を照会をさせていただいて、所有者のほうを確認をさせていただいております。所有者が確認させていただいた場合については、その所有者に撤去して保管しているので自転車を引き取りに来ていただきたいというような通知も差し上げているところでございますが、放置自転車所有者が見つかっても取りに来る方についてはほとんどいないのが現状でございます。

そこでそういった放置自転車につきましては、宮代町の町内の自転車組合、そういった組合がございますので、そちらのほうの方々に見ていただいて、程度のいいものについては買い取っていただいているような状況にございます。

そういった形で放置自転車については有効活用のほうをさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

集会所のＷｉ－Ｆｉの関係でお答えのほうをさせていただきたいと思います。

町民生活課のほうで集会所の修繕等の補助について担当のほうをさせていただいている者といたしまして、今対象事業となるものといたしまして、原状回復のための修繕、バリアフリー化のための改修、時代変化により必要となった改修等ということで、集会所の改修等の補助のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの地区のほうで必要があるということで、町のほうに申請をしていただく中で対応のほうをさせていただく、補助のほうをさせていただいているところでございますが、今回のＷｉ－Ｆｉとか、そういうもの、先ほどご質問の中にもありましたけれども、一度設置すれば通信費がずっとかかるとか、あるいは、今回のその集会所の修繕等の補助に該当するのかどうかとか、いろいろな検討が必要でございます。

また安心・安全まちづくり推進事業費補助金のほうとか、いろんな絡みがございますので、ちょっと今この場で明確なお答えはしづらい状況でございます。また改めてご相談いただければなと思うところでございますが。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

本当はこのＷｉ－Ｆｉのことなんですけれども、公民館につけるのがベターかなという感じはするんですけれども、やはり、子供たちにタブレットを持たせて、これからはそういう集会のやるといったら身近な集会所よりもそうだということなんですよ。災害のときなんかでも、やはり、私の一般質問の回答にあるように、多様な放送アンド通信手段、やはり電話だけではだめだ、携帯だけじゃだめだということになると、やはりいろんな通信手段が必要じゃないかなと感じはするんですよね。

ぜひそこら辺のところはこの町民生活課でも考えていただいて、集会所に力を入れていただきたいなと感じはします。

このことについては一般質問でもしますので、ぜひ実現に向けてお願いしたいなと思っております。

それと、交通安全対策、先ほどいろいろな学校長から、申請が21件、学校長のほうからは22件あったとか何とか言っていましたけれども、そのうち11件と19件は対応したということなんですけれども。

やはり、先ほども言いました信号のところ、バッティングセンターのあそこの、やはりあそこは事故が多いんですよね。町民生活課としてどういうふうに対応しているのか、もう一度お願いしたいんですけれども、ちょっとそれの説明がなかったような感じがしたんで。

あれが通学時間にもし横転事故などがあったら、あそこでありましたけれども、子供さんたちが巻き込まれるという危険があったわけですよ。学校長からも、時間帯が違っていたら、もしかしたら巻き込まれたかもしれないなというんで、そういう話も聞きました。

やはりその辺のところはきちんと対応をするべきじゃないかなと感じはするんですよ。事故の中に子どもさんたち巻き込まれなかっただけ、まだよかったんですけれども、時間帯が通学時間、下校時間になっていたら危ないなと感じはします。

あそこは一度だけじゃないですよ、何度でも、何回ぐらいあったかな、もうな、私の知っている限りで５、６回あったんじゃないかな、細かい事故を入れたら。多いんですよ。

ぜひ、その辺のところの対応を強めていただきたいと思っております。

放置自転車のことは分かりました。有効活用しているということで、引取り手がいない、警察にも連絡して、自転車組合に査定をして、いい自転車だけを残して販売していると。分かりました。放置自転車も人のものですから、徹底的に相手先盗まれてきたものだったら盗まれてきたもの、そういうのを分けてやっていただきたいなと思っています。

あと、公害、さっきも言いました、コンクリートが私見受けていますよ。これは本当、一企業ですから本当に公害か何だか分かりませんから、名前は言えませんけれども、この場ではね。あとでどこそこでということで言いますけれども、この場所では言いません。その辺のところ、過去なのか、今だったのか。

それと、県のほうに届け出ということでそういうところで毎月検査はしているということなんですけれども、あるということですね、宮代町にも公害をもたらすような企業が。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　分かりました。

桜の木、まだ大きくなりつつ、私も認識はしているんです、桜を切るばかはいないということで認識はしているんですよ。根っこなんか切ったら枯れてしまいますよ、本当に、桜なんかは。です

から、やって事業費がかさむと、これも分かります。ただ、枝だけは農家のほうに迷惑かけますので、農家の田んぼとか畑のほうにかかっている枝だけは何とかしてほしいなというふうな、農家さんのほうの要望もあるんです、それは。ぜひお願いしたいなと思っております。

あと、狂犬病予防事業、これは県のほうのあれということで、それは分かるんですけれども。

またニシキヘビが逃げたとか、私、蛇が大嫌いなんですよ、本当に。だから、ああいうのが逃げ出したとしたら震えが来ちゃうなと思っているんですよ。ですから、ぜひそういうのも把握してほしいなと思っております。

犬はもう今狂犬病は日本ではないとのことは承知しているんですよ。でも注射だけはしていますけれどもね。

ぜひその辺のところも、外来の動物を扱っている人たち、販売するというんで聞けば分かると思うんですよ、どういう人に売ったとかね、巨大危険動物は。中にはライオンとかそういうのも飼っている人もいるという話も聞いていますけれども、届けてね。怖いですから、ぜひ、その辺のところはよろしくお願いしたいと思います。

そんなもんですね。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

公害を発生させるような企業があるのかどうかということでございますが、当然一定規模以上のものについては県のほうに届け出るということでございます。当然適切に管理をされておりますので、公害が発生するような企業ということではありませんので、その辺はご理解いただければと思います。

ちょっとお話がちょっと行き違いがありましたようですので、ここで話のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

交通安全対策事業の点で、バッティングセンターのところ、こちら、事故が多いというお話をいただいたところでございます。

その対応についてはということでございますが、あそこの通りについては、県道がございまして、中から入ってくる通りにつきましては一時停止、手押し信号があると思うんですけれども、歩道の部分が幅員に対して若干広目に取ってあるところでございます。一時停止はするものの、車については歩行者の枠がちょっと広目に取ってある関係で、左折する場合等について膨らんだ形で出てくるような形になっておりますので、その点についてはその歩道の部分を若干狭くしたりして、停止線の位置をセンターのほうからちょっと左側のほうに入れた形での、今対応策を考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今の交通安全対策問題なんですけれども、歩道が広いから膨らんでくる車が膨らんでということなんですけれども、私、地元の中で聞いていると、あそこ坂が多いんですよね、坂になっていて分かりづらい、そういうのもあるんですよ。ですから、本当であれば、あそこは手押し信号なんですけれども、感知式の信号とか、そうにしたほうがいいんじゃないかなということで言っているんですよ。手押し信号は手押し信号

で置いておくんですけれども、車が来た場合は感知信号で右折、左折ができるようにしたほうがいいんじゃないかと私は聞いているんですけれども、それのところの考えというのはありませんか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

その点については、具体的には今考え方がございませんので、大変失礼ながら要望という形で受け止めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありませんか。

九山委員。

〔発言する人あり〕

○委員長（丸藤栄一君）　質問だけ受けます。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。よろしくお願いします。

何点かあるんですが、ちょっと待ってください。

○委員長（丸藤栄一君）　じゃ、ほかに質疑ございませんか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　いいですか。すみません、・**角**野です。お願いします。

防犯対策の74ページ、成果書102ページなんですが、成果のところに、今年度は老朽化したＬＥＤ型防犯灯を少なくして電力量も十分な光量で最新型のものに交換したということで、この電気量が下がっていますよね。これはこのＬＥＤでも明るくて、最新型のものにするとこんなふうに違うのかというか、この辺ちょっと教えていただき、もちろん全部防犯灯はＬＥＤですよねという確認と、それから、ＬＥＤでももう最新はこんなに少なくなっているということなのか、確認します。

それから、76ページです。防災コミュニティ促進事業、成果書は33ページと95ページです。

この予算に対して、去年はコロナ禍ということで、自主防災の活動という、33ページの第４次総合計画の最終年度だったけれども、これは大変だったんだろうなと思いますが、この予算、令和元年度も資機材の購入が少なかったんですが、今年も予算が余っていますけれども、この辺についてお伺いします。

それから、今言いそびれたんですが、その上の防災対策費の防災活動費の17備品購入費ですね、これは当初予算は3,400で補正予算で2,140万円入れて、そして多分この備品購入をしてくださったんだと思うんですが、コロナ禍ということでこれ急遽やってくださったのか、この具体的な品というのを、決算ですので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、進修館費、78ページです。12の委託料ですね、委託料指定管理料というのが入っていますが、それにプラス予備費充用と入っているんですが、これはどういう意味なのかお伺いします。

それから、歳入のほうの自転車対策に関して、歳入の40ページ、雑入ですよね。成果書は100ページです。自転車対策事業について２つちょっと質疑というか、町営の駐輪場のほうはコロナ禍で緊急事態宣言などがあって、町民全体で自転車だとか、勤務、通学に使わなくなっているということで、このマイナス145万円になっているのか、もう本当に自転車に乗る方々も高齢化でいなくてこうなっているのか、この辺の捉え方を教えていただきたいと思います。

それから、歳入の40ページのこの説明の中で、再利用自転車引換代金が１万1,900円で14台分ですよというふうに有効活用リユースは分かりまし

た。

そのあと、放置自転車等撤去保管料で２万円入っていますが、これが多分取りに来た人が払ったお金なのかなと思いますが、これ何人分というか、何台分なのかということと、それから、その上の廃棄自転車回収代金２万3,600円ということですよね。そうすると100台中何台をどれぐらい置いておいて放置するのか、そして警察にその所有者確認して通知をするということで、町民生活課は結構危機管理だとか大変忙しくて、そして人数も少ない中で、自転車対策事業をこういうふうに表に出していいのかどうかというか、その辺のちょっと聞きたくて、これは再質でもいいので、取りあえずそこです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時１０分

再開　午後　１時１０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の角野委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

決算書の78ページ、進修館管理事業の関係でございます。

こちらの委託料、指定管理料の中に予備費充用が入っているということでお話のほうをいただいておるところでございます。

進修館管理事業の委託料、指定管理料の中に予備費充用が入っているということでご質問いただいた件につきまして、回答のほうをさせていただきます。

令和２年度におきましては、進修館の指定管理料、通常の指定管理料のほかに、５回の新型コロナ感染症対応に伴う補償のほうを行っているところでございます。こちらが、そうですね、年度協定ということで指定管理料の変更をしているところでございますが、こちらが226万9,346円、令和２年度の年度間協定は変更のほうをさせていただいているところでございます。この一部として予備費のほうを充当をさせていただいたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、順次質問に対してお答え申し上げます。

まず、決算書74ページ、成果書102ページ、防犯活動事業についてでございます。

こちら、電気料の関係で下がっているということでご指摘がございましたが、その点についてお答え申し上げます。

まず、電気料につきましては一括前払い契約による支払いをさせていただいているところでございます。この一括前払い契約とは、電気料金を一定期間あらかじめ一括して前払いすることによりまして割引になるサービスでございます。防犯灯など低圧定額性供給のお客様が対象となるということで東電のほうから伺っております。

なお、こちらのほうの減額なんですけれども、理由といたしましては燃料調整額の変動によりま

して、月ごとに増減が発生していることによるものでございまして、令和２年度については前年度比で減額という状況でございます。

続きまして、決算書76ページ、成果書33ページ、防災コミュニティ促進事業の関係でございます。

こちらのほうの補助金の関係でございますけれども、こちらの補助金につきましては、宮代町安心安全まちづくり推進事業費補助金でございますが、防災に関する資機材等を各自主防災組織で整備する場合に、町で補助金のほうを交付させていただいているような状況にございます。

こちらのほうの実績でございますけれども、令和２年度につきましては19件の申請をいただいております。なお、令和元年度につきましては38件の申請をいただいているところでございまして、申請件数といたしましては前年比で19件のマイナスとなっております。

なお、町のほうから各自主防災組織のほうに交付させていただいております補助金に関しましては、令和２年度は225万4,500円、令和元年度は157万6,200円ということで、金額にしましては67万8,300円、こちらのほうを増加しているところでございます。

申請件数は減りましたが、補助金額が増加しているという点につきまして申し上げますと、例年、コロナ禍の状況でなければ、各自主防災組織のほうにおいて地区の防災訓練のほうを実施させていただいているところだとは思いますが、コロナ禍の状況でそういった訓練ができないということで、まず、そちらの申請件数が前年比で19件マイナスになっている関係もございまして、申請件数は減っているという形でございます。

なお、その分資機材の購入ですとか、防災拠点整備に関する補助のほうが件数が多くなっており、また、そちらを整備するに当たっては防災訓練に要する補助金額よりも若干高めという点もございまして、金額に関しましては増額という傾向となっているところでございます。

続きまして、決算書74ページ、防災活動事業でございます。

こちらのほうの、76ページでございますけれども、17節の備品購入費、こちらについては具体的に何を購入されたかという点についてお答え申し上げます。

17節の備品購入費で感染症対策パーティション、感染対策トイレ用品、モバイルルーターの端末、タブレット本体、折り畳みベッド、圧縮式トイレ袋、避難者用サポートタイツ、防護服セット、スポットエアコン、救助用ボート、避難者用スリッパ、避難者用更衣室テント、あとは棚、こういったものを令和２年度備品購入として防災に関する整備として執行させていただいたところでございます。

なお、最後でございますけれども、自転車対策事業の歳入関係でございます。

決算書40ページでございます。成果書の100ページ、こちらをご覧いただければと思います。

失礼しました。

それと、まず、決算書の20ページをご覧いただけますでしょうか。

20ページのほうに、駐輪場使用料、こちらのほうが、令和２年度決算527万5,520円ということで計上のほうをさせていただいているところでございますが、前年度と比較いたしますと、減少を生じているところでございます。

この町営駐輪場の使用料収入の減少についての理由でございますけれども、駅前には民間駐輪場もできておりまして、利用者にとっては選択肢が増えているということで、よいことだというふうに捉えているところでございます。

また、公営駐輪場だけでなく民間駐輪場もあることによりまして、不法駐車の減少につながるものと考えているところでございます。

また、令和２年度につきましては、コロナ禍の影響もあり、公営駐輪場の利用者が減ったものと捉えているところでございます。

４月７日から５月31日ということで、コロナ禍の影響によりまして自主要請期間がございました。この２か月分については既に利用者のほうから利用使用料のほうをいただいているところでございますが、この自粛期間に伴いまして、利用しないということでこの２か月分を先送りをさせていただいているところもございます。そういった形で２か月分の使用料が本来は入るけれども、入らなかったという点もございまして、使用料の減少につながっているというふうに捉えているところでございます。

続きまして、決算書40ページ、放置自転車等撤去保管料、こちら２万円のほうを計上させていただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、宮代町自転車等の放置の防止に関する条例に基づき、徴収する撤去保管費用となっているところでございます。令和２年度につきましては10台、１台当たりの単価が2,000円でございますので、２万円ということで歳入のほうを挙げさせていただいたところでございます。

また、同40ページ、決算書40ページでございますけれども、廃棄自転車回収代金２万3,600円のほうを計上させていただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、一定期間引取りのない撤去自転車等の廃棄処分収入でございます。令和２年度につきましては118台、単価が200円となっております。そういった形で２万3,000円の収入とさせていただいているところでございます。なお、前年比で26台分増加しているところでございます。

最後になりますけれども、大変申し訳ございません、ちょっと最後の質問の内容確認を、角野委員にさせていただいてもよろしいでしょうか。

最後の質問なんですが、自転車対策事業の……。

〔発言する人あり〕

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　大丈夫ですか。

以上です。失礼しました。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ご答弁いただきましてありがとうございます。

順番ちょっと違いますけれども、進修館かな、102ページですよね、178ページの105ページの進修館の指定管理について、コロナ補償ということですよね、コロナ補償で226万9,300円ということのようなんですが、私たちも補正予算が組まれたときに、こういうことでという補正を認めたというか、議決したと思うんですが、それの額とこの226万はちょっと違うということを確認することと、それから、この基準というのはどうやって割り出したのかお伺いします。

それから、Ｐ74の防犯灯ですね、前払い契約で東電でやってあらかじめ割り引いてもらっているということと、あと東電のほうの燃料調整額で月ごとの調整で低くなったということで、分かりました。

それから、この防災コミュニティの話なんですが、町民生活課の95ページの本年度の成果というところがございまして、真ん中辺りなんですが、防災士の資格取得の経費について補助金を交付し、防災組織の育成に務めましたというふうにありますが、これ防災士、この33ページは、令和２年度はゼロ、前年度は２人ほどいらっしゃったようですが、こういうふうに書いてあるんですけれども、補助金は出したけれども、防災士は、でも申請と

出ていますよね、支援団体ゼロ、ここは、95ページは、こういうこともありますよという啓発で書いているのかどうか、そこら辺お伺いします。

それから、令和２年度はコロナ禍ということで、防災訓練ももちろんできない状況でしたので、それは致し方ないと思うんですが、その分資機材購入拠点整備にお金をかけてくださったのは大変分かりますが、もうコロナ禍も２年目に入りますが、自主防災組織の組織員というのがもう高齢化しているというのがちょっと問題になってきているんじゃないかなと。100％自主防災会はあるんですけれども、その辺が機能していくのかどうか、ちょっと心配なところなので、その辺前向きな答弁をお願いしたいなと思います。

それから、決算書の20ページの駐輪場使用料527万5,500円と、それから、自転車対策の決算の、額、ちょっと細かい、この額違うのは何なんですか、計527万5,520円が歳入で、この成果書100ページの527万4,350円というのは、これは何なんでしょうと今説明聞きながら思ったんですけれども。

それから、成果書100ページなんですが、放置自転車撤去台数は100台であって、一定期間引き取ったのが118台、それから販売台数は14台で、保管して持って帰ったのは10台、この辺の数というのは、前年度のがあるということなのか、いずれにしても台数の多数というか、４割、５割じゃ、８割くらいはもうほとんど引取手がなくて、そして廃棄するためのことということですよね。

最後の質問は何ですかというのは、先ほどどなたかへの答弁で、警察のほうに所有者確認したり、通知を出したりということをしているというふうに伺ったんですが、その辺の手間というか、職員がその自転車対策に随分力を入れているという言い方はおかしいですけれども、手間がかかっているのかなというふうに思っているんですが、その辺の職員の働き具合というか、その手間というのをちょっと聞かせてくださいということです。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、決算書78ページの進修館管理事業の指定管理料、予備費充当の関係でございます。

こちらでございますが、進修館の指定管理料につきましては、開館を制限をしていた時期もございまして、どうしても減収が生じているということから補償のほうをさせていただいたところでございます。

こちらの補償させていただいた額が、補償するタイミングによりまして補正でやらせていただいたり、予備費充当でやらせていただいたりということで、ご説明させていただいている額が違うというのはこちらの間違いによるということでございます。

進修館のほうは、この指定管理料のほかに、コロナ対策に伴う工事とか、備品購入とか、そういうものでも補正のほうをかけさせていただいておりますので、そちらのほうを踏まえてということで数字に違いがあるということでございます。

あと、額の算定の方法でございますが、過去３年、2020年度と違いが発生しているかどうか、2017、2018、2019のこの３か年の同月と比較いたしまして、平均と比較いたしまして差が生じているかどうかということで額の算定をさせていただきました。そこで減収があるかどうかということで確認をさせていただいて、減収があるものについて補償のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

順次お答え申し上げます。

まず、防災コミュニティ促進事業の関係で、成果書の95ページ、こちらのほう中段に、防災コミュニティ促進事業ではということで成果のほうを掲げさせていただいているところでございます。

その中に、防災士の取得資格の申請件数、令和２年度についてはゼロ件ではございましたが、こちらの成果のところに防災資格の取得の経費という形で記載のほうをさせていただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、宮代町安心安全まちづくり推進事業費補助金の中の１つのメニューでございまして、申請がある、ないにかかわらず、こういったことで町は自主防災組織のほうに対して補助金のほうを交付させていただいているということで、掲げさせていただいたところでございます。

続きまして、自主防災組織の関係で、高齢化による問題点についてでございますが、確かに自主防災組織、現在自治会のほうが77か78ぐらいありまして、その中で自主防災組織が56団体ございます。こちらの差異については地区によってまとまった形で一つの自主防災組織をつくっている関係もございまして、77、78の地区に対して56団体ということで、まず捉えていただければと思います。

また、高齢化につきましては、私どものほうも自主防災組織でご活躍をされている方々については高齢化が進んでいるというふうに捉えているところでございます。しかしながら、自主防災組織の会長さんですとか、そういった方の役づけをどういった形で決めるかについては地区の方々で決めていただいているところでございます。町のほうとしましては、少しでも若い方が表に立って地域の皆様を引っ張っていっていただければ一番というふうには考えているところでございますが、そういったことも地区によっては難しいというところも捉えているところでございますので、この点については町のほうから、自主防災組織のほうについても若い方の起用についても考えていただけないかということで、発信していければというふうに考えているところでございます。

続きまして、駐輪場の使用料の関係でございます。成果書と決算書で金額に違いがあるということでご指摘をいただきました。

決算書上では20ページで、527万5,520円ということで記載のほうをさせていただいております。成果書のほうでは100ページ、黒ポチの下から２つ目の町営駐輪場の維持管理の計欄、２年度、A、527万4,350円ということで、こちらのほうを1,170円違いがあるかと思います。この1,170円につきましては、決算上では駐輪場使用料ということで、この分も含めた形で計上させていただいているところでございますが、こちらのほうは和戸駅の第３駐輪場の電柱使用料ということで、行政財産使用料ということで東京電力のほうからその使用料をいただいているということで、決算書上と成果書上でその金額に差異があるということで見ていただければと思います。

自転車対策事業の職員の事務の関係でございますが、警察に照会とかかけて自転車対策事業に力を入れているというようなお話をいただきました。ありがとうございます。

その職員の事務内容でございますが、警察に照会をかける事務についてはさほど、申し訳ございません、手間になるような事務ではないというふうに捉えております。自転車の盗難防止のナンバーがあると思うんですけれども、そういったナンバーを控えて、そのナンバーに対して警察のほう

に所有者を確認しているということで、確認件数も10件あるかないかぐらいというところで把握しておりますので、事務的な内容としては手間になっていないところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

進修館なんですが、過去３年間の使用料の差異の分を補塡したというのは分かりました。

ただ、補正予算と議決した以外のが入っているというのがちょっとよく分からないんで、そこのところだけもう一回教えていただきたいと思います。

それから、地域防災コミュニティの話なんですが、95ページ、成果書の35ページ、33ページの安心安全まちづくり推進事業の中の内容のことを言われたのかなと思うんですが、この防災士というのはそこからでないと出せないのかというか、防災士で町の防災、もちろん地域が必要なんですが、自主防災のほうから申請しないとできないということになっているのか、防災士に補助が出ますよということを町民が知っているのかどうかという、その辺をちょっと確認します。

それから、自転車のことなんですが、自転車、結局廃棄が一番多いということですよね。防犯登録のきちんとしたいい自転車が元の持ち主に戻るという割合よりも、ほとんどもう使えないような自転車なのか、取りに来ないのか、14台は再利用できるとは言っていますが、ほとんどもう捨てる場所がなくて捨てられているというふうに捉えてもいいのかなと思うんですが、その辺を確認します。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

先ほどの指定管理料の考え方でございます。

新型コロナの対応に伴う国の交付金が４号補正で、あるいは５号補正、７号補正で指定管理料のほうでそれぞれ補正のほうを取らせていただいてございます。その都度補正をかけさせていただいているんですが、このタイミングで間に合わないもの、あるいはそのタイミングから時期がずれているものに関して予備費のほうを充当させていただいたということでございます。それがこちらの額ということで表記のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

防災コミュニティ促進事業の関係で、防災士の資格の関係でございますけれども、こちらのほうについては、先ほど来から申し上げております宮代町安心安全まちづくり推進事業費補助金の中の一つのメニューとして組み込まれているところでございます。

こういった補助金の内容につきましては、自主防災組織連絡協議会のほうにおいて会長さんが一堂に集まった席で、この町の補助メニューについて説明のほうをさせていただいているところでございます。ですので、会長さんのほうから地区の方々へ、町のほうについてはこういった補助メニューがあるということで周知をしていただいているものと認識しているところでございます。

また、自転車撤去の関係でございますが、廃棄が多いということでございます。昨年度につきましては、廃棄自転車の有価回収代金ということで110台ですね、こちら一定期間引取りのない撤去

自転車の廃棄処分ということで、有価回収のほうで３万8,000円のほうの収入を得たところでございます。なお、有価で引取りができないものについては、最終的には鉄くず処分という形になると思われます。

補助金の中の防災士の資格の関係でございますが、自主防災組織からの申請という形になりますので、一個人から町に対しての申請はできないということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

ごめんなさい、決算書の76ページの備品購入の歳出のところでちょっとし忘れてしまったんですが、これどこかに福祉避難所にも何か購入したというふうにあったんですが、福祉避難所に出したのは、それを具体的に教えていただきたいというのを、忘れていました。それ、お願いします。

それから、地域コミュニティ活性化事業で、２年にわたってコロナ禍が、今後ウィズコロナということになるのかと思うんですが、区長さんはもちろんなられて、それぞれの活動というか連絡はしているんでしょうけれども、町と区長との絡みというのが、連絡会も開催できない、意見交換もできないというそういうことに関してですが、今ズームだったり、ＬＩＮＥだったり、オンラインというか同時に100人、200人単位で区長会、そんなふうなことができないこともないと思うんですが、そういうことに関してはどうなんでしょうか。一度も２年間しないということ自体がちょっと、集まることはできないにしても、そういう形でできないのか。意思疎通というか、意見交換、自分が町にいるだけでなくても、ほかの区で考えていることが分かるということも必要かと思うので、それについて伺います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

地域コミュニティの関係で、区長さんと町との関わりでございますが、先ほどご意見がありましたズーム等の会議でございますが、区長さん、高齢の方も随分いらっしゃいます。また、そういう環境が整っていないご家庭も多分にあることから、ズームでの会議につきましては検討のほうはさせていただいていないということでございます。あるいは、させていただいていないというか、できないだろうということで、実施のほうをしていないということでございます。

区長さんとの関わりでございますが、町のほうでは、区長さん、まめに窓口のほうに来ていただいています。いろんな各種申請とか、そういうもののご相談、あるいは各事業のご相談とかで、区長さん、まめに役場の窓口のほうに来ていただいておりますので、そのときに十分お話のほうを今はさせていただいているところでございます。そこの場で困り事、いろんな相談とか、お話のほうをお受けいたしております。

また、今後のコロナ禍のその状況にもよるんですが、従前どおりの地区連絡会、大人数での地区連絡会ができないということであれば、人数を分けて実施することも、今後若干でも改善がされるのであればご相談のほうをさせていただこうかなと思います。

ただ、来ていただける区長さんのほうで、それも、でもご心配だということであれば、その辺の実施は難しいと思いますが、いろんな形で区長さんとのコミュニティのほうは調整していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

決算書76ページの防災活動事業の17節の備品購入費の関係でございますが、先ほど、令和２年度中に購入した備品のほうの説明をさせていただいたところでございます。先ほど申し上げた備品につきましては、指定避難所に対する備品として整備させていただいたものでございます。ですので、福祉避難所に対しての整備ではないということで捉えていただければと思います。

なお、福祉避難所に対しての備品の整備については、同じように地方創生臨時交付金のほうを活用して、福祉課のほうでも整備はしているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　もう時間あれなので、ありがとうございました。

区長会に関しては区長さんも高齢の方もいらっしゃいますし、また、１年目という方もいらっしゃるかと思うんですが、町と自分の区というか、自分の地域ということも必要ですが、区の代表で来ているということで、オンラインがその方が高齢でできないならば、地域でこの接続をお願いできるようにという区長さんがそれなりに努力もしますでしょうし、やっぱり地区分割で連絡会を開くこともちろんいいかと思いますが、ウィズコロナの中でこの区長さんとの、ただ区長さんが町の役場へ来てお願い事だとか、相談事をするということもそれは基本的には必要ですが、それ以外の他の区の様子というか、区長さん同士の思いというのが見える場所というのも必要かなと思いますので、それは工夫していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。よろしくお願いします。

まず、主要な施策に関する説明書の６ページ、７ページ、令和２年度一般会計歳出の性質別決算状況の中の上から５番目かな、性質名５の補助金等一部事務組合に対するものの主な増減理由というところが2,800万8,000円増となっております。平成30年は決算額が９億5,000万円台、令和元年は９億4,424万円で減額になっていたんですね。令和２年度は2,800万8,000円増となった理由は何なのか、これ、利根斎場と衛生組合と消防、全部のことだと思うんですが、そこの詳細をお願いします。

２点目は、決算書75、76、主要な施策に関する説明書33ページ、前段委員の方も質問されていましたけれども、防災コミュニティ促進事業の実施内容、自主防災組織活動に対する支援ですね、この負担金、補助及び交付金が225万4,500円です。ちょっと前の委員さんたちにかぶるかもしれないんですけれども、申請があった自主防災会延べ19団体に補助金を交付したといいますが、延べではなくて実際申請していないところもあると思うので、実際の数と、どの団体がどのように、たくさん申請して活動もしたところもあると思うので、それのちょっとしていないところとか、数等分かりましたら教えてください。

あと、そこの同じところの講師謝金が２万5,000円となっているんですが、これはどのような講師で、１回なのか、それとも何回かのものなのか、そしてどのような内容だったか、お願いい

たします。

次が、決算書151から154、説明書のほうは110ページ、消防総務事業でございます。

昨年度、中島出張所が６月１日付で廃止されたんですけれども、負担金割合と出張所廃止で、ちょっと単純に考えると、出張所がなくなると負担金が減るのかなと思うんですが、ちょっと細かいことが書いていなかったので、そのところどの程度減ったのか、変わらないのか、理由をお聞かせください。

あと、やっぱり前段の委員さんが質問されていましたけれども、消火栓の管理、消火栓修繕５か所480万円ですね。ご説明で分かったところはあるんですが、その水道管工事によって消火栓のところを変えるということで、ここの項目に出すのが正しいのか、それともももうちょっと丁寧に消火栓の管理とかではなくて、もうちょっと幅広い記入の、説明書の書き方なんですけれども、何かちょっと違うほうが、もう私とかがあれ、消火栓の管理、消火栓修繕で５か所で480万円かかるのかなと思ってしまいますので、この辺の記載の方法、ちょっと考えていただけないかなと思って質問いたします。

次は、決算書17、18、11款の交通安全対策特別交付金463万1,000円についてです。具体的にどう使われたのか説明お願いします。記入されている部分もあるんですけれども、お願いします。

あと、横断歩道とか、今、小学校、中学校の通学路のグリーンベルトなどございますけれども、路面標示、先ほどからも学校の要請とか要望でということをおっしゃっていただいていますが、結構薄くなっちゃっても直さないところとか、きれいになっているところがあるんですが、これは学校からの要望がきたときにやるのか、ある程度これはもう危ないと思ったらそれでやるのか、ちょっとその辺、基準があるのかないのか。安全のためにどうされているのかお聞きします。

あと、これ防災の関係なんですが、令和２年度の事業報告の中に、テレビ埼玉、テレ玉のデータ放送等を通じて随時発信とあります。それ、説明書の103ページですね。66万円となっていて、市町村データ放送サービス利用料なんですが、私、時々見てみるんですが、宮代町に関して、情報はありませんと、そういうような内容の表示がとても多いんですね。以前、やっぱり委員会のときに、自治体で出しているお金が随分違うことのようにおっしゃっていましたけれども、自治体で情報の出し方が非常に、量というんですかね、が違うんですね。

それで、その66万円をフルに66万円の、何というんですか、お金でフルに使っているのか。大雨とか降っても情報がすぐに入ってこなくて、テレビ埼玉つけて入らないんですよね。ほかのところは結構すごく入っているんですよ、避難所どこにしたとか、発信も早い。そこは66万円分ちゃんと使っているのか、それ以上あったほうがいいのか。66万円使っているけれども、これしかないんだったら、ちょっと残念だなと思っています。

あと、加入者が増えているＪ：ＣＯＭの、今、やっぱりいろんな自治体が出しているんですが、経営ケーブルのこれやっている家は結構多くなっています。それで、やっぱりコロナ禍の対応で、近隣杉戸町、幸手町、白岡とか、全部流れるんですよね。宮代町、非常に対応が早いのに、はっきり言って、とっても早かったです。いろんなコロナの対応していただきました。ちょっと、まだ、そのＪ：ＣＯＭの見るとまだこんなに遅いのかという。情報がどんどん他市町のは流れていまして、何で宮代は流れないんだろうと思ったときに、Ｊ：ＣＯＭにはまだ契約をしていないかなと思う

んですが、その辺、やっぱりＪ：ＣＯＭのほうもたくさんの自治体使っていますので、その辺りお考えがないのかお聞きいたします。

あと、この主要な施策に関する説明書を見てみますと、広域利根斎場、109ページ、決算書は127、128、そして、清掃総務事業、こちら決算書128、説明書のほうは109、110、そして、先ほど質問いたしました消防の関係なんですが、ちょっと記載の仕方がこの説明書を見ますと、衛生組合のところだけ負担金というか、一部事務組合でやっている仕事だと思うんですが、記載の方法が違うんですね。その衛生組合のところが、衛生組合のごみがどれぐらい燃やされたということがあるんですが、久喜宮代衛生組合でやっているということが一つも書いていないんですね。それでこの斎場とごみと消防、記載が、ある程度同じ事務組合で町は運営しているので、同じような記載の仕方がいいんじゃないかと思います。

それで、久喜市は、今年から処理量割になりましたよね。それで、そういうことも全然書かれていないし、宮代町のものだけ出てきていますけれども、何か記載の仕方をもうちょっと考えたほうがいいなと思います。

あと、し尿処理の増減についてお聞きしたいんですが、そんなに差はないんですが、この増減がある理由、お聞かせ願います。

あとはすみません、主要な施策に関する説明書の中の108ページ、決算書は126ページです。空き地保全の事業です。

それで、成果書の中で表があるんですが、市街地が、大きさですね、何平米と書いてあるんですが、ちょっと相談されるのが市街地じゃない本当に市街化調整区域で長年悩んでいる人がやっぱりすごくたくさん出ているし、前段の委員から出ましたけれども、やっぱりだんだん年齢が皆さん高くなって、手に負えない、やりきれないというところが出てきたときに、もう少し空き地対策をしたほうがいいと思うんですが、ここで市街地をわざわざ別に載せているというのは市街地を優先するという意味じゃないと思うんですが、市街地内ってすごい広いんですよね。それで、そこを載せるんだったら市街地と市街化調整区域、両方載せたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

あと、成果書98ページ、決算書70ページ、交通安全母の会による啓発活動なんですが、382世帯を２日間でやっていただいたと書いてあります。いろんなところをやってくださっていると、交通安全母の会の方からも聞いているんですが、この382世帯というと、宮代町にとってはすごい少ない数字なんですが、これって毎年ちょっと場所を変えているのか、いつも同じようなところにやっているのか、お分かりになったらお願いします。

あと、ちょっと答弁聞いていて、私もあっと思ったんですけれども、すみません、もう一回で、不審者を知らせる情報というのをやはりもう少し多くもらえたらいいなと思っています。安全パトロールしているものとかは来ると分かったり、私たちも結構そういう地域の方から、不審者が出たけれどもと対応を頼まれることも結構あるんですが、防災無線がなかなか難しくても、スマホに来る、あちらには流れるとか、何か考えていただけるといいと思います。何かそれはちょっと要望なんですけれども、よろしくお願いします。

ちょっと多くなりましたけれども、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時２０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の**九**山委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

そうしましたら、適宜回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、成果書109ページの清掃総務事業で、組合の負担金の関係でございます。こちらの増減につきましては、今改めてちょっと組合のほうに確認をさせていただいておりますので、きちんと分かり次第、お答えさせていただきたいと思います。

続きまして、同じく成果書の109ページ、広域利根斎場組合の負担金事業と清掃総務事業の表記の違いでございます。

まず、広域利根斎場組合の負担金事業でございますが、これも100％利根斎場組合のほうに負担金を拠出するだけの事業ということで、このような表現になっております。

清掃総務事業でございますが、こちら衛生組合の負担金のその拠出とともに、ごみ関係の計画なんかを定めるときに、この事業で予算計上させていただいておりますので、単純にその組合負担金の拠出だけの事業じゃないということで表現の変化があるということでご理解いただきたいと思います。

ただ、ごみ関係は衛生組合でやっているとかそういう表現がちょっと不足するということであれば、その辺の表現につきましては、少し分かるように表現を変えさせていただければなと思います。成果のところにもちょっと変えた形で変えさせていただければなと思います。

続きまして、同じく成果書の109ページ、清掃総務事業のし尿の関係でございます。

こちら、生し尿に関しましては、毎年くみ取りの戸数、世帯が少しずつですが減っております。ただ、合併処理浄化槽、あるいは単独処理浄化槽の汚泥がこちらに搬入されます。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚泥の量を比べると、合併処理浄化槽のほうが格段に多いということもあったり、あるいは工事なんかで仮設のトイレが発生したりしますと、その年に関しましては、し尿の搬入量が増えるということになりますので、一概にその増減については、その年の変化によってということでしか、ちょっと明確にお答えができないような状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

続きまして、成果書の107ページですね、環境衛生事業で、その続きで108ページの空き地環境保全の表記の関係でございます。

こちら町全体の量が、こちらの表の一番左側、対象面積の17万7,478平方メートルということで、対象面積がうちのほうでは空き地の不適正管理の台帳のほうに載っている総面積がこちらということでございます。

ご相談が非常に多いのが、市街地のほうでございますので、内市街地ということで抜き出しのほうをさせていただいておりますので、この差分が市街化区域と市街化調整区域ということとなるところでございます。

この中で、表現が分かりづらいということであれば、こちらのほうも少し書き方は変更させていただいて、市街化区域、市街化調整区域等の表現に変えさせていただくことは可能でございますので、そちらのほうは検討させていただきたいなと

思うところでございます。

今後その空き地の対策でございますけれども、確かに高齢化が進んでおりまして、空き地の適正管理に対して非常に難しい状況の方もいらっしゃいます。また、町外にお住まいで宮代町の状況をよくお分かりでない方もいらっしゃいますので、その空き地の台帳の管理だけではなくて、適時情報が入ってきましたら現場のほうに出向きまして、適切な指導等を行っていきたいと考えているところでございます。

最近、非常に多いのが農地の不適正管理の、その草地が多いことがあります。こちらのほうは産業観光課のほうで、その草刈り関係の対応について、新しい方法を検討しているようですので、そちらのほうでご確認いただきたいなと思うところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉永吉正君）　私からは、成果書の110ページ、決算書の154ページ、埼玉東部消防組合の負担金の点についてお答えさせていただきます。

埼玉東部消防組合の負担金でございますが、出張所がなくなったことによる負担金の増減というものはございません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

ただいま衛生組合の負担金の増額分につきまして確認が取れましたので、お答えを申し上げます。

ＬＥＤ化の工事を実施したということでございまして、場内の。こちらのほうでこれは屋内外、両方の電気の関係でＬＥＤ化を実施したということでございます。

あと、公債費の返済によりまして、こちらがお金が増えているということで増額ということとなっているところでございます。

衛生組合からの負担の増は、そのような形で増えているということを確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

順次お答え申し上げます。

まず、決算書75、76ページ、成果書33ページ、防災コミュニティ促進事業の関係でございますけれども、実際に支援した団体については19団体、補助金額にしまして225万4,500円ということで補助金のほうを各自主防のほうへ交付をさせていただいたところでございます。

自主防災組織については56団体ございますので、補助している19団体に対して補助率としましては34％ということでございます。なお、申請していない箇所についてはどこということで、一応、申請場所についても全部記録は取ってあるので、この場で細かく申し上げることはできるんですが、そうしますと時間がちょっとなくなってしまうので、その点、割愛させていただければと思いますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

続きまして、決算書、同じく75、76ページの防災コミュニティ促進事業の関係の講師謝金の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、令和２年度については２万5,000円の執行のほうをさせていただ

いたところでございますが、講師謝金に対する内容でございます。

宮代町安心安全まちづくり講座指導員の講師謝金として、まず地区の自主防の講演に対して、講師として派遣された方に対しまして謝金のほうをお支払いさせていただいております。

また、避難所開設実動訓練並びにその後フィードバックの講演のほうを実施させていただいた関係で、その講師の方へのお支払いもさせていただいたところでございます。合わせまして、昨年度２万5,000円の執行という状況でございます。

続きまして、成果書の110ページからの消防総務事業の関係でございます。

こちら111ページのほうに消火栓の管理、消火栓修繕５か所480万円というような記載をさせていただいたところでございますが、説明書の書き方ということで、丸山委員のほうからご指摘ございましたので、来年度この成果書のほうについては、この記載方法についてもうちょっと分かりやすく検討をさせていただければというふうに考えているところでございます。

また、決算書の17ページ、18ページにございます交通安全対策特別交付金ということで463万1,000円の記載がございます。こちらのほうにつきましては、交通安全対策特別交付金は、反則金として国に納付された後、各都道府県に交付され、横断歩道ですとか、信号機、標識等の設置や補修などに使われているものでございます。

一般会計から交付税及び譲与税配当金特別会計に繰り入れされまして、その額の約３分の１が特別交付金として市町村のほうに交付されているものでございます。

残りの３分の２につきましては、都道府県に交付されまして、都道府県の公安委員会と道路管理者にさらに配分されているところでございます。

各自治体への配分につきましては、総務省を通じて交通事故発生件数ですとか、人口集中地区人口、改良済み道路延長を指標として配分されているようなところのようでございます。

なお、決算書のほうに463万1,000円ということで記載のほうがございますが、こちらのほうの金額については、町民生活課のほうで何かに使っているような状況は特にございません。財政のほうで交付金として入れて管理されているところだと思います。

また、成果書の103ページ、防災活動事業でございます。こちらのほうに、防災情報システムの維持管理ということで、テレビ埼玉の関係がございます。このテレビ埼玉の関係で少しご質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、テレビ埼玉市町村データ放送でございますが、こちらはテレビのＤボタンを押すと、市町村で発信した文字情報をテレビで確認できる仕組みとなっているところでございまして、防災ですとか防犯、イベントや行政情報を広く周知する方法の一つとして利用させていただいているところでございます。

町のほうでは、２つの枠を設けて情報を発信させていただいておりまして、災害時など防災無線が聞き取れなかった場合ですとか、耳の不自由な方など、音声が確認できない方に向けた情報伝達手段の一つとして備えているところでございます。

また、災害時にはテレビ埼玉を見るケースというのは少ないと思われます。例えば台風の接近に伴う情報収集については、ＮＨＫですとか民放の天気予報が確認されることが多いと思っております。

しかしながら、テレビ埼玉のデータ放送は、地元放送局である利点を生かしまして、緊急時の即時対応が可能であるというふうに考えているとこ

ろでございます。

このため、災害が発生する前の注意情報をはじめといたしまして、避難所の開放状態や被災した場合の案内など、テレビを通じて広く周知することができるため、自治体と住民を結ぶ有効な手段として、市町村が利用しているところが多いものでございます。

なお、執行額66万円でございますが、こちらについては、100％有効活用されているのかというようなお話もいただいたところでございますが、町のほうとしましては、このテレビ埼玉に情報を提供して上げていただく際は、必要な情報を発信して流していただいているような状況でございますので、特段ない場合についてはテレビ埼玉のほうに、こういったものを載せてほしいというようなことはしていないということで、100％ではないですね、申し訳ございません。

しかしながら、このテレビ埼玉の情報伝達については、引き続き、有効活用をさせていただければというふうに考えているところでございます。

また、Ｊ：ＣＯＭの関係もお話しいただいたんですが、今のところＪ：ＣＯＭについては特段考えているところはございません。はい。

最後になりますけれども、成果書の98ページ、交通安全対策事業の高齢者に対するおたっしゃ訪問の関係でございます。宮代町母の会の訪問の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、令和２年度については、国納地区、宮代台１丁目、２丁目を中心に訪問をさせていただいております。

また、元年度につきましては、東姫宮の１丁目、２丁目、金原地区、宮代の２丁目、３丁目を回らせていただいておりまして、これは年度によって、会長さんが会員の方と話合いをされて、どこを回るかというようなことで訪問先を決められているようでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉永吉正君）　１点補足させていただきます。

成果書の103ページになりますが、テレビ埼玉の、テレ玉のデータ放送についてでございます。私ども、どうしても危機管理担当ですので、災害時の発信ということに気持ちが行くんですけれども、これは町の、今コロナ禍ですのでちょっと難しいんですけれども、町のコロナ禍の後の催物ですとか、あるいはその他の町の情報というものも流せますので、私のほうから町民生活課以外の課にも活用のほうをちょっと周知といいますか、依頼したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございました。

すみません、１つずつ、確認していただきました。

ちょっと順番、逆になってしまうかもしれませんけれども。

決算書75、76、説明書の33ページですね。

分かりました。コロナ禍であるということで防災訓練できなかったりとかあると思うんですが、使っているところがやっぱり延べだと多いんですけれども、34％のところということで、ちょっとどれぐらいがやっていらっしゃるのかなと思ったんですが、やっぱり申請されないというところもあると思うんですが、やっぱりせっかくですので、何らかの形で、もうちょっと自主防災のほうからの申請ができるような、できるといいなと思うんですが、その辺、小さな何か、何て言うんですか、

大きな防災訓練とかじゃなくても、何か人が集まらなくてもできるものとか、何かほかの活用を考えて、できるだけ多くの自主防災組織に補助がいけるといいなと思いますので、その辺りなんか、考えてもらいたいと思います。

あと、講師謝金については、これ、じゃ２回分ということですね。大体、金額的にはこんなものなのかなと思いますので分かりました。

テレビ埼玉のは、やっぱり防災、台風とか来たり、ちょっと心配なときに、ＮＨＫも流れるんですけれども、ＮＨＫだと大きなものしか流れないので、やっぱり地域って、ついついテレビ埼玉かけてみるんですよね。すると、やっぱりさいたま市とかは避難所開設しましたとか、どこが開いてますとか、やっぱり結構細かく出ているので。宮代町を見ると、避難所多分開設しているだろうにまだ出ていないとか。ＮＨＫは見たりラジオも聞いたりしますけれども、テレビ埼玉って意外に見ているんですよね。私も知り合いの方に聞くと、テレビ埼玉見てるというから、ああそうなんだと思いますけれども。

だから、そういう、私がお願いしたいのは、そういう台風とか、ちょっと心配なときに、ああ町はこうなんだなとか、安心感になりますので、もうちょっと有効に。余裕があれば、町の情報とかも流していただけるのはありがたいので、その方向でほかの課にもお願いしたいと思います。

何しろ防災とか地震とかになったときに、いち早く情報が町から出ている、例えば避難所はまだ出ていませんという情報でもいいので、これから準備中という、そういう何か、出てから大きく決まってからじゃなくていいので、そういうのを出していただくと安心感があるので、お願いしたいと思います。

あとは、広域利根斎場組合のほうの負担金はないということで、決算書127、128なんですけれども、これって若干数字が増えているんですよね。去年よりは20人ぐらいなんですけれども、令和元年からすると40人ぐらい増えているんですね。何ていうんですか、なっているので、だんだん利用人数が増えているのかなと思ったんだけれども、その辺り、別に理由はないのか、もう一回お聞きします。

あと、生し尿のほうは分かってはいるんですけれども、上限がやっぱりあるので、ということは、仮設トイレが今、圏央道の工事と和戸横町の工事、かなり仮設のところもできていて。来年度はだから増えるかも、ある程度、予算的に増やしておくとか、かなりの人数働いていらっしゃるんですよね。期間もかかっているので。その辺り、予算増額とか考えたほうがいいのかなとも思うんですけれども。これお願いします。

48万円のことは、はい。やっぱり、ぱっと見て説明書見て分かるほうが、何だろう、何だろうって疑問思うよりは出していただいたほうがありがたいのでよろしくお願いします。

あと、横断歩道のほうも公安委員会とか、はい、分かりました。県の道路というのは、完全に町のお金ではなく、県道に関しては全て県で横断歩道とかも引かれるということですよね、多分そうだと思うんですが。これはちょっとまちづくりのほうで言います。

それと、今、質問したことと、すみません。母の会に関しては、いろんな地域で配ってくれているということなのでいいと思います。よく、結構、東武動物公園の駅とか、ちょっと防犯の関係とかと結構決まった駅で配ったりしていたので、いろんな地域で、今、会員さんとともに決めてやってくださっているということなので分かりました。

あと、空き地に関しましては、やはり、見た感

じで、市街地のほうは力を入れるけれども、市街地調整区域のほうは力を入れないかなと、そういうことはないと思うんですけれども、やっぱりそういうふうに捉えられないように、住んでいる人は市街地に住んでいても、市街地調整区域に住んでいても一緒なので、お隣の草が何十年もなっていると大変ですので、その辺、きちっと数も出してやっていただきたいと思います。

ちょっと何点か質問したことの答弁をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　成果書の109ページ、広域利根斎場組合の利用者の増の関係でございます。

こちらのメモリアルトネの利用者につきましては、過去、半分ぐらい、50%程度の利用率がもう少し上がってもということで、いろいろな対応をさせていただいているところでございます。

特に、ここ数年、転入者に対しての転入セットを改めて配らせていただいているんですが、その中にトネの利用パンフレットを入れさせていただいております。

それを数年前から始めてから、若干ではございますが利用率のほうは上がっております。ダイレクトにそれがこの利用率に関わっているかどうかというのは、ちょっとはっきり申し上げられないんですが、現時点、令和２年度末の利用率が60.7%ということで、従前から比べると随分利用率が上がってきているんじゃないかなと思っているところでございます。

また、その施設が施設ですので、なかなか大きくＰＲすることができないというのがありまして、そのような周知の活動を今後も進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

防災コミュニティ促進事業の関係の補助金の関係でございますが、先ほど私のほうで補助率34%ということを申し上げたところでございます。

こちらの活用については、ちょっと数字的には低いかなというふうに捉えているところもございますので、引き続き、有効活用していただくよう働きかけのほうを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、防災活動事業のテレビ埼玉の活用の関係でございますが、こちらのほうについても、いち早く町の情報が出るよう、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

もう一点、し尿の処理量増加に伴う組合の負担金のお話につきまして、回答のほうをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、今、予測されるということでお話をさせていただいている状況でございますので、今後、適時、状況を見ながら確認のほうをさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございました。

衛生組合のほうが予測されますので、ちょっと

見守るというか、していってほしいと思います。

斎場のほうは、転入セットというのはやっぱり結構効いているのかなと。もともと住んでいる人はもうやはりちょっと近場でとかとなるんですけれども。やっぱりここかと思いますので、お願いしたいと思います。

防災コミュニティーのほうも有効活用ということで、やっぱりもう少し、使うところは毎年やっていらっしゃると思うんですけれども、なかなか使わないところは使わないでずっと通っちゃっているところもあると、せっかくの組織なので、使えるように何か提案したりしていっていただきたいと思います。

事務組合のほうは、事務組合のほうで決算とかしているわけですけれども、やはり成果書のほうにもきちっと委託料とか分かるように載せていただくとありがたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

手短に３点お願いいたします。

まず第１点は、これまでにも出ていますけれども、決算書Ｐ52、主要な施策として97ページ、地域コミュニティ活性化事業、そのうち報償費、自治会長等報奨金が859万4,400円、これは正当にというか、適正に執行されたと思いますか、お尋ねをいたします。

２点目、自転車対策事業、主要な施策は100ページですけれども。

これについては、これまでやったことについては構わないんですが、ある程度、理解をしているんですが、この町営駐輪場第１、第２と、和戸の第１、第２、姫宮があるんですけれども有料では。この駐輪場の維持管理が30％減少したという理由はお聞きしました。和戸駅前に民間の業者がかなり、最初は駅ホームに沿って、ちょうど正面ですよね。それからその次に歯医者さんの隣の東部の空き地、あそこにあってと。徐々に徐々に拡張しています。

町営駐輪場は最初できたときは何もなかったんですよね、民間は。東武動物公園駅と違って、いわゆる個人の駐輪場、これないんですよね。そういう中で、将来、この和戸第１、第２の駐輪場をどうするのか。その在り方について、現在のコストをちょっと教えていただきたいんです。

料金的には変わらないと思うんですよ、民間と。１日幾ら、一月幾ら、自転車、バイクということで、そんな変わっていないと思うんですよ。いうことで、将来につなげる意味でも、現在のコストについてお尋ねをいたします。それ、２点目です。

それから、３点目は、これも前段でかなり出ていますけれども、環境衛生事業、主要な施策107ページですけれども。

空き地については、ある程度、町にも環境保全条例あります。これ古いんですけれども、昭和62年にできているやつですけれども、その後、改正されているかどうか分かりませんが。

かなり把握し、土地所有者に対して指導助言をされて解決はしていると思いますが、まだ町が把握していない、いわゆる繁茂空き地、草木が生い茂っている、どの程度あると推定できますか。令和２年度末で結構です。

問題は２点目でして、空き地については、ある程度済んでいるんですが、空き家については、やっとこさ、去年の３月、平成31年、令和元年になる前ですよね、平成31年３月に空き家バンク制度、これは違うわ、空き家バンク制度というのはもうちょっと前にできていますけれども。これ、登録ゼロということですが、そうだ、これでいいんだ。

１年たってゼロということになった理由というのは浸透していないということでご説明があったんですが、この空き家バンク制度、所有者がある場合に限定されているんですよね。所有者が分からない、はっきりしないというやつは空き家バンク制度には登録できないという形になっています。

ということで、この空き家バンク制度の登録を増やすためにどうすればいいのか。これは所有者がある場合どうすればいいのか。ない場合に、何か方策がないか、お尋ねをします。

以上、３点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　それでは、まず成果書の97ページの自治会長等報奨金の交付につきましてご説明のほうをさせていただきます。

自治会長等報奨金制度につきましては、地区自治会を代表し、次の町政に関する事項にご協力いただくとともに、地域の自治活動に当たっている方にお支払いのほうをさせていただいているところでございます。

広報等の町発行文書の配布または回覧、防犯灯、公園等各施設の維持管理のための調整、自治会の意見等の取りまとめや行政との調整及び処理、町主催事業または行事への参加、上記に掲げるもののほか、町からの依頼事項の対応ということで、こちら各世帯均等割１万円と、世帯割につきまして１世帯800円掛ける世帯数ということで、お支払いのほうをさせていただいておりまして、859万4,400円はこちらの累計ということとなっているところでございます。

こちらにつきましては、各地区におきましていろいろな活動調整につきましては、どのような状況でも実施していただいております。

コロナ禍においては、コロナ禍における各地区の調整等が必要な状況もございますので、あるいは町のほうからいろいろお話しさせていただくこともございますので、令和２年度の自治会長等報奨金の支払いについては、例年どおり適切に執行されているということで考えているところでございます。

続きまして、成果書の107ページの環境衛生事業の中の空き地の関係でございます。

町のほうでは、空き地の台帳のほうを整備しております。こちらに列記されているものにつきましては、最低でも春と秋に現場のほうを全地区確認のほうをさせていただいているところでございます。

膝丈以上に伸びている草地につきましては、不適正管理の空き地ということで、所有者あるいは管理者に通知のほうをさせていただいているところでございます。そのような中で改善されていない土地も実際ございます。また、何回も近隣の住民の方からお話をいただく土地もございますので、その土地に関しましては現場に出向きまして、状況によっては写真を添付させていただいて、所有者、管理者のほうに通知のほうをさせていただいているところでございます。

この台帳に載っていなくて、実際その空き地であると。あるいは不適正管理の土地であるという土地に関しましてどのぐらいあるかということなんですが、大変申し訳ないんですが、こちらのその把握ができておりませんので、こちらでどのくらいあるかというのはお答えは申し上げられません。

続きまして、空き家の関係でございます。

空き家バンクの登録がゼロということで、こちらに対しての対応ということでございますが。

空き家バンクのその事業そのもの、そのシステムそのものが十分に周知できていないというお話

は、従前からさせていただいております。こちらについては、十分に周知できるようにお話をさせていただきたいと思います。

また、機会あるごとに、今年はコロナ禍ということで、いろいろな説明等もできなかったんですが、町といたしましては不適正管理の空き家になる前に、その適正に相続あるいは処分のほうをしていただけるように、説明、勉強会などを適時実施していきたいと考えておるところでございます。こちらを回数を増やすごとに、その空き家の適正管理の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

自転車対策事業の関係でお答え申し上げます。成果書100ページの関係でございます。

現在のコストというお話をいただいたところでございますが、成果書100ページに記載をさせていただいておりますとおり、町営駐輪場の維持管理ということで２年度決算額527万4,350円でございました。こちらのほうにつきましては、和戸の第１と和戸の第２並びに姫宮の西口の駐輪場のほうを、朝６時から９時までの３時間、これをお一人で。また９時からお昼の12時までの３時間をお一人でそれぞれ管理のほうをさせていただいているところでございます。

こちらのほうにつきましては、年末年始を除く毎日この時間帯で一人の方が常駐の上、管理をさせていただいているところでございまして、こちらのほうの有料駐輪場の管理委託料ということで、先ほど申し上げました496万6,945円ということで、維持管理のほうの金額がかかっております。

また、先ほど使用料収入ということで527万4,000円ぐらいあるということで、成果書の100ページに記載のほうをさせていただいているところでございますが、こちらのほうを比較しますと、83万円ぐらいの黒字となっているところでございます。

また、将来的なお話で、町営駐輪場はどうするのかということでございますが、現状は維持させていただきたいというふうに考えているところでございます。現段階での考えでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　第１点目の報奨金の関係でございますけれども、基本的に自治会長とか区長等については、これはボランティアだと思うんですよね。この報奨金制度が始まったのがいつ頃か。そして、私のところは60万、これ人というか、世帯によって変わるんですけれども。これは何のためにもらっているかといえば、広報紙の配布等、この事務、これ大変なあれですから、そのために、この配布事務のために、これを頂いているということで、これは個人には入らずに、自治会費の収入に充てていると、こういう形です。

確かに会長として、るるいろいろ町との折衝もあるだろうし、内部の調整もあるだろうし、でもそれは本来的な会長としての職務なんですよね。この今回のコロナ禍、令和２年度そうなんですが、広報紙等の配布事務で、総務管理費で４回分168万円、委託として役務費で計上していると。これが持ち出しになっちゃうというんですよね。

本来は、区長さん等が、自治会長等が配布するものを、コロナ禍で配布できなかったから仕方なしに委託にしたと。余計なお金かかっちゃっているんですよ。

だから、全部切るということは、これ必要ない

と思うんですよ。でも、少なくとも168万円という余計な費用と同等の数字は、自治会長さんにもお話をして、これ規則上できないということであるならば、要項ですね、これ、できないということであれば別ですけれども、今回特別だと思うんですよ。

そういう意味で、自治会長等もイベントが全部中止になっちゃっているから、総会も開かれない、何も開かないというそういう状況の中で、やっぱり何か本当にもらっちゃっていいのかなという、そんな感じになるので、この執行についてはちょっと理解がしにくいんですよ。何でこんな余計な金を使わなくちゃいけないんですか。当然その分は差っ引くべきなのではないかな。そのためには、区長さん等にもご理解を持っていただかないといけないと思うんですけれども、その点、再度お尋ねします。

それから、２番目の町営の駐輪場ですけれども、現状はこれやむを得ないと思うんですよ。ただ、姫宮の場合は、これは周りに駐輪場、私見かけないんですけれども、個人の民間の駐輪場見かけないんですけれども、和戸地区の場合は現実にあるんですよ。それで、いろんなお店ももう畳んじゃっているから、ああいうところは需要があれば個人の駐輪場を開くかもしれない。だから、ずっとこのまま町営駐輪場でやる必要があるのかという。コスト計算では利益を出しますと83万黒字でしたと、こういうお話ですけれども。これはシルバー人材に委託をしてやっていらっしゃるので、かなり低額で抑えて、この事業をされていると思うんですが。将来やっぱり、ちょっとね、在り方、今ここでは難しいと思いますけれども、考えておいてください。

それから、空き地については把握していないということですからいいんですけれども、空き家の関係は非常に遅れているんですよね。それで、これをご存じですか。空き家等の管理に関わって、町とそれから姫宮の北団地、南団地、それとシルバー人材と県の住宅供給公社、この５者で協定を結んでいるんですよ。

中身的には、私から言わせれば、機能しているかどうかは分かりませんけれども、情報の共有関係がやっぱりメインだと思います。それぞれ５者がお互いの空き家の状況を理解しつつ、できることはやるという形の協定を、令和になる前の平成31年３月にこれ結んでいるんですけれども。

空き家については外観では分からないんですよ。だから、町として、区長さん通して、申し訳ないけれども、空き家を報告してもらうと。自分の地区なら大体分かっているんですよ。確証がなければ、そこ尋ねればいい話で。空き家はつかみやすいんですよ。町が単独で動いても分かりません。あくまで区長さん通して、地区が一番よく知っていますから、それで把握してくださいよ、まず。その上で、指導、勧告、命令代行というのは、これは空き地、空き家の特措法で示されている。それに基づいて、県が条例をつくっているはずですよね。そういうものに基づいて、この空き家の一掃を、空き家バンクと同時にやっていただきたいなと思うんですけれどもお尋ねします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　まず、自治会長等報奨金の関係でございます。

広報の配布ということで、別途168万円かかっているということでお話のほうを今お受けいたしました。

ただ、自治会長等報奨金につきましては、その広報の配布だけではなくて、地区の調整とかいろいろなものが入った中で、この金額を算出させて

いただいているところでございますので、減額をするとか、そういうものについては、現状では考えていないところでございます。

また、その緊急事態宣言が発生したときに、このような体制を取るということで、決定させていただいて、広報のほうの配布方法を変更させていただいたのも、区長さんにご相談するということでなくて、ダイレクトに町のほうで変更のほうをさせていただいておりますので、その辺も含めて従前のとおりということで対応のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、空き家の関係でございます。

町と公社と協定を結んでいるのは確認のほうをしておりますし、内容のほうも確認させていただいているところでございます。

こちらの内容のほかに、今、空き家の情報を区長を通して把握してほしい。あるいは、その特措法に基づいて、国・県の動きを町のほうでも検討してほしいということでございます。

空き家の対策につきましては、いろいろな動きがございます。町といたしましても、今、現状で空き家の対策がいいということでは考えておりません。今の空き家の対策のほうでも、先ほど空き地の現場確認と同じように、空き家の台帳を整備しておりまして、町のほうにご連絡いただいている不適正管理の空き家につきましては、現場のほうに出向きまして、状況の確認をやはり年２回行っているところでございます。

こちらで、敷地の中に草が生えているとか、あるいは建物自体に損傷があるとか、そういう空き家に関しましては、適時、通知のほうをさせていただいているところでございます。そちらの現場確認をして、状況確認をしたときに。

また、空き地と同じように、近隣の方からそれ以外にお話をいただければ、状況によっては写真をつけて、通知のほうを改めてさせていただいているところでございます。

今後、空き家の対策、今お話しさせていただいたような動きだけではなくて、今後、空き家の対策につきましては、少しいろいろ勉強させていただきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　町民生活課の職員の方はよく町内回っているんですよ。それはよく理解しています。ただ、交通安全の辺りは非常にシビアに確認をされていると思うんですが。

この空き家というのは、いわゆる空き地と違って、繁茂している状態が全然違うんですよ。もっと安全上も悪いし、防災上も悪いし、何も悪いんですよ。みんな悪いんですよ。空き地の場合は雑草がぼうぼうとなっている。空き家は違うんですよ、荒れ方が。だから、空き家のほうもしっかりやってほしいと。この担当者が町民生活課にあまりいないんですよ。だから、その辺、強化するのであれば、人ぶつけないと、つけないとなかなかどうしようもないなと思います。一応、それはそれで終わらせます。

報奨金の関係は、これ副課長ね、お話しされたんですけれども。もっとも地区によっては確かに違うのかもしれないですよ。でも、この制度ができたときは、何でできたかといったら、もう町から来る仕事が多いと。特に広報紙の配布が多いと。月１回だから、そんな多くないかもしれないけれども。でも、そういうことから、これに対する手当というものが区長さん宛てに出されてきたと思うんです。だから、その業務が少なくとも４回なくなるわけですよ。メインの業務はこれなんですよ、広報紙の配布ですよ。あと調整とか何とかと

いうのは、本来業務ですよ。町が何も、お金与える必要はないんですよ。

ただ、広報は配布するためには、それぞれ組織によって違うんですけれども、配布ルートというのを全体に渡らせるためには、いろいろやっぱり作業もあるし、足で歩いている。そういうことも必要になってくるので。だから、本当、これ金額的には859万という1,000万に近い報奨金を、今、全76地区ですかね、にお渡しをされていると思うんですけれども、個々には４万とか３万とかいうところもありますよ。でも、大きいところは60万というのが最高ですよ。そういうものをやっぱり、このコロナ禍の中で、町のほうも財政の問題を含めて、大変苦労しているということは理解はあると思うんですよ。ただ、そういうものを持ちかけなかったということで、もうこれ過去の話ですから、令和２年度、過去の話だからもうどうしようもないんです。でも、いいんですけれども、本当を言えば、この執行はダブル執行になっていますから、広報紙ということに限定すればダブル執行ですよ。だから、おかしいと思うんですが。見解の相違ということで、ここは幕を引いちゃいますけれども。

本来は、区長さんたちはボランティアですよ。これ有料で区長をやっているわけじゃないですよ。そこのところを間違えないようにしていただきたいなということで終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

道路反射鏡について、前段者、今までの人がほとんど質問しておりますので、私はしつこいようですけれども、未来についてちょっと考え方を教えてもらいたいと思います。

というのは、多分、場所によってはもう５年も６年も全然設置されない。その理由は一部あると思います。区長が代わると、もう今まで申請しているのが忘れられて、次はしていない。ですから、それで終わり。もう設置してもらえない。

私が今日聞きたいのは、どう質問したらいいかな。確かに、今までで人が十何か所設置したという答弁をいただいたようですけれども。私が聞きたいのは、よく区長を通じて役場へ申請する。それはそこまでいいとしても、その後、また申請した後、役場の職員、またいろんな調査する人が調べて決定をしているというふうに聞いております。それはそれでしようがないのかなとは思うけれども。

私なんかもいろんな人に、あそこはどうなったろうと頼まれます、今でも。まして専門家が「あそこは設置しないと駄目だよな、小河原」と言われたことも何回かあります。専門家がですよ。その専門家も一緒になって調べてあるというんだからね、その役場と。それで駄目なの。数の論理で負けたのかもしれないけれども、それはそれでいいの。

場所によって、私、今日聞きたいのは、見通しがいいから多分駄目だというのがほとんど100％近いと思うわね。ところが、場所によって、じゃ、何メートルの見通しがあればいいのか、道路幅がどのぐらいあればミラーを設置しなくてもいいのか、それはあると思います、基本が。

ところが、宮代町の町は、狭くてくにゃくにゃ曲がるところが多い。最近は裏道を通る車が多いので、時間帯によっては交通量が多い。ただ、調査するときには昼間回っているから、ほとんど通らない。朝夕はすごい、朝夕。

そこで聞きたいのは、見通しがいいからミラーは要らない。科学じゃないけれども、例えば、一方が左折する、入ってくる車が右折する、そうな

ると見通しがよくても、道路幅が狭いから、あそこの角で止まっちゃう、車ごと。ですから、それは何メートルぐらい離れていれば問題はないのか、それを教えてもらいたい。ですから、今まで何年間たっても設置してくれない、多分そうだと。でも、専門家が設置しないとあそこは危ないよと、あの場所言われているわけ。それでも多分私は見通しがいいから。見通しというのは、今言ったように、道路幅だとか場所によっては、朝夕は何メートルだったら設置要らないのか。お互いに左折する右折する場所へ来て、みんな止まっちゃうわけ、車危ない、これができないんだから、道路幅があまり広くないから。

確かに、最近の軽自動車同士だったら、割合スムーズに通れる場合があるけれども、大きな車が来たら、まず無理、乗用車は１台でも２台でも入ってきたら。そういうことがあるから、ひとつ、科学的に何メートルあれば見られますと、ちょっと教えてもらいたい。人間の目は確かにこう見えるよね、ある程度ね。ですから、今は設置しないのは見通しがいいからと思ってつけないんだと思います。でも、専門家はあそこは危ないよと言われている場所があるわけ。ですが、見通しがいいの、ある程度、10メートルぐらいずつ、片方は10メートルぐらいで。ところが、両方がこう左折、右折しようとすると、もう止まっちゃうわけ。ですから、ミラーがあれば、自然にお互いに裏のほうで止まれるわけ。ですから、何メートルあれば、そういうミラーは必要ありませんという数字を教えてもらいたい。それだけ。それで理解ができれば、町の住民の人に、こういう理由でミラーは設置しなくても済むようですと説明できる、それもない。ただ見通しがいいからだって、それで終わり。

ですから、それを科学的に何メートルあれば、お互いに止まりますよと、そのメートル数を教えてもらいたい。それだけの話。それはそれで、これからも設置してもらいたいという運動はあるにしても、私からはそういう説明をしたいと思いますので、専門的に教えてもらいたい。皆さん、役場の職員も一緒になって回って歩いているんだから見ているわけ。説明できると思います。専門家が設置しないと危ないと、しつこいようだけど言っている場所が、どうも町の調査するときになると消えちゃう話だ。なぜと聞くと、見通しがいいからって。それじゃ通らないですよ。私はもう長い間、何回言ってもやってもらえないんだからね。だから、その専門的に教えてください。

以上、それだけ。

ほかの施策については、多くの人が質問しているから、今日はやめます。今日については、そのミラーだけ聞かせてもらいたい。専門的に理解できるように教えてもらいたい。それだけ。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

道路反射鏡のご質問に対してお答え申し上げます。

まず、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーでございますが、設置に当たっての町の設置基準というのがございます。そちらのほうをまず申し上げさせていただきます。

道路反射鏡は、原則として次の要件を満たす場合に設置することができるというような規定になっております。

１点目といたしまして、塀などの工作物により見通しが悪くなる安全確認が困難であること。２点目といたしまして、不特定の車両等に通行があること。３点目といたしまして、車両等の通行に

十分な道路幅員が確保されており、道路反射鏡の設置により通行に支障が生じないこと。４点目といたしまして、町道と県道、または町道の交差点であること。５点目といたしまして、町道の見通しの悪いカーブであること。こういったことで設置に当たっての基準を定めさせていただいているところでございます。

なお、設置につきましては、区長さんを通じて町のほうに申請のほうを上げていただいているところでございまして、ご承知のとおり専門部会による委員さんによって、現場のほうを全て確認させていただいた上で、場所によっての設置の可否を決定させていただいているところでございます。

なお、小河原委員のほうから何メートルという数字的なもののご質問をされたところでございますが、現在、道路反射鏡設置するに当たっての何メートルという、そういった基準は今のところない状況でございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうも、ああなかなかいい基準があるんですね。うちの基準、絶対これで、車同士が途中で入れないということはあり得ないということだよね。そういうとこがあるわけなんですよ。片や踏切があって、踏切があるために戦っちゃっている。その踏切も一方通行で、片方通行というのかな。遮断機が開くとみんな夢中で吹っ飛んでくる。そのまま吹っ飛んできて、カーブが曲がったところがもう狭くなってくる。今度は、片方の道路が右折しようとする、鉄道のほうは。もう大きな車が来て、鉄道のほうを渡って左折しようと車が、狭くて車が自由に通行できない。ふん詰まっちゃうわけ、両方で。前はよく田んぼの中へ落っこっちゃったから、どっちかが。田んぼだからよかったんやね。そういう場所は、すぐ近くに郵便があって物すごく危ないと、そういう問題があったから申請をした経緯があるわけ。そういう話をしている間に専門家が、あそこ危ないよなと。見通しがいいって言ったって、あんな見通しいいのと悪いのと同じだよ、あの場所はって。かえって見通しがいいので、お互いに入ってきちゃうんだって。だから、右折も左折もできない、そういう場所なんですよ。

町のこの基準、絶対それは安心で通れる場所かというの。だから、今、役場は、赤いポール、田んぼへ落っこちないように立ててあるよな、４本ぐらい。あれが皆、今度こする。そういうところがあるんですよ。それで、朝夕はすごく、特に朝は多いね。電車の通る時間、電車も多いので、踏切が開かない時間帯があるわけ。それだから、つながっちゃうわけ。それだから、踏切が上がると、うなってふっ飛んでくる、みんなほら、片方しか通れないから、両面通れない、踏切の上。片方が終わらないと片方が通れない、踏切だから。それで、出てきたらすぐカーブだから、もう先が見えやしない。早く行こうと思ってね。こっちから来る、片方から丁字路のほうから右折するほうの車、確かに20メートルぐらい見通しがあるのかな。そういうね、専門家がそういうところなんで、見えるわけないじゃないか、あれはって、私、怒られたことある。私に怒ったってしようがないよと。私は権限がないから、ただ言うだけ言うよといって、もう六、七年前から言っているわけ。それだって、皆、町は全然やる気がない。こんな基準で設けている、済ましちゃっているんでしょう。それで、町の安心・安全をって言える立場ありますかね。

まして、最近は交通量が多くなって、何かすると、裏道を通る。早く春日部のほうへ行きたいとか、早く東武動物公園のほうへ行きたいとか、い

ろいろ考えているんだよね。そういう場所なの。

今みたいな基準で、私は納得できない。だから、何メートルぐらいになれば安心なんですよと教えてください。道路と見通しのいいのは何メートルだってはっきり教えてもらいたい。私から説明するから、住民の希望者には。自信の持てる数字を教えてくださいと言うの、私も納得する内容でね。

ただ、こんな基準でももういいんですなんてやられたんじゃかなわないよ、宮代町が交通安全を、こんなことで。また、愚痴言って文句言ってしまたけどね、本当に危ないんだよ。本当に説明してくださいよ、それだけ。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田と申します。

先ほど申し上げましたとおり、道路反射鏡については、現状の設置基準ということで、その基準について５点ほど申し上げたところでございます。

○委員（小河原　正君）　ちょっと委員長、それ聞いた。それで納得できないということ。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　これからご説明いたします。

５点ほど申し上げたところでございますが、その５点に基づいて、設置の可否を決定させていただいているところでございます。

先ほど、私の答弁の中でメートル数については基準がないためお答えできないということを申し上げたところでございます。小河原委員のほうから、明確に納得のいくような答えをということで再度ご質問いただいたところでございますが、現在のルールはこの基準に基づいたルールにのっとって設置の可否をしているところでございますので、このルールに反して、特例といいますか、特段認められるというような設置の方法は現在取っていないというところでございます。

新たにその設置に当たって、いろいろもうちょっと軟らかくしたほうがいいんじゃないかというようなことであれば、まず、この設置の基準の中身を見直しをする必要があると思います。その見直しをした上で、専門部会の委員さんのほうに説明をした上で、それを理解していただいた上で現場を見ていただきながら、申請に対する設置の可否を決めていただくようになると思っているところでございます。

ですので、恐れながら申し上げますが、現状ではこの設置基準に対する設置の可否ということで、これ以上のものはないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　先ほど質問をしたように、もう６年も７年も前から言っているの。田んぼへ落っこった。先ほど言ったように、左折、右折、一緒になってしまって通れないで、無理して通ると落っこっちゃうわけ。そいうことを言っていて、今言ったような説明されたって納得できないと言ってるわけ。つまんない基準なんか作ってと、町の人言ってるよ。

だから、私はその基準を変えろなんて言える立場じゃないよね。私たちは、そういう安全をどうして守ってくれるんだと、話を聞いてあなたたちが考えるわけよ。もっと軟らかい基準とは言わない。安心して通れる基準を考えますと。専門家に言ったって、今まで専門家の人は、専門家の一人が、あそこは危ないよ、何とかしてくださいよと言っているわけ。そういう人にまた、あんたたちが基準を軟らかくしたって怒り出すと思うよ。多分、専門家のその人は、動いちゃってるかもしれない、人事異動で。そういう状況なんですよ。

全然、そういうことをあまり知らない人には言ったって、見通しがいいからいいよで終わると思うよ。もう６年も７年も同じようなんだから。

そのことを考えてくださいよ。それ以上言うと、またあんたたちへの愚痴になるから言いませんけれども。今度の予算のときにはまた質問をするかもしれません。そのときにはちゃんと基準を軟らかくしましたと。今度あそこは通れますよと、そういう回答をいただけると思いますので。私から、しろとか、ああしろと言いません。ただ、安心して通れるようにしてくださいと、それだけ。

課長が手を挙げているけれども、答弁するかしないか、俺は何とも言わない。ただ、自信を持ってやりますと言うか、やりませんと言うか分からないけれども、私は何しろもう６年も前から言っていて駄目なんだからって。多分また駄目だと思っているけれどもね。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁ありますか。

答弁願います。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉永吉正君）　町民生活課長の吉永でございます。

お答えさせていただきます。

カーブミラーの件ですけれども、やはり交通安全、交通事故のことですので、何メートル見通せれば必ず安全かということはちょっと言えないものだと思っております。

そのため、専門部会で現場を見て、設置の可否を決めさせていただいております。ですので、そういうご事情といいますか、状況があるのだと思います。よく申請していただいている内容につきましては、できれば申請者にお話も聞いたり、現場をつぶさに確認させていただいて対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　その専門部会の人と何か相談してどうのと言うけれども、結果を見て、私は理解をします。結果が出なければ理解しません。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４３分

再開　午後　４時００分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３３号の審査（税務課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。よろしくお願いいたします。

出席職員の自己紹介にて失礼いたします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（田原浩介君）　税務課主幹、田原です。よろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（折原　淳君）　税務課徴収担当主査、折原です。よろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（鈴木健司君）　税務課資産税担

当主査、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に、本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

税務課としては町民税とか固定資産税とか、徴収対策とかいろいろ扱っていると思います。

これ、委託料と使用料及び賃貸料でございます。電算委託料と地方税電子申告支援サービス利用料とかいろいろ書いてありますけれども、これ大事なところなので、これはどこに委託しているのか。

それと、税務のことですから、この町だけで置いておくわけにいかないと思うんですよ。そのデータをどこかに保管していると思うんですよ。その辺のところがどこにデータを保管しているのか。その辺のところを詳しくお願いしたいなと思っております。

それと同時に、このセキュリティーはどういうふうに、住民の情報が全部入っているわけですから、その辺のところ、どのようにやっているのか。委託しているとしたら、これはどこに委託しているのか、民間企業なのか、どこなのか。それで、民間企業だとしたら、それはどこどこの、これは民間企業というのは、どこかの大きな会社の下請になっていると思うんですよ。どこの下請になっているのか、もし分かっている範囲で、そういう安全対策がどういうふうになっているのか。大きく分けて２つ、よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、答弁願います。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

電算委託料及び地方税電子申告支援サービス委託料の委託先の件でございますが、こちらにつきましては、株式会社ＴＫＣのほうに委託となっております。こちらのほうは、住システムの全てのものが税務課範疇のものが全てＴＫＣという形になっております。

データの保管先ということでございますが、こちらのほうは株式会社ＴＫＣのデータセンターのほうで保管されているという形になります。

セキュリティーの関係でございますが、下請とかそういう形ではなくて、ＴＫＣのほうが直接運営しているという形になりまして、安全面でもこちらのほう、データのほうのウイルス等ないよう、ＴＫＣのほうが徹底的に管理しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ＴＫＣですか、株式会社、これはどこにある、本社は何人ぐらいでやっている会社なのか、ちょっと詳しいことを教えていただければありがたいなと思っております。

これは安全上の問題が一番危惧されているんですよ。やっぱり住民の税務の関係の委託しているわけですから。これは保守も含めて、ここに委託しているということでよろしいんですか。保守は専門会社、このデータを作っている大本のところから来てやっているんでしょうが、そこは民間ですよね、たしか。その辺のところも含めて、どういうふうにやっているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（丸藤栄一君）　税務課主幹。

○税務課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

今の質問に対してお答えいたします。

税システムの管理なんですけれども、今、株式会社ＴＫＣ、民間の企業です。データの管理等も含めて、全て株式会社ＴＫＣのほうで行っておりますので、下請等はございません。

ただ、ごめんなさい、詳しい、こちらのシステム、埼玉県町村会を中心とした共同のクラウドシステムを活用していまして、大本の契約それからセキュリティー等のケアの細かい部分につきましては、企画財政課の情報担当のほうで一括で契約をしております。なので、ごめんなさい、税務課担当としては、そこの詳しいところまでは、ごめんなさい、ご説明する資料がございません。

ただし、町村会、宮代町、19町村で一括で行っております。専用回線を使ってデータのやり取り等を行っておりますので、今考え得る完全なセキュアな状態でデータのほうを行っておりますし。栃木県のほうに会社のほうございまして、データセンターのほうも栃木県のほうにございます。ちょっと場所のほうはあまり細かい話はできませんので、ここまでとしますが。

その19町村の情報担当のほうは、そのデータセンターのほうも視察を行って、定期的に視察も行っているはずです。そちらで必ず安全のほうを確認しています。中に入っている職員、株式会社ＴＫＣのデータセンターのほうの社員のほうも、全てＴＫＣの社員が行っておりますので、外部の者が入ってくるということも特にございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　安全だということなんですけれども、このシステムを作った大本というのは大きな会社なんですよ、全て東芝だとか、そういうところが最終的には全部保守点検をやっているはずなんですよ。そうしないと、製造したところがやらないと、そのシステムを利用しようと思ってもできないんですよ。

だから、セキュリティーが安全に保たれているといっても、必ずこれはいろいろな問題で、これ、マイナンバーと同じで、セキュリティーというのは漏れるんですよ、幾ら強くしていても人間が作ったやつですから。だから、私はちょっと心配だなと思っているんですよ、そういう点では。

全部、個人データが流れた場合、どうするのかなという感じがしないでもないんですよね。ですから、そういうところがもう少し詳しく自分たちも知ってほしいなと思っているんですよ、税務担当ででも。やっぱり情報は少しでも漏らさない。そういう考え方で税務の仕事をやっていただきたいなと思っております。

以上です。質問はありません、もうこれ以上は。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

２点だけお願いします。

決算書は11ページからで、主要な施策は89ページからということになっていますけれども。

これ、毎年そうだと思うんですけれども、決算書のいわゆる主要な施策説明書ですね、これに不納欠損の関係が出てこないんですよ。決算書のほうでは、不納欠損が今回も出ているわけですけれども、町民税について。

ということで、簡単でいいですけれども、個人町民税207万円と法人町民税15万円の不納欠損の理由と件数をお願いします。

それから、同じところで、このコロナ禍でありましたので、大変収納努力に苦労されたと思うんですけれども、滞繰分が収納率が低下をしていると、これ監査も指摘しているんですけれども、ちょっとやむを得ないかなという感じはしますけれども。収納率が低下した理由をお願いします。

それから、もう一つは、直接この資料からは出てこないんですけれども、ふるさと納税による、宮代町民から他県のところへふるさと納税をやっている人も必ずいるはずで、それの税額控除分ですね、町民税の、どれぐらいになったのか。これ、本来は町の財源となるものなんですが、ふるさと納税で出ていった分がどれぐらい税額控除になっているか、それ教えてください。町民税の関係はそれだけです。

それから、町たばこ税なんですけれども、決算書13ページ、大体同じようなページになりますけれども、主要な施策説明書のほうで出ています売渡本数が243万本、全体の本数の率にして８％減したにもかかわらず、予算現額に対して296万1,000円増の１億6,531万8,000円の収入になっていると。しかも、他の町税とは異なって、当然のことながら収納率100％、これ町にすれば貴重な安定財源であると思いますが。賦課される税務課としてどのように受け止めていますか、お願いします。

以上。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

徴収担当主査。

○徴収担当主査（折原　淳君）　税務課徴収担当主査、折原でございます。

不納欠損の件数と理由、あと滞繰分の率が低下した理由というところについてお答えいたします。

まず、不納欠損でございます。個人町民税、こちらに関しては、不納欠損のほうを207万6,033円、令和２年度しております。その内訳でございますが、財産がなしというところの方が31件で169万362円、生活困窮というところで４件11万172円、所在不明ということで６件26万9,469円。本人死亡で相続人なしといったところのくくりで１件6,030円という内訳でございます。

続いて、法人町民税15万円でございます。こちら１件で15万円でございまして、内訳とすると財産なしというところでございます。

続きまして、滞納繰越分の徴収率が下がったという主な理由でございます。

実際、我々、差押えを含めて滞納者にいろいろ文書等を照会いたりとかしています。毎月50件程度、今、金融機関や生命保険会社等に預金調査等を行っておるんですけれども、実際、令和元年度と比較しますと、幾ら減ったという感覚はないんですけれども、そういうところは確認はしていないんですけれども、調べていく中で実際滞納者の調査で、預金のほうの残高がなかったりというようなことは肌で感じております。

差押え件数でございますけれども、実際、令和元年度が161件あったものに対して、令和２年度に関しては81件ということで、ほぼ半分になっております。実際、我々、担当としても、そういった預金調査で出てくれば、差押え等のほうをすぐ行って、換価充当していくところでありますけれども、令和２年度におきましては、そういった財産調査を行った結果、差押えをするほどの預金が確認できなかったというところから、滞納繰越分の徴収率が下がったのかなという感じはします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

税務課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

大きな２点目のふるさと納税絡みについてお答え申し上げます。

統計資料を基にというお答えになりますけれども、令和２年度の町民税の課税におきまして、その中で寄附金税額控除というのがございます。ただし、これ全てがふるさと納税という部分ではなくて、ふるさと納税を含んだ寄附金への税額控除

ということで。

ただ、その中でもふるさと納税部分が大きく占めるというところでございますけれども、額といたしましては3,137万4,000円。寄附をした人の数が951人という数字でございます。ですので、そういった部分が住民税の所得割から控除を受けた形となっています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

町たばこ税の状況でございますが、決算額といたしましては１億6,531万8,164円ということで、前年と比べまして771万9,645円、4.5％の減となったところでございます。

売渡し本数につきましては、成果書のほうに記載がございますが、2,813万1,774本というところで、前年と比べまして243万3,324本の８％の減少という形になってございます。

健康志向の高まり等によりまして、売渡し本数については毎年減少の傾向にございます。ここ５年間では毎年平均160万本ほど減少傾向となったところでございます。

税率等につきましては、租税全体の中で、国の税制の中で決められておりますので、町といたしましては引き続き適正な課税事務に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　税務課が努力されているというのはよく分かるので、今ご説明を受けた内容で理解をします。こんなものかなと思います。

滞繰分についても、収納率の低下はコロナという状況もあるし、基本的にみんな町民、貧しくなっているのかなという感じで受け止めております。

ふるさと納税の関係は、これ寄附金税額控除の数字を話されましたけれども、これ、ふるさと含めるけれども、ほかにいろんな寄附金の税額控除できるものが確かにあるので。その内訳、急に言われても分からないよということだと思います。取れるはずなんですけれどもね。

ただ、仮に全部ふるさとだとしたら3,137万4,000円という、今ご説明あって951人と、そんなものだろうなと。これは全部が全部、ふるさととは言わないけれども、昨年4,500万の収入が、令和２年度あって、3,137万、町から財源をかすめ取られているということは、ちょっと気になる数字ではあります。半分としても、結構、税額控除を受けて税収が減ったと、こういうことになっちゃいますので、非常に問題ではあるかなと思います。

ご説明、十分分かりましたので改めて質問はないのですが、ただ、２番目のたばこ税のほうで、年々これ税収が減っているんですよね。ただ、予算現額に対してはかなり見込み違いで、収入増になっているわけですよ。

今年10月、また税率が上がりますから、したがって、同じような傾向でまた落ちるということになりますけれども、さてどうなるか。

いずれにしても、貴重な安定財源であるということには変わりはないわけで、その点はやっぱり税務課としても大事に扱っていただきたいかなというふうに思います。

以上で、質問はありません。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２４分

再開　午後　４時４０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号の審査（住民課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。よろしくお願いします。

○年金担当主査（加藤智浩君）　国民年金担当主査の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当主査の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。ただし、特別会計は入りませんので注意ください。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

この説明書の83ページです。

マイナンバーカード交付件数、平成２年度では33.5％、元年度で20.5％、３年度では15.3％となっております。これは国では、このマイナンバーカードを100％にしたいということで、その中に、これは一般質問でも言ったんですけれども、運転免許証だとかいろんなことを情報として入れることを考えているようです。ですから、住民の全ての情報がこの中に入る。

そして、こういうことになると、事務の効率化ということで、逆に言えば、役場の窓口がなくなる。そういうことも考えられます。

その辺のところで、これを100％にした場合、役場の業務、発行件数はなくなりますよね。みんなコンピューターでやればいいんだから、住民票を取りたいと言っても、それ入れてくださいということで終わってしまう。

私、そういうこと等含めて、あと使えない方はこれは窓口から入らんと除外される。そういうことも危惧されるなと感じはするんですけれども、この住民課としてはどのように将来的にこのマイナンバーカード100％になった場合、どのように考えているのか。人が要らないのか、その辺のところも含めて、ちょっと考え方があったら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。

ただいまの山下委員のご質問でございますが、マイナンバーカード、こちらの成果書のほうにお示ししたとおり、徐々に効率が上がってきておりまして、今年度８月31日現在では宮代町は

41.12％まで伸びております。

国のほうではご承知のとおり来年度末に100％を目指しているということでございますが、なかなか進まないところが現状でございまして、おっしゃるとおり、全ての方が持つというのはなかなか、目標ではございますがかなり厳しい面はございます。

それから、100％持った方に対しまして、さらにそこに先ほど申されましたように、運転免許証の機能を入れる。それから、先日の報道によりますと、外国人の方につきましては在留カードの情報を入れるというふうに報道で伺っております。

そういった場合におきましても、役場のほうの事務がなくなるというわけではございません。免許証の事務は当然警察がやることでございますし、外国人の登録の在留カードの件につきましては、出入国在留管理庁が行うものとなりますので、それぞれ事務がなくなるというわけではございませんし、また、住民票の発行でも当然窓口でもできますし、転入してきた人の手続につきましては、転出につきましては現在でもマイナンバーカードをお持ちであれば、郵送等で連絡していただければできますが、転入につきましてはあくまで現状のところは、必ず役場のほうにお届けをいただくという制度になっておりますので、100％役場の事務がなくなるということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　確かに100％はなくなりません。それは言えると思います。ただ、事務の効率化といったら、これは今の職員200人近くいますけれども要らなくなる。そう思います。そうじゃなかったら、こういう合理化というのはあり得ないことですから。下手すると町長以下数名で済んでしまうかもしません、下手をするとですよ。全員、首というわけじゃないですけれども、ほかの業種に移ってもらうような感じになってしまいます。

まず、これがこのマイナンバーカード、国が一元化して国が管理するのが役目じゃないかなと私は思っておるんですよ。一自治体でどうとかこうとかってことはできませんけれども、やはりそういうカードを私はちょっと賛成はできないなという感じはするんですよ。職員も含めて少なくするような合理的にするということではそういうことですから。だんだん町の財政、全て国が管理するということになると、自治体がなくなって消滅してしまう。私は将来的にはそういうふうに感じがしますよ、このまま突き進んでいったら。

町でどうとかこうとかということは、これは言えませんけれども、国のことですから。ただし、そういうことも覚悟して、町の行政も進んでいかなくちゃいけないなという感じがします。

全て、カードを差し込んでいれば、買物じゃないんですけれども、カードを差し込めば出てくる。使えない人は勝手に、コロナ患者と同じですよ、入院できない人はもう死んでしまうのと同じですよ。今現在でも家で死んでいる人が何人もいますからね。それと同じですよ。そういう冷たい社会を私はつくりたくありません。それを望みたくないんですよ。

そういうことで、町の行政も、これは止まりませんけれども、私の思いを言いながら、このことについてはそういうことを私は危惧しているということだけは考えてくださいということで質問を終わりたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上

で住民課の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月10日金曜日、午前10時から委員会を開き、引き続き、福祉課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時４８分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１２名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		金子正志君	
西村茂久君		小河原正君	
泉伸一郎君		角野由紀子君	
塚村香織君		合川泰治君	
土渕保美君		川野武志君	
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君	福祉課長	宮野輝彦君
福祉課副課長	小島晃君	社会福祉担当主査	長瀬昇之君
障がい者福祉担当主査	荒川俊二郎君	子育て支援課長	横内宏巳君
子育て支援課副課長	田中啓之君	子育て支援課主幹	石井栄君
子育て支援課主幹	吉田直子君	保育担当主査	松岡祥哲君
こども笑顔担当主査	清水邦江君	健康介護課長	井上正己君
健康介護課副課長	稲宮辰男君	健康増進室長	竹花治君
健康介護課主幹	野口延寿君	介護保険担当主査	小林和政君
産業観光課長	菅原隆行君	産業観光課副課長	飯山武君
産業観光課副課長	榎本恭一君	農業振興担当主査	鈴木功君
農地調整担当主査	鷲谷栄一君	商工観光担当主査	山内一生君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野口幹雄	主任	岡村恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月８日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３３号の審査（福祉課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席している職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長（小島　晃君）　おはようございます。福祉課副課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。社会福祉担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当主査（荒川俊二郎君）　おはようございます。福祉課障がい者福祉担当主査の荒川と申します。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。３問質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、社会福祉事業、福祉避難所用備品等の配備ということで、決算書が90ページで、説明書が114ページになります。

114ページの避難所用備品等の配備ということで330万8,813円なんですけれども、こちらの決算書で、福祉避難所備品購入費ということで132万231円となっております。その差額について教えていただきたいと思います。

それと、あとガス発電機が11配備されているんですが、このガス発電機について教えていただきたいと思います。

続きまして、２問目が決算書90ページ、説明書115ページと116ページ、重度心身障害者医療費支給事業と重度心身障害者手当支給事業についてなんですが、表のところなんですけれども、平成30年度が718名で、令和元年度は688名ということで、大体30名減っています。令和元年度から令和２年度に関しては653名ということで35名減っているんですけれども、この減っている理由を教えていただきたいと思います。

それと、116ページのほうで、平成30年度から令和元年度は118名増えているんですが、令和元年度から令和２年度に関しては149名というふうに減っているんですね。この辺の変動が多いと思うんですが、このことについて説明いただきたいと思います。

３問目です。決算書94ページ、説明書120ページになります。

障害者地域生活支援事業の中で、紙おむつ購入費支給事業とあるんですが、表組で４つ目のところですね。

平成30年度から令和元年度は１人増えておりま

して、支給額も16万3,118円増えております。令和元年度から令和２年度にかけては７名増えているわけなんですけれども、逆に51万6,281円減っているんですけれども、これについて説明をよろしくお願いいたします。

以上、３点になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

３点の質問のうち、まず１点目からお答え申し上げます。

１点目、決算書が90ページ、成果書のほうが114ページになります。

こちらのほうの福祉避難所用備品の配備ということで、330万8,813円ということで計上させていただいております。

こちらのほうなんですが、ここの下の表に書かれている内容のほうを配備したものでございます。

内訳の中で、備品購入費と、あと需用費の消耗品のものがございまして、両方足したものが330万円ほどになっております。備品購入費につきましては、全部で132万231円になります。そのほかで、需用費のほうで208万5,313円になる内訳になっております。

それと、ガス発電機の内容でございます。

こちらのほうは、発電機の電源となる大本のものが通常のガスボンベ、市販されている家庭用のガスボンベを利用して発電をする発電機になっております。

１点目につきましては以上でございます。

２点目になります。

２点目のほうが、決算書のほうが90ページ、成果書のほうが115ページになります。

こちらのほう、人数の増減ということでございますが、支給件数のほうが減っている状況になっております。

こちらのほうにつきましては、死亡、転出による登録者の減が主な要因となっております。

続きまして、重度心身障害者手当支給事業のほうになります。

決算書のほうが90ページ、成果書のほうが115ページ、116ページになります。

こちらのほうは年度によって増減がございます。増えているときは、手帳の取得者がその年は多かったという状況になっております。基本的な増減の理由というところなんですが、対象者の死亡、転出が主なものになります。

また、手当のほうにつきましては、在宅の手当ということになりますので、在宅での生活が困難になりまして、高齢者施設とか、あとは障がい者の支援施設などに入所した方なども、減になる要因となっております。

２点目につきましては以上でございます。

続きまして、障害者地域生活支援事業になります。

決算書のほうにつきましては、92ページからになりますが、紙おむつの支給事業につきましては94ページになります。成果書につきましては120ページになります。

紙おむつの減の理由でございます。

こちらのほう、紙おむつにつきましては、令和元年度につきましては162万7,418円、それに対しまして令和２年度は111万1,137円となりまして、516万281円の減額になっているところです。

こちらにつきましては、脳性麻痺等の生まれつきの障がいのある方につきまして、日常的におむつのほうが必要になるということがございまして、こちらの対象になる人が日常生活用具、成果書で言いますと119ページのほうになるんですけれど

も、119ページの一番下の段の表にあります日常生活用具の種類及び給付人数というところで、紙おむつ等というのがございます。こちらのほうを制度として追加いたしまして、こちらのほうに移行した方がおりましたので、人数が減った状況になっております。

対象人数のほうは増えたんですけれども、移行した方がいたので、給付の額、月数が減った状況で、件数は減っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

差額についてよく分かりました。

あと、備品についてなんですけれども、このガス発電機というのが、ガスボンベはどのぐらいの大きさなのか分からないんですけれども、これによって大体どのぐらいの時間発電されるのか、お聞きいたします。

そして、また、これがもし、ないとは思うんですけれども、どうしても緊急の場合、障がい者が使わなくてはいけないということが起きた場合に、操作しても大丈夫かどうかというのをお聞きいたします。

それから、２問目、重度心身障害者医療費支給事業と、あと、手当支給事業ですね。分かりました。

そうしますと、変動が大きいのは、認定の基準で認定される方が変わったりとか、そういうことはないということでよろしいわけですね。

あと、また、この成果のところに書いてありますが、65歳未満の重度心身障がいのある方152人に対して、インフルエンザ予防接種の費用を助成しましたとありまして、これは本当に大変ありがたいことだなと思いました。

あと、３番目の紙おむつに関しても分かりました。

紙おむつとか、こういったもので本当に介護される方って大変な思いをされていますので、少しでもそういう方の負担が軽減されたらいいと思いまして、質問させていただきました。

１番目の備品の関係のガス発電機についてだけ、もう一度よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査、長瀬です。

ガス発電機について、ご説明のほうさせていただきます。

具体的にメーカーさんを言ってしまうと、ホンダさんのカセットコンロ用のガスボンベを使った発電機になります。

皆さんも、卓上でお鍋とかやるときに使うカセットコンロあると思うんですけれども、あれに使っている、ホームセンターなんかですぐ手に入るコンロのガスですね。小っちゃいやつですね。あれを２本入れます。２本入れて発電するのに使えるのが、大体１時間ぐらいだということです。

ですので、本当に緊急であるとか、照明であるとかいうような形で、ワット数もそんなに大きなものではないので、それで冷蔵庫が動くとかいうようなことはない形です。パソコンぐらいだったら動くと思うんですけれども、携帯電話の充電であるとか、照明であるとか、本当に緊急用の形になります。

基本的には、防災というよりも、何かアウトドアで使うようなグッズになっておりますので、その代わりカセットボンベという形になりますので、通常のガソリンのものに比べて手に入りやすい部分と、あと保存が利くというというようなところ

がありますので、備えておけばいつでも使えるという形になります。

あと１点、難点と言えば、やっぱりエンジンで使うものなので、エンジンオイルを使いますので、それについてはやはり通常の発電機と同じように交換が必要になってきますが、使い方としては非常に、スイッチをひねるだけで使えるような形になりますので、ボタンを押すだけで電気が発電できるという形になっています。

小型で、小さなトランクぐらいの大きさになっていますので、女性でも傾けてガラガラと引いていくような形ができるようなものになっています。

使うときには排気ガスが出ますので、屋外に置いて使う形になりますので、ちょっと室内では使えない。コードを中に入れて、おうちの中で使う場合には使用するというようなものになっております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。ちょっと少し何点か質問させていただきます。

最初に、88ページになります。社会福祉事業でございます。

社会福祉事業のほうの下からのほう、民生委員・児童委員の推薦会委員が６人になっている。お金の費用弁償、去年が６人で６万8,000円でしたんですけれども、今年は６人で５万4,000円ということで報酬のほうなっているんですけれども、その理由を教えていただきたいなと思っております。

それと、同ページの社会福祉総務人件費ですが、会計年度任用職員の人件費は、これは何人分なのかなと思いまして。それと、職員の給料は、これも何人分かなと思いまして、質問させていただきます。

それから、87ページの18節負担金、補助及び交付金ですが、不用額が992万円で民生委員・児童委員の定数不足と説明をされているんですけれども、現在はこの定数不足は解消されているんでしょうか、お願いします。

また、障害者総合支援事業の介護給付、訓練等給付費、自立支援医療費及び医療用介護医療費において、支出が見込みを下回ったことによると説明をされていますけれども、それらの支援が下回ったということなんですけれども、今までの給付を受け取った人たちの影響はどうなっているのか、その辺のところも調査しているのかどうか、影響しているのかどうか、お願いします。

あと、19節の扶助費でございますが、これらの対象者の働きかけがどのように進められていたのか、ちょっと対象者への働きかけ、どうなっているのか。

それから、成果書の114ページです。

成果の部分で、福祉交流館すてっぷ宮代を整備したと書かれていますけれども、説明の中で町民の集まる場所を有料にするとおっしゃったような感じがしたんですよ。どこを有料にするのか。町民が集まる場所、正面の入り口のところで有料にするのかどうか、ちょっとその辺のところ、お聞きしたいと思います。

あと、90ページです。説明書で115ページになりますけれども、重度心身障害者医療費の支給ですが、登録者数、支給件数とも年々減少していますが、これは最大の原因はどういうものなのか。調査などしましたか。説明書の116ページも併せてお願いしたいと思います。

あと、説明書の117ページなんですけれども、福祉交流センター陽だまりサロンですが、年々利用者が減少しています。なぜ下がってしまったか。

また、福祉課としてどんなアドバイスをしているのか。その辺のところも聞かせていただければありがたいです。

あと、説明書の120ページです。

地域活動支援センターの事業ですが、利用件数が221人減っているのに支給総額が増えている理由、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思っております。

それから、最後に１つなんですけれども、これ、ちょっと私、一般質問でしたんですけれども、電気代の補助ということで。社会福祉事務所と連携して、今、食品の援助をしているということで、一般質問の中で社会福祉事務所ということで、これはこちらの管轄でよろしいんでしょうかね、社会福祉事務所は。

〔「社協」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　社協になっちゃうのかな、社会福祉協議会。

失礼しました。じゃ、今までのやつをお願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

まず１点目、民生委員・児童委員推薦会の報酬につきまして、減の理由でございます。

令和元年度、開催回数が４回ございまして、委員さんの出席人数が延べで20人になっております。令和２年度につきましては、開催回数が３回になりまして、延べ出席者数が16名になっております。

したがいまして、回数が１回減っているということと、出席委員さんの人数が減になっていることから、前年よりも下回ったということになっております。

すみません、続きまして、任用職員と職員の給与の関係についてですが、こちらのほう、担当が総務課のほうになります。

続きまして、民生委員・児童委員の数でございますが、こちらのほう、定数が55に対しまして、現在47名になっております。

○委員（山下秋夫君）　45名のうち42名。

○福祉課副課長（小島　晃君）　47名です。

○委員（山下秋夫君）　55名のうち47名ということ。

○福祉課副課長（小島　晃君）　47名が今いる、委嘱しているところでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金につきまして、不用額でございます。

こちらのほうにつきましては、主に障害者総合支援事業の介護給付費、訓練等給付費が262万4,485円、自立支援医療費359万554円、療養介護医療費108万9,399円になります。それと、宮代町生活サポート事業補助金で131万2,845円が不用額になっております。

こちらのほうの減になっての影響というところでございますが、介護給付費・訓練等給付費につきましては、利用者の状況によって支出するものでございまして、現状として、額が減った状況の中で影響というところはございません。

自立支援医療費につきましては、こちらのほうにつきましては更生医療として人工透析などの治療が必要な方の支援という形になりまして、生活保護の受給者の方などの死亡によって、こちらのほうも利用者が減った状況でありますので、特段の不利益があるような状況ではございません。

それと、療養介護医療費につきましては、予備分が１名設けておったところなんですが、追加で新たな対象者が出てこなかったために不用額となっておりますので、こちらのほうも影響がございません。

それと、生活サポート事業補助金のほうの不用

額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴って外出を控えた方が多くいましたので、結果、利用見込みよりも大幅に減となった状況での不用額になっております。

続きまして、成果書の114ページのほうになります。

すてっぷ宮代の有料施設の場所というところなんですが、すてっぷ宮代のほうの有料施設につきましては、主に会議室が有料施設になっております。１時間当たり300円という形になるんですが、ボランティア登録をしている団体さんにつきましては、こちらのほうは無料で利用できるという状況になっております。

ですので、すてっぷ宮代に入って、正面の広く広がっているホールにつきましては、そこはもともと自由に使っていい場所になっております。

続きまして、決算書89ページ、90ページ、成果書115ページのほうになります。

こちらの重度心身障害者医療費支給事業につきまして、減になっている理由ですね。こちらのほう、支給件数につきましては、死亡、転出による登録者の減が主な要因となっております。

支給件数、支給総額については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、医療機関への受診控えがございまして、大幅な減額になったところであります。

特に令和２年度４月、５月、６月を中心に、上半期は大幅に減っているような状況でございまして、下半期に比べても少ない状況になっているという状況になっております。

続きまして、決算書91、92ページ、成果書のほうが117ページになります。

こちらのほうの利用者が減になっているという状況でございます。

こちらのほうも、昨年度から新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、利用者のほうが大幅に減っているような状況でございます。その前まではほぼ利用者のほうは大幅な減少とかはなく、事業とかもできていた状況ですので、変わりないかなというところではございますが、ちょっとここ２年ほど、新型コロナウイルス感染拡大に伴っての利用減が顕著になっている状況でございます。

続きまして、決算書91、92、実際の場所が93、94ページのほうにかかってきます。成果書のほうが119ページの障害者地域生活支援事業の中の、ページまたぎまして120ページのほうになります。上から２段目の表の地域活動支援センター事業のほうになります。

こちらのほうは、利用者の減になっているところでございます。こちらのほうが減になっている理由といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、利用者が利用控えがあったというところがございまして、減になっている状況でございます。

地域活動支援センター事業の支給総額が増えているというところなんですが、こちらのほうが主に人件費になりますので、設置については行うところでございますので、利用者数が減になっても人件費はかかってきますので、その分が増になっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

最後の社会福祉協議会の管轄というところなんですけれども、社会福祉協議会は福祉課のほうで管轄している状況でございまして、連携して事業を行っているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　一番最後のことから始めたいと思います。

社会福祉協議会は、こちらと福祉課のほうで協議して連携してやっているということなんですけれども、今回電気代をと言ったんですけれども、まずはいろんな支援の方法あるということなんですけれども、食材の生活困窮世帯に支援をしているということなんですけれども、これ、何食ぐらいやってどのくらい、１週間に１回ということなんですけれども、今後もずっと続けていくのか。それと、要望はどういうふうになっているのか、利用者層の。その辺のところをお聞きしたいなと思っております。

それと、この社会福祉事業で１番の報酬なんですけれども、６人で６万8,000円、これ、延べ参加人数が20人、16人ということでやっているんですけれども、これ、１回幾らぐらいなんですか、業務をやられていたんであれば。

それと、同ページの社会福祉総務、会計年度任用職員、55人のうち47人しかなっていないというんですか。この募集のほうはまだ。これは民生委員はどのくらいの人が、55人民生委員いるんですか、予定としては。その辺のところも、ちょっと47人なのか、今現在が47人ということで聞いているんですけれども、これ、利用している人なんでしょうか。民生委員なんでしょうか。ちょっと分からなかったんで、もう一度お願いします。

あとは、利用者が年々新型コロナによって、87ページですか、いろんな介護医療費だとか、そういうのが減っている、または死亡しているということで、992万円の不用額があるということなんですけれども、死亡とかそういうのがあるんですけれども、この辺のところは利用、例えば障害者総合支援事業で介護給付を受けていた人が急に来なくなってきた、そういう調査というのはしているんでしょうか。急に来なくなった場合は、訓練等なんかに。そういうやつはやっているのかどうか。来なくなったら、ああ、来なくなったんだなというだけで済ませちゃっているのかどうか。その辺のところもちょっとお聞きしたいなと思っております。

あと、同じページの19節の扶助費なんですけれども、これらの対象者に対してどのように働きかけをしているのか。働きかけていないのか。ただ申請に来るのを待っているだけなのか。その辺のところもどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

すてっぷ宮代、有料というのは会議室ということは分かりました。入り口入って、テーブルとか置いてあるところは、今までどおり無料で使わせていただけるということで分かりました。有料と聞いたから、あれっと思って、何、どこを有料にしたのかなと思って。

90ページの、説明書が115ページの重度心身障害者医療費の支給ということは、死亡とか転出、あと新型コロナによって医療にかかる人が少なくなってきたということで、併せて言っていました。新型コロナも大分影響があるんだなというふうに受け止めました。

あと、陽だまりサロンです。年々、毎年この数年間、利用者が減っている。結果として、どんなことでこの陽だまりサロンの関係者とお話をしているのか、その辺のところだけ、ちょこっと話していただければありがたいなと思っております。

確かに、新型コロナで集団で集まったら可能性ありますからね。ちょっと怖いなという感じはしますけれども、密にならない程度にやれるんだったら、それはやったほうがいいのかなという感じがします。

最後の120ページの地域活動支援センター、こ

れは人件費だということで、人件費ということは、この地域活動支援センターの人件費というのがあるんですけれども、何人担当でやっているんですか。教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

まず、１点目の社会福祉協議会の食材提供事業の関係でございますけれども、こちらにつきましては答弁もさせていただいたんですが、全部で1,250食、今年度予定してございます。期間にすれば大体半年、６か月間程度でございます。

今、２か月間につきまして行ってございまして、今後１月まで予定としては配布する予定でございます。

食事、食材提供事業に関しては以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

民生委員・児童委員推薦会の委員さんの報酬の単価ということで、委員報酬につきましては、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、会長職につきましては日額で5,000円、その他の委員につきましては3,000円になっております。

したがいまして、令和２年度につきましては、委員長、会長職の方が３回の会議全て出ておりますので、5,000円の３回の１万5,000円で、その他の委員につきましては3,000円の単価で、３回の会議で13人延べで出ておりますので、３万9,000円という状況になっております。

続きまして、１つ、飛ばさせていただきまして、介護給付費・訓練等給付費の関係で、コロナの関係とかで急に来なくなった場合の対応とかというところなんですが、介護給付費・訓練等給付費につきましては、利用する際に、介護保険で言いますとケアマネジャーさん、障害者福祉のほうにつきましては計画相談という相談員がついておりまして、利用に当たっての計画をつくりまして各サービスを受けているような状況でございます。

したがいまして、利用の施設とその計画相談の相談員さんが連携して、急に来なくなったとかというような対応はきちんと行っておりますので、ただ、どうしても本人が行けないとか、そういったところは、本人の状況を踏まえた上での対応という形になっております。

続きまして、扶助費の働きかけですね。

扶助費のほうにつきましては、ちょっと多岐にわたる状況でございますので、おおむねの対応の方法のところをお伝えいたします。

扶助費につきましては、まず大きく分けますと、手帳の取得、要件ですね。要件のところを満たしていれば、対象になる事業が１つあります。例えば、重度心身障害者医療費支給事業とか重度心身障害者手当支給事業、こちらのほうにつきましては手帳等の要件がございますので、その方々は自動的に対象になるかどうかというところは、町のほうで確認をしているところでございます。

そのほか、障害者地域生活支援事業などの、町で行う形にはなるんですけれども、本人の障害の状況だとか利用の希望だとか、そういったところの中で、手挙げ方式でこちらのほうはサービスを利用していくような状況にはなってくる事業がございます。

こちらのほうも、例えば先ほどお話しした計画相談とかの方がいらっしゃいますので、介護給付費・訓練等給付費以外のサービスも、これを使っ

たほうがいいよねというサービスがあれば、それを踏まえて利用していくような状況になりますので、個々の状況に応じて対応しているような状況に扶助費のほうはなっております。

続きまして、決算書91ページ、92ページ、成果書のほうが117ページになります。

福祉交流センターの運営事業になりまして、陽だまりサロンとの話はどうなっているのかというところでございます。

月に１回、定期的に笠原小学校と陽だまりサロン、あと町の職員ということで、３者で話合いをしているところでございます。

感染状況とか事業の状況とかを確認して、規模をどうするとか、あとはやり方をどうするというところは話合いをしておりまして、その状況の中で、今は新型コロナウイルスのほうの感染拡大があるから、ちょっと規模を縮小しましょうとか、今は大丈夫だからというような内容とかを話をして対応しているところでございます。

続きまして、決算書91、92ページ、実際ちょっとページまたいでしまうんですが、93ページ、94ページのほうになります。あと、成果書のほうにつきましては119ページ以降、障害者地域生活支援事業になります。実際のページは、120ページの上から２段目の地域活動支援センター事業になります。

こちらのほう、対応する職員数というところでございます。

こちらの事業につきましては、市町村が設置しなくてはいけない地域活動支援センターというものと、あと、任意で行っている地域活動支援センターのほうがございます。

市町村が設置義務がある地域活動支援センターにつきましては、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置しております地域活動支援センターになります。

場所のほうにつきましては、埼葛北障害者地域活動支援センターふれんだむになります。すぐそこの田口ビルのところに設置をしている状況です。

職員数につきましては、合計で４名いらっしゃいます。

あと２か所、久喜市と越谷市のほうに任意で設置されている地域活動支援センターがございまして、こちらのほうは、ちょっとすみません、今手元に職員数の状況がなくて分からない状況なんですが、それぞれ久喜市と越谷市のほうに負担金、委託という形でお金を支出して行っておりますので、適切な執行になっているかなと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査、長瀬です。

民生委員さんの定数関係についてご回答いたします。

民生委員さんという言葉、よくお話ししているんですけれども、正確には宮代町民生委員・児童委員というようなお名前でなっております。

お役のほうが民生委員ということ、一般的なものと、児童委員ということでお子さんのことも見守るというような形のお役になっております。

併せて、児童委員さんの取りまとめ役として、主任児童委員さんという方がいらっしゃいます。

人数の内訳としては、52名、52地区に分かれている方が民生委員・児童委員さん、さらに中学校区分けで３名の方が主任児童委員さんという形で配置をさせていただいております。

民生委員・児童委員さん及び主任児童委員さんの任期というのが３年間になっておりまして、令

和元年12月１日に新しい３年間の任期がスタートしておりまして、令和４年11月30日までの３年間が一つの任期となっております。

令和元年12月１日時点での定数に対する充足数なんですけれども、民生委員・児童委員さんが52名のところ37名、主任児童委員さんが３名のところ２名というような状況で、合計して39名ということで、16名の欠員状態でございました。

この後、令和２年４月に新たに２名の民生委員・児童委員さんが加わりました。次に、７月に１名の民生委員・児童委員さんと主任児童委員さんが加わりました。10月に１名の民生委員・児童委員さんが加わりました。

３回に分けて入っておりますが、これが推薦会の３回とリンクしております。

合計、令和２年の間に５名の方が入りまして、欠員数のほうは11名というような状態になっております。

決算のお話ですとここまでなんですが、最新の情報でお話ししますと、今年４月に３名の方が入りまして、現在のところ８名の欠員という状況になっております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　現在のところ、民生委員・児童委員合わせて８名の方が減員になっているということなんですけれども、これは減員になる原因というんですか、やる人の条件というんですか、悪いんでしょうか。それとも、何の理由というのがあるはずなんですよね、いつも欠員というのは。仕事が大変だとかあると思うんですけれども、どのように把握しているのか。その辺のところ、例があったらお願いしたいなと思っております。

大変だというのは分かっておりますので、その辺のところの条件が悪いのか、分かる範囲で結構です。お願いします。

それから、福祉交流センター陽だまりサロンなんですけれども、これ、話し合っているということなんですけれども、利用者の声はどういうふうにあるのか、その辺のところもちょっと。利用者の声ですよね。役人たちとの話合いでなくて、利用者の声はどのようになっているのか。いろんな、あると思いますよ。このままでいいよという人もいるし、もう少し開いてほしいという人もいるし、両者の声というのは大事にしなくちゃいけないなと思っているんですけれども、その辺のところを教えていただきたいなと思っております。

それから、120ページの地域活動支援センターの問題なんですけれども、そこの宮代町では蓮田とかそういうところからも来ているということなんですか、田口ビルのほうに。何人ぐらい利用されているんでしょうか、各市町村で、そこに。それだけ教えていただければ、ありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査の長瀬です。

民生委員・児童委員さんにつきましては、地区ごとにお願いをしているところでございます。

基本になるのは、自治会単位ということになっております。地区によっては２つの自治会でお一人出していただくとかいう形になっております。

あと、別の人口が多いところについては、丁目ごとに出していただくような形になりますので、１つの自治会さんでも２人出したり、３人出したりというような状況になっております。

お願いの仕方としましては、この人ならお願いしたいなというような地区の方のご推薦というの

がまず第一だと思っておりますので、自治会さんであるとか、地域の関係者の方を中心にお声がけをさせていただきまして、現在、欠員状況ですので、どなたか適切な方はいらっしゃいませんか、取組に熱心な方いらっしゃいませんか、またはサロン等でご活躍されている方いませんかということでお声がけをさせていただいているところであります。

地区によっては、自治会の説明会などにもご参加させていただいて、状況のほうをご説明をさせていただいたり、回覧を回したりというような取組をしているところでございます。

なぜできないのかというようなところがご指摘ございましたが、ご多分に漏れず各地区、高齢化が進んでおりまして、お時間のある方でご対応いただくとなるとご高齢の方が多いので、なかなか腰が重いというようなお話も伺っております。

引き続き、地区のほうと連携を取りながら、欠員の地区につきましてはご選出をお願いできるように対応していきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

まず、決算書のほうが91、92ページ、成果書のほうが117ページの福祉交流センター運営事業のほうの陽だまりサロンになります。

利用者の声はどうなっているかというご質問でございますが、まず今、陽だまりサロンのほうで利用者が大幅に減少になっている理由というところが、イベント、要は陽だまりサロンで企画している事業のほうが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして取りやめたり、あとは利用者を制限するような、密にならないような状況をつくりまして運営している状況で減になっているのが一番大きい状況でございます。

一般の利用につきましては、感染対策のほうを実施しまして行っているところでございますので、特段、利用者の方から何か要望があるとかというところは、特に聞いてはいない状況でございます。

続きまして、決算書91、92ページ、実際は93、94ページになります。成果書のほうが119ページからになります。実際のところは120ページになります。

障害者地域生活支援事業の中の、地域活動支援センター事業になります。

田口ビルのところで設置している地域活動支援センターのほうですが、広域事業で行っているというところもございまして、令和２年度の末なので、令和３年３月末時点の登録者数のほうを申し上げます。

蓮田市のほうが４名、幸手市16名、白岡市７名、宮代町32名、杉戸町37名で、圏域外のところが38名、合計で134名の方が登録をしているような状況です。

それで、延べの利用件数のほうになります。蓮田市のほうが87件、幸手市が491件、白岡市が120件、宮代町が1,087件、杉戸町が1,233件、圏域外のその他の地域の方で479件、合計3,497件の支援件数になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

地域活動センターのことなんですけれども、134名、毎月合わせてやっているということなんですけれども、これは田口ビルというのはあんまり広くはないですよね。広いんですか、中は。大丈夫ですか。これ、密にならないということ、その辺のところがちょっと心配だなという感じはす

るんだけれども、密にはならないということでなっているということですね。分かりました。

それが新型コロナの温床になってしまったら大変なことだなと思っておりますので、ぜひその辺のところは注意をしてお願いしたいなと思っております。

以上です。分かりました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。４点質問をさせていただきます。

決算書90ページの民生委員・児童委員についてです。

こちら、欠員がまだ８名いらっしゃるということで活動していただいているんですけれども、民生委員と児童委員の方の活動内容というか、その内容が割と、元気かなとか、そういう感じで尋ねるということならいいんですけれども、そのちょっと内容が深い内容になると、逆に地域の方とのそういうつながりで話しづらいとか、何かそういったお声があって、成り手がちょっとなりづらいとか、そういう地域でのそういったお話とかあるのかなと思ったので、ちょっとその辺の事情を伺いたいと思いました。

２点目なんですけれども、決算書の94ページです。

障害者地域生活支援事業の子供の発達支援巡回事業委託料についてです。

こちらはコロナ禍ということで、あまり訪問の回数とかも少なかったとは思うんですけれども、何回ぐらいどこへ訪問したか。訪問した結果、その後、支援につながった件数などをお伺いいたします。

次に、同じく94ページの障害者更生援護事業についてです。

こちらの詳しい内容を教えてください。

最後に、こちらの障害者地域生活支援事業の中で、成果書の113ページにありますオリーバーについてなんですけれども、こちらの事業の内容の説明といいますか、こちらに内容は障がい児や難病患者などの高齢化及び重度化並びに亡き後の生活の安心を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるような支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための場所、拠点ということでオリーバーがあると思うんですけれども、こちら、どこにあるのかとか、詳しい内容と、あと、それがこの決算金額のどこに当たるのかということも教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時２０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塚村委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査、長瀬でございます。

塚村委員のご質問についてお答えいたします。

民生委員・児童委員さんの成り手についてというようなお話だったんですけれども、委員ご指摘のどおり、やはりあの人だと話しづらいわとか、えっ、あの人なのみたいな形の方が民生委員になられてしまうと、やはり地区のコミュニティーのほうもなかなかコミュニケーションが難しいような状況になってしまうと思います。

そのため、地域の方々とのコミュニケーション

が取れている方にお役をしていただきたいなというのが、やはりこちらの町のほうの意向でもあります。

ですので、なかなか公募とか、一方的にあなたやってくださいというような指名というのは、やはり役割になじまない仕事と考えておりますので、この人ならお願いしたいなというような人柄や性格の方をまた自治会とか地域の方からご推薦をいただいて、その方について、じゃ、お話聞いてみるわと言っていただければ、私どものほうで、私が行くんですけれども、担当職員のほうでご説明をさせていただきまして、こういった活動していただきますよということでご説明に上がっているところです。

お役割としましては、なったからと言って、全て地区の方のお悩みとかお困りをその方が解決するということではなくて、あくまでも町と地域のパイプ役ですよというお話をさせていただいています。

そのような中で、いろいろ地域の見守りであるとか、高齢者の見守りであるとか、あと、お子さんが不登校であったり、ひきこもりになっちゃっているよというようなことが学校からお話があった場合には、一々ご訪問して大丈夫とか元気なんていう話ではなくて、ご近所のお話を伺うとか、そっと見守るような形で、何か変化があったら我々であったり教育委員会にご連絡をいただいて、適切に我々組織のほうで対応するというような対応をしております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書が93、94ページになります。

障害者地域生活支援事業のうち、子供の発達支援巡回事業委託料についてお話しさせていただきます。

こちらの事業につきましては、子供の発達支援巡回事業ということで、町内の幼稚園、保育園に通っているお子さんの中で、気になる子、発達に気になるという子をそれぞれの園から情報提供していただきまして、障がい者の支援機関の相談支援員が対象となる保育園、幼稚園を訪問して、対応をどのようにしていったらいいかというところを必要な助言ということで行っているものでございます。

年間で１園につきまして２回訪問いたしまして、１回目の状況でお伝えして、２回目までにその対応をやっていった結果、どうだったかというのを振り返りができるように、２回ということで訪問しているような状況でございます。

令和２年度につきましては、２回実施予定だったんですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、園のほうから２回目はちょっとというところがございまして、訪問回数が各園共に１回ずつとなりました。訪問した先なんですが、本田保育園、百間保育園の２園になっております。

続きまして、決算書93、94ページ、成果書が120ページになります。

障害者更生援護事業のほうになります。

こちらのほうは、在宅重度心身障がい児等の家族に対するレスパイト事業ということで行っているものでございます。

こちらのほうがレスパイトケアということで、いわゆる短期入所の施設とかの利用になります。

こちらのほうが補助金という形で金額設定をさせていただいて、障がいの重い子が１泊につき２万円、少し障がいのほうが重くはないという状況のお子さんに対しましては、日額１万円というこ

とで補助を出しているような状況でございます。

判定項目につきましては、気管内の挿管、気管切開、吸引の頻度とか、あとは腸瘻、腸管栄養、人工肛門などの各項目がございまして、15項目そのような項目がございまして、そこの中で点数がございます。１項目につきまして３点から10点の点数がございまして、それを合計した点数が25点未満の方か、25点以上の方かということで区分しております。25点未満の方につきましては１万円、25点以上の方につきましては２万円の補助単価ということで行っております。

宮代町におきましては、令和２年度末現在で25点未満の方が３人、25点以上の方はお一人となっております。

それで、利用しているところなんですが、松伏町にあります中川の郷療育センター、あとは蓮田市にありますカリヨンの杜、こちらの２施設を令和２年度は利用しているという状況になっております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

障がい者福祉担当主査。

○障がい者福祉担当主査（荒川俊二郎君）　障がい者福祉担当主査の荒川です。

埼葛北地区障害者地域生活支援拠点、「オリーバー」についてお答えいたします。

埼葛北地区障害者地域生活支援拠点につきましては、令和２年度中の設置を国から求められていたことから、令和３年３月22日に蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置し、センター長のほか、コーディネーターが設置されております。

場所は、白岡市のはぴすしらおか内にあります。

拠点については、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として、相談、緊急時の受入れ、体験の機会の場、専門的人材の確保養成、地域の体制づくりの役割を担うこととなっております。

地域の実情に応じた創意工夫により整備が可能となっており、障がいのある方の生活を地域で支えるサービス提供体制を整えてまいります。

拠点の役割としては、一例を挙げますと、親が80歳、本人50歳のいわゆる8050問題と言われているゾーンの方において、親が急遽、入院や死亡になったときに、50歳の本人の生活をどうしていくかという問題があります。本人の状態像にもよりますが、あらかじめ将来を見据えた支援体制を整えておくことで、単純に施設入所になるのではなく、障がい福祉サービスの居宅介護などのサービスを利用して地域生活を続けていくこともできるため、拠点のコーディネーターを中心に、本人を支えることを検討していくことになりますことから、重要な拠点整備ができたと考えております。

なお、決算はどこにあるのかということにつきましては、令和３年３月22日に拠点が設置されたため、令和２年度の決算はありません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

民生委員・児童委員についてなんですけれども、やはりそういうお話が中ではあるということで、承知をいたしました。

お互い、利用というか、町民の方も児童委員・民生委員の方も、両方を考えると、例えばそういう顔見知りの人だからいいという利点もあるんですけれども、全く知らない、例えばソーシャル的なものの資格のある方が来てくださるほうが安心であるとか、その中でのお声みたいなものとか、もしあったら教えていただきたいのと、そういうことも踏まえて、そういった方向に考えていくと

いうことはどのように考えられているのかというところをもう一度お願いいたします。

あと、子供の発達支援巡回事業についてなんですけれども、こちらの１回を２つの保育園に巡回されたということで、こちらで児童、子供が困っている様子だなというのを見つけて先生方に伝えたり、あと保護者の方に伝えたという件数というのはどれくらいなのかということをもう一度お願いいたします。

それと、あとオリーバーについてなんですけれども、こちら、こういう拠点ができたということはとてもいいと思います。それで、宮代町の方が、相談も含めたこういった事業だと思うんですけれども、まずどこに相談してここにつながるのかとか、宮代町の方が例えばすてっぷ宮代もあったりだとか、いろいろそういったセンターとなっている場所があると思うんですけれども、そことの連携をしていたりとか、その辺りのことをちょっともう少し詳しく教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査の長瀬です。

地域の方が民生委員さんとのお話をするときに、専門的な話であるとか、顔見知りだから話しづらいといった場合には、どういうふうな対応がということなんですけれども、基本、広く浅くみたいなところで地域の方にということで民生委員さんにお願いしているところでありますので、話しづらいとか、お付き合いがあったんでみたいな方の場合には、直接町のほうにお話をいただければ、結局私のところに話が来ますので、私のほうで例えばご近所さんでご高齢の方がちょっと問題行動起こしているよみたいなお話があれば、賜った後には高齢者支援担当と地域包括支援センターさんと一緒に行ってもらうとか、ごみがちょっと多くてみたいなお話があった場合には、環境の担当と一緒に行ったりとかいう形で対応しております。

専門家のというお話になりましたら、県であるとか様々な相談機関のほうもご案内をさせていただくような形を取っておりますので、もしそういった方いらっしゃいましたら、私どものほうにお話、直接言っていただければということで、町に言いづらいから地域の方ということもあるんでしょうけれども、逆のパターン、地域の民生委員さんに言いにくいということであれば、ちょっともう一歩踏み出して町に電話をしていただければご対応させていただきますので、お待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書93、94ページの障害者地域生活支援事業の子供の発達支援巡回事業について、件数ということなんですが、すみません、ちょっと今手元に持ってきていないので、後ほどご回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく障害者地域生活支援事業のほうになります。

こちらのほう、地域生活支援拠点のオリーバーの相談をどのようにしていったらいいかというところですが、まずここの事業に関わるのが、その拠点のところに行けばということではなくて、関連するところが各障がい福祉サービスを提供している事業所の方々なども含めて連携しながらやっていくという事業でございます。

そのような状況から、その先でグループホーム

を体験したいとかということがあれば、自分が通っている事業所のところに相談をしていただきながら拠点のほうにつながっていく場合もございますし、サービスを利用するということは、相談支援事業所、計画相談のほうも関わっておりますので、計画相談の事業所の相談員の方にお話をしながら拠点とつながっていくとかということがございます。

あと、市町村の窓口、宮代町の福祉課のほうでも、体験ちょっと利用したいんだというようなご相談とかがあれば、そこから必要なところを通じて拠点のほうにつながっていくというような状況もあります。

こちらのほう、特にアナウンスがちょっとまだできてないところではございますが、直接連絡していってやり取りするというのも可能になっておりますので、どの手段を使っていただいても、現状としては問題ないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。いろいろ承知をいたしました。

先ほどの子供の発達支援の巡回事業についてのことなんですけれども、そういったお子さんが困っているような状況が見られるとかというのは、なかなか保育士さんは、人数も多いと思いますので、気づかないところをそういう巡回してくださる方が気づいてということでの内容だと思うんですけれども、もしそういう事象があったときに、その後どのように伝えるかというところが、保護者の方へとかが難しい課題なのかなと思うんですけれども、そこでやはり保護者としても、そこが正しい知識とか情報というのを持っていれば悪い印象は持たないんですけれども、そこでの行き違いみたいなところで、また負担がお互いにかかってしまうというところを防ぐためにも、やはり啓発というか、情報を発信していただきたいなと思って、保育園やそういうところに事前にというか、そういった内容をお知らせすることはできるんですかね。その辺りをちょっとお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書93、94ページの障害者地域生活支援事業の中の子供の発達支援巡回事業についてお答え申し上げます。

やはり塚村委員さんのおっしゃるとおり、親御さんにどのように伝えるかというのが非常に難しい課題になっておりまして、発達の気になる子などにつきましては、親御さんが気づいていないケースも多かったり、あとは保健センターとかで実施しております１歳６か月児健診、３歳児健診等でも気づかれない場合もございます。

やはり日頃の支援をしている保育園、幼稚園の先生たちがほかの子と比べて少し遅れているかなとか、あとは通常のこの年齢だったらここぐらいまではというところから少し遅れてしまっているとかというところがございまして、そういうような内容の子を挙げていただいているような状況です。

これまで、やはり対応方法の部分については、お話がこの事業でできてはいたところではございますが、なかなかその先、ご本人、発達の遅れのあるお子さんに対しては早期対応が必要で、それをやることによって、いわゆる２次障害、そういった部分を起こさないような対応が求められるところではございますが、やはり親御さんにどのように伝えるかというところについては、福祉課とか、あとは保健センターとかと連携しながら、あ

とは子育て支援課とかと連携をしながら、どのような対応をしていくのかというのは、ちょっとこれから対応しようと考えていたところではあります。

やはり福祉課が前面に出るということは、あなた、障がい者だよというお話になっていってしまいますので、そこはちょっとあんまり前面には出られないかなと。そういう状況の中だと、やっぱりキーパーソンになるのは、保健センターの保健師さんとかがキーパーソンになってくるかなというところではあるので、なるべく３歳児健診よりも前の段階で気づいて指摘してあげられるような環境がつくれればというふうに考えておりますので、今まで子供の発達支援巡回事業につきましては、ある程度ちょっと予算の関係で絞らせていただいて実施していたので、意外と４歳、５歳とか、年齢がちょっと高くなって伝えづらい状況があったんですが、ちょっと今年の令和３年度からは年齢層を少し下がる状況で、１歳児、２歳児、３歳児健診の前の子の対応をしていくような状況をつくっておりますので、そういったところでは３歳児健診のところで少し指摘をしていきながら、次の児童発達支援とか、そういったところの支援機関につなげられるような対応をしていきたいと考えている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

いろいろ改善をされたり、毎年していただいているのは分かりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

令和２年度の決算について質問をいたしますけれども、全体通して福祉課所管分については、計数上も特に執行に当たっても大きな問題はなかったと思います。

その中で、一応確認と質問を兼ねて２点大きな項目で質問いたしますが、答弁に対してもう一回質問しますけれども、それ以上はしません。

それでは、まず社会福祉事業ですよね。もうこれ出ていますから、決算書は90ページで、それから説明書のほうは114ページということになります。

福祉避難所の件について質問いたします。

福祉避難所、これ確認もあるんですが、これは既存の福祉施設、これを災害時避難所に指定をして、そこで在宅の福祉援助が必要な方を避難させるという理解でよろしいかどうか。それが１つですね。

もう一つは、先ほどガス発電機の関係でご答弁がありました。答弁された長瀬主査は、これは防災のスペシャリストですから、特に機械には強いはずです。このガス発電機についてちょっと気になる答弁がありましたので質問しますけれども、電灯をつけるとか何とかというのは、どんな発電機でも構わないんですが、気になるのは機材、パソコンですよね。こういう微妙な精密機械に対しては、これは不適なんではないかなと。というのは、こういう、幾らで買われたか費用を教えてほしいんですけれども、非常に電圧が上下する、そういう代物ですから、正直言えば、パソコンのあるところでもし電源を必要とするならば、それなりの発電機を購入されたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。費用と、それから今のガス発電機、簡易で非常に持ち運びもいいし、いいんですけれども、その点。

それと、これ11か所にこれら購入したんですけ

れども、これで全部間に合うとは思わないんですよね。今後、計画的に必要な消耗品、備品、これを購入するという前提で今回これだけ買ったというふうに理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。それが大きな１点目に。

もう一つ、大きな１点目の中で、先ほどから話が出ている民生委員・児童委員の関係ですけれども、質問だけ先に言いますと、地区から推薦が上がってきた、その推薦が上がってきたものを推薦の委員会でこれが本当に大丈夫かどうかというのを審査して、それで大丈夫ですということで、初めて国家公務員、非常勤ですけれども、国に推薦すると、こういうふうな形になるわけですけれども、この推薦委員というのは、国が必ず置かなければならない法律令、置かなければならない組織なのか。地区から上がってきたものは、みんな自信持って上げてきているんですよ。そんなの推薦委員会必要ないんですよ、本当は。でも、そういう組織をつくらなくちゃいけないというんであればしようがないですけれども、そんなのに金払いたくない、執行したくないというのが私の思いですけれども、これは義務的に置かなきゃならないのかどうか、お尋ねします。

もう一つは簡単です。福祉タクシー等利用料金の助成事業ですよね。

これは説明書の122ページです。

この中でちょっと気になるんですけれども、交付枚数が１万3,000、利用枚数が5,700ということで、交付はしているんだけれども、利用枚数が半分強、利用していないという。これは令和２年度との比較もあるんですけれども、令和２年度がどうなっているのか。新型コロナだけであれば、それでよしとします。ただ、それ以外の理由があるならば教えていただきたい。

この２つだけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査、長瀬です。西村委員の質問についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、お話のあったガス発電機というのは初期対応用のものになっております。ですので、なかなかパソコンであるとか、そういった電子機器に対して使うというのは、周波数の関係もありますので、厳しいのは事実でございます。

まず、発災した直後に福祉避難所で使う用途としましては、夜間であれば電気であるとか、あとはスマートフォンなりの充電であるとか、そういったもの、あともう一つ想定しているのは、各避難をされる方が生命的な装置がバッテリーで動いているものを使用しておりますので、そのバッテリーが切れるまでの間の充電であるとか、そういったものの利用ということを想定しております。

ですので、次の段階、多少落ち着いた段階での電気の供給というところで、やはりパソコンであるとか、そういったものの対応ができるようなものを準備するものが必要かなと思っております。

まず、今回の予算の範囲内でということで、様々な、段ボールベッドであるとか、ほかの備品も併せた中で、まずは最低限の電源ということでガス発電機を用意させていただきました。

今回購入した金額のやつをちょっと手元に持ってきていないのですが、私の知っている範囲ですと、メーカーの小売価格で11万円ぐらいだというような形のものであったと思います。

次に、民生委員の推薦委員会の関係なんですけれども、推薦委員会につきましては民生委員法という法律がありまして、その中で推薦委員会を設置しなさいというような形になっておりますので、そちらの点についてご承知おきをいただければと

思います。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書93、94ページ、成果書121ページの福祉タクシー等利用料金助成事業についてお答え申し上げます。

福祉タクシー券につきましては、令和２年度から年間24枚から36枚ということで変更させていただきまして、初乗り料金相当額として利用できるというものでございます。

利用状況につきまして、タクシー券につきましては１万3,985枚を配布いたしまして、利用が5,753枚となっております。これを利用率という状況で見ますと、41.1％の利用状況になっております。令和元年度の福祉タクシー券の利用率につきましては57.1％という状況でありましたので、利用率は大幅に減少しているような状況でございます。

これにつきましては、委員さんご指摘のように、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、外出自粛をした影響が非常に大きい状況でございまして、利用率が下がった状況でございます。

福祉タクシー券につきましては以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野でございます。

福祉避難所の関係で既存の施設でよいかというご質問でございますけれども、そのとおりでございまして、福祉避難所につきましては、特別支援学校並びに町内にある介護施設のほうで協定を結ばさせていただいて、いざという有事のときに福祉避難所という形で開設していただくような手続きを取っているところでございます。

また、福祉避難所等に備品の調達等について今後行っていくかというような質問でございますけれども、これにつきましても防災担当の町民生活課が主に防災のほうをメインでやっておりますので、そちらと連携を図りながら、当然こちらの備品についても調達のほうは検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　福祉避難所について、ご答弁ありました。

そういうことであるならば、11か所をどこかで公表していますかね。どこにも出ていない。出ていなければ、ちょっと分かっている範囲で出してください。

それから、まだありますから。

ガス発電機、大体11万円ぐらい。高いですね、これね。こんなの買わんほうがよかったなというふうには思ってはいますけれども、やむを得ず、今回応急的に買ったということで了承します。

それから、やはりこの民生委員の関係の推薦会は、これはもう法律で決まったもの。だから、置かざるを得ないと。だから、地方自治体がぐじゃぐじゃ言うものじゃないと、こういうことですよね。

それで、実はこの民生委員と児童委員になる方の推薦に私は２回携わっています。きれいに継続してやってくれる方がいればほっとするんですけれども、３年ごとにこれ更新しますから、３年来るの嫌なんですよね。嫌ということは、難しいよということなんです。ちょっと変ですけれども、時間がないんで、簡単に言います。辞める人に１

人につき２人推薦しろと。その２人推薦された者を当たってみると。そのときは一緒についてこいということでやるんですけれども、それでもできないときがあるんです。幸い、私の頃は全部埋まったんですけれども、その後、やはり世の中の情勢変わっているんですよ。高齢化というのもありますから、初めてやる人は年齢制限があるんですよ。これでまず引っ掛かっちゃうんです。それから、若い人はいいんです、活動力があって。ところが、そういう人はみんな働きに行っちゃっている。それでも構わないよと言って誘い出すんだけれども、なかなかそうはいかないということで、非常に令和元年12月からの委員さんが埋まらない。これはどんなに努力しても埋まらないと思います。制度的な欠陥です、これ。この現状、世の中の変化に合わせたそういう制度になっていないからだと私は思うんですけれども、それはただ私の意見として言うだけでございます。

ということで、最初の施設避難所について教えてください。それで終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野です。

それでは、福祉避難所の場所についてお答えさせていただきます。

まず、公設福祉医療センターの六花、２つ目が特別養護老人ホームみどりの森、３つ目が特別養護老人ホームふるとねの郷、４つ目が有料老人ホームグランビューさくらそう、５つ目がグループホーム喜楽里、６つ目が小規模多機能ホームケアタウン宮代、７つ目がグループホームひだまりの家、８つ目が特別養護老人ホームひだまりの郷、９つ目が介護老人保健施設はーとぴあ、10個目が特別養護老人ホームもみの木、11個目が宮代特別支援学校。あと、12施設、一般質問のほうで答えたかと思うんですけれども、もう一つ、もみの木で通所施設になっているんですけれども、こちらも福祉避難所としての協定を結ばせていただいておりまして、全部で12か所になります。ただ備品を配布したこの11か所につきましては、もみの木、通所施設でございますので、場所の置くスペースがないということで、先方のほうからちょっと備品の搬入は遠慮したいというようなことがございましたので、こちらのほうにつきましては備品のほうは配布していないで、全部で11か所という形になってございます。

以上でございます。

○委員（西村茂久君）　備蓄しているの。

○福祉課長（宮野輝彦君）　そうです。そちらの施設にあるものを使っていただくというような形になるかと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。２点お願いします。

決算書は94ページ、説明書は121ページなんですが、難聴児補聴器補助金が平成30年は支給されているんですが、令和元年と令和２年が支給がないんですが、こちらは対象者がいないということだと思うんですが、情報が行き渡っていて対象がいないのか、そういうことを知らなくて請求がなかったのか、その辺はどうなっているのか、お聞きします。

あと、もう一点は福祉タクシーです。

説明書は121ページなんですが、この12節委託料の209万6,797円というのが先ほどからもお話出ているタクシー使わなかったお金とか、車の燃料費、使わなかったものが残ったのが不用額に出ているのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０４分

再開　午後　１時０５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

九山委員の質疑に対する答弁の前に、先ほど塚村委員の質疑の残りの答弁がございますので、その答弁からお願いいたします。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書93、94ページになります。

障害者地域生活支援事業の中の12節委託料です。

子供の発達支援巡回事業委託料の内容で、巡回相談をした方の人数についてお答え申し上げます。

先ほど本田保育園と百間保育園に行きましたということでお答えしたところですが、それぞれ２名ずつ、昨年度は合計４名の方に対して相談を受けたという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、**九**山委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

決算書のほうには載っていなくて、成果書121ページのほうになります。

事業につきましては、障害者更生援護事業になります。

121ページの上から４段目の表にございます難聴児補聴器補助金のところで、令和元年度、令和２年度共にゼロという数字になっております。そちらのほうのゼロの理由というところでございます。

こちらの事業につきましては、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付の対象にならない方に対する補聴器の交付になっております。

こちらのほうの事業につきましては、相談も特になく、この状況のところの該当する方もいなかったというところになります。

ご本人さんが聞こえづらいということで補聴器購入を検討する際に、業者さんのところに行きますと、町のほうでこういう事業やっているよとかというご案内もありますので、そういったところでそこから町につながってくることもございます。

単純に今回、今年度、令和２年度と令和元年度につきましてはそういう対象の方が、お子さんがいなかったという状況になっております。

続きまして、決算書のところで言いますと87ページ、88ページのところで、委託料の不用額が209万6,797円ということで、この中のうちの福祉タクシー等利用料金助成事業のところの部分がどのような不用額になっているかという状況でございます。

12節委託料につきましては、幾つかの事業で不用額が出ておりまして、その合計値が209万6,797円ということになっております。

福祉タクシー等利用料金助成事業につきましては、不用額のほうが、予算が672万8,000円に対しまして支出額が630万5,470円、不用額にいたしまして42万2,530円ということで不用額になっております。

また、12節委託料につきましては、障害者総合支援事業ということで、101万246円の不用額が出ております。こちらのほうは、措置入所の委託料

ということで、72万3,500円が未執行ということで不用額になっております。

また、障害者地域生活支援事業につきましては、43万2,769円ということで不用額が出ております。こちらのほうは、各事業におきまして新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、当初予定していた回数ですとか利用状況が減ったというような状況での不用額となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　難聴児補聴器補助金に関しては分かりました。

補聴器を作る業者のほうからも、町のほうでというお話もあるということなので、これはもうたまたま令和元年度、令和２年度で予算ゼロでしたけれども、これはもう必ず予算がついていく、それは大体予算としては、予定としては例えば１名とか２名とか、そういうのはありますか。そこをお聞きいたします。

あと、福祉タクシーに関しての42万2,530円と分かりました。

もともと福祉タクシー、そんなに利用者が、前もそうだと思うけれども、半分いかないぐらいなんですけれども、だから、予算立てるときもやっぱり全員分ではなくて、大体金額としてはそれぐらい、利用の半分ぐらいを目安に立てているということでしょうかね。今お話聞いているとそうかなと思ったんですが、不用額の詳細というのは分かりました。そこをもう一回予算立てするときに、人数的にある程度半分ぐらいで見積もっているのか、そこをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

まず、障害者更生援護事業の中の難聴児補聴器補助金のところでございます。

こちらのほうが基準額がございまして、基準額が19万2,000円ということで、１名分を予算措置をしておるところでございます。

続きまして、タクシー券のほうになります。

決算書のほうにつきましては93、94ページになります。成果書につきましては121ページになります。

福祉タクシー等利用料金助成事業、こちらのほうの予算につきましては、過去の執行状況等を加味しまして、予測を立てまして予算立てをしている状況でございます。したがいまして、ちょっと令和２年度は下がってしまっているので、そこの部分は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もありますので、特殊要因という形にはなってきますので、今後についても例年どおりの予算の立て方になっていくようになると思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　１時１５分

再開　午後　１時２５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号の審査（子育て支援課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　それでは、皆様こんにちは。子育て支援課長の横内でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、自己紹介という形で本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課副課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　皆様、こんにちは。子育て支援課町立保育園を担当しております主幹の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○保育担当主査（松岡祥哲君）　皆さん、こんにちは。子育て支援課保育担当主査、松岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（清水邦江君）　皆さん、こんにちは。こども笑顔担当主査の清水と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　それじゃ、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせていただきます。

決算書100ページ、学童保育所運営事業についてです。

こちらの工事請負費で、かえで児童クラブとふじ児童クラブの改修工事の内容について教えてください。

あと、学童保育については、成果書の125ページで、指定管理者が株式会社アンフィニに変わったと思うんですけれども、こちら運営が変わっての評判といいますか、保護者からのお声や、あと町に学童保育についての要望や改善などのお話が来たかということと、あと変わってよい点でそういうお声があったということを教えてください。

あと、ふじ児童クラブの人数が少し増えているんですけれども、コロナ禍の中でのご対応というのはどうなっているのかというのをお伺いいたします。

２点目は、決算書の104ページです。

みんなで子育て！こども未来事業の地域子育てサロン実施業務委託料についてです。

こちらの内容を教えてください。

最後に、成果書の29ページ、30ページです。

こちらのオンライン配信で相談業務などをされているんですけれども、こちらのオンラインでの相談については、子育て広場に来ていない方がご利用されているのか、来ている方がご利用しているのかということと、あとオンラインでの相談ということでの感想というか、その辺を教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

最初の学童保育所の決算書の99、100ページの学童保育所運営事業のかえで児童クラブ改修工事とふじ児童クラブ改修工事の内容なんですけれども、いずれもコロナ感染症対策ということで、かえで児童クラブについては手洗い場を新たに設置したと。ふじ児童クラブについても、洗面台というか、手洗い場なんですけれども、廊下の部分で広くなって置ける場所があったので、手洗い、洗面台を新たに設置した工事費でございます。

続きまして、昨年度から須賀小学校以外の小学校、株式会社アンフィニが指定管理者になったということで、その評判というか、そこなんですけれども、サービスの部分でまず変わった点なんですけれども、平日の閉所時間が、平日は放課後から始まるんですけれども、それがそれまで18時30分までだったのが19時までに延びました。

あとは、学校休業日の時間も、これまで８時からだったのが７時30分から19時まで、19時は変わらないんですけれども、それ以外に行事等なんですけれども、サッカー教室とか、理科実験教室とか、マジック鑑賞とか、大道芸鑑賞とか、そういったこれまで提供できなかった行事を提供しているということですね。こういったサービスの改善が図られております。

実際の評判というか評価の部分なんですけれども、直近で令和３年５月に株式会社アンフィニのほうが保護者の方に実施したアンケート、満足度のアンケートなんですけれども、全体的な評価ですと、４点満点で3.51という評価をいただいているところです。

評価が低かった部分については、一番あれなんですけれども、子供が学童に行くのを楽しみにしているかという部分の評価がほかと比べて低かったというのがございます。高かった部分は、安心して子供を預けられるという、保護者側の視点、そういった部分は評価をいただいているところです。

あとは改善とか要望、その辺につきましては、同じくアンケートの中で、自由記述であったので一番多かったのが駐車場ですね。ふじ児童クラブ、笠原小学校の学童の駐車場、入り口もちょっと見通しが悪いというか、狭くなっている。入ってもそんなに台数も止められないというところがあって、そこに対する改善要望という、それに対しましては、新しい村の池の横の駐車場をなるべくお使いいただければということでご案内をしているんですけれども、何か改善の手だてはないかということで、今、担当のほうで検討と言ったらあれですけれども、検討させていただいているところでございます。

もう一つ、駐車場だと、東小学校のいちょうの木児童クラブのほうにつきましても、やっぱり駐車場に対するご要望をいただいているところでございますけれども、東小学校のいちょうの木児童クラブのほうにつきましても、今般、東小学校の改修工事の中で駐車場をどうするかという課題がありましたけれども、一応指定管理者、株式会社アンフィニのほうで分室の近くに駐車場を新たに借り上げまして、そちらをご案内させていただくといった対応を取らせて、できる範囲でなるべくスピーディーな対応、最大限できる対応を検討して対応させていただいているところです。

それ以外には、子供同士のトラブルの対応とか、それも含めて指導員の対応、そういったところに対するご意見、ご要望というものもいただいております。

あとは、コロナ禍での毎日の検温とかそういったものも、手書きじゃなくてアプリでできるようにしてくださいねとか、そういったご要望もいただいているところでございます。

続きまして、ふじ児童クラブの人数が多いということで、説明書の125ページでもふじ児童クラブ138人ということで４単位、一番多い状況になっておりまして、私どもが現場に行ってもやっぱり子供がいっぱい元気に遊んでいるという状況ですので、そういう中での保育ということで、できる限りの感染症対策というのは当然やらせていただいておるところでございまして、面積基準といった部分については国の基準を満たしているんですけれども、そういう中で確かに密っぽいなというのは私も感じているところですけれども、ここは指定管理者のほうにもできる限りの感染対策をするようにということで、そこは申し伝えておりますので、そこは現状、あまりにもひどいような状態になりましたら、笠原小学校にお願いして教室をちょっと増やしていただくとか、そういったことも考えていかなきゃいけないかなとは考えております。

続きまして、こども未来事業の地域子育てサロンの業務内容になるんですけれども、こちらの事業、昨年度からスタートさせていただいた事業でして、それまで子育て広場を整備して、子育て中の子育て世帯の方々の居場所というか、相談、気軽に集まれる場所ということで整備をして、子育て広場の利用者を増やしていく取組、ずっと取り組んできたんですけれども、次の課題としてやっぱり子育て広場で待っているだけじゃなくて、地域に出向いていくというか、子育て広場に来たくても来れない人もいると。地域の中で孤立して子育てをしている、子供の「子」じゃなくて、孤立の「孤」で「孤育て」という社会的な問題になっておりまして、宮代町でも同じような状態だということで、待っているだけじゃなくて、地域に拠点をつくっていかなきゃいけないねということで、地域の様々な場所で、保護者の方が一息つけたり、悩みを相談できたりとか、アドバイス受けられたり、そういう場をつくっていかなきゃいけないよねという問題意識からスタートさせていただいている事業で、昨年度からスタートさせていただいたんですけれども、そのまま第５次総合計画の前期実行計画のほうにも位置づけられている事項ではございます。

実際の業務の内容なんですけれども、地域子育てサロンの開催ですね。昨年９月から月１回程度の開催をしております。開催している場所なんですけれども、町内の店舗とか集会所とか、そういったところを会場にして開催させていただいております。

業務なんですけれども、地域子育てサロンの開催につきましては、子育て中の保護者の方による企画委員の方に企画運営をしていただいておりまして、そこのアドバイザーというか、コーディネーターということで、アンカルク株式会社のほうに業務委託をいたしまして、アンカルク株式会社のコーディネートの下に、子育て中の保護者自らが講座内容を企画検討して、当日の運営とかもやっていただいていると、そういった事業でございます。

最後に、オンラインですね。

説明書の128ページから、みんなで子育て！こども未来事業にある子育て相談のオンラインなんですけれども、昨年の３月からＺｏｏｍを使った新たなサービスということで開始はさせていただいているところなんですけれども、実際にこれまでの利用実績、今までございません。ゼロ件ということになっておりまして、実際、先ほどご質問いただいた広場の利用者なのかとか、そういったところについてお答えすることはできないんですけれども、何が原因なのかというところもこれから考えていきながら、今後、周知が足りないのか、

あるいはちょっと使い方に面倒があるのかとか、そういったところを分析しながら使っていただけるようにということで、進めていきたいと考えております。

ただ、オンライン関係については、子育て広場でオンライン子育て広場を開催したりとか、そういったところでツール自体は活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

学童保育について、いろいろ時間を長くしていただいたり、株式会社アンフィニに変わってから利用しやすくなった部分もあると思うんですけれども、先ほどのアンケートでもありましたけれども、子供が行きたがらないというところがちょっと気になりまして、そういうお話は、声は私も聞いておりまして、その辺りの内容の中身の部分がやっぱり子供にとっては一番大事なところであると思っているんですけれども、その辺りの株式会社アンフィニと町とのそういう関係性での改善とか、その辺りのことはどうなっているのかというのをもう一度お伺いいたします。

みんなで子育て！こども未来事業の地域子育てサロンなんですけれども、子育て広場以外でそういう集まれる場所、子供の居場所があるということは、本当にとてもいいと思っています。それで、回数なんですけれども、月１回ということで、全部で何回開催をされたのか、もう一度お伺いしたいと思います。

オンライン配信なんですけれども、３月から始めてゼロ件ということで、なかなかオンラインでちょっと込み入った話をするというのは、しづらいのかなというのは、やっぱりオンラインを使ってみると分かるというか、込み入った話じゃないものだったりするのは気軽に話せる友達同士だったりとか、あと目的が決まっている連絡事項だったらいいんですけれども、ちょっと悩みだったりというのを画面越しに言うのというのは、利用しづらいのかなというのは何か私も感じております。なんですけれども、そういった環境を用意するということはとても大切だと思います。

それで、オンライン配信で子育て広場のオンライン子育て広場というのを開催されて、34人の方が参加をされていたりしているんですけれども、これは１回で34人みんながつながっているのか、その辺りのオンラインでのつながりについての事業というか、講座の内容をもう一度教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

初めの学童保育所に子供が行きたがらないと聞いているという部分ですね。

行きたがらないというよりも、楽しいかどうかという設問だったので、でも、委員さんのほうで行きたがらないというお話も聞いているということなのであれなんですけれども、それへの対応という部分なんですけれども、半分個人的なというか、部分になってしまいますけれども、楽しければいいというわけでもないということは前提としてあると思いますけれども、行きたがらないということがあってはいけないのかなと考えております。

そういった部分で、楽しいという部分が行きたくなる要因に当然なると思いますので、楽しくなる要素としてのサッカー教室なり、理科実験教室とか、楽しいだけじゃなくて、いろんな学びの機

会を提供するというふうにもつながると思うんですけれども、そういった部分をこれからさらに拡充していってもらえたらなという部分と、あとは指導員の方との関係というか、あの指導員さん好きだから行きたいなとか、逆に嫌いだったら行きたくなくなっちゃう、そういった部分もあると思いますので、指導員自体が子供にどう接しているのかというところも、我々としても注意深く考えて対応していきたいなと考えております。

続きまして、地域子育てサロンのほうなんですけれども、具体的にどういう場所で何回やったのかというようなところで、ちょっと先ほど説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

回数なんですけれども、９月から３月までで合計７回、毎月１回のペースで開催しております。

９月は手足形アートということで、子供の手形とか足形をモチーフに見立てた作品づくりをやったりとか、10月にはキャンプ講座、11月には親子ヨガ＆かんたんダンス、12月には陶芸教室ですね。１月にはベビーマッサージ、２月には親子ビクス、３月には「みやしろで何して遊ぶ？」ということで、令和３年度、次の年度にどんなことやっていくのかということをみんなで考えるみたいなところも含めたワークショップを進修館の大ホールで開催しております。１月と２月についてはオンラインですね。１月のベビーマッサージと２月の親子ビクスについてはオンライン開催ということで。

各回大体、少ないときは２組、多いときは７組の親子が参加していただいております。会場なんですけれども、店舗の名前出しちゃっていいか分からないんですけれども、町内の飲食店とか農家さん、あるいは集会所、そういったところを活用して開催させていただいております。

最後に、オンライン子育て広場なんですけれども、34人は１回でなのかということですね。こちらは５回やった中の延べ人数でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

学童保育についてなんですけれども、私が個人的に思うのは、子供たちがこういうコロナ禍の中でマスクをしながらずっと授業を受けた後に、また学童保育で長い時間を、１日すごい長い時間を外で過ごすということは緊張状態が続いているということだと思っていまして、学校で緊張して、その後、学童に行ってそこでの、学童に行っていない子は家でリラックスができると思うんですけれども、またそこ、その後に学童でのそういう集団の割と人数が多い中でのということで、また緊張状態が続いているという中でのルールとか、子供たちの環境での締めつけというか、そういったところも少し影響があるのかなと思いますので、何かその辺は、今コロナ禍のこういう時期ということもあるので、もちろんルールを守るとか、規律正しくという、それは株式会社アンフィニさんの考え方のご指導があるとは思うんですけれども、少し許容範囲を広げたり、子供たちが今どういう状態なのかというのを見て、指導員さんは見ていると思うんですけれども、ただそういうルールがそうなっているからできないとか、何かそういったこともあるかもしれないと思いますので、何かそこでのまた情報共有というか、見直しで、子供たちが過ごしやすくそこでいられたらいいなと思うんです。

先ほど、楽しい講座ということで、サッカーとかいろいろやってはくださっていて、それはすごくよかったというお声も聞いているんですけれども、そういう楽しいものいっぱい詰め込むというよりは、何かリラックスさせてあげるというのも

一つの考え方かなと思います。

あと、地域子育てサロンなんですけれども、この回数を７回ということで、こちら少し細かいことになってしまうんですけれども、７回の開催で99万円という金額がかかっているんですけれども、そういう子育てサロンで一番大切なのは、集まって何かそこで子育ての話ができたり、外に出るということだったり、それが仲のいい人と、心が許せる人とそういう会を設けられるというのが一番いいとは思うんですけれども、なので、サークル活動のような気心知れた仲の、しかも今コロナ禍なので、人数はそんなに多く集まれないので、そういう小さい集まりがたくさんあるほうが本当にお母さんたちには必要なんじゃないかなと思うんですね。

それで、そういった内容ですと、１回に、例えばこれですと10万円以上費用がかかっているような計算になるんですけれども、そういった少人数で集まって何かするというときに、本当に場所代とかだけ出してくれれば集まれるという形のほうが利用がしやすいんじゃないかと思うんですね。なので、ちょっとこの事業についてはどうなのかなと、私は思ってしまいました。

オンラインについてなんですけれども、先ほどオンラインの子育て広場ということで、５回開催して、五、六人ぐらいの方がＺｏｏｍでつながってみんなでお話しされたということだと思うんですけれども、これ、オンラインの意味というのは、もともと子育て広場を利用するというのは、１人での子育ては、もう子供とお母さんでちょっと煮詰まってしまったりとかするんですけれども、それを子育て広場に行ってちょっと気を抜いたりとか、そこで知り合う人がいたりとか、相談員の方とお話ししてということだと思うんですけれども、それをオンラインでできるということで、外にちょっと行けない方がオンラインでというのが、つながっているオンラインの意味かなとも思うんですけれども、これがいつも子育て広場に来ている方なのか、オンラインにしたことで今まで来れなかった方がこれを利用したのかというところがすごく大事だなと思ったんで、先ほどちょっと伺ったんですけれども、その辺はもう一度どうなのかというのをお伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

まず１点目、学童保育の児童が学校から引き続きの緊張状態であるのではないかという点でございますけれども、学童保育は家庭での保育を、家庭の雰囲気を目指して開所しております。やはり委員さんおっしゃるとおり、学校が終わって、本来だったら家庭に帰る、この状態をやはりつくりたいなということで実施しているところでございます。

ただ、どうしても集団になってしまうので、集団においてのルールというのはおっしゃるとおりございますけれども、イベント的なものだけではなく、宿題をさせたり、家へ帰ったら宿題やるとか、同じようなことで宿題をさせたりとか、あと、休みたいという子、ゆっくりしたいという子供がいれば、ゆっくりしてもらうというようなことで行っております。家庭的な雰囲気を出すということを考えて、いつも実施していただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

地域子育てサロンの関係なんですけれども、サロン７回で99万円はちょっと高いんじゃないかというご指摘なんですけれども、こちらにつきましては、結果として７回の開催になっておりますけれども、この開催に至るまでという部分で、先ほど申し上げましたとおり、サロンの企画運営自体を子育て中のお母さんに実際やっていただいていると、そういう方々を集めるところからスタートしておりまして、そういう方々を人材発掘をして、じゃ、そこから皆さんサロンやりましょうよという、企画しましょうよというところのコーディネートといった部分、そういった部分も裏側にはございます。

また、町内のお店を会場にするという部分で、お店との調整とか、そういったところも裏方作業で実施しておりますので、そういったところも含めていくと、金額が高いのかというのは私もあれなんですけれども、高いか安いかという判断はなかなか難しいところかなと思うんですけれども、そこで育ったお母さん方が、これから自分たちで場所を確保してサロンを開催していってくれたらいいなという、コーディネーターなしでそういうことをしていってくれるような流れができたらいいなというところが目指すところでございますので、そのための種まきじゃないですけれども、初期投資みたいなところもあるのかなと担当としては考えております。

また、今年度も来年度も続いていく事業なので、先ほど委員さんおっしゃったように、小さなサークルみたいなものが町内のあちこちにできて、子育て中のお母さんが気軽にそこに集って、雑談とかいろいろ悩みを話し合ったりする場ができたらいいなというところを目指していきたいなと考えております。

そういう中で、最終的には第５次総合計画の中にも書いておりますけれども、令和５年度辺りには、そういった町からの手を離れて、完全に手を離れるというのができるのか分からないんですけれども、自立した自主的な活動というのが町内あちこちで生まれていったらいいなと、そこを目指していきたいなと考えております。

続きまして、オンライン子育て広場の関係なんですけれども、オンラインで開催した子育て広場のイベントに参加したのは、いつも子育て広場に来ている人だけなのかどうか、オンラインで開催したことによって、これまで来れなかった人が新たに参加するような状況が生まれたのかというご質問なんですけれども、正確な人数まではちょっとお答えできないんですけれども、ふだんいらっしゃっていない方も何人かいらっしゃったということで確認をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。１点質問させていただきます。

決算書102ページで、説明書は127ページになります。

こども医療費支給事業のところなんですが、入院分とあと通院分ということで表が出ているわけなんですが、入院分なんですが、平成30年度から令和元年度にかけては17名減っております。件数もマイナス16ということになっているわけなんですけれども、支給総額が令和元年度ですと1,471万2,540円ということで、188万8,301円増えたということなんですが、令和元年度から令和２年度に関しては11名減ったということで、この支給総額に対しては469万4,759円と逆にマイナスになっているんですね。この数字の説明をしていただきたい。

それと、通院分のほう、128ページになってしまうんですが、こちらも平均対象者数は同じになっていまして、平成30年度から令和元年度は17名、それに対して支給総額が69万3,059円ということで上がっております。令和元年度から令和２年度にかけては11名減ったということで、それですが、支給総額に関しましては1,696万2,219円減っているわけですね。この辺について説明をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課主幹の石井です。

こども医療費支給事業、決算書で申し上げますと102ページ、成果書で申し上げますと127ページにつきましてお答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、入院分及び通院分につきまして、平成30年度から令和元年度は全体的に増加しております。ただし、令和元年度から令和２年度につきましては、入院分、通院分、共に大きく下回っておるところでして、こちらの原因につきましては、コロナ禍の中で医療機関に診療する機会が減ったということが考えられます。今までは軽微な疾病ですとか、けがに関して、何のちゅうちょもなく医療機関のほうに通われていたと思うんですが、昨年から始まりましたコロナ禍の影響で、医療機関も非常に密になる場所でもありますので、そういった点で通院、入院を控えるという傾向があるものだというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

通院でしたら、確かにコロナ禍だからということで、病院に行くことを控えようかなと考える方もいらっしゃいますけれども、入院に関しては病院に入るわけなので、そこに関してはそんなにコロナ禍だけと考えるのもおかしいのではないかなという気はいたします。その点についていかがでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課主幹の石井です。

委員おっしゃるとおり、入院分について通院分並みに件数が減るというのはおかしいというのはごもっともな意見ではあるんですが、入院分につきましても、緊急性を伴うものかどうかという疾病ですとか病気というものもありますし、中にはもう少し様子を見て半年先、１年先、２年先まで引っ張れるようなものも内容としてはあるものじゃないかなというふうには考えておりまして、それ以上に入院分について医療費事業として分析したというものはございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

私もちょっと考えてみたんですけれども、今回新型コロナウイルスということで、対策を個人個人がしっかりと取っているというところにも原因があるんではないかなと思うんですね。

例えばマスクをしている人が増えた。それから、手洗いをしっかりしている。消毒もしっかりする。３密を避けるという、そういう生活環境というんですか、その変化によって、やっぱり病気にかかる方が軽症で済む。要するに重症化しないで、その前の段階で治まってしまうという可能性も出てきたのではないかなということで、その辺でやっぱり新型コロナウイルスに対しての教訓というか、そこで少し皆さんの考え方がしっかりとしてきたんではないかなと、その辺のことも考えたんです

ね。ですから、これからもやはりこういう感染症とかウイルスに対する対策というものをしっかり取っていくという、そういう考え方が維持されていけば、これからもこういう医療費とか抑えられていくのではないかなと私は思うんですが、その辺のことを考えながら、これからもそういうレベルをしっかりと保っていただくような事業をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。幾つか質問させていただきます。

最初に決算書100ページ、説明書125ページ、学童保育事業でございます。この委託料です。

かえで児童クラブ1,499万8,000円、宮代町学童保育所指定管理料１億380万円となっていますが、この説明の違いと、国と町の補助及び負担金などの考え方というんですか、学童保育にやっているんだけれども、その補助金だとか負担金の考え方というのは違いがあるんですか。ちょっとその辺のところを一つは聞きたいと思います。

あと、学童保育の運営費についてお聞きしたい。どんな計算の下で運営費の計算となるのか。国基準、これも町基準の違いがあるのか。２つの学童がありますから、株式会社アンフィニとかえで児童クラブ。その辺のところのちょっと違いが分からないというか、補助の対象の違いというか、計算が同じなのかどうか。支給基準の、運営基準の違いとかあるのかどうか、一つお願いします。

それと、説明書126ページです。

ひとり親家庭等の医療費支給事業、この平均対象者は減って、同じところがありますけれども、１人当たりの支給額は155円になっていますよね。増えていますよね。単純に見ると、１人当たりの医療費が上がっているということは、そういうひとり親家庭の医療費というんですか、一人ひとりにあげているあれが高くなるわけですから、この病状が重たくなっているのかどうか。なぜ155円上がったのかどうか、その辺のところをお願いします。

あと、ひとり親対象者185人となっているんだけれども、これは支給対象者の全員の数なのか。ちょっと分からないんで、その辺のところをちょうど126ページの真ん中辺に書いてありますよね。支給対象者数何人、185人、支給総額が幾らと書いてあるんですけれども、支給対象者数というのは、これがひとり親家庭の当事者数は269人となっているんですけれども、その辺のところの行き違いというか、医療費は269人やったけれども、対象者数は185人なのかどうか、ちょっと分からない、その辺のところが。説明をお願いします。

それと、説明書の127ページです。

これも、民間保育所などの給食費補助金と、公営保育所との食費にかかる保護者負担なんですけれども、民間と公立とは差があるのかどうか。

また、幼稚園の副食費の支給の町の考え方、保育所と幼稚園の副食費の違いというんですか、その辺のところあるのかどうか、お願いしたいんですけれども。

こども医療費支給事業、説明書では122ページになります。

入院分が全てマイナス、これは前の人も説明聞きましたけれども、この辺のところの説明、令和元年度では１億円、令和２年度で8,556万円となって、決算で減った理由。コロナ禍だということは言っていましたけれども、重複になるかもしれないですけれども、もう一度これ、それだけの問題なのか、コロナ禍だけの問題なのか、その辺のところはもう一度お願いします。

あと、説明書の135ページですね。

中身136ページの子育て世帯への臨時特別給付金事業なんですけれども、施設などの利用ということで支給となっていますけれども、これはどういう内容なのか。利用料というのはどういう内容なのか、説明をお願いしたいと思います。

同ページで児童手当支給事業なんですが、支給対象者数と支給対象児童数が違う、この辺のところの説明。説明では、給付対象者児童数が342名並びに受給者数が402名、昨年より710万円減額となっているということで、数の違いが分からないんで、ちょっと支給対象者児童数と受給者数、この説明をお願いしたいと思います。

また、136ページの説明ですと、３歳児よりか中学生まで金額が違うけれども、全員に支給されている。なぜ全員に支給されているのに被用者と非被用者に区分されているのかどうか、ちょっとその辺のところが分からないという、その説明をお願いします。

あと、最後になりますけれども、説明書の136から139ページですが、保育所関連です。

各保育所の１人当たりの保育面積、定数が変わったと思うんですけれども、その辺のところで民間と公立で違いがあるのかどうか。それと、民間と公立保育園の１年間の経費の違いというのがあるのかどうか、その辺のところをできれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

初めにいただいたご質問、学童保育所の指定管理料の関係なんですけれども、昨年度から株式会社アンフィニのほうに町内３つの小学校の指定管理をやりまして、その指定管理料の違いということで、決算書の100ページの学童保育所運営事業の委託料ですね。こちらをごらんいただきますと、かえで児童クラブ指定管理料が1,499万8,080円、宮代町学童保育所指定管理料、こちらが１億380万円となっております。

こちらの違いなんですけれども、かえで児童クラブのほうにつきましては、指定管理料1,499万8,080円に、あと、ほかに指定管理者の収入といたしまして学童保育の保育料のほうが525万7,280円入っておりまして、合計すると2,025万5,360円がかえで児童クラブの運営費になります。

株式会社アンフィニのほうなんですけれども、１億380万円が、こちらは学童保育料も町が徴収しておりますので、それも込み込みの金額という形になります。したがいまして、指定管理料だけじゃなくて、保育料も合わせて比較しますと、繰り返しになりますけれども、かえで児童クラブのほうが2,025万5,360円、これに対して株式会社アンフィニのほうが１億380万円、この比較が指定管理者の収入、学童保育所の運営費になります。

この金額の違いなんですけれども、受け持っている学童保育所の数も違いますのであれですけれども、かえで児童クラブは令和２年度２クラスですね。株式会社アンフィニのほうは３つの小学校、全部合わせて10クラスを見ております。

先ほどの金額とクラス数を割り戻しますと、かえで児童クラブのほうが１クラス当たりの運営費でいくと1,000万ちょっとで、株式会社アンフィニのほうも１クラス当たりにすると1,000万ちょっとということで、ほぼ同じくらいになるものでございます。

補助金とか考え方、違いというものは、補助金は町が国・県に対して要望して、町のほうで歳入、入るもので、それが指定管理料の原資になってく

る部分でございますので、そこについてはそれぞれの学童で大きな違いはないというものでございます。

○委員長（丸藤栄一君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

ひとり親医療費の１件当たりの支給額の変化について、まずお答え申し上げます。

こちらは、ひとり親医療費の場合は、その年において対象者がかかった医療によってやはり単価が変わってまいりまして、また対象者の数が子供医療費よりは少ないため、ちょっとした医療費の変化がこちらの１件当たりの支給額に影響が出ているものでございます。

例えば、平成30年度から令和元年度のときも279円減となっておりまして、これが令和元年度から令和２年度においては155円の変化がある、増となっておりますのが、これもやはり１回当たりのかかった医療によって、毎年ちょっと変化が生じてきているものでございます。

対象者は、下の新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、ひとり親家庭と医療費受給世帯に対し、臨時特別給付金を支給させていただいたわけですが、こちらが185となっておりますが、こちらは世帯の数でございます。上のひとり親家庭の医療費につきましては、こちらは対象者数でございますので、子供と親御さん両方入った数でございますので、数に違いが生じているものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

児童福祉対策事業、説明書で126ページ、決算書ですと102ページの関係について答弁させていただきます。

説明書の127ページの一番上の民間保育所等補助金につきまして、民間と公立の違いはあるのかというご質問なんですけれども、こちら、民間保育所等補助金ということで、民間保育所が行う新型コロナウイルス感染症対策の経費を助成させていただいたものでございまして、こちらは全部、民間保育所に対する、百間保育園、本田保育園、姫宮保育園、あとカインド・ナーサリー２園に対する補助金でございます。

こちらは民間保育所に対するものなんですけれども、公立との違いはということで、新型コロナウイルス対策につきましては、お金の出し方は違う部分はあるんですけれども、感染症対策ということで、宮代町におきましては公立、民間保育所、同じように支援を、対策のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、副食費の給付費補助金の関係なんですけれども、こちらは保育園の給食、副食費の一部を免除させていただく制度なんですけれども、対象が年収360万円未満の世帯と、あとは所得に関係なく第３子以降の子供に対しまして月額4,500円を上限に給食費を免除させていただいているものでございます。これも公立と私立、特に関係なく、同じ制度で支援をさせていただいているものでございまして、令和３年度ですとおおむね40人程度の方が対象となってございます。

私からは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

こども医療費の入院分の減額についてでございますが、前段の委員にもご答弁させていただいて

おりますけれども、こちらにつきましては、やはりその時々の医療の内容によって変わってくる部分と、あと新型コロナウイルスのやはり影響がありまして、なかなかちょっとした病気ではお医者さんに行かなくなったということも影響が出ているものであるというふうには分析しております。

入院分につきましては、本当に１件当たりの額が大変大きく変わりまして、やはり重たい病気にかかりますと大変高額な医療費を必要としたり、あとちょっとした軽いけがで１日入院していきなさいという程度ですと、医療費がそれほどかからなかったりする場合もございまして、これもやはり年によって大分その内容に差があるものというふうに考えております。このため、金額等は大きく変化が、ある程度の変化があるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課主幹の石井です。

成果書で言いますところの135ページ、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に関する質問なんですが、こちらの事業につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症の国の緊急経済対策としまして、児童手当を受給している世帯に対して、その対象児童１人当たり１万円上乗せして給付する臨時特別の措置の事業でございます。

支給総額につきましては、支給対象者数が2,318名、支給対象児童数については3,827人、支給総額につきましては3,827万円という実績でございます。

続きまして、成果書136ページの児童手当支給事業に関する質問に対してお答え申し上げます。

表にあるとおり、延べ児童数というのにつきましては、令和２年度４万838人というふうに計上してありますが、こちらにつきましては、１人の児童が１年間通して何月分の児童手当を受給したかの合計の延べ数でございます。単純に申し上げますと、４万838人を12で割った数字がおおよその対象児童数に当たります。

続く、延べ受給者数につきましては、こちらは受給する方、いわゆる親御さんの人数でありまして、親御さんの人数の１年間を通した月数の合計でありまして、例えばこちらの２万5,297人と計上してあるんですが、こちらを１年間12か月で割った数字がおおよその対象世帯数に当たります。

続く、なぜ被用者と非被用者という区分の分け方をしているかというご質問なんですが、こちらにつきましては、児童手当の支給事業については、国・県の補助事業プラス町の単費を合わせましてやっておる事業でございまして、被用者、いわゆる厚生年金加入者が被用者と言われている方なんですが、こちらの世帯に対する児童手当につく補助率と、非被用者、いわゆる厚生年金加入者以外の世帯に対する児童手当の支給に対する補助率が大きく違うものですから、内訳としてこういう書き方をさせていただいた次第であります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

先ほどの山下委員からの８番目のご質問にお答えさせていただきます。

保育所の面積要件に、民間、公立の差があるのかというところですが、そちらは国の基準でゼロ・１歳児は3.3平米、２歳児、３歳児、４、５歳児は1.9平米というところの基準がありますので、ここは民間、公立同じです。なんですが、年

齢を何人受け入れるかというところで、職員の配置、最低基準も決まっておりますが、公立では最低基準というところで、例えばゼロ歳児は３対１、３人に対して職員が１人というふうになっていますが、私立ではそれぞれ規程を設けているというふうになっております。

そのような差から経費の差というのも出てくるかなと思いますが、先ほどのご質問は、経費の差というのは１園ずつの運営の経費というところで、そのような職員の配置ですとか園の規模、あとは事業を保育園だけではなくて、一時保育ですとか、私たち公立だと病児保育、療育事業等、複数やっていると、またそこの経費が変わってくるというふうになっております。

給料の形態につきましても、公立は町のほうでの規程になっていますが、民間さんのほうが私では、ごめんなさい、分からないんですが、そのような差が出てくるかと思われます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

学童の問題で、これは説明書では125ページ、決算書では100ページなんですけれども、いろいろとかえで児童クラブと何か違うような、大きな違いはないという説明なんですけれども、ちょっと聞いた話なんですけれども、受け止め方の違いなのかどうか分かりませんけれども、何かこうに言っても国の基準とあれと合わないんだよねというんで、そういう話をしている人もいます。

その辺のところを、ただ、今、子供を育てるのにこういうのが必要だ、あと賃金の基準はこうなんだという基準がちょっと違うような感じがするんですけれども、町の基準と国の基準、賃金だけでも結構ですので、その決め方の基準というんですか、それに対しての補助だと思うんですけれども、その辺のところが違いがあるのかどうか、国の基準の考え方と町の基準の考え方の違いというのが。指定管理の違いというのがあるのかどうか。町のほうの考え方とね。その辺のところがちょっとお聞きしたいなと思っているんですよ。

あと、１人当たりの症状によって、これは分かりました。医療によっては単価が違うということでは、分かりました。ただ、コロナ禍で今抑えられているというのもあるかとは思うんだけれども、多分それが抑えられて、重症化なってからじゃ遅いと思っているんですよ。その辺のところもやっぱり把握しておく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ医療費の低減のためにも、やっぱり重症化してからじゃ遅いということで、よろしくお願いしたいなと思っております。

それから、副食費のことなんですけれども、360万円以下の収入の人ということだったと思うんですけれども、これも公立も私立も同じということで受け止めてもよろしいんですか。副食費の基準というんですか、これ以上の人は手当はつくよ、これ以下は補助金はつかないよという、あれは公立も私立も同じだということで、分かりました。

子供の医療費も、これもさっき言ったひとり親家庭の基準と同じということですね。

あと、児童手当、この世帯数、児童手当の全員にこれは一応渡しているんですよね。ちょっとこの被用者と非被用者の、厚生年金に入っている人と、それ以外の方ということで今聞いたんだけれども、その辺の違いによって世帯数が変わってきているということは、非被用者というのは、これは例えば厚生年金じゃなかったら、一般の例えば国民年金ですか、そっちのほうに入っている人ということで。国民健康保険か年金か、年金のほうですよね、たしか。基金ですからね。そっちに入

っている方ということで、大ざっぱでよろしいということですね。分かりました。

それ以外にはないですよね、国民年金のほかに。

そのほかにはありませんか。お答えください、後で。

それと保育所の面積、問題は、これは国基準でやられているということで了解をいたしました。

ただ、私立との差としてゼロ歳以上は３人に１人ということなんですけれども、こういうことは４人に１人というところもあるんですか。そういうの、増えているところが。それとも、下がっているんですか、私立の場合は。何か差があるということで言っていましたけれども、その辺のところが具体的にどうなっているのか、説明をお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時３７分

再開　午後　２時５０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山下委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

まず、１点目の学童保育の賃金の関係でございますが、こちらは指定管理者によりまして賃金が若干異なってまいります。学童保育の運営費につきましては、やはり人件費の割合が大変大きくなってきますので、こちらの賃金の違いが指定管理者によって多少違いは出てまいります。その他、事業費なども、例えば教室を行ったとか、こういった場合は、その分の経費が当然乗っかってくるわけでございますけれども、ただ人件費につきましては、公立の公設公営の学童保育を指定管理制度に移行するときに、既に指定管理制度になっておりましたかえで児童クラブの賃金を参考にさせていただいて、そのとき設定させていただいております。

基準が特にあるわけじゃないんですけれども、逆に町のほうから、町の公設公営をかえで児童クラブの賃金水準に近づけたというのが実際のこれまでの経緯でございます。この辺で、若干違いは出ているものかなというふうには考えられます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課主幹の石井です。山下委員の再質問につきましてお答え申し上げます。

成果書の136ページの児童手当支給事業、表中の被用者及び非被用者につきまして説明させていただきます。

被用者につきましては、先ほど申し上げたとおり厚生年金、基金ではありません、厚生年金です。厚生年金というものに加入している受給者で、非被用者というのは厚生年金に加入されていない方、一般的には国民年金に加入されている方ですとか、年金未加入の方が該当します。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

保育所の基準につきましてのご質問でございますが、こちら人員配置基準でございます。

ゼロ歳児は３対１、１・２歳児は６対１といったような基準がございますが、こちらは最低基準になっておりますので、例えば民間であっても公立であっても、ゼロ歳児を４対１で見ることはできません。ただし、もっと手厚くするといった意味で、例えば２対１とかにすることは当然可能でございまして、特に１歳児とか、１・２歳児が６対１という基準になっているんですけれども、これを４対１にしたときには民間の場合は補助金が出ますので、そういったことを活用して手厚い保育をしていただく意味では、その基準よりも保育士を多く配置するといったことは、民間でも公立でも可能でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

学童保育の賃金、かえで児童クラブを参考にして町の基準を、基準というわけじゃないんですけれども、参考にしたということで分かりましたけれども、これはやっぱり町には基準がないということなんですね、じゃ逆に言うと。そういう賃金決めるときの。そういうことでよろしいんですね、受け止めて。基準はありませんけれどもということで、私はそうやって受け止めてよろしいですね、じゃ。また答えてください。

それと、児童手当、厚生年金基金以外ということなんですけれども、被用者と非被用者、これで見ると、非被用者、かなり減っているような感じ、金額的にですよ、支給分が。これは減ったということを意味してよろしいですか、人数が。かなり減っちゃっているという感じがするんだけれども。被用者は増えているんだよね、支給総額で。非被用者は減っている、金額でですよ。増減だけで見ると。どうやって受け止めていいのか、ちょっと分からないんだけれども、これ、もう一度、この辺のところ説明をお願いします。

この２点だけですね。

あとは、もう一点は保育所の問題で、民間の場合は、基準を例えば３分の１だとそれを４分の１にしてもいいよと、よくするんだったらいいですよという、最低の基準であって増やしていくんだと。民間ができて、これは公立もそういう考えでやっているんでしょうか。その辺のところだけ。その３つだけ、じゃ最後にお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課主幹の石井です。

支給総額が、全体から見ますと、令和元年度に比べて710万5,000円減額になっています。その内訳として、被用者である厚生年金加入者による受給者は59万円増えているんですが、非被用者である方は対前年度比769万5,000円減っているという結果です。これの合計が、何度も申し上げますけれども、支給総額が前年度比マイナス710万5,000円ということになりまして、これは児童手当の受給者の構成世帯をただ単に表しているだけで、被用者が増えて非被用者が大幅に減ったというものは、あくまでも構成率の違いであって、特段大きな理由はありません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

学童保育所の賃金基準の件でございますが、町の確かに基準というものはございません。あくまで適切な基準、適切な賃金を設定するときにおいて、他の自治体やまたほかの、今回で言えば、かえで児童クラブの賃金を参考にさせていただいた

ものでございます。

ただし、処遇改善加算などの補助金をもらうときにつきましては、こちらは国の補助基準というものはございます。こちらの基準よりも超えているか超えていないかとかというところは、補助金の加算等に計算するときはこういったところを目安とさせていただくものでございます。

次に、保育所の人員配置基準の関係でございますが、民間には補助金があって手厚くできて、公立はどうなのかという点でございますが、公立はちょっと補助金はもらえないんですけれども、ただし保育の質を向上させるという意味では、やはり保育士を手厚く配置するというのは必要でございますので、実際には、例えば３歳児が20対１、４歳・５歳児が30対１という基準になっておりますけれども、実際には２人以上の保育士を配置して、手厚い保育、質の高い保育を行えるように配置はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。よろしくお願いします。

３点お願いします。

前段の委員さんと重なるところあるんですが、１問目は、決算書100ページ、説明書が125ページ、学童保育所に関してです。

株式会社アンフィニに指定管理をされているんですけれども、私もよく指導員の方とか保護者の方に相談されるんですが、株式会社アンフィニに委託したということで、建物に関してとか、使い勝手とか、いろいろ問題が出てきたときに、指定管理者である株式会社アンフィニがどこまでやるのかとか、あと町に頼む、そこの基準というのがあると思うんですが、ちょっとそれがまだこの１年、なかなかできていない気がするんですね。そこのところどうなっているのか、お聞きいたします。

それと、やっぱり私もちょっと指導員に関してなんですが、前は町が採用していましたけれども、今株式会社アンフィニが採用しているので、指導員さんを、やっぱり学童保育って学校から帰ってきて、お家に帰る前の第二の家庭ということで、家庭という雰囲気なんでしょうけれども、家庭ってしつけもしますから、そういう面では株式会社アンフィニの持つ学童保育の指導員さんのここまでやってほしいというものが何かあると思うんですが、私もちょっと見に行くと、指導員さんによって全然違ったりもするんですね。先ほど楽しいとか、行きたくないとか、そういう理由にもやっぱり指導者のこともいっぱい理由があると思うんですけれども、自分にとって厳しい人は多分楽しくない。優しく何にも言わなければ優しくていいとかなることも、子供にとってはあったりすると思うんですが、その指導員さんの基準、きちんとここまでを教えるというのが株式会社アンフィニにきちっとあるのか、それが町と話合いができているのか、お聞きします。

あと、駐車場の件、さっきアンケートでもあったと言って、私のほうも要望出したりしていたんですが、新しい村のほうの駐車場はやっぱり皆さん使わないということと、あと、あそこ暗いんですよね。外灯が欲しいという要望が何か出ていた気がするんですが、本当に真っ暗なんで、もう10月もだんだんなっていくと暗くなってきますので、その辺、要望が届いているのか。それとも、防犯灯１つあると、明るさがあれば、やっぱり暗いから怖いといって使わないと、保護者の方にも聞いたんですね。なので、その辺、防犯灯、来年度とかじゃなくても、今年つけてくれるといいんです

けれども、何かその辺、考えをお聞きします。

２つ目は、子育てサロンの話なんですが、私もこの99万円、決算書104ページ、説明書46ページなんですが、地域子育てサロン実施業務委託料99万円というのを先ほどご説明いろいろ、準備段階があったとかと聞いたんですが、地域交流サロン、健康介護課のほうの事業を見てみると57万円なんですよね。それで、一概に金額では言えないんですが、28団体たしかあって、２団体が今休眠というか、実際ほとんどの団体が新型コロナでやっていないんですけれども、５団体ぐらいがやっていて、結局、予算が57万円で決算が２万7,698円なんですね。それだけの団体やっても57万円の予算なのに、この99万円って非常に高い。あと、ウェブサイト運営管理委託料とかもあるんですが、子育てのウェブサイトも私も見せてもらって、なかなかすごくよくできてはいるんですが、これだけのお金をかける必要があるのか。町からいずれ手を離れてその人たちがというんだったら、今、子育て広場に来ているお母さんたちがいっぱいグループをつくって、いろんなところで話をしていって、実践みたいなので使って、この99万円って実際非常に高く感じるんですが、そのところ、もう一度お願いいたします。

あと、３点目なんですが、ちょっとこれは予算に直接関係ないかもしれないんですが、今、保育園のほうが大変な新型コロナの状況で、休園のところも全国的に増えているんです。これからちょっとミュー株とかいろいろ出てきているので、その点、学童保育と保育園と子供に感染しちゃったりした場合の対応というのは、うちの町はすぐ対応どうするのか、どう考えているのか。保育園と学童保育所についてお聞きします。

指定管理者が入っているので、意向とか、どういうふうに考え方とか、町の方向ですぐ何とか休園にはなかなかしてほしくないという意見もたくさんあるんでしょうけれども、どういうふうにしていくのかをお聞きします。

以上、３点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

最初にいただいたご質問、学童保育所に関する部分ですね。

株式会社アンフィニの修繕工事とか、そういった施設に不具合が生じたときの費用分担の考え方、基準についてなんですけれども、こちらにつきましては、指定管理の基本協定、あるいは業務要求水準書におきまして、一応一つの基準というか、ルールが決められておりまして、１件当たり５万円未満の工事については指定管理者がやる、それ以上については町が見るというのが一つ基準がございます。

なので、いろんな形で修繕の工事の必要が発生するんですけれども、その基準に基づきまして、一つの線をそこで引いて費用分担を協議していると。ただ、１件の捉え方というのもケース・バイ・ケースで違ったりとかありますので、そこは協議をしながら、５万円の工事が10件も20件も続いてしまえば指定管理者の負担が大きくなりますので、そういったところは協議をしながら対応していくというのが基本的な町の考え方でございます。

続きまして、指導員の保育に当たっての対応、スタンスといったところなんですけれども、株式会社アンフィニが指定管理者の応募、提案をしていただいたときに、保育の方針が会社としてのというのが、一つの方針が当然ございますけれども、じゃ個々の指導員の保育に対する姿勢とか、実際

の対応については、株式会社アンフィニも指導員を雇用したときに初任者研修ということで最低限の研修を設けておりますし、株式会社アンフィニの中でも職員、放課後児童支援員という学童保育の支援員の資格、公的な認証を受けている、研修を受けて資格を取った職員の方も結構いらっしゃいますので、こうあるべきだというのは、当然一定のラインはあると思いますけれども、個々の職員の個性というか、そういった部分も当然あると思います。なので、そこで相性が合う、合わないもあるでしょうし、人によって言葉遣いがちょっとラフだったりとかというのもあると思いますがが、そこはあまりにも目に余ったりとか、保護者の方、子供によくない影響があるような場合には、町のほうからもそこは適切に指導、改善させていただきたいと考えております。

新しい村の池の横の駐車場の件につきましては、ご指摘ありがとうございました。現場も確認させていただきまして、対応について検討させていただきたいと思います。

続きまして、地域子育てサロンの関係なんですけれども、99万円は高いということで、先ほど健康介護課の地域交流サロンの話、例示でいただいたんですけれども、同じじゃないと委員さんもおっしゃっていただいたので、同じではなくて、地域交流サロンは私も担当じゃないので詳しいことは分かりませんけれども、母体が自治会であったりとか、そういった部分がもう既にあるというところで、地域の中でいったらまとまりがもうできているというところで運用されていると。なんで、個々のもう出来上がったグループを束ねているというような部分があるのかなと思うんですけれども、今回ゼロからの部分で、人材の発掘とか、そういったところをお願いしているという部分が一つ大きな違いなのかなと考えております。

具体的な99万円の内訳について説明をさせていただきますと、大きな項目は地域子育てサロンの開催ということになっておりまして、その内訳は資料の作成、企画書、募集申込書とか、そういったものの資料を作成するのに６万円、地域子育てサロン開催店舗の、サロンを開催させていただく店舗の募集とか、どういうふうに募集していくかという企画とか、店舗との調整とか、そういった部分で６回分ということで30万円、人が足で稼いだり、お話を調整にしに行ったりとか、そういったところでのものですね。あと、実際のサロンの実施、講師料、講師アシスタント業務、備品購入、そういったところですね。サロンを実際にやるに当たって講師の方を呼んだりとか、あと一時保育をやっていただくサポートの方もお願いしたりとか、そういったこともしています。あとはフライヤー、ポスターの作成経費ですね。作成、デザインから印刷まで含めてということで、合わせて14万円ほど、そういったところが主な内容となっておりまして、人づくりというか、そういったところになってくる事業なのかなというところで、高いと言われれば高いのかもしれないし、そこは我々もちょっとあの金額が適正かどうかというところは、常にそこは意識をしっかり持ちながら考えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

保育園及び学童保育で新型コロナが発生した場合の対応でございますけれども、昨今では本当に新型コロナにかかる方が残念ながらちょっと増加しているような感じでございまして、保育園、学童も今までも何例か発生しております。そのとき

には、まずはやはり町としては医療的な判断ができませんから、保健所とまず連携をして指示を受けるということが重要になってくるかなと思います。

これによって閉所閉園するべきか、閉所閉園したとしたらどのくらいの期間にするべきか、それとも感染の危険性がないので、そのまま例えば消毒して開園するかといった判断は、基本的には保健所の話を聞きながら、最終的に町として判断している状況でございます。

何日間か、今までもちょっと閉所、保育園はやはりちょっと休みにしたこともあるんですけれども、おかげさまで何とか長期間の閉園閉所は、公立の場合せずに済んではおります。ただ、ちょっと民間において、先日１週間程度、やはりどうしても閉所が必要になった事例もございます。このときも保健所と連携しながら、本当になるべく保育については提供していきたいという町としての考えもありますところから、なるべく最小限にしたいということで、保健所と調整を取りながら実施している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

１点目の学童保育所に関しまして、多分、副所長さんとかは株式会社アンフィニが雇っているんだと思うんですけれども、そこと指導員さんとの情報、だから、やっぱり町に言うべきことは株式会社アンフィニがきちっと言うというところがちょっとできていないみたいなところもちょっと感じている部分もあるので、株式会社アンフィニは指定管理でしっかりやっていただくという面では、町に情報をどんどん上げていただくというような、しっかり体制を取ってほしいなという感じをしています。

それで、指導員さん一生懸命なのが、子供にとって一生懸命過ぎちゃうところに見えたりとか、やっぱりありますけれども、第二の家庭ということで、学校からの終わった緊張感とか何か、でも、ある程度きちっと家庭でもすることはするとか、何かそこを指導員さんも子供さんも楽しくとか、できるようなのをもうちょっと、株式会社アンフィニが入ったことでよくなったことはたくさんあると思うので、そういうところをしっかりと打合せしてやっていただきたいと思います。

あと、先ほどの子育てサロンなんですけれども、アンカルク株式会社、町の事業、非常に積極的にたくさん関わっていただいていますよね。定住促進から、この「みやしろで育てよっ」も私も見せていただいたり、新しい村もそうだし、いろんなことに関わってくださっているんですけれども、このアンカルク株式会社がコーディネーターになったというのは、何か理由があるのか。宮代で子育てをしようというところで作ってくださっているので、その関係かなと思いますけれども、専門的に関与するという感じでこの金額になっているのかなというところがありますので、なぜアンカルク株式会社がコーディネーターをやっているかというところをちょっと分かるようにお答え願います。

あと、保育園と学童は保健所と連携ということなんですけれども、多分、保育園のことで吉田主幹にお聞きしますけれども、多分、一生懸命気をつけていらっしゃると思いますけれども、これだけ感染が広がってくると、さらに気をつけるところで、マスクを外さないとか、今問題になっているのは、表情が見えないからマスクを外したりとか、保育士さんにすると、お食事の時間とか気を遣ったりするんですけれども、その辺すごい気をつけているところ、ちょっとお聞かせ願います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

地域子育てサロンのアンカルク株式会社への委託理由についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、１社随意契約、匿名指定の契約で、アンカルク株式会社のほうに委託をさせていただいております。

その理由につきましては、委員さんおっしゃられた部分と重なるんですけれども、平成29年度から子育てに関するポータルサイト、情報サイト、「みやしろで育てよっ」の管理運営をやっていただいているという実績もございまして、あと同時に、同じくインターネットのほうで「宮代で働こっ」とか「みやしろで暮らそっ」というサイトも運営しておりまして、町内に関する情報、特に店舗、町内のお店との情報にも精通していると、お店との関係も持っているというところで、地域子育てサロンを各地域のお店を拠点にしてやっていこうとしたときに、そのアンカルク株式会社が持っているお店とのパイプ、お店に関する情報を生かしていけたらなと、そういったところも狙いとしてさせていただいたことで、１社随意契約とさせていただいているものでございます。

○委員長（丸藤栄一君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹、吉田です。

新型コロナ対策についての保育園での状況をお伝えさせていただきます。

お言葉いただいたとおり、どこまでやれば完全なものになるのかというところを日々、保育園でも模索しながら行っております。

本当に基本的なマスク、職員は全体的につけておりますが、やはりその中で表情で、小さい子は特にどういうふうに表情を認識していくんだろう、それが成長していく上でどんな影響が出てきてしまうのかなというところは、統計が取れていないところなので心配するところではありますが、やはりそこはもう見える部分とか雰囲気で伝えるようにはしております。

園児につきましては、３歳児以上は基本的には室内ではつけるというふうにはしておりますが、やはり熱中症の心配というところもあります。顔色をどういうふうに見ていくかというところもありますので、そこは場面によっては外したりというふうにもしております。

あとはもう各ご家庭において、まずはお子さんの健康観察を必ずしてきていただく、保護者の方にもお願いはしております。

保育園への立入りというところで、町立の国納保育園につきましては、施設の環境上、玄関でお預かりすることが可能ですので、そこでお預かりをしているので、保護者の方はもう１年近く保育園への立入りができていない状態ではあります。ですが、その分、保育園での内容をお伝えするようには心がけております。

みやしろ保育園では、やはり施設の環境上、玄関でお預かりというのが難しいので、保育室には立ち入らないで、廊下まで入ってきていただくというところを徹底していただいております。

あとは、行事の開催につきましても、保護者の方を制限したりだとか、年齢を制限したりだとか、本来だったら、例えば運動会はみんなで、全園児でわいわい楽しめたところを、各年齢ごとに分けてその様子をとにかく見ていただくという機会を設けるということで行っておりますが、今回も10月に開催する予定ですが、緊急事態宣言が長くなったことで、その影響がどういうふうに行事開催に出てくるかなというところは、民間保育園さん

とも状況を伺って、やはり同じように悩んでいるというところを確認したところです。

あとは、給食につきまして、やはり職員もそこはマスクを外すというところで、本来だったら一緒に食べられるところを別の席で黙食というところを徹底してはおります。

そういうところ、制限はありますが、それ以外でやはり子供たちに保育園の生活を楽しんだり、人との関わりというところは知らせていきたいところなので、そこも工夫をしながら行っている次第です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ご丁寧にありがとうございました。

こんな中なので、ご注意していただいていて、安心しました。よろしくお願いします。

このアンカルク株式会社に関してなんですが、すごく一生懸命やってくださっているのは決算書見てもすごく分かるんですけれども、すごくたくさんやっていただいているんですが、監査委員からこれだけ委託していて何か指摘とかはないんでしょうかね。かなりやっていただいていて、町のためになっているとは思うんですけれども、これだけお願いしていてどうなのかなと思うのがちょっと、あ、こんなにやっていて、私もちょっと会社自体をよく細かく知らないんですけれども、こんなにいっぱいやれる人数がいてされているのかなというのがあって、町の広報紙もずっと同じものをやっていて、監査委員からちょっと指摘が入ったということを聞いたので、こういうところは監査委員から指摘が入らなかったか、お聞きします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

アンカルク株式会社がいっぱいやり過ぎだというところなんですけれども、確かにおっしゃるとおり、いっぱい事業を請け負っているなという、私も印象としてありますけれども、まず監査委員からそういう指摘は受けてございません。

あとは、うちのほうから依頼している事業、地域子育てサロンについては先ほどお話ししましたけれども、併せて「みやしろで育てよっ」のほうにつきましても、ウェブサイトの見直しとか、そういったところも閲覧している方にアンケートを取って、こういうところを改善していかなきゃいけないよねとか、あとは地域子育てサロンのＰＲも含めた連携みたいなところは、ページの改善というところも今進めているところでございますので、そういったところで町として期待している業務はやっていただけていると、そのように捉えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

子育て支援課で、新型コロナの対策ということで様々な備品だとか、また消耗品、需用費、いろいろ予算がどんどん変わっていったんですが、基本的に最初の当初予算からについてお伺いします。

102ページなんですが、負担金、補助及び交付金というところがございますが、ここで令和２年度の取組として、保育士確保のための補助金というか、そういうものが計上されていたと思うんですが、その貸付け、それは新規ということで令和２年あったんですが、その実績というのがどうなったのか、県のほうがあんまりあれだったのか、その辺についてお伺いします。それが102ページ

です。

それから、もう一つ、令和２年度、106ページ、ファミリーサポートセンターですね。

これもひとり親家庭は半額にしますよというのが令和２年度の新しい打ち出しだったかと思うんですが、新型コロナ対策ということで、ひとり親には様々な給付が入ったりしているので、このファミリーサポート、ひとり親支援事業補助金というのがあんまり周知されていないのか、使われなかったのか。その辺の評価というのはどんなふうなのか、お伺いします。

それから、110ページ、みやしろ保育所運営事業の報償費の病児・病後児保育協力というところなんです。成果書137ページの病児保育・病後児保育の実施、これも令和２年度から病児保育始めますよという新規が入っているんですが、これが普通の病後児も少ないというか、７名ということなんで、この辺についてちょっとお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

１点目の保育士の確保のための支度金の関係、こちらにつきましては、令和２年度は申請がありませんでしたので、実績もなしという形になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

ファミリーサポートセンターのひとり親家庭支援事業でございますが、こちらは１か月当たりの利用料が5,000円を上限として２分の１ということで助成をさせていただいているところでございますが、ちょっと思ったより利用実績が伸びていない状況はあるかなとは思います。

やはりもっと町としてもＰＲをしていきたいなというふうには考えているところでございますが、なかなかひとり親の方がファミリーサポートの利用にまだ至っていない状況もあるのかなというところは考えられるところでございますので、さらに一層、制度自体の利用が拡大できるようにしてまいりたいとは考えております。

ただし、ちょっと新型コロナの影響もございまして、やはり学童とか保育園の若干登園控えとか、こういったところも、実際、全体的な利用実績としては影響しているところでございますので、こういったところも含めて、さらにサービスについては推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹、吉田です。

３点目にご質問いただきました病児・病後児保育報酬費の件なんですが、そちらは六花と協定を結びました。その協定内容といたしましては、指導助言ということで、施設運営に関してですとか、利用時の入室の判断、あとは保育中の健康管理、もしも体調が変わった場合、そういう場合の相談と緊急時の対応ということで、このような内容で協定を結んでおります。

昨年の令和２年度の病児・病後児の利用数が７名というところで、これは全て病後児利用になっております。

昨年は、７月までは利用に制限をかけさせていただいていました。やはり新型コロナの状況が今よりも分からない状況というところがありましたので、病後児のけが、外傷の方のみ利用ができま

すということでご案内をしておりました。７月以降からは通常の利用ができますよというふうにはご案内したのですが、その中でもきちんとお医者さんにもちろんかかっていただいて、感染症の疑いのない方というところで周知はさせていただきました。

保育園のほうでも感染対策がしっかりされていることと、あとはちょっと体調が悪ければ自宅で安静を図るとかというところが徹底されていたこともあって、体調を崩すお子さんが保育園を見渡しても本当に少ない年でした、昨年は。そういうこともあっての利用の少なさというのはあったのかなというふうに思っております。

今年の参考までに利用状況なんですが、病児の利用で今、９月までで11名のお子さんが利用していただいている状況です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

保育士確保の準備金というか、貸付け事業なんですが、申請がないというのは、どこに申請がなかったということなんでしょうか。

それから、ファミリーサポートについては、134ページには利用会員数、減は178名ですが、ひとり親家庭はファミリーサポートは使いにくいという現状が分かったということなんでしょうか。せっかく令和２年度、新規で半額にしますよという、そういう新しい政策を打ち出したんですけれども、それとは全然関係なく、新型コロナの関係でこういう形になったのか、もう一回お願いしたいと思います。

それから、病後児保育のときでも70人くらいいて、新型コロナの関係もあるかと思うんですが、病後児保育のときは看護師さんということで、もともと病後児保育も六花が関係していたということなのかどうか、ちょっとお伺いします。

少ないですよね。本当に今年、令和２年度病児保育しますよといったら、もう病後児保育もいなくなっちゃったみたいな、何かちょっとよく理解が、分からないんですけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

まず、新任保育士の就職支度の貸付事業でございますけれども、申請のほうは町でお受けします。ただし、その後、町から県社協に進達といいますか、町を経由して県社協に出しまして、そこで最終的に決定がされるものでございます。

続きまして、ファミリーサポートの利用についてでございますが、ひとり親家庭が利用しにくいのかという点でございますが、こちらは特にひとり親家庭だからといって利用がしにくいということはないものと認識しております。全体的に、やはり新型コロナの影響で早めの保育所や学童からの降所とか、そういったところを意識していただいている結果がちょっと実績となって現れているのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

ファミリーサポートセンターの利用実績が令和元年度と比べて少なくなった理由につきまして、ちょっと補足をさせていただきますと、学童保育所の閉所時間が、令和２年度に株式会社アンフィニなったことで夕方６時30分から７時に変わったといったところで、それまで学童のお迎えでお願いしていた会員さんがしなくて済むようになった

というところがすごく大きい要因だったというようにセンターの運営のほうから聞いております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹、吉田です。

病児・病後児保育の実績数についてお答えさせていただきます。

７名と数字となると本当に少なく、私たちも思うところではありますが、なぜかと申し上げますと、私が考える範囲では、こういう状況だと利用ができますかということでのお問合せも実際受けてはいないです。やはり新型コロナというところで、怪しければ、体調がもう不安であれば、まずは本当家庭で安静を図るというところが、そこが徹底できていて、社会的にも、お子さんを預ける環境的にも、そこは整っていたのかなというふうには考えております。

看護師は常駐で、病児・病後児担当の看護師は配置、もともと病後児のときからされております。六花との協定は、病児保育が令和２年10月から開始になったのですが、そこからの協定を結ぶということになっておりまして、病後児のときには協定は結んではおりません。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　令和２年度から保育士就職準備金貸付事業というのが新たに導入されて、それで申請がなかったというのはちょっと寂しいかなというか、新型コロナもあったんですけれども、やはりその辺、町が今年はこれやりますよと言って、県との共同というか、県の話なんですが、でも新卒の20万円貸付けということで、有利な保育士確保のためのということでやられて、令和２年ということで始まった事業ですので、やはりいないというのは寂しいというか、周知ですよね。どういう人々に周知をしたらいいのかというところも、ちょっと工夫していただきたいなと思います。

それから、ファミリーサポート、今年はひとり親をファミリーサポート半額にしますよと言ったけれども、予算はあんまり使っていなかったなと。１万幾らですから、新型コロナという状況だったから仕方がないのかなというふうに、これはしようがないと思います。

あと、病児保育と病後児保育なんですが、病後児、これも新型コロナですよね。得体の知れない感染症ということで、皆さんの受け止め方がしっかりしたということで、通常ではないということでこうなったというふうには思いたいと思いますが、ただ、病児保育に六花が入ったということで、病児保育室もしっかりと空気清浄機、それなりの備品を備えましたよね。逆に、病児保育というのが入ったがために縛りがきつくなるみたいな、そういうことのないよう、これから新型コロナがだんだん分かってきたので大丈夫と思うんですが、六花が入ってきた分、そこにあんまりきつくなったみたいなことになっちゃ、保育園に通わせている親御さんにとっては気の毒なので、その辺はちょっと注視していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　１点だけ質問します。

簡単な質問なんですけれども、決算書は106ページ、説明書は133、134ページですね。

これまで、あんまり出ていないんですけれども、この緊急サポート運営事業及びその次のファミリ

ーサポートセンター運営事業、それぞれ事業委託料が出ておりますけれども、52万8,000円と349万8,000円、この委託先をまず教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

まず、ファミリーサポートセンターの委託のほうの委託先は、姫宮にある特定非営利活動法人きらりびとみやしろになります。

緊急サポート事業の業務委託のほうは、特定非営利活動法人病児保育を作る会という組織となりまして、事務所が千葉県の船橋市でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　349万円、ファミリーサポート、これはきらりびとみやしろですね。

なぜ、これ出したかといいますと、まず緊急サポート運営事業というのは、サポートの会員数は増えているんですけれども、活動状況はゼロに近いんです。これはどう見ていらっしゃるんでしょうか。それ、聞いておきます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　子育て支援課副課長の田中です。

緊急サポート事業につきましては、令和２年度、説明書の133ページにございますとおり、預かりが１件ということで、合計１件というふうになっております。

前年度比でも合計で11件減っているという状況になっておりまして、原因につきましては、事業所のほうにもちょっと聞いてみたんですけれども、はっきりした原因自体は分からないという回答でしたけれども、実際の依頼と提供のプロセスを確認させていただきましたところ、依頼があったものの、あと提供する会員さんとのマッチングがうまくいかなくてというようなところで、実際にサポートに至らなかったものが数件あったということでございます。

要因につきましては、コロナ禍での外出控え、あるいは在宅勤務といったところが普及しているということもあるかと思います。あとは、先ほどもありましたけれども、ＰＲが足りていないという部分ももしかしたらあるかもしれないなと考えております。

あとは、すみません、ファミリーサポートと緊急サポートの優先度というか、まずはファミリーサポートを使っていただいて、本当に緊急の場合は緊急サポートを使っていただくという仕分けをしておりますので、緊急サポートのほうはもともと少なくて当然というようなところも担当としては捉えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　今の説明は納得できません。

要するに、先ほどおっしゃったように、子育て支援課の令和２年度の決算、これ需要と供給のマッチングができていませんね、正直言って。児童福祉総務費、これ子育て支援課がほとんどですよね。これ、支出は５億7,000万円。これは新型コロナ関連費用抜いて歳出が５億7,000万円です。総額の約５％、これ、子育て支援課の事業に充てられているわけです。

私は、これは少ないとは、あるいは多いとは、そういうふうに言っているわけじゃないんです。

最後にまずはファミリーサポートで、次に緊急の場合は緊急サポートで、何でこんな仕分けするんですか。一本でいいじゃないですか。

そのために、事業委託料が52万円と349万円、

これより少なくなっちゃいますよ、委託料は。何でこんなばらばらにするんですかね。分からない。

この５億円を使って子育ての支援を行ってこられて、なおかつ、何十年と言ったらちょっと語弊がありますけれども、依然として出生率が向上しない。それは、子育ての安心・安全にあるのか、これがやっぱり十分あれされてないからそうなるのか、あるいは、経済的要因がそうさせているのか、何がそうさせているのか、よく分からない。答えがなかなか出てこないんですよね。

ずっと子育て支援課の全ての事業を見させていただいてはいるんですけれども、宮代町に関しては、ほかの課も恐らくそうなんですが、事業の見直しというのをあんまりやっていないんですよ。ずっと続いているもの、そのまま引き継いでやると。確かに廃止事業もありますけれどもね。

子育ての場合は、全部国と県の支出金が出ていますよね、一事業を除いて。いわゆる独自財源で事業展開しているというのはあんまりないんです。だから、難しいというのは分かるんです、ひもつきだから、それぞれが。その点、副町長もよく検討いただいて、令和４年度のほうにあれしていただきたいかなと、そういうふうに思っております。

皆さん、職員の方、一生懸命やられているんですよね。どうしたら本当にこちらが用意したメニューに、たくさんの子育てに携わっている皆さんがやってきて、これを使っていただくということができるのか。単純なＰＲでは、なかなかやっぱりいかないと思います。やっぱり需要の分析が十分ではないのかなと、こういうふうに思って私の質問を終わります。副町長、よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。よろしくお願いいたします。

４年前の12月議会なんですけれども、新井町長になった初議会です。そこでお願いしたのは、町長選挙で応援してくれた業者さんにこれから税金をたくさん使うことをしないようにとくぎ刺したんです。ですから、結果を知りたい。

つまり榎本町長時代に、認定ＮＰＯ法人きらりびとみやしろ、アンカルク株式会社、株式会社深井建築設計事務所、幾らの税金が使われていたのか、４年間で。そして、新井町長の４年間では幾ら税金が使われたのか、それをちょっと比較したい。これ、課がまたがっていますけれども、全部の決算に関わることなんで、できましたら決算の採決の前までに数字をいただけたらと思います。今すぐ出ないでしょうから。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　休憩いたします。

休憩　午後　３時５３分

再開　午後　４時１０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

金子委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

それぞれの委託先の金額を申し上げます。

まず、ＮＰＯ法人きらりびとみやしろでございますが、こちらはファミリーサポート運営委託料として349万8,000円お支払しております。

また、アンカルク株式会社でございますが、こ

ちらは地域子育てサロン事業と子育て支援ウェブサイト運営委託費用としまして、合計で197万3,840円支出しております。

あと、株式会社深井建築設計事務所でございますが、こちらはいちょう分室賃貸料といたしまして、185万円を支出しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。よく分かりました。

そうしましたら、今回、新井町長の４年間の総決算でもありますので、令和２年度の決算を評価するためにも、やはり４年前、引き算すると2016年度の決算の数字も知りたいと思いますので、出していただけるんでしたら、決算委員会の採決前に出していただきたいと思います。

出していただけるかどうかだけ返事をお願いいたします。榎本町長の最後のとき、４年前。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

こちらの３社の支出につきまして、子育て支援課分の所管ということになりますが、資料をお作りしてご提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午後　４時１３分

再開　午後　４時２５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３３号の審査（健康介護課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課の審議をよろしくお願いいたします。

健康介護課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　皆様、こんにちは。健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　皆さん、こんにちは。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室主幹（野口延寿君）　こんにちは。健康増進室主幹の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護担当主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。１点質問をさせていただきます。

決算書の120ページ、成果書149ページの母子保健事業です。

こちらの中の訪問支援ということで、赤ちゃんの訪問という生後４か月までの全戸訪問事業ということなんですけれども、こちら、195人で全員ということでよろしいのでしょうか。

あと、この153ページの訪問支援という、これについても教えてください。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきましたご質問にお答え申し上げます。

説明書の153ページの赤ちゃん訪問事業、195件が全件かというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおりでございます。実際に訪問した方が195名と面接した方が１名ということでございます。

４か月までの全戸訪問事業でございますので、出生数とはまたずれてきてしまうというところでご理解いただきたいと思います。

その４か月児までのところでは196件の方々で、195件の方に実際の訪問と１名の方に面接をしたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

全員に訪問をしているということで、承知をいたしました。

あと、152ページの訪問支援ということなんですけれども、こちらのうちの赤ちゃんの訪問が195件と面接１件ということで、そのほかの訪問もあるという意味でよろしいんでしょうか。

この訪問というのは、どういうことで訪問されたのか、お伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問、成果書の152ページの訪問支援のところの新生児とか乳児というところの数のことかと思いますので、そちらにつきまして申し上げます。

こちらにつきましては、赤ちゃん訪問の時点で一度お会いして、その後で必要なことがあれば、またさらに訪問させていただいたりとかということで行っております。

また、乳児につきましては、実際にはこれ重複している部分もございますので、そちらもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

重複しているということで承知をいたしました。

幼児、小学生、妊産婦ということなんですけれども、こちらはどのようなことで訪問されたのか、もう一度詳しくお伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました説明書の152ページのご質問でございますけれども、幼児とか小学生につきましては、継続して支援する方々もいらっしゃいますので、そういう方々に訪問させていただいて支援を行ったりとかしているところでございます。

また、妊産婦の方におかれましても、母子健康手帳を発行した後に、いろいろな部分で不安を持たれていらっしゃる方々に対して対応させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

承知をいたしました。

こちらの訪問していただいている方は保健師さんということで、妊婦さんやお子さんのことで訪問して様子を見てくださっているということで、やっていただいていることで承知をいたしました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。２点質問させていただきます。

まず、１点目なんですけれども、決算書118ページ、説明書は146ページになります。

保健衛生総務事業の中で、献血推進事業になります。

この146ページの真ん中の表、こちらになるんですが、平成30年度では332件で、令和元年度では274件ということで、58件減っております。令和２年度は147件ということで、127件減っているということで、これはコロナ禍で日本工業大学のほうで何かやられていないということも反映していると思うんですが、だんだんと少なくなってきていると思うんですが、これについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

その中で、東部消防組合宮代消防署、春と冬、これ、令和元年度からやられていないんですけれども、なぜやらなくなったかを教えてください。

それと、２点目なんですが、決算書ですと120ページです。説明書は同じく146ページになります。

医療介護障がい者福祉分野への応援給付金についてお伺いいたします。

該当医療機関が30件で、介護施設が46件、その中で申請施設が28件と45件ということで、この該当施設から減っているというのはどういう内容で減ってしまったのか。それから、あとこの給付金というのはどのような形で払われているのかをお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました説明書の146ページ、まず献血事業でございますけれども、こちらにつきまして、日本工業大学さんのほう、数が減っているというところでございますけれども、こちらにつきましては大学さんと埼玉県日本赤十字血液センターも踏まえまして、授業とか一応効率がよいところで何とか確保できるようにという日程は組ませてはいただいているんですけれども、なかなかやはり増えてこないというところが現状でございます。

昨年度、令和２年度については、過去の失敗の部分を踏まえて、ちょっと日程のほう調整したところではあったんですが、先ほど委員さんのほうもおっしゃったようにコロナ禍ということで、ちょっと秋のほうの部分ができなかったというところになっておりますので、数のほうがまた少し増えていないという状況にあるということで、ご理解いただきたいと思います。

また、東部消防組合さんのほうなんですけれども、こちらにつきましては、平成30年度も１回目で７名で、２回目で３名ということで、バスのほう出したりとかというところも含めて、効率が非

常に悪いというところで、埼玉県日本赤十字血液センターのほうでちょっとこちらのほうは継続するのが難しいということでお話のほうがございましたので、了解させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

また、下の医療介護障がい福祉分野への応援給付金につきましては、一応、当該施設に関しては、施設に対してこういうことで給付金がございますというご案内のほうさせていただいて、ご希望する場合にはそのまま申請をしていただきたいということでお手紙のほう出させていただき、またそれに指定の口座というところも書かせていただいていますので、申請された方々というか、施設については、その指定された口座のほうに振り込まさせていただいているという状況にございます。

ですので、実際に30の医療機関に通知は出させていただいていますが、28しか来てないということで、残りの２つについてはどのような理由でこちらのほうに申請しなかったというところまでは、ちょっと理由までは把握していないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

献血なんですけれども、私も学生時代は、東京に行っているとき月に１回やっていたんですね。後で聞いたら、月１回やるのは体を壊してしまうとか言われて慌ててやめてしまったということもあったんですけれども、やはり献血というものは大事なことだと思っておりますので、町としてこの献血をやられるときに、どのような周知をされているかをお聞きいたします。

あと、２問目のほう、応援給付金のほうなんですけれども、この支給のやり方というんですか、一律ではないと思いますので、どのような分配方式で支給されたかをお聞きしていたわけなんですが、その点についてはお答えなかったと思うんですが。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました説明書の146ページでございますけれども、まず給付金の内訳でございますけれども、診療所に20万円、歯科診療所に10万円、保険医療機関について５万円というところでご理解いただきたいと思います。

献血のＰＲでございます。

こちらにつきましては、広報紙とホームページで周知のほう行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

そうしますと、大きなポスターか何かを町に貼り出すとか、庁舎内に貼り出すとか、そういうことは行ってはいないということですね。分かりました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　お願いいたします。

先ほど子育て支援課に伺ったんですけれども、お金をどういうふうに使われたかというのも大事ですけれども、どこに使ったかということも大事なことなので、認定ＮＰＯ法人きらりびとみやしろとアンカルク株式会社と株式会社深井建築設計事務所に令和２年度は幾ら払われたのか、それと４年前の2016年度は幾ら払われたのかを尋ねたんですけれども、健康介護課でももし支払っている

ようでしたら、その金額を教えていただきたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

今ご質問があった３社に対しては、昨年度、契約としてお支払いした実績はございません。

2016年については今手元に数字がありませんので、確認をして後ほど報告をしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。それでは質問させていただきます。

説明書の30ページ、敬老会の事業でございます。

この自治会が３自治会となっているんですけれども、これは健康介護課での指導の結果が３ということになってしまったのかどうか。それとも、これは自治会の判断で３自治会になってしまったのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っております。

それと、説明書の144ページです。

低所得者の利用者負担、これは介護サービスだと思うんですけれども、313名に助成したということなんですけれども、313名というのは介護利用者の何%に当たるのか。また、所得ですね。幾ら以下の人に支給したのかどうか。その辺のところ、分かれば教えていただきたいなと思っています。

あと、説明書の146ページです。

医療介護障がい者福祉分野への応援給付金です。

応援給付金は申請されれば、これはすぐに応援給付金というのは医療機関に、こういう医療機関、介護機関とか、障がい者とかあるんですけれども、申請されれば、これ、審査しないでそのままやってしまうのかどうか、支給してしまうのかどうか、その辺のところをお願いします。

あと、この辺で医療機関では２つ申請は、当該施設30あって申請が28だということなんですけれども、これは受けなかった理由というのはどういうことなのかなと、ほかのところもね。ちょっと教えて。146ページの医療介護障がい者福祉分野への応援給付金ということでなっているんですけれども。

分からないんですか、それは。相手がいることで。まあ、いいや、ちょっと説明お願いします。

あと、説明書の153ページですか、これは先ほどの説明もありましたけれども、全員にやったということで結構です、それで。全員やったんですよね。全員の訪問したということで分かりました、それは。

あと、成果書の155ページの不妊治療費助成事業です。

これは、県と町のほうで出しているんですけれども、不妊治療というのはお金が相当かかるんですよね。多額になるということで、県や国に働きかけて助成金を増やすようにするべきじゃないかなと思っているんです。

成果として、令和２年度で７人の方が妊娠したということなんで、できればそういうのを働きかけという考えがあるのかどうか、その辺のところをお願いします。

あと、最後に質問するのは、説明書の157ページの福祉医療センター六花、議会でも私述べたんですけれども、六花というのは公設だということで、町民の命と健康を守る医療機関として設立されていると思います。しかし、現在コロナ禍で宮代町民の大勢の人たちが苦しんでいる。このまま

で町は健康介護課としていいのかどうか。その辺のところを何かありましたらお願いします。

あと、コロナ患者や発熱患者も受け入れるように町としては指導するべきじゃないかなという感じはするんですけれども、その辺のところもお願いします。

もしそれが受け入れられないという場合は、仮設の施設を使って、この六花の医師や看護師を派遣をし、介護に当たるべきじゃないかなという感じはするんですけれども、それらが町民に受けられる私は道じゃないかなと思っているんです。仮設用としては、六花からも近い保健センター内にある旧社会福祉作業所もあるんで、そういうところも利用してやったほうがいいんじゃないかなという感じはするんです。

どうしても自宅療養だと、医療設備もなく、家族にも感染するということで、また独り暮らしだといつどうなるか、症状が悪くなっていくか分からないということで、そういうところで野戦病院とニュースなんかで言っていますけれども、仮設の医療センターみたいなのをつくって、そこで六花の先生を派遣して見るべきじゃないかなと私は思っているんです。その辺の考え方、健康介護課としての考え方あるかどうか、その辺のところお答えください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、１点目のご質問でございます。

説明書30ページの地域敬老会支援事業の関連でございますが、説明書に記載のとおり、令和２年度におきましては、地域敬老会は２か所、３自治会が開催をされております。

その前年度、令和元年度におきましては、77の自治会のうち67自治会、８割を超える多くの地域で敬老会が開催されておりましたが、令和２年度におきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、多くの自治会が開催を見送ったという経緯がございます。結果的に、こちらにありますように２か所、３自治会。１か所は２つの自治会で合同でやっておりますので、３自治会でありますが、会としますと２か所ということでございます。

地域敬老会につきましては、平成24年度までは町が主催をしておりましたが、平成25年度からは地域のコミュニティの醸成ということを目的としまして、地域が自主的に開催するもの、敬老会として開催をしていただいております。したがいまして、今回、この令和２年度の地域敬老会におきましても、あくまでも地域が自主的に開催をした敬老会ということでございます。

しかしながら、コロナ禍の中で敬老会を開催するに当たりまして、どういった形で開催をすればいいかという形で事前にご相談はいただいております。なるべく多くの方に参加していただきたいという地域の希望もございますが、やはり感染の拡大防止ということもございますので、いかにそれを工夫しながらやっていくかということで、その地区の代表の方と町のほうで何回かご相談をさせていただいて、こういう形で開くとどうでしょうということで助言のほうもさせていただいて開催をしたというふうに聞いております。

従来ですと、余興をやったりですとか、飲食をやったりとかいう形の敬老会というのが多いと思うんですが、今回はたしかＤＶＤを使って鑑賞をするような形で、なるべく会話を控えて、密にならないような形でやったというふうに１か所聞いております。

それから、２点目のご質問でございます。

説明書の144ページの低所得者利用者負担対策事業の関係でございます。

こちらは記載にありますように、令和２年度におきましては313人の支給がございました。それが全体のどのくらいかというご質問でしたが、被保険者の数というのがおよそ１万1,000人ぐらいでございますので、そのうちの313人ということですから、およそ３％ぐらいというふうにお考えいただいて結構じゃないかと思います。

その低所得の基準というか、内容でございますけれども、こちらは助成の対象者の条件といたしまして、介護保険の負担限度額認定を受けた方が対象となります。では、その負担限度額認定はどういう基準かと申しますと、幾つかあるんですけれども、まず１点目として、住民税が非課税世帯の方というのが１つの条件でございます。それから、もう一つの条件というのが預貯金の金額によるものがございまして、配偶者がいない方は1,000万円、そして配偶者がいる方は合計2,000万円というのが令和２年度におきましての基準ということで、その低所得者の該当する基準というふうに設けさせていただいております。

ちなみに、助成の割合でございますが、居宅サービスの利用分については２割、そして、施設サービスの利用分については１割というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

説明書の146ページ、医療介護障がい者福祉の応援給付金についてご質問でございますけれども、こちらにつきましては、該当する施設ということでこちらが事前に把握させていただいたところにお送りしていますので、あえて審査とかせずにそのまま申請が上がってきたところにお出ししているというところでご理解いただきたいと思います。

続きまして、説明書の155ページの不妊治療の助成事業というところでございますけれども、確かに委員さんおっしゃるように治療費というのが高額ではございますけれども、今現在のところ、ここの部分について増額する予定はなく、今後いろいろな部分を踏まえて、必要に応じて増額も検討させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

私からは、六花の件についてお答えをしたいと思います。

このたび、コロナウイルス第５波というんですかね、非常に拡大が進行しておりまして、多くの皆様が感染され、あるいは在宅での療養を余儀なくされて、非常に大変な思いをされているということと思います。こうした中での六花の役割でございますけれども、建物としては非常に立派な建物でございますので、多くの町民の方からもご期待いただくのは、これはやむを得ないことかなと、当然のことかなと理解はしております。

しかしながら、健康介護課長として申し上げるならば、六花には老人保健施設もございますし、通常の診療行為も行わせていただいております。そうした中で、あの建物、それから体制を維持していくためには、もう何でもかんでも受け入れますというわけにはいかないわけでございまして、その点はご理解を一ついただきたいというふうに

思っております。

もう一つ、感染者の方を受け入れるための施設ということの話がございました。

今回感染症でございますので、国、あるいは県、それから私ども地方自治体、市町村ですね、それぞれやはり役割がございまして、その役割の中で精いっぱいやらせていただいているつもりでございます。

そうしたことから、町では、ご覧になった方もあるかと思いますが、在宅の方への食料支援をさせていただいておりまして、併せてパルスオキシメーターも必要な方にはお貸出しをさせていただいております。さらに、使わなくて済むことを願っておりますが、酸素を供給する機械もご用意させていただいておりまして、こういったところで、今の六花のサポートを得て手当てをしていくということ、体制を整わせていただきました。

つまり、宮代町として在宅の方、町民の方の安心をお届けするための準備はさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　説明書の30ページの敬老会事業なんですけれども、３自治会、２か所でやったということなんです。これは町のほうの指導でやったのかどうか分かりませんけれども、要するに自主的に敬老会をコロナ禍で行わなかったところが圧倒的に多いということなんです。その中で、町のこの指導の説明なんですけれども、ここに成果書に書いてあるんですよね、30ページの中に。えっと思ったんですけれども、これはやるということを前提に指導しているということだと思うんで、地域敬老会の開催方法の資料を配布、敬老会の開催を奨励するために開催した様子を収めた動画を貸し出している。でも、地域の人はコロナ禍でちょっと心配だということでやっているんだけれども、町のほうはそういうのを無視している感じが、この説明の中では見受けられるような感じがするんです。その辺のところが、地域の敬老会開催する団体と町のほうの考え方がちょっとバランスが違うんじゃないかなという感じがするんですけれども、その辺のところは、町としてはその地域の様子を考えないでそういうことをやっているのかどうか、その辺のところのあったら、一つお願いしたいと思っているんです。

それと、低所得者ですか、313人、３％ぐらいかなということで言っています。例えばその対象者の預貯金が1,000万円以下ということ、これはどうやって調べるんですか。対象者1,000万円あるのか、配偶者だと2,000万円までだということで、これは強制的に調べるんですか。ちょっと分からないんだけれども、どうやって調べているのかなという感じがするんですよ。住民税や非課税は分かりますよ、これは。預貯金までは分かるのかなという感じはするんですよ。その辺のところ、どうやって調べているのか、ちょっときちんとおっしゃってください。

それから、説明書146ページの医療介護障がい者福祉分野への応援給付金、これと該当施設は30、46、13とありますけれども、申請施設者が28、45、13、これは理由は分からないと思うんですけれども、町として把握している範囲でも結構です。こういうことで申請しなかったんだよという例があれば、一つお願いします。

あと、赤ちゃんの全戸訪問やっているということでは、これは前段の人で分かりました。

あと、155ページの不妊治療助成事業、これ、今現在は増額するつもりはないんだけれどもということで言っていましたけれども、将来的にどういうふうなことを考えているのか。ありましたら、

その辺のところもお願いします。

実績として７人の方が妊娠したということですから、町に貢献しているのかなという感じはするんで、やはり大勢いると思うんですよ、これで苦しんでいる人が。ぜひ前向きに考えていってほしいなという感じがするんです。

あと、最後に152ページの福祉医療センター六花のことなんですけれども、町のほうで精いっぱいやっている、酸素吸入のもやるんだということで言っていますけれども、実際に独り暮らしで在宅でされている方は、いろんなテレビニュースなんかも聞いているんですけれども、死亡したとか、急に変わったとか、容体が、それを把握しなくちゃいけないと思うんです、いくら用意をしていたと言っても。どうやって把握しているのか。万が一それがなった場合は大変なこと、命に関わることですから、その辺のところを町としてどういうふうに考えているのか。

私は、やっぱり保健センターの近くにあるところとか、いろんな考えられると思うんですけれども、それで六花の先生に診てもらうか、民間の先生に診てもらう。定期的に行ってもらってね。そうすれば、毎日見られるんじゃないかなという感じがするんですよ。看護師さんでもいいし、様子を見に行く。そういうことが必要じゃないかなという感じがするんですけれども、その辺のところがどうなんでしょうかね、町としての考え方は。あったらおっしゃってください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、１点目のご質問にお答えいたします。

敬老会の関係でございますが、令和２年度におきまして開催された敬老会が２か所、３自治会でございます。

説明書には、敬老会の開催のための資料を配布という形、あるいは開催した様子を収めた動画を貸出ししているという形で記載はしております。

この敬老会の開催というものは、あくまでも地域が判断において行うものというふうに考えておりますので、例えば町が開催したほうがいいとか、開催しないほうがいいとかいう形で、特に強制なり指導をするということはございません。あくまでもその地域の中でのご判断によって、敬老会の開催の有無を決めていただくという形でやっております。

もしその地域の中で敬老会を開催するといった場合には、こういった形で開催をしたらどうでしょうかという注意点などをお示ししたもの、あるいは開催するに当たって、こういう形で開催ができますよという形での助言、アドバイスをしている形なので、決して町のほうから開催をしたほうがいいとか、しないほうがいいとかいう形で指導とかをしているものではございませんので、地区の判断によるという形で考えております。

それから、２点目のご質問でございます。

預貯金の照会に関してでございますけれども、先ほど申し上げました条件の中で、配偶者のいない方が1,000万円、配偶者がいる方が2,000万円という預貯金の額があります。これは申請の際にあくまでも自己申告という形で、ご本人の申請で通帳のコピーをつけていただいて申請をしていただいております。

ですので、町のほうから、それを何らかの手段によって金融機関のほうに調査をかけて預貯金の額を調べるといった方法は取っておりません。あくまでもご自身の自己申告、通帳のコピーをつけていただいていますけれども、自己申告という形

で申請をお受けしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

説明書の146ページの給付金の関係でございますけれども、前段の委員さんにも申し上げましたように、申請しない理由については、こちらで把握していないような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、２点目の同じく説明書の155ページの不妊治療のところでございますが、こちらにおきましても、国・県及び近隣の状況を踏まえて今後検討していきたいというところの回答でございましたので、そちらについて、またご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

感染者の対応につきまして、ご提案ありがとうございます。

今回、先ほど言ったように第５波ということで、非常に多くの方が感染されて陽性判定をされて、なかなか病院にも入れない、自宅で看護せざるを得ないという状況が各種報道で伝えられております。

当然そういった中では、テレビなんかのワイドショーなんかですと、どこかに感染した人を集めて隔離をすることによって、さらなる感染を防ぐというコメントもなされていますので、確かに物理的には有用な方法なんだというふうに思います。感染が広がらないという点でですね。

ただ、この感染というのはやはり波がありますので、常設で大きい施設を全ての自治体が持つということは、これはやはり現実的ではないと思っております。そうしたことがあって、県、あるいはそういった大きい市町村の役割というものがありますので、それはそれとして、やはり立場、役割というのが違いますので、そこについては、町としてできること、やるべきことをきちんとこれからも対応していきたいというのが考えでございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

これは本当、説明書30ページの敬老会事業なんですけれども、あくまでもこれは各自治会の開催団体の自主的な考えだということで、町としては指導していないと、こういうことで私は今現在受け止めているんですけれども、ただこの資料の説明の中によると、30ページのことなんですけれども、開催を奨励するためにということで書いてあるんですよ。ここのところが、町のほうではこれは勧めるということの意味をするんじゃないかなと。こういうことはやっぱり書かないほうがいいんじゃないかなと思うんですよ、もし自主的なことだったら。奨励するために、このコロナ禍と自治会はみんなほとんどのところがやめているのに町のほうで奨励している。ちょっとおかしなことじゃないんですか、これは。と私は思っているんです。これはお答えいただかなかったら答えなくても結構です。もし答えられるんだったら答えてください。

あと、この説明書144ページの医療介護の申告の1,000万円、コピーをということを言っているんですけれども、これは通帳のコピーなんですか、それとも個人のありませんという、ただのそれだけのコピーなんですか。コピーを提出してもらっ

ているということなんですけれども。よく分からない、その辺のところが。どうやって調べているのか。まさか本人の申請で、3,000万円も5,000万円もあっても、いや、900万しかありませんよと言ったら、それで通ってしまうんですか。その辺のところ、もう少しきちんと。多分、通帳出してもらうんだと。でも、通帳でも、幾つか持っていたら分からないですよね。その辺のところ、町としてどうやって把握しているのか、ちょっと詳しくお願いしたいんですけれども。

それと、不妊治療はほかの周りの情勢を見てからということで言っていますけれども、町のほうとしても、そういう治療を積極的に人口増、また宮代町に定住させるためにも必要じゃないかなという感じはするんですけれども、積極的に応えてやってほしいというのが私の考えなんですよ。それは周りの情勢を見てからやるということですので、考えていってほしいなという感じはします。

157ページの六花のことについては、内容は分かるんですけれども、宮代町民も340人近くになっていますよね、感染者が。自宅療養している人もいると思いますよ、かなり。自宅療養している人は自分で命がもつのかどうかと、いつも心配していると思いますよ。感染して、そういう独り暮らしなんか特にそうなんですけれども、見回りというのはしているんでしょうか、感染した人の。町としてどういう考え持っているのか。きちんとやっぱり把握する必要があるんじゃないんですか。分からないなら分からない、把握してなかったら把握してないでも結構ですよ、今現在は。でも、将来はこういうふうにやっていただきたい。これからも、このコロナ感染症だけじゃ、万が一将来あった場合、心配ですよ、私は。その辺のところ、よく答えていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、１点目の敬老会の関係でございます。

委員のご質問のとおり、説明書の30ページには、地域敬老会開催促進のためのＰＲ及び説明ということで、敬老会の開催を奨励するために動画を貸出ししていますというふうに記載をいたしております。

その上の行ですけれども、実際、開催方法の資料については配布をしておりますが、この動画の貸出しにつきましては、コロナ禍の中での開催を奨励するために貸出しをしていますということではなくて、あくまでも敬老会全体、コロナ禍ということに関係なく、敬老会の開催自体を推奨するために貸出しをしていますということで捉えていただきたいなというふうに考えております。

実際、文書の中でも貸出しをしていますということで、貸出しをしましたということでの報告ではありませんので、全体論として貸出しをしていますという形で奨励をしているものというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

それから、２点目の預貯金の残高の確認でございますが、こちらは例えば申立書のような形で出してもらうのではなくて、あくまでも通帳そのもののコピーを提出していただいております。通帳の記入をした後、一番最後のページというんですか、その下が空欄になっておりますんで、どこの部分が一番直近の記入かというのが分かりますんで、そこの部分をコピーをしていただいて、提出をしていただくことによって残高を確認しております。

委員さん、おっしゃられるように、その方が幾つ口座をどこに持っているかということは、こちらでは物理的に確認のしようがないことになってしまいますので、あくまでもご本人様の申告によるものとして捉えておりますので、そのお持ちになっている口座については、全てコピーを提出していただくようにお願いはしておりまして、その通帳そのもののコピーで残高を確認しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました説明書の157ページ以下のところの分でございますけれども、先日の新聞報道でもなされたように、埼玉県では感染者の情報を市町村に今までずっと流していなかったという報道がされたところでございます。

こちらにつきましては、以前から委員さんとかに感染者の情報とかって町で把握していないのかというところで何度もご質問されたところでございますけれども、まだそこの部分が、県が今までとちょっと状況を変えてきまして、今後においては少しずつ、その感染された方が状況を市町村に対して出してもよいというようなご理解を示されていらっしゃる方については、恐らく市町村に対しても連絡が入ってくるようになると思います。でなければ、逆に先ほど課長のほうが答弁させていただいた、置き配ですとか、パルスオキシメーターを誰に貸すとかということが一切できませんので、そういう方々の情報というのは入ってくるとは思うんですが、そうでない方々については、多分また今後においても情報が入ってくる可能性は少ないと思いますので、委員さんがおっしゃったような形で在宅療養されていらっしゃる方、全て見回りができるかといったら、多分、今後においても難しいような状況が続くのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

この313名、何％に当たるということなんですけれども、通帳のコピーをということなんですけれども、例えば銀行なんかじゃ1,000万円以下の通帳しかありませんよね、たしか。100万円か、ちょっと忘れましたけれども、そういうコピーを１つだけ出してということになってしまうと、やっぱりこの人は所得制限にかかっていないということで受けられるということを意味しますよね。ぜひ、それはそれでいいんですけれども、これは自主性に任せるということなんですけれども、本当に困っている人、私はそっちを心配しているんですよ。本当に困っている人、制限されたら困っちゃうなという感じです。こういうことなんですよ。そういう人はいませんよね。本当に困っている人を制限しているということはありませんよね。確認の上ですけれども。

あとは、これの六花のことは町の限度があるということで説明されたので、一応、今のところは納得いたしました。

以上、１つだけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問の低所得者利用者負担対策事業の件でございますが、繰り返しになりますが、あくまでも預貯金の残高についてはご本人様に全てお出しくださいという形でお願いしているもので提出していただいております。

また、この制度の中で、条件に該当する方につきましては、例えば人数の制限とか予算の制限というものは特にございませんので、条件に合った方であれば、皆さん申請していただいて支給をできるというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

決算書120ページ、成果書147ページ、１点だけお願いします。

保健予防事業の定期予防接種の子宮頸がん予防に関してですが、米印で令和２年10月に対象者に郵送したというふうに書いてあります。対象年齢になっていますということを郵送したとありますが、これは何名にされたのか、お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

今の説明書の147ページの子宮頸がんワクチンについてのご質問ですけれども、大変申し訳ございません、手元に何名の方に通知をしたかという資料がございませんので、後ほど資料のほう提出させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　よろしくお願いします。

初めて５名というか、ここのところずっとゼロだったのが５人になっています。これはこの郵送したのも影響されているのかなと、効果が出ているのかなと思いますが、これはずっと続けていくということでよろしいのでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

ただいまの説明書の147ページのところのご質問でございますけれども、令和２年10月に初めて国から、今年度対象になっている方々におきましては、積極的な勧奨はしていないんだけれども、きちっと通知をするようにというところで、市町村に対して正式に通知が出されたところでございます。

また、最近の流れですと、婦人科学会とかでも少しこちらのほうもちょっと積極的に推奨すべきではないかというお話が出てきていますので、今後において恐らくこの通知というのはもっと早い時期の４月ぐらいとかに通知のほう出させていただいて、もっと積極的に接種をしていただくような形になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

ということは、令和３年度はまだ郵送は、通知は出しているとか、出していないとか、その辺というのはいかがなんでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

令和３年度においては、まだ通知のほうは出させていただいていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　分かりました。

国から出ていないということで、10月に例えば出したときは、もう半年しかないわけですよね。

今、ご答弁いただいた、もう４月の時点で分かっていたら、あなた、対象年齢ですよと出したら、対象者に対する割合というのも多くなるのかなというふうに思っています。

海外では、もうこれ当たり前のようなところで、日本が過敏になってしまったところが出ているので、これは郵送、令和２年度については、その通知を出したことに対して問合せというのは何か来ていますか、保健センターに。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきましたご質問にお答え申し上げます。

実際に手紙を出してからというのは、問合せとかは結構増えました。

まだ積極的な接種勧奨ではないというところを申し上げますと、なかなかそこで、じゃ、何で手紙をよこしているんですか、これって出したこと自体が積極的な勧奨ではないかとか、そういったご意見等もいただきながらというところで進めている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

厚生労働省というか、国の動きから来るもので、なかなか市町村での判断というのは難しいのかなとは思いますが、一応、令和２年度の当初予算では５人分を出されていたので、５名しっかり受けられたということはよかったのかなと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。お願いいたします。

147ページの米印のロタウイルスワクチンが定期接種開始となったというのは、これ私も聞いたんですけれども、これの人数、ロタリックス、ロタテックという対象年齢と、あと対象者のうち何人打っているのかとか、そういうこと、ちょっとロタウイルスワクチンを打ったと聞いて、私、何だろうと、ちょっとすみません、思ったら、ここにきちっと書いてあったので、人数等お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきました説明書147ページのロタウイルスのワクチンのご質問にお答え申し上げます。

ロタテックに関しましては、生後６週から生後32週までで３回受けるワクチンでございます。また、ロタレックスにおいては、生後６週から生後24週までに２回接種を受けるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

ということは、10月からの対象者は、一応乳幼児、全員打っているということになりますか。それだけです。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

10月からスタートした段階で、対象者がもう既に決まっておりますので、その方々については全て通知等出させていただいて、接種勧奨を行っているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ちょっと喉がつかえちゃって、どうもすみません。

質問というか、考え方が変わったのかなというんで、１点は聞きたいと思います。

敬老会、何か前段者の質問でも、お答えが地区が決めると。運営は地区がやっていることは分かります。なぜこういうこと聞くかというと、各年齢に応じて、敬老会に出席しますか、しませんかと出すのは地区じゃないよね。町でしょう。そういうことを考えりゃ、町が決めているんですよね。なぜ地区に変更したのか、聞きたいと思います。

もう一点は、これ質問じゃないんですけれども、六花の問題なんですけれども、これは愚痴を言うだけで、質問というよりも言わせてもらいたいのは、新型コロナの把握はしていないと。しかし、私たちは運よく役場から今何名ですよというのは連絡があるわね。それはありがたいと思いますけれども、それ以上に商業新聞で見ています、毎日。あれっ、あれっと、毎日何人かずつ増えているよね。これ、ほっぽっといたら、今日もらった資料で341人。どんどん増えている。これ、ほっぽっといたら400人ぐらいいっちゃうよね。場合によってはまだまだいってしまう。自宅療養の関係なんか考えると特にだよね。ですから、これは今から本気になって町もコロナ対策は、ただワクチンをやっていますだけで済ますとえらいことになると思いますよ。それだけ言っておきます。

聞きたいのは１点目。よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２９分

再開　午後　５時４５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

小河原委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

敬老会のご質問につきましてお答えを申し上げます。

敬老会の開催につきましては、平成24年度は町主催ということで開催をさせていただいておりました。当時は参加率というものも約１割、10％ということで非常に低い参加率でございまして、かついらっしゃったとしても記念品をお持ちになってすぐお帰りになる方も多くて、町の主催する敬老会というのがちょっと形骸化していたようなところがございましたので、平成25年度からは地区の主催している地域敬老会というふうに変更をいたしました。これの目的でございますが、より地元での開催ということで参加のしやすい敬老会、そして幅広い世代の交流が進むことができる。また地域のコミュニティの醸成につながるということで地域敬老会の開催を進めたところでございますが、その結果、令和元年度におきましては約40％ぐらいの参加率ということで、より多くの方々に参加をしていただいているところでございます。残念ながら令和２年度におきましては、コロナ禍によりまして多くの地域で開催が見送られたところではあります。また、従来から多くの方々にご要望、ご意見としてお伺いをしておりました内容としまして補助金の申請の手続が非常に煩雑であるとか、あるいは出席をしたくてもできない人への補助金の対象のものですとか、あるい

は記念品だけお渡しするのにも補助金の対象にしてほしいという声が多く寄せられておりましたので、こちらは今年度、令和３年度から町民生活課所管の豊かな地域づくり補助金へということで移管をいたしまして、そういった補助金の手続も以前と比べて簡素化をされましたし、記念品についても対象となっております。また、参加できない方についても補助の対象ということになりましたので、そういった形で改善を図れたのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　大分詳しく説明ありがとうございます。

私は簡単に質問したんですよ。出席するかしないかというのは役場が出しているんでしょう。その返事によって自治会が運営しているというのは分かるんです。ですから、自治会は町の主催だと思っているんです。お金ももらっているし。ですから、その考え方がなぜ変わったんだというだけ聞いているんですよ。お金もこれからは出さないとか、出すとか、自由に出してくれるとか、自治会に任せるんじゃもう自由に出してもらえるんだとかいろいろある。ただ、縛りはするわけだよね、役場は。縛りは。自治会だけれども縛るよと。それはないだろうと私は思うから聞いたんですよ。自治会が主催にいつ変わったんですかと。それだけなんですよ。町が主催でしょう。なぜ我々、私も対象者。出るか出ないかと来るんですよ。自治会が主催するんだったらこんなことないじゃない。無駄なお金使って。自治会がみんな調べればいいんだもの。出るかい、出るかいと。それこそお互いに話合いができるわけよ。今誰が出るんだか分からないんだ。だからいつ変わったんですかと、簡単に聞いているんですよ。町主催が自治会に変わったんですね。それだけでいいですよ。そういう考えでいきますから。その代わりいろいろな要求が出るよ。それだけ言っておきます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

敬老会の開催に当たりましては、事前に地区のほうから町のほうに連絡をいただいた場合、町のほうでその地区が名簿の提供を希望される場合には町のほうから該当の方に通知を出して参加の有無、名簿提供の有無についてお伺いをして、同意を得られた方についてその地区に名簿として提供をさせていただいております。そういったところでの確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　そこが違っているんだよ。自治会がこういう名簿を出してどうですかと聞いていることじゃないでしょう。初めから、役場から対象者に連絡が来ているんでしょう。初めから。出るのか出ないのか。そこが変わっているじゃないもう。そういうふうにくるっと変えてはいけないですよ、答弁を。全くうまいよな。じわりじわりと変えていくんだよ。そういうやり方は一番汚いよ。私に言わせれば。また私は言葉が悪くなるけれども、変わったことがあったらなぜ変わったかと言えばいいんですよ。理由をつけて。でも今の説明だと自治会が名簿を出してこれを役場で調べてくれ、出るか出ないか。そうじゃないでしょう。初めから役場から対象年齢者に通知が来るんですよ。出るか出ないか。それで結果的に何人出ます。誰が出ます。それを自治会長に連絡しているんでしょう。それが変わっているんだから今言い方が。しようがないくるりくるり変わるのが大

好きだったらそれだけ聞いておきます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

町からお出ししている通知についても、以前からお出しをしているものでございまして、以前から今と同じように開催を希望する地区の要望に基づいてお出ししているものでございまして、町から一括して開催要望するにかかわらずお出ししているものではございません。それは前から変わっていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　先ほどと違うでしょう。町が名簿を出して、自治会が、この中で出るか出ないか調べてくれと言ったじゃない。言っていることがまた変わったよ。それでその結果を自治会長に言っているというんだよ。大きな違いだよ。自治会長は初めからそう思っていないよ。町が対象年齢者に、我々に出るか出ないか来て、その結果を自治会長に役場に返事を言って、自治会長に言って、名簿を提出しているんでしょう。いや、そういうふうに聞いているんだ、我々は。いつから変えたの。そうじゃないね。そういうふうに聞いていないよ。役場から出るか出ないかいったやつの回答だけもらっていますよと言っていますよ。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

もし私どもの説明が伝わっていなかったらいけないので、もう一度事実関係として仕組みだけお話をさせてください。

まず、この地区敬老会については、あくまで敬老会を開催するかしないかは各自治会のお考え、任意でございます。その自治会が敬老会をやりたいと言ったときに、独自でもこれはやっていただいて結構なんですが、中にはこの自治会のエリア内、区域内で自治会に入っていらっしゃらない方もあるかもしれない。なので、ついてはそういった方もお声がけをしたいので、役場のほうで当然住民票を把握していますからそういった方までお声がけする手だてとして協力いただけないかということに基づいて、そのエリア内の方に町が通知をしているものです。町が勝手に送っているものではないです。結果的に参加意向を伺いまして、あと、それから名簿の提供について意向確認をしてお名前を出してもいいよ、あるいは参加するよという方が分かればその情報だけ自治会に提供して活動いただいているような仕組みでございます。

○委員（小河原　正君）　そういうふうに聞いています。先ほど副課長の答弁は違うんだ。自治会は……

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　課長の言っている通りなんだ。それなら理解するんだ。理解。それが正しい。副課長が答弁しているのは違うんだよ。自治会からこの名簿を出して、出ているか出ないか役場で調べてくれという答弁をしたんだよ先ほど。町長もそうだと言ったよね。そうだから違うじゃないかと言っているんだよ。町長も違った答弁している。いいですよ、違ったで。確かに自治会は六十何歳以上の名簿を知らないというんだよ、今は。課長の言うとおり自治会に入っていない人もいるんだから、分からないと。だからもう全て初めから町が調査していますよと言っているんですよ。だから今の課長の答弁は正しい。ところが前の答弁は違うんだよ。自治会から名簿を提出して、これで出るか出ないか調べてくれというんだ、さ

っきの答弁は。そしたら町長はそうだと言ってんだ初めから。駄目だそれじゃあ。町長の答弁は違うんだから。これだけ分かってやめます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

成果書154ページ、決算書124ページ、健康教育事業に関して３点ほど質問させていただきます。

みやしろ健康マイレージ事業、各種健康教室について、新型コロナウイルス感染拡大防止のために縮小して開催し、町民が疾病予防及び健康増進の啓発等に努めていただきました。確かに参加者は減少していますが、続けていただければ町民の健康で長く過ごせる時間が持てます。また、みやしろ健康マイレージ事業に関しましては登録者は139人の増となっており、これはコロナ禍で３密を避けても気軽にでいるウォーキングが、自宅待機でテレワークの働いている方にとってストレス発散並びにメタボ予防など様々な理由で登録者の増加につながったのかなと思われます。それに対して、３点ほど質問をさせていただきます。

まず、健康教室等の対象年齢というか参加者の平均年齢。

あと、健康教室は主にどこで開催されているのか。

３点目が、みやしろ健康マイレージ事業は、簡単なウォーキングで健康を維持でき、ポイントがもらえるものです。さらに参加者を広げるために周知並びに宮代町ならではの考えはございますか。

その３点をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

説明書の154ページ、健康教育事業のご質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の年齢でございますが、平均の年齢というところでちょっと大変申し訳ございません。こちら把握を各事業での参加者の方々の年齢とかは各事業ごとではその都度把握はしておりますけれども、大変申し訳ございません、今資料として手持ちにございませんので、平均の年齢が欲しいということであれば後ほど示させていただきたいと思います。ただ、この事業自体が旧老人保健法の事業に基づくものでございますので、基本的には40歳以上の方々が対象となった事業がほとんどでございます。後ほど平均の年齢というところは示させていただきたいと思います。

また、開催場所は主にどこかということでございますけれども、こちらは保健センターが主で行っている事業でございます。

また、マイレージ事業について町独自の考えということでございますけれども、マイレージ事業につきましては委員さんご存じのとおり、もともと県のマイレージ事業に町独自としてみやしろ健康マイレージということで、今、クオカード等をお渡しさせていただいているという事業でございますので、ここについての今後の考えというところにおきましては、委員さんもおっしゃったように、やはり長く続けていただきたいというところがもともとの考えにございますので、今までは11月の一月だけというところでしたけれども、今年度におきましては２か月間というところを対象の期間として行ってまいります。ただ、この２か月間というところもなるべく１か月やっていただいたことによって前後の月の歩数も皆さん伸びていらっしゃるという統計が昨年取れていますので、今年また１回やらせていただいて、それでその２か月間の伸びというところとさらに前後の伸びというところも見させていただいて、今後またさら

に有効な事業にしていきたいというところは考えていますけれども、それ以外のインセンティブの部分をどうするとかというところは現在まだ考えていない状況にございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

１点だけ再質問させていただきます。

この健康教室等を保健センターで行っている、これを地域コミュニティの場所に教室を開催するということは今後可能でしょうか。

お考えをお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました説明書の154ページの質問にお答え申し上げます。

実際に保健センターとしての事業として今行っている事業を載せさせていただいていますが、各地域で要望があればそちらに行って健康教育ということでまた別のお話等をさせていただいたりとかというのがございますので、要望等あればこういったものをやりたいというお話で保健センターのほうに相談いただければ、内容によっては赴き、一緒に活動させていただくことは可能かなと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。

できるという方向で捉えたと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

３点質問をいたします。簡単な質問ですから、時間は取らないと思います。

その前に、令和２年度コロナが始まった年度ですけれども、健康介護課の職員の皆さんご苦労さんでした。それを前提の上で質問をします。

１つは、地域交流サロンです。

これは説明書28ページになります。これについては、成果の中に書いてございますのでその内容についてはここでは言いませんけれども、実際こうであったということですから。ただ、３か所が活動を終了したという、中止じゃなくて終了したと。１か所が新しく開設されたということなんですよね。なぜこれが終了しなければならないのかということについて、どう把握されているか質問をいたします。

２つ目は、これは決算書の96ページになりますが、老人福祉総務事業、18の負担金、補助及び交付金の項ですけれども、そこにある補助金、シルバー人材センター補助金548万円、それから老人クラブ活動費助成金93万4,258円、この補助金、補助、助成の基準がよく分からない。前年度踏襲をまさかしているとは思わないんですけれども、この基準について教えてください。

３点目は、避難行動要支援者支援事業。

決算書は98ページで、説明書が145ページになります。

これの中で、決算書の13の使用料及び賃借料で地図データ複製使用料となっていますけれども、地図データ複製というのは私も初めて聞くので、どういうことを指しているのかお尋ねいたします。

以上３点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副

課長の稲宮でございます。

まず、１点目の地域交流サロン支援事業でございます。

こちらは、介護保険の特別会計のほうの事業ではございますが、ご質問の中でサロンのほうが２団体減っているというご質問でございました。こちらの減った理由につきましては、やはり新型コロナウイルスの影響というのが大きいようでして、そういった中で活動がままならなくなってしまったというのが大きな原因というふうにお聞きをしております。

それから、２点目の補助金の関係でございます。

こちらですが、シルバー人材センターの補助金につきましては、548万円というふうになっておりまして、これは金額については細かな積算の積み上げによるものではなくて、ここ数年同じ金額で推移をしているものでございます。また、老人クラブの補助金でございますが、こちらはその老人クラブの規模ごとに額が分かれておりまして、まず、さわやかクラブ連合会、連合会の分が58万8,000円というふうになっております。また単位クラブ当たりの金額につきましては、人数によりまして変わっておりまして、５人から19人が１万5,000円、そして20人から34人が２万円、そして35人から49人が２万5,000円、そして50人以上が５万円というような内訳になっております。

それから、避難行動の要支援者の事業でございますが、地図データの複製ということで、こちらは避難行動の要支援者の方のリスト、データというのをパソコンのほうで管理をいたしております。そのパソコンの中でゼンリンの地図データを使用しておりまして、その使用料というのが毎年こちらの金額で発生して支払いをしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　１点目は、これ特別会計ですが、いずれ質問しますのでそのときに今の答弁を踏まえて質問をさせていただきます。

それから、２点目の地域交流サロン、これ答弁いただきましたっけ。

〔発言する人あり〕

○委員（西村茂久君）　そうかそうか。ごめんごめん。

２点目老人福祉総合事業で、老人クラブの関係はこれは積み上げでやっていますから今の基準でそうなると思うんですけれども、基準そのものは全然変わっていないんですよね。これ恐らく前例踏襲になると思うんですけれども、ずっとこの基準、人数割でいっているだろうと思います。実際に老人クラブに加入されている方からいけば、これ老人クラブによって加入年齢が違いますので一概に何とも言えないんですが、全体に対象者となり得る60歳以上ぐらいが基準になっていると思うので、その辺からいくと圧倒的に率が悪いんですよね。ここはやはり少し育てるという意味では助成するというのは大切なことなんですが、その金額等について考える余地があるのかなと、増やすのか減らすのか。ということは私としては考えの中にあります。

今回はこういう数字でしたと、数字そのものについては分かりました。問題はシルバー人材センターですけれども、この補助金は基本的に定額になっているんですよね。補助金というのは本来定額であってはいけないと思うんですよね。助成というのは大体状況が変わらなければほぼ定額になるんですけれども、シルバー人材センターそのもののいろいろな決算等の報告書もおありだろうと思います。したがって、その内容によっては補助金についてもやはり考えるべきではないかという

ふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

地図データについては分かりました。この地図データに関連して、自主防災組織に災害時要援護者対策の取組情報ということで名簿が提供されますよね。自主防災会の会長宛てに。で、ただ、この名簿がどういう記載項目になっているかということで実際にそれを受けた会長さんが、これはマル秘資料ですから取扱い厳重注意ということで本来はほかの人に見せてはいけないとこういうことになっています。それでは何の役にも立たないことですから、現地においては。ただ、この情報が不十分だから地区によってはこの情報、名前と住所さえ分かればいいんですよ。そこで、それぞれ面接をして災害時にどういう形で支援の内容をすればいいかということを、お互いで話し合って決めていくということをしておかないと、何の役にも立たないということになりますけれども、名簿記載項目を参考のために聞かせていただきたいと思います。

それと、避難行動要支援者とか災害時要援護者とか言葉の使い分けが全然違うんですよね。これは何で一本化できないのかなというのを常に考えているんですけれども、昔からこうなんですよ。ころころ名前が変わるんです。もともと古い段階では援護者というのが普通だったんですよね。それが支援者というふうに変わった。現在は支援者ということで大体統一的に地区のほうでは使っていると思うんですけれども、援護というのはよくない言葉なんですよ。戦後の早い時期での言葉ですから、これは使わないほうがいいのかなと思います。

以上、ちょっと２点ほどかな。お答えください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず１点目、シルバー人材センターへの補助金でございます。

こちらの金額につきましては、委員さんのおっしゃるとおり定額という形でここ数年548万円で推移をしております。こちらの金額につきましては、シルバー人材センターからも見直しの要望というのは出ているところでございますが、今後その補助金の金額の決定に当たりましては、今おっしゃられたようなことも踏まえて、どういう金額であるべきか、幾らであるべきかというのを考えていく必要があるというふうに考えております。

それから、２点目の避難行動要支援者の名簿の関係でございます。

こちら実際に書かれている項目なんですが、申し訳ありません。ちょっと今手元にその資料がないのですが、お名前とご住所と、あと必要とする理由というのが書かれていたのではないかというふうに思います。委員さんのおっしゃるように名前と住所があれば、あとは面接によって細かなところはご本人から聞き取りをするのでそれで足りるのではないかというご意見も確かにございますが、やはり地区によりましては、なぜそういった形で支援が必要なのかを知りたいという要望をいただくような地区もありますので、そういったご意見も踏まえて、今後、その記載内容についても見直しを必要かどうかを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　シルバーの関係は分かりました。

で、名簿のほうは、名前と住所さえあればそれでいいとは私は全然言っていないので、私らの地

区ではもうそれだけあればできますよと。地区によってはもっと詳しく何でと、何でこの方がそうなったんだということをやはり記載項目の中に入れておいていただいたほうが、接触するのにも接触しやすいわけですよね。その方と。ということですから、シンプルにしてくれとは全然言っていないので、やはり現場の立場からいってやりやすいような、そういう名簿にしていただきたいかなと。

それで、これマル秘資料ということで口外はできないということですから、私どもこの情報というのは自治会のパソコンにもう入れてガードをしていますから、特定の人間しかもう見ることはできません。災害時にはやはりそれを開錠して使うというふうな形でやっていますけれども、できれば名簿記載のほうももう少し詳しくというか、１行でいいんですけれども、これさえあれば何とかできるというこういうもの、あれをやって、だから生年月日なんて何歳でいいんですよ。もう。字数取ってしまいますから。ということで、ちょっとお願いをしておいて、質問を終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午後　６時２０分

再開　午後　６時３０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３３号の審査（産業観光課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○産業観光課長（菅原隆行君）　改めまして皆さんこんばんは。

お疲れのところありがとうございます。産業観光課長の菅原です。どうぞよろしくお願いします。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いします。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○商工観光担当主査（山内一生君）　こんばんは。

商工観光担当主査の山内と申します。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

３点質問をさせていただきます。

決算書の134ページ、成果書の56ページ、明日の農業担い手支援事業委託料についてです。

こちらの６次化推進事業委託料について教えてください。

２点目、決算書140ページ、成果書165ページ、メイドイン宮代ＰＲ事業についてです。

こちらなんですけれども、町内商工業者による特産品づくりを支援するとともにとあるんですけれども、どのような支援をしていただけるのか、考えているのかということをお伺いいたします。

最後に、決算書140ページ、成果書53ページ、まちなか起業創業支援についてです。

こちらの宮代トウブコフェスティバル及び里山マルシェについて、コロナ禍の中で昨年度は中止で今年度も中止の予定なのか。今後このようなマルシェについてどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山と申します。

質問の１点目でございます。

決算書134ページ、明日の農業担い手支援事業におきます委託料、６次化推進事業委託料34万1,000円でございます。こちらの委託料につきましては、地産地消の店といたしまして令和２年度につきましては５店舗の飲食店を認定させていただきましたが、こちらに対する令和元年度を含めまして合計17店舗の認定後のフォローといたしまして、令和３年３月にホームページにございます「みやしろで暮らそっ」内に特集ページを設けるための委託料として支出をしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

まず、メイドイン宮代の特産品づくりの支援ですが、こちらについては専門家によるアドバイスというのがございますが、昨年そういった実績はありませんでした。

それから、まちなか起業創業支援事業、決算書140ページ、成果書53ページ、宮代トウブコフェスティバルと里山マルシェ、昨年はコロナ禍の中で中止となりましたが、今年度宮代トウブコフェスティバルは中止を決定しておりますが、マルシェのほうはまだ何とかできないかと考えておりまして、まだ検討段階ではあるんですが、こちらの創業支援のメニューでもありますので、昨年３万円ビジネス講座というのを行いましたが、そちらに参加していただいた方などを中心に、こちらを行っていけたらいいのかなといいふうなことで、今、その検討を進めているところです。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

１点目の６次化推進事業についてなんですけれども、６次化ということでほかに何か支援を考えていらっしゃるのかということをもう一度お伺いいたします。

あと、２点目なんですけれども、メイドイン宮代の専門家によるアドバイスということなんですけれども、専門家というのはどのような方なのかということと、宮代町の特産、メイドイン宮代ということなので何か宮代町にちなんだものを何かやっていきたいという方がいた場合、そういった支援をしていただけるのかということをもう一度お伺いしたします。

３点目なんですけれども、里山マルシェはいつ頃の予定をお考えなのかもう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

６次化の関係につきまして、ほかに支援はというお話でございます。

令和２年度につきましては、新型コロナの関係で残念ながら開催することができませんでしたが、食と農の研究会というものを設置してございまして、そちらの中で６次化について研究、検討のほうをさせていただく機会がございます。今までの例ですとこちらのほうで農家、商業者、消費者、専門家が一堂に会する場として食と農の研究会のほうを設置してございますが、この中で農商連携による６次化についての意見交換のほうを行ってございまして、その中から農家や商業者の方が商品化のアイデアを得る場所として活用のほうをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁お願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

メイドイン宮代の専門家のアドバイスということで、こちらについては観光ですとか過去に仕入れをやられていただいた方ですとか、そういった分野にたけた方ということでアドバイスをいただける場は設けているんですが、昨年は新型コロナの中で審査会というのも開けなかったということもありまして、直接そういったアドバイスを受ける機会というのはちょっとなかったというのが現状です。

宮代町にちなんだものということで、こちらについてはメイドイン宮代も随分と長い制度になっておりますが、途中でエントリーされる商品がだんだん少なくなってきてしまったという経緯がありまして、もう少し裾野を広げようということであまりハードルを一旦下げて、その中でさらによいものを特選ということで選定をしていこうということで少し見直しを図ったところなんですが、その矢先にこういった状況になったものですから、昨年は審査ができなかったという現状がございます。

もう一点、里山マルシェの関係です。

いつ頃かということになりますが、やはりこのコロナの状況でございますので、この感染状況を見据えながら政府のほうではワクチンを受けた方を条件として緩和していこうという動きもあるようですので、そういったところを見据えながら準備を進めていきたいというふうに考えております。今ちょっといつかということはなかなか申し上げられないんですが、なんとか両立をさせながら実施していきたいというふうに考えているところです。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。いろいろ承知をいたしました。

メイドイン宮代なんですけれども、登録はさせて私もいただいているんですけれども、特に何かあるということがないというのも減少していたりということなのかなという気もしております。それで、新しく選定は今回昨年度はできなかったんですけれども、またメイドイン宮代のＰＲということでお考えをしている団体もありますので、ぜひそのメイドイン宮代になったＰＲだけではなく、そこに向かう方の支援もお願いしたいと思います。

これで、以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

ちょっと細かい点なんですけれども、３点ほど質問させていただきます。

まず、１問目なんですが決算書138ページ、説明書が164ページになります。

商工業振興事業の中で産業おこしモデル事業業務委託料ということで157万725円となっておりますが、これどこに委託しているかを含めてちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、２点目なんですが、決算書140ページ、説明書165ページになります。

メイドイン宮代ＰＲ事業の中で、スタンプラリー用子供向けシールの作成とあるんですが、これはどういう目的であるかということと、内容をお聞きいたします。

また、一番最後のところです。メイドイン宮代推奨品を全国的に周知し、販路拡大に努めましたとあるんですけれども、これどのような形で周知され、また反応はどういうものがあったかということをお聞きいたします。

あと、３点目になります。

決算書56ページで説明書が166ページになります。

特別定額給付金給付事業ということで、予算のほうは国から出ているんですが事業を行ったということで、こちらに関してはそんなに何回もあるわけではないと思いますが、今回全国的にもトラブルとかが発生したということがありまして、当町におかれましてもそういうトラブル等がどのようなものがあったかということと、これからの課題、それについてお聞きいたします。

以上３点になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

まず、決算書138ページ、成果書164ページのモデル事業、産業おこしモデル事業の委託先のほうは商工会となってございます。

それから、決算書140ページ、成果書165ページ、メイドイン宮代のスタンプラリー、子供向けスタンプラリーのシールということですが、物を見ていただくのが早いかと思いますが、こういったものがありまして、メイドイン宮代のスタンプラリーになっておりまして、こちらにスタンプを貼るところがございます。お子さんと一緒にメイドイン宮代の商品を知っていただく機会として作らせていただいております。

全国的に周知ということについては、メイドイン宮代については幾つかはふるさと納税の返礼品にもなっておりまして、そういった意味合いで全国的にもＰＲをしていくということでやらせていただいております。

それから、定額給付金ですね。決算書は56ページです。こちらの定額給付金については、当時トラブルがあったかどうかと。トラブルにつきましては、ご指摘のありましたとおり全国的にありましたネットでのつながらないですとか、そういったトラブルがあったというふうに聞いております。今後ということについては、この定額給付金については国から臨時交付金ということで入ったものでございますので、そういった機会があれば積極的に考えていくことになるのかなと考えておりますが、今そういった状況はないので、今後についてはどうなるかというのはちょっと今のところは申し上げられないというところです。

それと、前後してしまいまして申し訳ありません。

産業おこしモデル事業の中身については、商工

会のほうで実施しております新型コロナで新型コロナ感染症の関係で事業者の方がお困りになられているということで個別相談会をさせていただいております。そちらでは、国の補助金ですとか、県の補助金ですとか、そういった申請ですとか資金繰りの相談などを受けていただいております。そのほか、昨年度は新型コロナで影響のあった事業者を確認するために商工業者へのアンケートも実施させていただいております。内容的にはそのような内容で委託をさせていただいております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

最初に内容が説明がなかったのでどうしたのかなと思ったんですが、すみません。

再質問をさせていただきます。

まず、１問目の産業おこしモデル事業業務です。私も下のほうの説明書は読んでいるんです。産業おこしというふうになっているわけなので、こういうアンケートをしたとかそういっただけでは何かちゃんとした事業になっていないのではないかなと。産業おこしということですから、そういう何か目的に向かっての何かアドバイスとか、そういうほうの仕事を私は期待して聞いているわけですから、この個別相談会をやったとかアンケートをしたというのは事業になっていないような私は気がするのでお聞きしたんです。だからちょっと期待外れだったということをまず言わせていただきたいのですが、その点についてもう一度お答えしていただきたいと思います。

それから、２点目なんですけれども、お子さんを通じてそういうものを広げていくというのは分かってはいたんですけれども、あとこれって大体どのぐらいの予算が必要だったのかをお聞きします。

あと、メイドイン宮代推奨品を周知するということでどのような周知の仕方をしたかということもお聞きしたんですけれども、それについてもちょっとお答えがなかったんですが、インターネットとかそういったものを使われたと思います。やはり宮代町としてはブドウもあると思いますが、梨もあると思うんです。やはり食べたときにおいしいというか、そういったものを表に出るような、何かこう引きつけるものというんですか、そういったものを前面にアピールできるようなそういう周知の仕方というか、あとはやはり口コミでも広げていけるような、そういう取組も大切ではないかなということを感じております。

それと、３問目になりますが、給付金の給付なんですけれども、やはりトラブルが発生したりそういったことがあって給付が遅れたということがあったわけなんです。それに対して町としても今後またこういうことがあったときにトラブルを発生しないで速やかに行っていける、そういうスムーズな事業にしていいくためにやはり何かしらの考えを持っていなければ、またそのとき考えますではまたトラブルが起こってしまうと思いますので、その辺の認識をしっかり持っていただきたいと、これは要望としておきます。

最初の産業おこしモデルに関して質問だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

先ほどのモデル事業について、説明が不足しておりまして大変申し訳ありませんでした。

もともとは産業おこしモデル事業については、過去の例を見ますと商工会員向けのインターネッ

トを活用したオンラインショッピング研修ですとか、宮代の竹あかりイベント、そういったものを実施させていただいていたところなんですが、昨年については新型コロナということで、そういったイベントですとか、そういった積極的な活動というのができなかったということを受けまして、その前に今大変になっている事業者さんを支援していこうということで急遽相談会の実施ですとか、アンケートを実施させていただいたという経緯がございます。

不足して申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

先ほどのスタンプラリーの件は、後で個人的に聞けばいいと思いますので、結構です。

失礼いたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　１点だけなんですけれども、税金の使われ方、行方をお尋ねします。

全部成果書なんですけれども、まず40ページ、下の方にある宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！、それから観光ＰＲ動画作成、これはどちらに支払われたのか。

続きまして、53ページ、一番下の起業創業支援ウェブサイトの情報発信、これはどちらに支払われたのか。

続いて、56ページ、６次化推進でみやしろで暮らそってＰＲしているということですけれども、この50万7,746円は全部どちらに支払われたのでしょうか。

続きまして、163ページ、新しい村パンフレットの作成、この費用はどちらに支払われたのでしょうか。

続きまして、164ページ、真ん中辺りにプレミアム商品券、この商品券というのは当然印刷するわけですけれども、この印刷代はどちらに支払われているんでしょうか。

最後に、165ページ、先ほど泉委員が質問しましたスタンプラリーの件です。スタンプラリーの用紙とシール、この印刷代はどちらなんでしょうか。

以上、６か所の行方をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

成果書56ページ、宮代農業６次化推進事業におけますみやしろで暮らそっの紹介ページの設置費用ということでございます。こちらにつきましては、決算書で言いますと134ページ、委託料で６次化推進事業委託料といたしまして34万1,000円を支出してございます。こちらの委託先はということでございますが、こちらにつきましてはアンカルク株式会社のほうに委託料として支払いをしたものでございます。

それと成果書163ページ、新しい村管理運営事業、こちらにおけます新しい村パンフレット作成でございます。こちらにつきましても委託先につきましてはアンカルク株式会社のほうに作成のほうをお願いしたところでございます。金額につきましては、こちら決算書の134ページ一番上になりますが、需用費の印刷製本費ということで26万700円計上してございますが、こちらが印刷製本費として支払ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副

課長の榎本です。

まず、成果書40ページ、宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！の印刷ですが、こちらについてはばどになります。それから同じ40ページのＰＲ動画作成、こちらについてはヒロスタジオというところでございます。

続きまして、成果書164ページ、プレミアム商品券の印刷については商工会で行っていただいた事業となっておりますので、印刷のほうは商工会のほうで行っております。

それから、165ページのメイドイン宮代ＰＲ事業のスタンプラリー、こちらの印刷はイノ印刷さんにお願いをしております。

すみません、一つ漏れてしまって申し訳ありません。

成果書53ページ、起業創業ウェブサイトについては宮代で働こっですが、こちらはアンカルク株式会社にお願いをしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどの動画制作の関係でヒロスタジオとお話ししましたが、正しくはヒロセスタジオです。こちら、所沢にある会社です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　この件で１点だけ質問ですけれども、商工会にお願いしまして、その印刷は町の業者、誠進堂なのかアンカルク株式会社なのかどちらだったんだか分かりますでしょうか。

それから、新しい質問ですけれども、子育て支援課のときに質問した内容と同じなんですけれども、認定ＮＰＯ法人きらりびとみやしろ、アンカルク株式会社、株式会社深井建築設計事務所に税金が幾ら支払われたか、その金額と事業内容をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

先ほどご質問ありました３社に対しての出資ということでございますが、まずアンカルク株式会社につきましては先ほどご答弁させていただきましたとおり、新しい村のパンフレットの作成料、それと宮代で暮らそっへのホームページの掲載委託料、それとあともう１点ございまして、決算書でいいますと132ページ、水田農業構造改革対策事業の中でございますが、こちらの中の全額ではございませんが印刷製本費で19万1,530円というのがありますが、このうちの一部新生児お祝い米の引換券、こちらの印刷につきましてアンカルク株式会社のほうに印刷のほう発注してございます。金額にいたしますと14万30円となってございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

まず、アンカルク株式会社のほうにお願いしているものが何でどのくらいかということで、まずは決算書138ページ、下の方の欄になります商工業振興事業の委託費、テイクアウト等広報記事デザイン委託料23万4,300円、こちらのほうをお願いしております。こちらのほう昨年度コロナ禍の中で飲食店が大変だということで企画財政課が所管しています宮代で暮らそっというサイトにお家でご飯というウェブサイトの特集を作っておりますが、そちらがウェブサイトでないと見られない

ということでそれを広報でも見られるようにということで、紙のデザインに直すそういった委託ということで委託をしております。

続きまして、成果書140ページ中段のメイドイン宮代ＰＲ事業、こちらの需用費の印刷製本費の22万円、こちらがメイドイン宮代のカタログのデザインでお願いしている額となっております。

それから、最後に決算書128ページの一番下になります労働事業、こちらのページがまたぎまして130ページになりますが起業創業支援ウェブサイト管理運営委託料ということで66万円。

合計しまして、111万4,300円となっております。

それと、プレミアム商品券、商工会のほうにお願いをしてその後どちらに委託したかというのは、申し訳ありませんちょっと今分からなくて大変申し訳ないんですが、今分かりません。申し訳ありません。

引き続きまして、認定ＮＰＯ法人きらりびとみやしろさんと株式会社深井建築設計事務所さんについては商工担当のほうでは、農政の担当もございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　金額の合計が111万、足すと合わないと思うんですけれども、まず、新しい村パンフレット26万700円、宮代で暮らそっは幾らですか。

〔発言する人あり〕

○委員（金子正志君）　答弁が２か所からありましたけれども、総合計をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　７時０８分

再開　午後　７時０９分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

答弁からお願いいたします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

産業観光課の合計は、185万6,030円でございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　非常にたくさんあることがよく分かりました。

なぜこの質問をしたかといいますと、子育て支援課のときにも伝えたんですけれども、４年前の12月議会で私多分発言したんですけれども、町長になりまして町長になった心構えとして業者との付き合い、あまり偏らないようにということを申し上げたと思うんです。ですので、４年前の2016年、平成28年度、榎本町長のときにその認定ＮＰＯ法人きらりびとみやしろ、アンカルク株式会社、株式会社深井建築設計事務所に税金で支払われた事業は幾らあるのか。その数字を出していただきたいんですけれども、委員会の採決の前にその資料を頂きたいと思います。それを見て、委員会の採決の判断にいたしますので、よろしくお願いします。

出していただけますでしょうか。約束をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（菅原隆行君）　産業観光課長、菅原です。

2016年度の決算からちょっと数字をはじき出してみます。数字は提出させていただきます。で、よろしいですか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に、成果書の162ページの宮代町人・農地プランの更新ということで、宮代町人・農地プランの更新を行い、今後の宮代農業を担う中心となる担い手農業者として新たに１名を位置づけたということなんですけれども、下のほうには担い手経営体ということで言っているんですよね。百間地区では21経営体、これは21人ということを意味しているんでしょうか。須賀地区では15経営体ということなんですが、15人いうことで位置づけをしているのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っています。

それと、隣の163ページの新しい村管理運営事業の中の育苗施設のトイレ増設工事、それと次のページの森の市場の結の新しい村トイレの洗面器水洗取替え工事となっています。これは全て２つとも従業員労働改善のために取り付けたということなんですけれども、これは一般町民が使えるのかどうか。そして何時から何時まで使えるのか。新しい村が休日になった場合は使えるのかどうか。その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、165ページの店舗・住宅リフォーム事業補助金です。

この中では、利用件数は38件となっております。この内訳です。店舗は何軒なのか、住宅リフォームは何軒なのか、それと店舗と住宅を合わせた利用ケースはあったのかどうか、それは何軒ずつなのか教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

成果書の162ページ、宮代町人・農地プランの更新、こちらのほうでご質問いただきました。こちらのほうで昨年度につきましては位置づけたのは１名ということで個人の方を位置づけさせていただきました。合計につきましては、百間地区21経営体、須賀地区15経営体ということでございますが、こちらの位置づけた方につきましては必ずしも農家個人ということではなく、農業法人につきましても位置づけをしてございます。そういったことからこちらのほうの合計の表記につきましては、人ではなく経営体というような表現とさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書163ページ、一番下の育苗施設トイレ増設工事でございます。こちらにつきましては、育苗施設のほうにつきまして今まで女性用のトイレがなかったということから、従業員に女性の方がいらっしゃいますことから、そちらの方の労働環境改善のためにトイレのほうの増設を行ったところでございます。こちらにつきましては、あくまでも従業員用のトイレということで育苗施設の南側、ふだん一般の方が入っていかないようなところに設置したものでございまして、基本的には一般の方がご利用ということは想定してございません。

続きまして、成果書164ページ、新しい村トイレ洗面器水栓取替え工事でございます。こちら新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としまして、トイレの洗面器を手動の水栓から自動水栓のほうに更新をした工事でございます。こちらにつきましては、設置をした場所が直売所が３か所、それ

と農の家が２か所、それと村の集会所こちらが４か所、合計９か所の水栓のほうを取り替えたものでございます。こちらにつきましては、いずれも直売所であれば営業時間中は自由に入っていただくことが可能です。また、農の家につきましても農の家が開いている時間帯については入っていただくことも可能です。村の集会所につきましては、これ貸出し施設になってございまして、貸出しを利用の方がいないときにはふだん施錠してございますので、一般の方は貸出しの際に使っていただくのは全然可能でございますが、貸出しでないときにはやはり防犯上のこともございまして施錠してございますので、自由にいつでも入っていただけるというようなものではございません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

成果書165ページ、上段、店舗・住宅リフォーム補助金利用件数38件。決算書で言いますと決算書の140ページの上段から少し下りたところにある店舗・住宅リフォーム事業費補助金になります。こちら利用件数38件の内訳でございますが、こちらについては店舗が１軒、住宅が37軒です。店舗兼住宅についてはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の、経営体ということで農家は個人の名前が入っていないということなんですけれども、この経営体ということは21経営体あったということなんですか。それとも一つ一つのあれがこれ百間地区は21経営体、須賀地区は15経営体というんですからこれ同じ経営体でやっているのかどうか。その辺のところ、経営体は別々なのか、完全に。ということは、宮代町に経営体が三十幾つあるということを意味するのかどうか。教えていただきたいなと思っております。

それと、トイレなんですけれども、今聞いた話だと営業時間内だけしか使えないというふうに受け止めたんですけれども、何のためにあそこの公園があるのかちょっと分からないんで。朝の散歩をする人もいるし、営業時間外に来ている人もいるし、魚を釣っている人もいます。散歩している人なんかは本当に困ってしまったという話を私は聞いています。閉まってしまうんですよ。多分営業時間内というんだから５時以降はもう閉まっていると思うんですよね。夏場なんかみんないますよ。そのへんに。全然使えない。困ったなということですよ。使えるところといったらこの役場まで来ないと駄目だ。あそこの外の。距離的には本当に気分の悪い人は困ってしまう。そういうことがあるので、これ何とか24時間使えるようにできないものか。その辺のところは私は思っているんですよ。これ、あそこを利用している人はみんな思っていると思いますよ。トイレは人間として本当に最低限必要ですから。トイレと水は。新型コロナ騒ぎで水がもう使えないとなると手も洗えないとうことですから、その辺のところはこの新しい村の一つの課題じゃないかなと私は思っているんですけれども、担当者としてどう思っているのか、もう一度お願いします。

それとあと、店舗住宅リフォーム補助制度、住宅は主に使われているということなんですけれども、この住宅というのは宮代町全体にこれなっていると思うんですけれども、これは商工会が全部そこで仕切っているということなんですか。店舗・住宅リフォーム制度というのは。町でやっているんですか。それとも商店会ですか。お願いします。それだけ。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

住宅リフォームについては、町のほうで実施しております。商店会ですとか、商工会というのはこちらについては関係がございません。実施するに当たって町の事業者を利用してくださいという条件がございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

成果書162ページ、人・農地プランの更新の中にございました経営体のこちらのご説明でございます。

こちらにつきましては、経営体につきましては個人の農家さんも入っておりますし、また農業法人についても入ってございます。それで合計しまして21経営体ということで、個人も法人も合わせてその表現として、経営体というような表現としてございます。

なお、こちら百間地区21経営体ございますが、こちらのうち実際法人につきましては２つの会社がこの中に含まれてございます。また、須賀地区15経営体となってございますが、こちらにつきましても法人につきましては２つの法人が含まれた数字となってございます。

続きまして、成果書164ページ、新しい村トイレの洗面器の関係でございます。

ご質問いただきました利用時間ということでございますが、こちらご質問の中にございましたとおり、村のほうの営業時間に限ってご利用いただけるということで、早朝、あるいは夜間、あるいは新しい村が休みの月曜日などにつきましてはトイレのほうは閉鎖させていただいてございまして、ご自由に使っていただくということは残念ながらできていないような状況でございます。この理由としましては、こちら直売所に隣接していますトイレにつきましては、ご存じのとおり直売所とあとあの建物については事務所のほうも併設した建物でございます。その構造上、一体の建物としてなってございますことから、トイレの部分だけ使えるように開けておくということになりますと、ややもするとそちらのほうで利用される方が例えば火災を起こしてしまうとかあるいは防犯上等の関係もございますので、なかなか構造上そちらのトイレだけ分離して常時開けておくということがなかなか難しいようなことになってございますので、現在のところ新しい村が営業している時間だけご利用いただくということで行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　成果書の162ページの法人２つということなんですけれども、これは同じ業者が入っているわけではないですよね。２つ別々ということなんですよね。それだけもう一度お願いします。

それと、新しい村のトイレなんですけれども、私いろいろといつも見ているんですよ。この宮代町というのは細長い町なんですよ。新しい村にもない、どこにあるんですか。ここにあるけれども、１か所だけ24時間使えるトイレが。散歩道だとかいろいろなことをやっていますけれども、白岡市なんかに行くと小さな公園でもトイレがあるんですよ。やはり宮代町のこの新しい村、顔ですよ宮代町の。やはり最低人間として人に優しくやるんだったらやはりこの新しい村に外で24時間使える

トイレを作るべきじゃないかなと私は思っているんですよ。そういう考えがあるのか、ないのか。やはり皆さんから言われます、私なんか。あそこトイレないんだよというので。営業時間内はありますよ、それは。閉まったらもうなし。女性なんかはトイレあそこで使えないんじゃあないの。だから散歩も来られないんじゃあないの。私はそう思いますけれども。それを火災だとかなんとかというふうに、防犯上だとか言っていますけれども、それやったら日本中のトイレがみんな防犯上問題になりますよ。公衆用のトイレは。作らない理由にはならないと思いますよ、私は。それだけは強く言います。もし回答ができたら、回答をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

まず、人・農地プランの形態のご質問でございます。

すみません、先ほど私のほうでそれぞれの法人の経営体の数を誤ってお答えしましたので訂正させていただきます。

まず、百間地区でございます。

法人につきましては、経営体、法人は３社でございます。失礼いたしました。

また、須賀地区でございます。

須賀地区につきましても、法人につきましては４社でございます。

それぞれの中に新しい村につきましては、須賀地区、百間地区それぞれ１社ずつという形でカウントしてございます。新しい村につきましては、場所は１か所ございますが農業経営、実際作業とかそういうのをやっておりますのが須賀地区あるいは百間地区、それぞれの地域にまたがってやっていますので、位置づけとしましては１社でございますがそれぞれ１社ずつ須賀地区、百間地区、カウントのほうしてございます。

続きまして、新しい村のトイレの関係でございます。

先ほど構造上等の問題で常時開けていないというようなお話をしてございましたが、そちらのトイレの問題につきましては、今年度新しい村の魅力アッププラン、そちらのほうで新しい村今後の在り方のほうについてを検討してまいるということで事業のほうを行ってございます。そちらの中で今後の検討課題として考えていきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

じゃあ、162ページの法人は新しい村を除くと３社、２社ということで、５社あるということですね。宮代町に。百間地区に３社ですから、そこに新しい村が１社入っている。だから残りは２社。須賀地区には４社入っていて、新しい村が１社入っているから残りは３社。残りは６社、宮代町に別々に入っているという意味でよろしいんですね。

それと、トイレの問題です。

今年度中に検討する、これは作るという方向で検討するということで受け止めてよろしいんでしょうか。それともまだ検討段階で来年も延びるんでしょうか。その辺のところだけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（菅原隆行君）　産業観光課長、菅原です。

まず、成果書162ページの担い手についてですが、こちら百間地区の担い手のうち法人につきま

しては小林農園合同会社という会社と、あと竹内園芸、それから新しい村の３社になります。それから、須賀地区の担い手の法人につきましては、マルゲンアグリー株式会社と有限会社モンテローザファーム、それから株式会社関田農園。関田農園というネギを作っている会社です。それから新しい村になります。

あと、トイレにつきましては、やはり一度外に建てるとなると数千万円という予算にはなりますので、今ここで建てるというふうにはお話はちょっと残念ながらできませんので、そういった場所ですとか、金額含めてちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　法人のほうは分かりました。

トイレの件なんですけれども、今数千万かかると言ったんですけれども、そんな立派な公衆トイレはいりませんよ。数千万もかけるような。白岡市なんか行ってみました。公園のトイレ。数千万もかかるようなトイレじゃありませんよ。その辺のところはお任せしますけれども、前提として人が集まるところなんですよ。最低限トイレと水は必要です。私はそう思っています。作るという前提で検討していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いいたします。

２点お願いします。

決算書142ページ、説明書166ページの消費者対策事業についてお聞きします。

相談件数が多くなっているんですが、どんな内容が何件で、結構詐欺に引っかかっている人が以前すごく大きなお金がかかった人もいますけれども、被害金額とかもし分かったらお願いします。件数と。お願いします。

あと、今の新しい村のトイレの話なんですが、元議員が一般質問をしたときにちょっと私記憶としては、必要だと言ったときに検討すると私聞いたような気がするんです。散歩に来た人が使える、確かそういう答弁をされていたような気がするので、改選前にやっていた議員が質問されていたのでちょっと確認していただきたいのと、やはりあそこたくさん散歩に来ていますので、やはり必要だと思います。トイレがなくて、あそこでトイレに行くとなるとどこになるのか。ここ。四季楽までですよね。四季楽は昔4,000万で作ったといってすごく有名になりましたけれども、すごい立派なのじゃなくて本当にいいので、本当に子供でも使えるトイレ、絶対に必要なのでお願いします。確かちょっと議事録読んでくださいお願いします。

それと、新しい村のホームページというのはどこが作っているのか。ちょっとおしゃれに作ってくれているんですけれども、これもどこで作っているのかお聞きします。お願いします。

以上、３点です。

トイレは今分からないと思うので、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　７時３５分

再開　午後　７時４８分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

九山委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（飯山　武君）　産業観光課副課長、飯山でございます。

ご質問にありました新しい村のホームページの委託先というお話でございます。こちらは、アンカルク株式会社のほうに委託しているということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

決算書142ページ、成果書160ページ、消費生活相談の内訳ということでご質問だったかと思いますが、相談件数108件のうち多い順に申し上げますと、売買契約に関することが52件ございました。次いで、不審な郵便物、メールなどの売買契約ではないその他の案件というものが42件、それから不当請求ということで12件ほどございました。今年度の傾向でもあるのですが、インターネットの買物が増えているせいか、インターネットに絡む相談というのが多いように思われます。被害総額については把握しておりませんので、大変申し訳ありません。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

消費対策事業は、いろいろなものがコロナ禍で減っているのに相談件数が28件増えているって結構数が多くなっているのかなと思っています。今答弁いただいたように、インターネットの、家にいてインターネットでいろいろなことが買物とかしたりとか、そういうことで相談が増えているんだと思いますけれども、金額は分からないということで、ということは大きな被害の事件はないということですか。そういうことでしょうか。もう一回お聞きします。

それで、成果のところに消費者被害防止サポーターによる啓発活動に取り組みましたと、このサポーターさんはどういう方がやっているんでしたっけ。ちょっとここを教えていただきたいのと、啓発活動というので駅とかでチラシをまいたりしたのか内容が分かりましたらもう一回お願いします。

あと、新しい村のホームページ、すごくきれいであれだったんだけれども、やはりアンカルク株式会社だったんですね。分かりました。

ホームページ作るのは幾らくらいかかっているんですか。そこは分かりますか。

〔発言する人あり〕

○委員（九山妙子君）　そうですね。分かりました。

じゃ、トイレはまたちょっと調べておいてもらうということで、すみません、消費者被害防止サポーターに関してと、被害総額の関連で大きな事件があったかなかったかということでお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

被害金額で高額なものについては、今担当に聞きましたところそんなに高額なものはなかったというふうに聞いてございます。それから啓発活動ですが、これまで県のサポーター養成講座というのがありまして、そちらに参加された５名の方が活動しておりまして、昨年は新型コロナでちょっと活動が頻繁にできなかったんですが、それまで地域交流サロン、そういったところに出向いて、最近多い詐欺の手口ですとか、埼玉県からそういったチラシが届きますので、そういったものを逐

次その５名の方に郵送させていただきまして配布していただいたり、そういったサロンでしゃべっていただいたりしているというふうに確認しています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。１点だけお願いします。皆さんお疲れでしょうから。

決算書は140ページ、説明書は164ページです。

商工業の振興事業ですけれども、主な実施内容の中で宮代町商工会補助金（商工業振興事業補助金）1,100万円、決算のほうは商工業振興事業補助金1,100万円で出ていますけれども、1,100万円というのは何年度から始まっていますか。お答え願います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

商工会の補助金が1,100万円になったのがいつからということで、こちらは平成20年から1,100万円となっております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　私は、商工会が町に果たす役割、これは評価しています。だから補助金であろうと何であろうと出すのは別にやぶさかではない。ただし、1,100万円というのは平成20年から定額で続いているんです。これは補助金ではないんですよ。表示を改めていただきたいかな。補助金というのは事業に対して補助するものですから、商工業の振興事業といっても風呂敷が大き過ぎますよ。成果物だって別にないんですよ。それぞれの事業というのはずっとその下にあるようなもの、それが事業であって、それに対して補助金が出ているわけですから、私は1,100万円を出すというのが悪いとは言っていないんですよ。それなりの役割を果たしていますから。でも、これを商工会補助金という形でやったとすれば、これはおかしいと。決算として。こう思います。だったら中身を見せてくださいと。全部公開を。何に対して補助したんだと。1,100万なんて切りのいい数字なんて出っこないんです補助金は。そんなことは子供だって分かるんです。

したがって、私はやるなら交付金ですよ。だったら納得します。定額であるということも、期待値を込めて商工会の発展のために、町内の商工業を発展させるために使ってくださいと。そういうことでやっていただけるのが一番いいんじゃないかと。願わくば1,100万円を1,000万に下げるということもそれはあるし、逆に、いやいや今までよく我慢してくれたと。1,200万円に上げますよということもあり得る。でも何にもしないでこういう形でずっと毎年続いているというのは私は決算処理上、これは今度予算議会になりますから、来年。そのときはかぶりつきます。予算を通さないという。

ということで頑張るような気持ちもありますけれども、中身的には今言ったように商工会というのは頑張っているという理解をしていますから。町民の皆さんもこんな形で出されたら疑ってしまうんですよ。だからよく10年以上頑張ってこられたなと、この形で。

ということで、何かありましたらお答えください。なければあれです。私のほうはこれで終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（菅原隆行君）　産業観光課長、菅

原です。

私も財政担当は長かったものですので、確かに交付金とおっしゃられますとそちらのほうが適しているかなというふうには今は思っております。ただこの辺につきましては、ちょっと県の市町村課等にも確認を取りながら正しい方向に持って行きたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月14日火曜日、午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　８時００分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		金子正志君	
西村茂久君		小河原正君	
泉伸一郎君		角野由紀子君	
塚村香織君		合川泰治君	
土渕保美君		川野武志君	
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
教育長	中村敏明君	会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君
まちづくり建設課長	石塚孝信君	まちづくり建設課副課長	髙橋勝己君
まちづくり建設課副課長	小川英一郎君	上下水道室長	成田雅彦君
まちづくり建設課主幹	小島英樹君	まちづくり建設課主幹	和田光春君
まちづくり建設課主幹	新井庸一君	都市計画担当主査	島村明子君
教育推進課長	大場崇明君	教育推進課学校管理幹兼副課長	塚越健一君
生涯学習室長	草野公浩君	教育推進課主幹	青柳誠君
教育推進課指導主事	加藤裕一君	教育推進課指導主事	鵜川裕介君
教育推進課指導主事	齋藤真美子君	教育総務担当主査	髙橋道彰君
生涯学習・スポーツ振興担当主査	川﨑章人君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	宮部俊周君
文化財保護担当主査	横内美穂君	総務課長	赤井誠吾君
企画財政課副課長	伊東高幹君	住民課長	高橋暁尋君
税務課長	門井義則君	町民生活課副課長	山﨑健司君
福祉課長	宮野輝彦君	子育て支援課長	横内宏巳君
健康介護課長	井上正己君	産業観光課長	菅原隆行君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野口幹雄	主幹	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、９月10日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３３号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより、まちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　おはようございます。まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　おはようございます。道路担当の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　おはようございます。まちづくり建設課副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　おはようございます。上下水道室長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（小島英樹君）　おはようございます。道路担当小島でございます。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　同じく道路担当の和田です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君）　おはようございます。まちづくり建設課主幹の新井です。よろしくお願いいたします。

○都市計画担当主査（島村明子君）　おはようございます。まちづくり建設課都市計画担当、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けします。ただし、特別会計は入りませんのでご注意ください。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。よろしくお願いいたします。

５点ほど質問させていただきます。

まず、１問目です。

決算書144ページ、説明書168ページになります。

道路維持管理事業の中で測量設計委託ということで、道路修繕工事に伴う測量設計業務委託ということで826万4,300円出ているんですけれども。

この決算書では144ページで、12節委託料のところで、測量設計委託料が77万円と、あと下のほうで同じように測量設計委託料が749万4,300円という、この２つだと思うんですが、これについてどこに委託されたのか、それと何か所ぐらいの設計なのかを教えてください。

２問目です。同じページになるんですが、除草・樹木管理委託ということで、説明書では街路樹管理除草業務委託ということで556万3,852円ということで、決算書のほうでは、街路樹管理業務委託料が136万2,667円、あと道路除草業務委託料が420万1,185円ということで、これもそれぞれどこに委託されて、大体何回ぐらい除草されている

かを教えてください。

３問目です。決算書が146ページ、説明書が172ページになります。

橋梁維持管理事業ということで、下のほうに橋梁補修工事とあるんですが、一番最後のところの宮代大橋（字道仏）前払金とあるんですけれども、これの説明をお願いいたします。

４問目は、決算書148ページ、説明書が173ページになります。

一般住宅耐震対策事業の中で、表のところで耐震診断補助ということで、30年度と元年度２件ずつあるんですが、２年度はゼロということで１件もなかったということの説明ですね。それから、その下にあるブロック塀等撤去ということで２件あるんですけれども、この14万2,000円の、まず２か所がどこかということと、あとそれぞれ幾らぐらいかかっているかということをお聞きいたします。

最後に、５問目なんですが、決算書152ページ、説明書が175ページになります。

公園等環境管理事業の中で、街区公園草刈り樹木管理委託料ということで1,396万166円、それと街区公園等健康器具設置事業、14節になるんですが、こちらが483万1,200円ということで、それぞれのどちらに委託されているのかということと、あとこの下のほうの街区公園等健康器具設置工事というのはどういうものであるかということですね。

それと、あと175ページに書かれているんですけれども、公園遊具等の点検や職員による公園パトロールの実施等ということであるわけなんですけれども、これはパトロールするときに、点検表みたいなものというんですかね、チェックシートみたいなものがあるのかどうかをお聞きいたします。

以上５点になります。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、決算書の144ページ、成果書の168ページだと思うんですけれども、こちらの測量設計費に関しての質問だと思うんですけれども、まず、測量設計費、町道1483号線舗装修繕調査測量ということで、坂田測量さんのほうに発注しておりまして、こちらのほうが77万円になります。

同じく測量設計なんですけれども、町道17号線の測量設計ということで、坂田測量さんですね、こちらのほうに600万9,300円ですね。鯨岡設計さんのほうに148万5,000円ということでお願いしております。

坂田設計さんのほうの委託に関しましては舗装の調査になっておりまして…。そうですね。すみません、以上になります。

ごめんなさい、坂田測量さんのほうと鯨岡さんのほうのやつなんですけれども、町道17号線のほうが坂田測量さんのほうで、町道74号線のほうが鯨岡設計さんになります。すみません。

以上です。

すみません。続きまして、２番目なんですけれども、同じく144ページ、成果書のほうが168ページになります。こちらの除草等樹木管理の件に関してなんですけれども、除草業務委託ということで、駅前広場の除草ですとか道路の除草ということで、主にシルバー人材センターのほうに委託しておりまして、そのほかにＪパークさんですとかといったところに委託をさせていただいておりま

して420万2,185円ということですね。

街路樹のほうの剪定ですとか消毒ということで、ほかに加藤園さんですとか大植さんというところに頼んでおりまして、こちらのほうが136万2,667円ということになっております。

以上でございます。

次に３番目なんですけれども、決算書のほう146ページ、成果書のほうが172ページ、橋梁についてなんですけれども、宮代大橋の前金350万円に関してということで質問があったかと思うんですけれども、こちらに関しましては契約額については889万9,000円ということで、伊草建設さんのほうで請け負っていただいているんですけれども、こちらのほう令和３年度に繰り越したことがありまして、前金の40%以内という決まりがありますので、こちらが350万ということでお支払いさせていただきまして、３年度に終わったら残金を支払うということでなっております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　次、答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず１点目のご質問でございますが、決算書148ページ、成果書173ページ、一般住宅耐震対策事業の関係でございます。

こちらにつきまして、耐震診断補助につきまして元年度につきましては２件、２年度につきましては０件ということで、０件の理由はというお尋ねでございましたが、こちらについては、町のほうでも啓発活動はやっているものの、なかなか診断補助について申請のほうがいただいていないということなんですけれども、明確な、ちょっと理由については分かりかねるところでございます。

一方、耐震改修工事のほうでございますが、こちらについては件数がやはり少ないという理由につきましては、耐震対策の対象となる昭和56年以前の住宅の居住者につきましては、高齢者が多いこともございますので、なかなか家を建て直すのに費用のほうもかかりますので、こちらについても少ない状況ということでございます。

続きまして、ブロック塀の撤去の関係でご質問のほうをいただいております。２年度２件、こちらはどこの地区かということでご質問がございました。こちらにつきましては、１件目が川端１丁目地内、２件目が百間４丁目地内でございます。こちらにつきまして、ブロック塀の撤去の工事にかかった費用でございますが、まず川端１丁目が８万8,000円かかっております。そのうち２分の１でございますので４万4,000円の補助を出しております。次に、百間４丁目でございますが、こちらについては工事の費用が19万6,861円、こちらについても２分の１ということで９万8,000円を補助しております。したがいまして、補助の額につきましては２件合わせまして14万2,000円ということでございます。

続きまして、決算書152ページ、成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でご質問のほうをいただいてございます。

こちらにつきまして、まず街区公園の草刈り、樹木の管理委託料1,396万166円、こちらにつきまして、どちらへ委託されているかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、まず東武緑地株式会社、こちらのほうに令和２年度街区公園等樹木管理業務委託として委託をしております。請負額につきましては858万円でございます。

それから、シルバー人材センターのほうにも委託をしておりまして、こちらにつきましては484万6,666円、それから大植さんのほうにも委託をしておりまして42万9,000円、それからＪパーク

さんのほう、こちらにつきまして10万4,500円の委託をしております。

続きまして、14節のほうの街区公園等健康器具設置工事についてでございますが、こちらどういうものなのかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、まず請負者のほうが株式会社アミューズというところに発注をいたしました。こちらにつきましては、コロナ対策の臨時交付金を充当させていただいた事業でございまして、新型コロナによって外出自粛により健康維持のため近所での散歩が増加したことにより、健康遊具を整備したものでございます。公園等環境管理事業のほうで計上はしてございますが、施工したところにつきましては健康マッ歩と、それから公園につきましては学園台宮前幼児公園、こちらに健康遊具のほうを設置しております。健康遊具につきましては、ベンチ型のあん馬、オリンピックでも競技がありましたが、あん馬の形をしたベンチ、そういったものを設置しております。それから、腹筋のできるベンチ、テーブルベンチ等を設置しております。

最後に、公園等環境管理事業成果書175ページの定期パトロールの実施につきまして、チェックシート等ありますかというご質問でございましたが、現在のところ、町のほうの職員で月１回定期的に点検のほうは行っておりますが、チェックシート等を持って点検のほうを行ってはおりません。こちらにつきましては、簡単な何かチェックシート等を作れればというふうには考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

１問目なんですが、そうしますと、この道路修繕工事は３か所で行われたということでよろしいわけですね。分かりました。

それから、あとその２問目で、街路樹管理等除草業務委託のところで、説明いただいたんですが、例えばこれ、年に２回やるかどうかをもう一度お聞きいたします。何月と何月かということでお聞きいたします。

３番目は分かりました。

あと４問目も分かりました。

すみません。３問目の橋梁維持管理事業に関しては分かりました。

あと４問目の一般住宅耐震対策事業で、耐震診断補助とブロック塀等の撤去ということで分かりましたが。一応、この耐震診断補助のところで、ホームページ等広報で周知していますということがあるんですけれども、それ以外に、何か周知するために考えているかどうかをお聞きいたします。

あと５問目なんですけれども、すみません、お話しされるのが早いもので、ちょっと書き取ることができなかったので、申し訳ないんですけれども。

公園草刈り樹木管理のほうですかね、最初のほうで言われた中の、シルバー人材センターとか大植さんとかＪパークさんのその前に言われたところの、ちょっと会社名が書き取れなかったので、もう一度言っていただいてよろしいでしょうか。

また、その公園の除草とか、そういったものというのは、どういう単位で刈取りをされるかということをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

２問目の草刈り、除草についてなんですけれど

も、年に何回か、また何月ぐらいに行われるかという質問だったかと思うんですけれども、こちらのほうにつきましては、大体、年に２回から３回ということで実施させていただいております。

何月ぐらいに刈られるかということなんですけれども、大体伸びてきたら、その都度見て刈れるようにとは思っているんですけれども、大体、５、６月ぐらいに１回と、９、10月に１回ということで、年２回から３回ということでやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず、１つ目のご質問でございます。成果書173ページ、耐震診断の関係でございます。ホームページ、広報以外での周知はということでございますが、こちらにつきましては、例年であれば年に３回程度、耐震リフォームの相談会というのを実施させていただいております。ただ、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、そういった周知活動ができなかった状況でございます。

また、10月に行われています防災訓練、こちらで耐震リフォームのブースを設けさせていただいて、そちらでも啓発のほうを行っておりましたが、こちらにつきましても昨年度は新型コロナウイルスの影響がありまして、中止になってございます。

ちなみに、今年度でございますが、今年度につきましては、一度、７月にリフォーム相談会のほうを実施させていただきました。８月、９月にも予定をしておりましたが、緊急事態宣言の影響を受けまして、こちらについても中止というふうになっているところでございます。

耐震改修工事店ですとか、それから地元建築士の皆さんにつきましては、ご自分のお店のほうでも引き続き啓発活動に努めていただいている状況でございます。

続きまして、成果書175ページ、公園の草刈り、樹木の管理の委託の関係でございます。

こちらにつきまして、まず委託の請負者でございますが、こちらにつきまして１者目が東武緑地株式会社でございます。２者目がシルバー人材センター、３者目が大植さん、それから４者目、こちらにつきましてはＪパークでございます。

草刈りの頻度でございますが、道路担当のほうと同じでございますが、繁茂した時期を見計らって草刈りのほうを発注しておりまして、年２回程度でございます。

実際に草刈りの状況を見ますと、やはり５月、６月が集中して１回目が多いのと、それから８月の終わりから９月が集中して発注している時期になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そうしますと、除草樹木のほうなんですけれども、これ決まっているのは２回ですけれども、要望に沿うようにするために３回ほど行われるということでよろしいわけですね。

やはり結構要望が出たりしますので、特に今年は雨のせいか、すごく草の伸びが早いというんですかね。そういうこともありますので、そういうときには順次対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど公園のほうもそうなんですけれども、やはり除草されるときというのは、町職員のほうの点検というか、そのパトロールによって見つけて、それで依頼して行われるのか。もしくは、

その携わっている委託先の方たちが見回って伐採とかをされるのか、それだけもう一度お聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

成果書175ページ、こちらの公園等環境管理事業の関係の草刈りの件でございますが、発注をしておりますシルバー人材センターのほうでも、現場のほうは常日頃、確認をしていただいております。町のほうでも当然職員のほうが現場に出た際に確認をしておりまして、両者の目で見て発注時期のほうを決めさせていただいておりますのと、それから地元の方からのご要望であったり、その都度、適宜、除草のほうは発注させていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

とにかく公園のほうですと、やっぱり子供たちが遊ぶ場所ですので、大人の目で見て伸びている長さと、子供たちの目から見たその伸びの差というんですかね、そういったものあると思いますので、やはりひどいなというふうに感じたときは、すぐ刈っていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。４点質問をさせていただきます。

決算書152ページ、成果書175ページ、公園等環境管理事業について４点質問をさせていただきます。

こちらの公園管理報償金に関係しているんですけれども、町が管理している公園と、各自治会が管理をしている公園があると思うんですけれども、町が管理している公園についてのごみ収集や、その公園の環境整備はどのような頻度でどのようなことをされているのか、お伺いいたします。

２点目なんですけれども、先ほども出た内容なんですが、街区公園草刈りの委託料についてなんですけれども、年に２から３回ほど定期的に草刈りをしていただけていると思うんですけれども、要望があった場合は、その都度、草を刈ってくださるということで伺っているんですけれども、令和２年度でそういう要望などがあって草を刈った場所や件数をありましたら教えてください。

３点目で、工事請負費のほうで公園砂場フェンス設置工事なんですけれども、こちらも感染症対策として、砂場にフェンスをつけていただいたと思うんですけれども、こちら、どこの公園に何か所つけられたのかということと、つけてみて保護者の方からのお声などあったか。今後もこのような砂場にこういうフェンスをつけるのかということもお伺いいたします。

最後に、公園の管理についてなんですけれども、宮代町の公園の中で、放置されているというか、何もない、ただの場所になっているような、ちょっともったいないような感じの公園があるんですけれども、そのようなのは宮代町にどれぐらいあるのかというのをちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

成果書175ページ、公園等環境管理事業でございます。

まず１点目、管理している公園につきまして、

町が管理している公園、自治会が管理している公園がございまして、町が管理している公園についてのごみの収集、どのような頻度でどのようなことをしているかということでございますが。

まず、定期点検のほう、月１回行っております。その際に公園のほうに行きまして、気づきましたごみ等につきましては収集をさせていただいているところでございます。

また、通勤とかで公園の近くを通ることもございますので、その際、気づいたものについては、同じようにごみ拾いのほうをさせていただいております。

それから、ごみを捨てるなという注意喚起の看板が公園等にも設置してあるんですが、それがいたずらによって壊されることもございます。そういったものの補修等につきましても、職員が直接やらせていただいているところでございます。

続きまして、草刈りの委託につきまして、年二、三回程度ということで、令和２年度、要望箇所とそれから件数というご質問でございましたが、こちらにつきましては、要望の多い箇所につきましては、道佛の区画整理地内が多い状況でございます。こちらにつきましては、ちなみに、道佛の公園でいきますと、桜の道公園というところがあるんですが、こちらにつきましては４回ほど除草のほうをやらせていただいております。

それから、きりかぶ公園でも３回、道佛緑地においても３回、その他は２回という形で草刈りのほうを行わせていただいております。

続きまして、14節工事請負費の関係で、公園砂場フェンス設置工事についてでございます。

こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、コロナ対策を防止するため臨時交付金を利用させていただきまして、砂場の周りにフェンスのほうを設置させていただいたところでございます。反響といたしましては、ペットも入らないというような形でのフェンスですので、良くなったというようなお声もいただいているところでございます。

こちらにつきまして、どこの公園かということでございますが、こちらにつきましては、まず１か所目が道佛南公園でございます。もう一か所が宮代中央公園、東武動物公園駅の西口にできた新しい公園でございます。こちらにつきまして、今後の予定はということでございますが、こちらにつきましては、コロナ対策の臨時交付金を利用させていただいて、ペットを介した新型コロナ感染症を防止するため防護柵を設置したものでございまして、平時における措置ではないということで理解をしております。

今後そういった砂場の周りにフェンスの設置等の要望があった際には、公園の利用状況ですとか、それから当然予算もかかりますので、そういった状況を勘案しながら検討をさせていただければというふうに考えてございます。

それから、最後のご質問で、公園の何もない、遊具とかが何もないという公園ということだとは思いますが、こちらにつきましては、まず大きな公園でいきますと、はらっパークが代表的な公園でございますけれども、あちらにつきましては、町民の皆さん、それから町外の皆さんにも有効に利用をしていただいているところでございます。

ほかの遊具のない公園につきましては何か所かというご質問ですが、ちょっと今、資料が手元にないものですから、後で調べてお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

１点目の町が管理している公園は、月１回点検をしていただいて、ごみ拾いなどしていただいて

いるということで承知をいたしました。近所の方々が好意でごみを捨ててくださったり、見回りとかされていることもあるんですけれども、町もそのようにしてくださっているということで分かりました。

２点目の公園の草刈りについてなんですけれども、公園によって、その草刈りの草の量にしても変わってくると思うんですけれども、割と道仏の辺りは草の量が多いので、このように、これは定期的な２回から３回プラス４回やってくれているということなのか、合わせてこの４回したのかということを、もう一度お伺いいたします。そのような要望が出ていて、すぐに対応をしてくださっているということで承知をいたしました。

砂場についても、感染症対策ということで、取りあえず今回限りで２か所ということなんですけれども、こちらのフェンス工事で、２か所で90万円ほどかかっているんですけれども、これがちょっと高いんじゃないかと思うんですけれども、そのようなものなのか、ちょっともう一度詳しく教えてください。

最後、公園についてはまた後ほどということで承知いたしました。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でございます。まず、草刈りの関係でございますが、道仏地内の公園につきまして４回やったということで、要望により４回やったのかというご質問だとは思いますが、こちらにつきましては、利用頻度の多い公園でございまして、周りの方たちもよく気にしていただいている公園でございまして、おっしゃるとおり要望により実施をさせていただいております。

続きまして、砂場フェンスの関係でございますが、こちらにつきましては、まず道佛南公園のほうでフェンスの長さ15メートル、プラスそれから出入口、門扉を設置しております。宮代中央公園のほうにつきましては、フェンスの長さ21メートル、プラス同じように出入口、門扉のほうを設置してございます。

設計をしたところ、設計額については99万円でございまして、請負額は当然そこから若干落ちますので90万2,000円ということで、最終的に95万9,800円の工事費がかかってございまして、大体これぐらいの額なのかなというふうには承知をしております。

それから、先ほどのご質問で、放置されているという公園の関係でございますけれども、こちらにつきましては、放置されているという公園というのは特にはございません。

先ほどのご質問の中で、施設等ない公園ということでございますと、43の街区公園がございまして、ベンチとか水飲みとか、そういうものが全くない公園につきましては、まず桃山台のコミプラの跡地というところがございます。そこが１か所でございます。それから、学園台地内の身代親水公園、こちらにつきましてもベンチ等施設については一つもございません。

よりまして、43か所の街区公園のうち２か所の街区公園については何もそういった施設がない公園ということになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

フェンスの件も承知をいたしました。砂場はネットを張るということでの、そういった感染症と

いうか、猫とかそういった感染症ですね、そういう対策でネットをしているところもあるので、どうなのかなと思って、ちょっとこちら伺いました。

最後の街の中の公園についてなんですけれども、43の公園で遊具がなかったりということなんですけれども、ベンチでこのような、先ほど健康器具で造っていただいた、そういう高価なベンチではなくてもいいので、ベンチだけでもその公園にあると、そこでちょっとこう座ったりできると思うんですけれども、何もなかったり、もう少し何かあれば、そこでこのようなコロナ禍の時期なので、外に出て少し気分転換ができるのではないかと思った公園が幾つかあったので、これからそのような見直しをしていただいて、あまりお金のかからない、座れるだけのベンチでもいいので、そのような対応を要望して終わりにいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。成果書174ページ、決算書150ページ、中ほどにあります湛水防除対策事業、その中で、笠原地区浸水対策実施設計業務委託とあります。これに関しての内容と、あと委託ですから、委託先をお願いいたします。

また、浸水対策に対して機械器具等の点検について、年何回ぐらい行っているのか、その作業内容はどうなっているのか。点検等で浸水対策に対する課題点はそこから見つけ出すことができたのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

決算書150ページ、成果書174ページの湛水防除対策事業、そこの成果書の174ページの一番下になりますね。下の表の笠原地区浸水対策実施設計業務委託の内容でございますが、こちらは浸水対策として笠原小学校の下に排水管を通して、笠原沼落に排水を流すという工事の実施設計ということで、工事を出す前の最終的な設計を実施設計といいます。そちらを株式会社コーセツコンサルタントに561万円で発注しております。

あと、設計といたしましては、笠原の排水機場、今回ポンプを設置する、さらに下流の部分に排水機場がございまして、そちらに排水機場に入る道路というのがございませんで、今まで管理するのに、民地の田んぼをその作業時だけ無償で貸していただきまして作業のほうをしておりました。

今回その土地周辺が開発の計画がございまして、それに伴いまして、地権者さんに相談したところ、こちら町道の1648号線というんですが、そこを再納していただけるということになりましたので、それを進入路として使わせていただくということで、こちらの道路の設計を有限会社細田測量設計事務所に49万5,000円で発注しております。

２点目でございますが、今回その排水ポンプを購入させていただきまして、台風等大雨が降ったときに稼働させるようにするわけなんですが、幸いにも、この購入させていただいてからは、まだ大雨は降ってございません。我々もそういう非常時に備えて、日々訓練をしようではないかということで、まず令和２年10月６日に町長立会いの下で、まず試運転をさせていただいております。令和３年５月18日に上下水道室の職員と、あとはほかのまちづくり建設課の職員を含めまして手伝っていただきまして、エンジンポンプの設置訓練をしております。

あと、台風、６月25日ですね、台風５号が接近するということで、台風というのはなぜか金曜日

というか、週末の夜に接近することが多いので、その金曜日に、６月25日は金曜日なんですが、備えてポンプの、現場には設置しないんですけれども、今回この事業で購入させていただいたトラック、軽トラ２台に載せて準備をしております。８月６日の台風10号の際にも同じように準備をしております。

あと点検ということで、その下流部に笠原の排水機場がございますが、これ下水道事業のほう、企業会計のほうなんですが、そちらのほうで常に点検業務を年間通して発注しておりますので、そういう大雨に備えていつも準備はしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　はい、ありがとうございます。

最後に一点だけですけれども、訓練等で見えてきた課題ですか、それがあったかどうか知りたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、ポンプが非常に重いんですね。200キロあります。それを今回３台購入させていただいて、今、ポンプのほうは元中島の消防出張所があったところに保管しているんですが、それをまず車に積んで現場に運んで、また下ろしてホース設置というのは、かなり想像していた以上に重労働というか、手間がかかる作業なんですが、何回かやっているうちに慣れると思うんですが、課題というのは、どんな状況でもすぐにそういうのを設置できるようにするということが、今のところの課題になっております。

あとは、また台風が来たら、また新たな課題というのがどんどん浮き彫りになってくると思いますが、その都度、体制を整えていきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　はい、ありがとうございます。

これから迎える台風シーズンに向かって、ぜひとも安心・安全のまちづくりという形で、今後ともひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　そのほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。３点お願いします。

決算書152ページ、説明書が175ページです。

公園等環境管理事業の主な実施内容で、はらっぱパーク宮代の利用状況があるんですが、コロナ禍でグラウンドゴルフ、アーチェリー、サッカーは減っているんですが、唯一、種別のその他の欄ですね、が247件と増加しているんですが、これってどういう、新型コロナだから増えたのか、何かこの増えている理由、内容と。今までも1,170件って結構その他でまとまっちゃっているんですけれども、これ大まかに何か、分別というんですかね、どういうものに使っているかお願いします。

２点目は、先ほども出ていたんですが、公園管理協定に基づく、同じページですね、住民主体の維持管理の表の中で、町役割分担の定期パトロール実施というのがあるんですが、これ、さっきの委員さんと重なるところあるかもしれないんですが、これが年１回なのか、あと内容が、点検シートがないということなんですけれども、一応どういうものを点検しているのか。例えば、害虫とか

何か破損とかって、大体決まっているものがあるんだったらお願いいたします。

これ違うのかな、委託料が88万円となっているんですが。あとすみません、公園遊具等点検業務の委託料が88万円となっているんですが、これのちょっと詳細をお願いいたします。

大きな３点目としまして、町管理になるか分からないんですが、県道125号線の道路じゃなくて歩道の部分の雑草がすごく伸びているという苦情が結構入ってくるんですが、特に、須賀と学園台の間のローソンの向かい側とか、あと久喜市との境、沖の山方面ですね。沖の山方面は、この前、刈ってくださったのかな、減ったんですが、空き地の横とか田んぼの横ってすごい生えるんですが、これって町民が歩くわけですけれども、歩道っていつも何か結構伸びたままになっていたり、ここの管理ってどうなっているのか、お聞きします。

以上、３点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でございます。

はらっパーク宮代の利用状況、表にございますその他につきましてのお問合せでございました。

こちらにつきまして、グラウンドゴルフ、アーチェリー、サッカーにつきましては軒並み減っているものの、その他が増えている理由はということでございますが、このその他が増えている理由、詳しい理由はちょっと分かりかねますが、たまたま新型コロナウイルスの関係で、はらっパークにつきましては４月、５月を休園措置を取らせていただいております。それ以外のはらっパーク開園時にその他の利用が多かったということではないかなというふうに推測をしているところでございます。

こちら、その他の中身でございますが、こちらにつきまして、まずラグビー、こちらが573人、それから運動会、こちらが157人、それから陸上競技、こちらが430人、続きまして写真撮影が４名、その他の中のその他というところでございますが、こちらが７名、計1,171名でございます。

続きまして、同じく成果書175ページ、表の下のほうなんですが、管理協定の関係で町の定期パトロールの実施ということで、年１回というお問合せでございましたが、こちらにつきましては月１回パトロールのほうを実施させていただいております。そのパトロールの際につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ごみですとか、それから委員おっしゃったとおり、害虫ですとか、そういった視点でパトロールのほうはさせていただいております。

公園によりましては、駅近の公園ですと、夜、若者が集ったりして花火等をやったりして、そのごみを散乱していることもございますので、そういったごみの収集、ごみが落ちている状況とかも確認しながらパトロールのほうをさせていただいているところでございます。

それから、こちらにつきましては、決算書の152ページでございます。公園等環境管理事業12節委託料、公園遊具等点検業務委託料でございます。

こちらにつきましては、街区公園の遊具の定期点検のほうをさせていただいてございます。こちらにつきましては、今まで２年に一度の点検でございましたが、令和２年度から都市計画法規則の第３条の２に基づき、点検は１年に一度の頻度で行うことを基本としておりますことから、定期点検の業務委託のほうを発注させていただいており

ます。ちなみに、請負者でございますが、日都産業株式会社でございます。

こちらにつきましては、各遊具の破損状況でございますとか、それから塗装の劣化等を確認して、ＡＢＣＤの評価をつけまして、その診断結果を判断しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

須賀のローソンの辺りですとか、久喜市との間の歩道の管理はということなんですけれども、恐らくこちら、県道の春日部久喜線になりますので、こちらのほうの管理については、杉戸県土整備事務所になります。

こちらのほう、町のほうにも苦情等入ってくるところではございますけれども、県のほうに連絡して対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。１つ目の決算書152、説明書175、その他の利用状況分かりました。これ、表なんですけれども、結構、前も聞いたかもしれないんですけれども、このグランドゴルフ、アーチェリー、サッカーと分けている件数って結構大きいと思うんですが、ラグビーとか運動会、結構使って、運動会少ないかもしれないんですけれども、ラグビーとかって、これ分けている理由ってあるんですか。何かその他って1,179って結構多いので、どんなものかなと思うんですけれども。

この、今のその他の、平成30年と令和元年度というのも大体同じような利用になるんでしょうか、お聞きします。

あと２つ目の定期パトロールの件なんですけれども、ちょっと言い間違えて、すみません、週１回ということ、月１回とお聞きしていました。

やっぱりさっき前段の委員さんもおっしゃっていましたけれども、シートをきちっと作って点検項目をしっかり必ずどこも同じように見るという方法をやっていただきたいと思います。

あと、自治会が管理しているところありますよね。そうすると、今のお話ですと、町が管理のところはそれをやっていただいていると思うんですけれども、町管理は町内の自治会、町内会が管理しているところは結構そこに委ねるところが多いと思うんですが、それって結構負担にもなったりとか抜けっちゃったりもするので、その辺ってどう考えていらっしゃるのか、お聞きします。

あと、決算書152ページの公園遊具等点検業務委託料ということは、２年に一度だったのが１年に一度になったということは、大体、点検料が倍になったということでしょうかね。前はこの半額ぐらいで済んでいたのか、そこをお聞きします。

あと破損状況がＡＢＣＤということは、Ｄになっちゃったらもう、例えばＤになったらもうそこの遊具は使えないとか危険とか、何かそういう状況なのか。何かそのＡＢＣＤで判断、Ａだったら大丈夫とか、何かそういうのがあるのか。Ｄだったらどういう判断をされるのか、お聞きします。

あと県道に関しまして、やっぱり町のほうにも苦情が来ると思うんですが、学園台とか住宅地のところは多分向かいの方とかが手伝ってくれているけれども、だんだん高齢化にもなっていて、やっぱり皆さん、どこに相談したか分からないというのがすごくあるんですね。それで、住民から来る前に、久喜市との境の辺りは自転車とか本当通れない状況になっちゃってて、そういうのって町のほうも少し県に言っていただくって、ちょっと

あまりにも伸び過ぎたら言っていただくということをしてほしいと町民の方とかも言っているんですけれども、その辺りどうなのかお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でお答え申し上げます。

はらっパーク宮代のその他の利用状況でございますが、指定管理者日本環境マネジメントのほうからの報告書でいきますと、やはりラグビーだとか、それから運動会、陸上というほうが多いような状況でございます。そのほかに、過去ご利用されたものとしては、紙飛行機ですとかフットサルというのも若干あったようでございます。

続きまして、公園の管理協定に基づく維持管理の関係でございますが、こちらにつきまして、自治会のほうで管理されている公園につきましても、併せて町のほうで定期的にパトロールのほうはさせていただいております。日頃、地区の皆さんにご協力をいただきながら管理をしていただいているわけでございますが、町のほうでも定期パトロール等を行いまして、気づいたときにはごみの収集等を行っているところでございます。

続きまして、遊具の点検の関係でございます。

こちらにつきまして、先ほど判定ＡＢＣＤということでご説明のほうを申し上げました。まず、Ａにつきましては今までどおり使用可という判断基準でございます。それから、Ｂにつきましては使用可であるものの、今後の経過観察が必要という判断基準でございます。続きまして、Ｃになりますと、使用はできるものの、重点的な管理、日常点検が今後も必要という形でございます。最後にＤでございますが、こちらにつきましては使用不可という状況でございます。ちなみに、昨年度の定期点検におきまして、Ｄ評価というのが３か所の公園でございました。こちらにつきましては、既に補修のほう、済んでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

先ほどの県道だからといって、町では見ていないのかというようなことだとは思うんですけれども、住民の方の連絡だけでなく、町のほうも町道のパトロールですとか、工事現場に行くときとか、主要な道路でありますので県道も目に入りますので、そういったものを確認して、あまりにもひどいということであれば、住民の方からお声がないからといって、県のほうに言わないわけではなく、そのようなことが確認できれば、うちのほうでも県のほうに言ってやっていただくということはありますので、そういった対応をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。ありがとうございます。

ラグビーの使用がすごく結構多いような気がするので、さっきお聞きしたのは、わざわざグランドゴルフとかアーチェリー、サッカーというのを分けている理由、例えば定期で使っているとか、その３種目については、ラグビーは違うよとか、何かわざわざ出している理由と出していない理由があるんだったら、ラグビーとかずっと使っているんだから出してもどうかなと思ったので質問を

しました。その辺り、何か定期利用とかあるのか、もし分かればお願いします。

遊具のほうは、きちっと対応してくれているようでありがたいです。それと、町のパトロールもしていただいて、うちの町内会とかでも、住民の方とかが虫がいるとか言うと、すごく早い対応をしているのは、それは非常に対応が早くて、住民の方も、近隣の方とかはすごく喜んでいらっしゃるので、それはとてもありがたく思っております。

あと、県道のほうの道路なんですが、やっぱり町民の方が、町の職員さんは見てないのかなと言うんですよね。やっぱりどうしても沖の山とかは久喜市との境とかになってしまうと、こっちのほうは見てくれないのかなと。実際、私も見たんですけれども、本当、自転車が通れない、物すごく大きくなっちゃっているので、やっぱりそこまで行く前に、今もローソンの前も非常に大きく生えて、もう根が張っちゃって取れないような、そんな大きな状況になっていますので、やっぱりちょっと町内の道、県道を考えていただきたいと思います。

さっきのラグビーのことなんですけれども、やっぱり利用者、利用のちょっとそこだけ１点だけお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

ただいまご質問のございました成果書175ページ中段の表の関係でございます。こちらにつきましては、指定管理者のほうとも再度確認のほうはさせていただきますが、ラグビー等、定期利用があるようであれば、この表の記載の方法については工夫をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

決算なのでちょっと教えてもらいたいなと思ってお伺いします。

成果書169なんですが、都市計画整備事業、決算書144、それで49ページの道仏土地区画整理事業も関係があるのかなと思いますが、春日部久喜線の12号線ですね。私たちが通ってみても、どんどん進んできたなというのはよく分かります。

これが第４次総合計画の、取りあえず道仏土地区画整理事業の中の事業ということでも一応入っていますが、これ聞きたいことは、道路用地の購入なんですが、これであと残っているところがどれぐらい残っているのかという、この令和２年度で終わっている、この２年度以降、今、令和３年度なんですが、残っている、令和２年度で第４次総合計画が終わっていますので、令和２年度が終わった時点で、あと残っているのはどれぐらいなのかということをお伺いします。

それから、成果書の49、50のほうなんですが、マスタープランも作ったということで一緒にお伺いしたいと思います。

新橋通り線はなかなか今、進捗が見えない状況なんですが、この宮代通り線です。これについては、まちづくり建設課が実施主体となっています。第４次総合計画では道仏土地区画周辺整備事業の中に入っていまして、これが終了するわけですが、マスタープランのほうにこう入ってきているのかなと思うんですが、宮代通り線は今後10年は手つかずになるというか、言い方悪いですけれども、第５次総合計画の中の計画には入ってないような気もするので、そこだけちょっとお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の角野委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

決算書144ページ、成果書146ページの町道12号線の拡幅についての用地買収の件だと思うんですけれども、こちらのほうの事業のほう進捗しまして、未買収のほうの権利者さん、こちら５件になっております。残りの面積といたしましては807.15平米ということでなっております。

続きまして、宮代通り線の整備について、４次総から５次総に移りまして、その計画がなくなったようですけれども、今後の対応についてどのようにするかということだと思うんですけれども、これにつきましては、東武動物公園の西口、東口等を重点的に今やっていまして、あと、先ほどの町道12号線のほうにお金もつけまして、人も動いているところでございますけれども、こちらのほうを優先的にやらせていただきまして、宮代通り線につきましては、優先順位をちょっと落ちたような形ではあるんですけれども、個別で相談等を受けましたら対応させていただければということで進めていければと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

807平米、あと残っているということなんですが、これは第５次総合計画でいくと、令和３年と４年で買収できたら、購入できたらいいということで、そういうめどというか、そんな形なんでしょうか。

それから宮代通り線については、順番的に優先度でいくとそうなっていくので、第５次総合計画にもマスタープランにも優先的には書いてない。特に第５次総合計画には書いてないということで、10年間にはできないということを認識したときに、分教場跡地、ずっとあそこにできるんだと、私なんかは議員になったときからずっと思っていたんですが、それは、じゃ、ずっとそのままということなのかなというか、ずっとですよねという話で、そことは、まちづくりとは関係ないんですけれども。

というのは、議員で視察に何年か前に、もっと前に道仏のカスミの近くで視察に行ったときに、宮代通り線、こっちに道ができるんですと、こう生き生きと話された職員さんがいらしたので、ああ、これも一緒にできるのかななんていう思いがちょっとしたものですが、取りあえず第５次には入っていないということで、ちょっと優先度的には今そっちじゃないよということなんでしょうか。確認です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

用地買収のほう、令和３年度、４年度でできるのかというような、何かしらの目標があるのかというところでございますけれども。

今、そうですね、権利者の方、お亡くなりになったりという形で代が変わってございます。今までお話ができなかったようなところであったとしても、ちょっと、今、若干、状況が変わってきてございますので、見通しといたしましては、おっ

しゃるとおり、令和３年、４年、なるべく早いうちに解決できるようにというふうに考えております。できると思っております。

続きまして、宮代通り線の関係なんですけれども、やはり今の第５次総合計画の中でも、令和７年ぐらい、そうですね、なかなか10年できないのかという話はあるんですけれども、なかなか前の優先順位といたしましては、12号線、252号線ですとか、万願寺橋通り線、そういったものもございますので、都市計画事業といたしましては、かなり長い目で見ないと完了しない事業でございますので、一概には言えないですけれども、10年ではできないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　そのほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。それでは、何点か質問をさせていただきます。

最初に、137、138の６款の農林水産業費のうち、農業集落排水事業会計負担金事業でございます。そのうち、農業排水事業の負担金、総務省が示す繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金と言っているんですけれども、総務省が示す繰り出し基準というのはどういうものか。

それと同時に、あと一般会計から補助金を出していると思うんです。この一般会計の補助金等繰り出し基準から基づくということなんですけれども、合計で五千何百万出していると思うんですけれども、その内容がちょっと分からないというか、こっちは繰り出し、こっちは補助金という、繰り出し基準となると何が。それと下水道のほうでも総務省が示す繰り出し基準となっているんですよ。これは何ページだったかな、総務省が示す。そういう下水道でもなっているということで、その繰り出し基準の説明と、町の補助金の関係というんですか、ちょっと分からないというのがあって、その辺のところ、教えていただければありがたいなと思っています。

それと、決算書の141、142ページの８款土木費で、予算が13億8,000万、支出が11億4,000万となっていますけれども、前年度と比べて支出済額が18％増となったということで説明されたんですけれども、この増額の理由としては東武動物公園駅東口周辺事業において用地買収とか済んだことによってということで言ったんですが、今後、これ18％増えたというんですけれども、まだ残っているところがあるのか、町の予算として幾らぐらい残っているのか、金額として、町の見積りとしてどのぐらいの予算があと残っているのか。完成するまでに幾らかかるのか、教えていただければありがたいと思っております。

それと、そのうち１項の道路橋梁費、１目の道路橋梁費総務費なんです。説明によりますと、道路担当職員の人件費及び各種協議会への負担金などにということで説明されたんですけれども、この負担、各種協議会というんですけれども、これを見ると144ページですか、備考18の負担金及び補助金ということで、この３つだけなのか。などにと言っているので、ちょっとその辺のところの説明をお願いします。わざわざ説明の中で、などにということを言ったものですから、ええっと思って、ちょっとお聞きしたいなと思いまして。

そのこととともう一つ、私が一番言いたいのは、まちづくり建設課で152ページ、説明書は175ページです。公園等についてお聞きしたいなと思っております。

私、新しい村でも質問したんですけれども、そういう公園等のトイレ、あと手洗い場、宮代町はどこにあるのか、あったとしても時間内なのか、

時間外は使えないのか、どこにあるのか、ちょっと教えていただきたいなと。それを趣旨としてお聞きしたいんですけれども。

私、毎朝、犬と散歩しているんですよ。お隣の白岡市が珍しく、町の様子も変わっているんですよね、宮代と違って。もちろんＪＲが通っているということは一つのことなんですけれども、公園に行くと人間が利用する、使用するんですよね、生きていくための一番大事な設備が整っている。それは公園ですから子供さんたち遊ぶ、手が汚れる、水で洗う。今はコロナ対策で手洗いは奨励しているはずなんですけれども、公園にそれが整っているんですよ。水は必ず整っています。トイレはあるところとないところもありますけれども、水だけは必ずあります。やはり宮代町でそういう公園があるのかどうか。時間内というか、時間外も24時間使えると思うんですよ、言っているところは。

そして、外灯が明るい。あと、ちょっとした公園には子供が遊べる遊具が整っている。ほとんど整っていますよ。新白岡の周りの公園などは特に。毎朝、夏場なんかは近所の子供たちと親御さんが遊んでいます、公園で。そういうところなんですけれども。

最低でもやっぱり水とトイレは公園に必要じゃないかなと思って、全部の公園に設置しろということは、私は言いません。幾つか、やっぱり必要じゃないかなと私は思っております。

駅にはあるんですけれども、これは中に入らないとない、宮代町はね。白岡市は外にあります、各駅、必ず。

やはり宮代町は、この役場内には１か所ありますけれども、そこはあと24時間使えますけれども、本当にトイレに、コロナ対策だとかいろんなこと、手洗いをしましょうと言っていますけれども、そういう設備が一切ないということはちょっとおかしいなとか、私は思っております。

特に奨励している散歩コース、桜並木のね、そこには１か所もありません。久喜のほうまで行くんですけれども、白岡とか通っていくんですけれども、１か所もありません、トイレが、宮代内は。姫宮のほうもないですよね、公園あっても、トイレはね。あの団地の中の公園にもトイレはない。

やはりこれは、町として、人にやさしいまちづくりというのでやっている立場であれば、トイレと水は最低必要じゃないかなと私は思っておりますので、その辺のところの説明はなぜないのか。町内の43公園とさっき言っていましたけれども、32公園かなと思っていたんだけれども、42、３あるということなんですけれども、それに最低でも水は必要だと思います。それがなぜないのか。その辺のところの説明をお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

決算書137、138ページの農業集落排水事業会計負担事業、それと決算書の149、150ページの公共下水道事業会計負担事業で、こちらの負担金と補助金について、それぞれどういう、あとあれですか、総務省で示した繰り出し基準についてというご質問でございますが。

まず、基準内繰入金という言葉がございまして、一般会計から下水道の運営のために繰り入れられるお金を基準内繰入金といいます。これは、独立採算制の原則に基づき、一般会計で負担すべき経費で、総務省が示した繰り出し基準に合致した経費をいうというふうにいわれています。これを企業会計では他会計負担金といいます。これに対し

て、繰り出し基準に合致しない経費で赤字補塡分が基準外繰入金となっております。企業会計では他会計補助金として受け入れてございます。

こちらは、その負担金補助金の根拠は、地方公営企業法第17条２に経費の負担の原則というのがございまして、こちらに負担金のほうが載っております。補助金につきましても、地方公営企業法第17条の３で補助金についてもうたわれているところでございます。

ご質問の、総務省で示した繰り出し基準についてでございますが、ちょっと手元に資料としてございますが、公共下水道のほうなんですが、ちょっと公共下水道のほうを例にしてお答えさせていただきますと、基準内繰入れ繰り出し基準につきましては、まず雨水処理に要する経費というのがございます。雨水ですね。雨水は公費、汚水は私費という下水道の原則がございます。汚水の場合は、皆さん利用者がトイレを利用して流すということで、私費で支払いなさいよという原則がございますので、使用料のほうをいただいているところです。雨水につきましては、公共用水域に流れる雨水ですので、これは公費でやりなさいよという原則がございますので、まず１つ目が雨水処理に要する経費ということですね。あと分流式下水道等に要する経費というのもございます。国では、公共下水道の使用料単価を一応150円ぐらいと見込んで設定して、実際それより多いわけですね、宮代町もどこの自治体も多いわけなんですが、それをオーバーした分を負担金としていただけるというふうになります。

あと３つ目が、流域下水道の建設に要する経費。宮代町は中川流域下水道に属しておりますので、その流域の建設負担金を毎年支払っております。それの元利償還金相当額です。あと高度処理に要する経費ですね。下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額の２分の１となっております。

あともう一つですね。下水道普及特別対策要綱により実施された事業に係る下水道事業債普及特別対策分というんですが、これの元利償還金についてを繰り出すための経費ですね、これの55％。

もう一つは、緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債臨時措置分というんですが、それですね。

あと最後に、経営戦略策定等に要する経費、今、下水道のほうで経営戦略つくっております。企業会計になったことによって持続可能な下水道事業をしていくために経営戦略を立てまして、今やっているんですが、これに要する経費の２分の１となっております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

まず、決算書の141ページ、２ページのところだと思うんですけれども、こちらのほうの東口の用地費の関係だと思うんですけれども、こちらのほう、まず総額なんですけれども、総事業費といたしまして18億が総合計になっております。うち、９億円が国庫補助になります。残りが町負担ということになるんですけれども、杉戸町のほうも駅前広場を利用するということから、全体事業費から国庫補助金を除いた残りの２割をご負担していただくということになっておりまして、杉戸町から1.8億円いただくような形になっておりまして、その結果といたしまして、宮代町が残りの7.2億を負担するということになりまして、合計18億円になります。

この事業といたしましては、29年から今４年目

になるというところなんですけれども、進捗率といたしましては、用地買収の面積で考えたところ14.17％ということで、まだかなりの事業量が残っている状況でございます。

続きまして、同じく決算書の141ページ、２ページ、こちらの道路橋梁総務事業についてでございます。

こちらにつきまして、先ほど課長のほうから説明が抜けたというところでは、そうですね、需用費、こちらのほうが需用費と役務費のほうが説明から抜けていたというところでございまして、消耗品ですとか、あとはソフトウエア調整手数料ということで、道路の設計を行うときに積算を行うんですけれども、こちらのほうの積算システムを利用するためのプログラムなどの委託、委託というか調整の手数料ということで、５台分のソフトを使わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

決算書152ページ、成果書175ページ、公園等環境管理事業についてのご質問でございます。

まず、トイレのある公園はということでお尋ねがございましたが、先ほどご説明いたしました43の街区公園、こちらにつきましては、トイレは全くない状況でございます。

都市公園といたしまして、はらっパーク宮代がございますが、こちらについてはトイレがございます。しかしながら、利用時間のほうは開園時間内となっておりまして、24時間使えるトイレではございません。

また、公園での手洗いということで、水飲み場の状況でございますが、こちらにつきましては、43の街区公園のうち、31か所の街区公園に水飲み場が設置されております。公園で遊んだ方の手洗いにつきまして、水飲み場の設置されていない公園で遊んだ方につきましては、手洗い場がない状況でございますので、ぜひ家に帰ってからコロナ対策としての手洗いをしていただければというふうに考えてございます。

また、先ほど散歩する方というようなお話がございましたが、見沼用水沿い等のふれあいロードもございますが、こちらにつきましても、トイレのほうはございません。そういった散策できるコースにつきましては、進修館の脇に案内看板等を出させていただいておりますけれども、そちらにつきましては、トイレにつきましては、近くのコンビニエンスストアでございますとか、それからトイレの設置されている公園等を明記させていただいて、必要な方にはそちらをご利用いただく形になってございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

まず最初に、総務省が示す繰り出し基準、それと補助金に関することは説明ありましたけれども、何かちょっと分からない点があるんですよ。いろいろと総務省では、こういう基準だったら、こういう計算で出しなさい。自分たちの汚水処理は自分たちで個人負担だよということで示しているみたいですけれども、もともと下水道というのは公共の生活基盤として、衛生上の問題とかそういうことで大事なところだと思います。宮代町も５億円ちょっと負担しているということで。

そういう点では、やはり必要最低限のことは必要かなと思っております、私も。ただ、基準というのがどこまでが基準で、どこから町が負担する負担金なのか、ちょっと分からないところがある

ので、基準はこうなんだと言っていても、町で足りなかったら、じゃ町のほうで出すのかどうか、そこ。その辺のところがどういうふうになっているのか。もし足りないといったとき、町負担がするのか、個人負担になるのか。その辺のところがちょっと見分けがつかないというか、お願いします。

それと、総務費147ページですか、総務費で、説明が足りなかったということを言っていますけれども、一番多いのがやはりこれを見ると、使用料及び賃借料ですね、積算システムのリース料の100万円出ていますよね。その次多いのが役務費、その次が消耗品ということになっていますけれども。一番少ないこの負担金が最初に説明の中で出ているというのはちょっとおかしいなと私は思ったので、その辺のところはなぜこういうふうなのになってしまったのかな。ちょっと細かいことですけれどもお願いしたいなと思っています。その辺の説明を。普通であれば、高い順から説明していくのが順番じゃないかなという感じがしていたので、お願いします。説明不足だと言っていましたけれども。

それと、私が一番気にしているのはやっぱり公園の維持管理ですよね、それと設備の問題。手洗い場は31か所、手洗い場がありますよといっても、蛇口が出ていて水道が出るぐらいの水だと思うんですけれども。やはりそれだけで本当に済むのかどうかということなんですよね。小さなお子さんが来ていて、コロナ対策だといって手洗いをやっていきながら公園には何もない。

まず、小さなお子さんはトイレが一番心配ですよね。すぐ近いですから。じゃ、どこへ連れていくの、ここまで来るのというふうになってしまうのでね。やはりその辺のところは、全部の公園につけろと言っていませんけれども、この細長い宮代町の地形ですよ。やはり所々に置いておくのが、あそこだったらあそこにトイレがあるというのが分かる。それを近くのコンビニで済ませて、これはコンビニに行けば有料ですよ、ある程度。有料じゃなくても、何かをアイスクリーム１つぐらいは買わなくちゃ、何か人間的に申し訳ないですよ、人の家のおトイレを借りるんですからね。その辺のところはやっぱりわきまえないといけないと思うんですよ。人の家を使いなさいということで言っているようなものですよ、これは。やはり町で設置するというのが大事じゃないかなという感じがします。

やはりはらっパークだったら１つ24時間、新しいものだったら１つ24時間、姫宮の公園だったら姫宮の公園に１つ。遊歩道に１つというのが私は考えているんですけれども、やっぱりそういう人間らしい、人間が生活するのに一番大事なところがないというのは、やっぱり問題だなと思っているんですけれども、もう一度、それは検討する必要があるのかということで考え方を示していただきたいと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

基準内繰入金、政府が示した基準ですよね。それは最低限でも一般会計から確保できる、企業会計から確保できるお金です。

今の宮代町の下水道事業は、ほかの自治体もそうなんですけれども、この基準内だけでは経営は成り立ちません。これだけでやるとしたら、あとは料金を値上げするしかないんですよね。利用者の方から料金を徴収、値上げをして徴収するしかないんですけれども、それはもうちょっと現実的

ではないということで、一般会計繰入金というか補助金ですね、今回の公共下水道事業会計補助金と、あと農業集落排水のほうももらっていますけれども。その補えない分を補助金でいただいているということなんです。足りない分を補助金で一般会計からもらっているということなんですね。それでちょっとご理解いただければと思います。基準外なんです。総務省が示した基準内では賄えないので、基準外として補助金でもらっているということです。ですから、補助金がないと下水道事業会計は成り立たない。水道のほうは独立採算で今できておりますけれども、下水のほうは補助金をいただかないと経営は難しいということです。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

説明の中で金額が大きいものから説明するべきではないか、代表的なものを説明するべきではないかということだったんですけれども。

ちょっと、うちのほうといたしましても、あくまで代表的なものとして説明したつもりであったんでございますけれども、金額のほうが大きいものからということをちょっと考えていなかったので、次回からちょっと参考にさせていただきまして、説明のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

決算書152ページ、成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でございます。

公園へトイレの設置というご質問がございました。

委員おっしゃるとおり、公園でございますとか、それから遊歩道についてトイレがあれば当然便利になるとは存じます。

しかしながら、その設置費用、それから設置した後のランニングコスト、これらを考えますと、全体の予算が限られている中、そちらに予算を費やすことになりますと、他の事業を削らなければならないということもございますので、今現在、設置については難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初の137、農業集落と公共下水道なんですけれども、足りない分は町から出すんだということを言っています。確かに、これはちゃんと採算が出るような事業じゃないんですよ、公共下水道事業は。これは町から当然出さなければ個人負担がどんどん増えていく、そういう仕組みになってしまいますよね。

ですから、町のほうで負担金を出している、足らない分を。でも国基準は交付で出しなさいよと言っておきながら、今度、町基準では補助金で出しているんだ、足らない分を出しているんだということなんですけれども。

補助金を、これ逆に言えば、補助金がこれから下水道事業にお金がかかるということになると、補助金をアップしていかなくちゃいけないですよね、必ず。下がるんだったらいいですよ、下がったらいいんですから。下がるということは今までありませんから、そういう補助金を際限なく、これからは上げていくという意味でよろしいんですか、上がった分は。それとも個人負担を狙っているんですか、さっき言ったように。その辺のところの考え方というか、補助金でもらうのか、利用

者に負担してもらうのか、そういう考えあるのかどうか、その辺のところだけお願いしたいなと思っております。

それと、道路橋梁費の総務費は分かりました。ぜひ分かりやすく説明をお願いしたいなと思っております。

それと、公園等のトイレです。これ、周りの市町村の公園はどうなっているのか、私も調べたことはありませんけれども。私は近くは犬を連れて遊んでいるんですけれども、半分近くの公園にはありますね、トイレと水は。そうすると、各市町村は採算を無視して造っているのかどうか。それぞれの市町村によって違うと思うんです、考え方が。やはり考え方、人間が使用する公園です。犬猫じゃないんですよ、人間は。その辺で――――――ということもありますけれども、女性の場合はそうはいきませんよね。これを、じゃ、コンビニを使えって言うんですか、全部。駅にもない、予算がないからできない。やはり考える必要はあるんじゃないかなと私は思っているんですけれども、もう一度その辺のところをどういうふうに、予算がないから本当にできないのか、予算、じゃつくればいいじゃないですか、折衝して。このまちづくりとして。そういう気持ちはあるのかどうか、もう一度お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

今後の下水道の事業費がどんどん上がっていくと、補助金も上げなければならない。それは当然のことなんでが、それに伴って、伴うというか、それか、あとは使用者の料金を上げるのかというお話なんですが。

今の下水道事業の経営戦略のほうを策定しております。今まだその中間段階なんですけれども、今後、下水道事業というのはほとんど償還金、今、起債を借りて設備投資をしておりますので、その償還金がそろそろ落ち着いてくるんじゃないかと見込んでおります。そうすると、償還金、かなり決算においてもウエートが大きいものですから。

それと事業費的には償還金が下がってくる。あと今、下水道の、今年ですね、管内の調査をする予定です。その結果にもよるんですが、もし不具合な箇所があれば、その修繕とかもなってくるんですけれども、それでも償還金の減のほうが大きくなっていきますので、今のところ、直近でその料金を上げるということは考えてはおりません。

今後、またその調査結果においてどうなるか分からないんですが、補助金も上がってくるというより、どんどん下がってくるんじゃないでしょうか、一般会計から負担する分なんですが、それを見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

公園のトイレに関するご質問でございます。

街区公園を利用されます方につきましては、近所の方が利用されているものと思われます。そういったトイレを利用する場合には、ご自宅のトイレを使っていただくなり、お近くにコンビニ等があれば、そういったところを使っていただきたいと存じます。

先ほどと同じ答弁になって申し訳ございませんが、設置費、ランニングコストを考えますと、現在の状況では公園の設置については難しいという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後の質問のトイレでございます。

近所の方がということ、おかしいですよ、それは。近所の方だけじゃないですよ、公園を使っているのは。本当に宮代中、歩いてくる人もいるし、私みたいに散歩する人もいるし。これはそういうふうにやっちゃうと、じゃ、みんなそうですよ、ここも要らないはずですよ。何のために造ったんですか、じゃ、ここは。近所の方が集まってくるんだったら、別に近くへ行ってやってくればいいじゃないですか、自分の家へ行って。公園というのは違うでしょう、公の園と書いて、誰でも使えるようなところでしょう。本当に公園造るんだったら、一緒にトイレと水道設備は必要だと思いますよ、最低。それを言っているんですよ。だから、予算を取りなさいということを言っているんですよ。

どこのうちだって、そりゃ、じゃ親戚があるから、自分のうちは公園とトイレは造らないのかと、それ言っているのと同じですよ、これは。お願いしますよ、その辺のところ。もう一度考え直してください。以上を言って、それはおわりにします、私は。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。質問をいたします。

トイレはね、これは私からも要望しておきます。

質問に入ります。

まず、一般住宅、これまでに出ている事業なんですけれども、一般住宅の耐震事業の関係、説明書173でいったほうがいいと思いますので。

この事業というのは、大体もう何年ぐらい経過しているんでしょうか。実績の傾向から見て、見直すようなそういう考えはないのか。確かに、これ国からの支出金も半分出ていますので。ただ、一般会計からも32万出していますから、こういう事業もやはり見直しの対象になるのではないのかなということが第１点です。

２点目は、これも出ていますけれども、公園等環境管理事業。これは決算書の152ページと、これは説明書が必要なので175、この２つで質問をいたします。

まず、７番目の報償費、これは公園管理の報奨金ですけれども、公園管理協定を締結している地区数はどれぐらいあるのか、及び、この締結している地区の公園の総面積、それから、全体の町が管理している公園の総面積、この２つを教えてください。

それから、10番目の需用費の電気料と上下水道料なんですが、電気料について、電気料のこれ対象となるものは何なんでしょうか、防犯灯なんですかね、分かりません。教えてください。

それから、上下水道料、これかなり出していますけれども、この使用料の最大と最小の公園を教えてください。31か所ぐらいあると思うんですよね。

それから、施設修繕の内容について及び箇所数を教えてください。

これが主な質問になります。

それと、もう一つ加えて、まちづくり建設課が所管している事業というのは、委託料ないし工事請負費用がやっぱり相当数占めてきていると思うんですが、工事請負費用のほうは分かるんですが、これはきちっとされていると思うんですが、委託料の関係、つまり委託先がよく質問に出るんですが、委託先を決めるに当たってのやり方、これ入札が基本だと思うんですが、随意契約も含めて、委託料の契約の相手先について教えてください。これだけです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　では、ここで休憩にいたします。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時１０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の前に、山下委員から発言がございます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

午前中に不適当な発言がありましたので、訂正させていただきます。

――――――――――、その言葉は削除させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、休憩前の西村委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君）　まちづくり建設課主幹、新井と申します。よろしくお願いいたします。

午前中にいただきました決算書148ページ、成果書173ページ、一般住宅耐震対策事業につきまして、いつ頃から始まった制度なのか、また、制度の見直しについてはというご質問だったと思いますが、こちらについて回答させていただければと思います。

まず、この補助制度ですが、平成17年度に耐震改修促進法というものが改正されまして、こちらに基づきまして平成19年度、町でも耐震改修促進計画を策定させていただきました。また、同時に、補助要綱というのを作成させていただきまして、こちらから制度を運用しているというような状況になります。

ちなみにですが、昨年度までにこの制度を利用した件数ですけれども、耐震診断のほうが98件、改修のほうが60件の方々にご利用いただいているような状況になります。

そして、この制度につきましては、当初から運用させていただいた内容を平成23年度に補助額の上乗せという形をもって高齢者の世帯ですとか、障がい者の世帯ですとか、このような方々に利用しやすいように補助の内容を改正させていただいているところでございます。

また、見直しに当たりましては、令和３年度、今年度末の耐震化率がまだ87％という数字が実質出ておりますので、まだ促進事業を見直す必要があるというふうに考えられておりますが、ここ数年の補助金の実績ですとか、耐震化率の伸び率ですね、ここら辺を配慮させていただきまして、令和３年度の予算より実績等に基づきまして、昨年度は予算額で500万円取らせていただいたところを300万円、今年度につきましては計上させていただいているというような形になります。

耐震改修の目的は、そもそもは町民の命や財産を守ることというところになります。また、先ほどお話しさせていただきましたとおりに、耐震化率というものがまだ伸びるという部分ございますので、引き続き耐震化率の向上に向けていろいろ努力をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川と申します。

決算書152ページ、成果書175ページ、公園等環境管理事業の関係でございます。

まず、協定締結公園、地区数、公園数についてお尋ねがございました。こちらにつきましては、締結している地区が13地区、公園の数につきましては32公園でございます。

こちらの公園面積の総数というお尋ねでございますが、こちらにつきましては、３万489.18平米でございます。

宮代町内の全体の公園面積というお尋ねが次にございました。こちらにつきましては６万71.35平米でございます。

続きまして、決算書152ページ、同じ事業でございますが、10節需用費のうち電気料の対象はということでございますが、こちらにつきましては公園に設置してございます公園灯の電気料金でございます。

続きまして、同じく10節需用費、上下水道料金、高いところと低いところがあるということでお尋ねがございました。こちらにつきましては、高いところにつきましては年間２万1,120円でございます。対しまして低いところでございますが、こちらにつきましては１万7,556円でございます。

続きまして、同じく10節需用費、施設修繕料につきまして、何か所の修繕、それから修繕の内容はというお尋ねでございました。こちらにつきましては、昨年度18か所の公園で修繕のほう実施をしております。主な修繕内容でございますが、ベンチの修繕、それから公園灯の修繕、花壇の修繕、それから砂場用の砂の搬入、外柵の塗装の塗り替え等でございます。

それから、まちづくり建設課全体の委託料の関係でお尋ねがございました。こちらにつきまして代表的なものを、私のほう公園等管理事業からご紹介させていただきます。

除草樹木管理委託料でございますが、こちらにつきましては、東武緑地株式会社というところに委託をしておりまして、その契約方法でございますが、指名競争入札でございます。

次に、シルバー人材センターのほうへ除草のほうを委託しておりまして、こちらは１社随契での契約となってございます。

また、大植のほうに高木伐採のほうを委託しておりまして、こちらについては３社見積りを取ってございます。

また、Ｊパークのほうにも高木伐採を委託しておりまして、こちらも３社見積りでございます。

それから、続きまして、公園遊具等点検業務委託料、こちらにつきましては、請負者のほうが日都産業株式会社でございます。こちらにつきましては、指名競争入札で委託のほうを出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

続きまして、道路橋梁のほうに移らさせていただきます。

道路維持管理事業から委託料、測量設計になるんですけれども、町道17号線の測量設計につきまして坂田測量、こちらと、74号線測量設計ということで鯨岡設計、続きまして、1483号線、坂田測量という形になっております。

続きまして、都市計画道路整備事業ということで、春日部久喜線、町道12号線になるんですけれども、こちらのほうの実施設計になります。共和コンサルタントになります。

続きまして、主要町道の測量設計、26号線ということで、舗装のたわみの調査、ニチレキ。26号線歩道整備測量設計ということで坂田測量。

続きまして、橋梁の維持管理事業ということで、

番先橋の橋梁補修修正設計ということで共和コンサルタント、こちらのほうは随契になっております。宮代大橋の修繕に伴う測量設計ということで坂田測量が委託を受けております。

続きまして、東武動物公園駅東口周辺整備事業といたしまして、補償の再積算ということで、こちらのほう随契になるんですけれども、東日本総合計画株式会社ということでなっております。

以上でございます。

すみません、委託の場合になるんですけれども、基本的には50万円以上の案件については指名競争入札ということで行っております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　それでは、順番にいきますけれども、住宅の耐震対策の事業については平成17年からということですから、当初は100件未満、98件と60件ということで相当あったんですけれども、直近の数年はあんまり出ていないということからこの質問を出したんですけれども、その主な理由というのが、もうやはり56年以前の建物ということではもう出てこないという、もういくところはいってしまったという感じのこと、説明が前段でもあったんですけれども、いずれにしても今後見込めるということであるならば、この事業を継続していくということも分かるんですけれども、そうでもないということであれば、一般財源から負担していなければいいんですけれども、こういう事業に関しても、一度つくった事業が役割をある程度終えた段階で、やはり見直すという姿勢もあっていいんではないかなと思います。これは質問じゃないです。

２番目の公園等の環境管理事業で、地区数とその地区の公園数、面積、それから全体の面積をお聞きいたしました。この公園管理協定というのは、説明書の175ページに出ていますけれども、自治会がやるべき仕事、それから町がやるべき仕事というのも明記されておりまして、これに本当、間違いはないと思うんです。

この公園管理協定ができた当初の狙いと言うんですか、かなり考えると、もうやるところはやったと、でもやらないところはもうやらないというふうな感じで、そんなに伸びてはいないと思うんです、最近は。そういう中で、この公園管理協定、正直言って自治会がやる仕事というのは、主に雑草のいわゆる除草ですね、除草と廃棄というのが主なやるべき仕事で、るるほかにありますけれども、基本的には町が公園を管理しているんだと、大きいところは。これは、定期パトロールから始まって、苦情等への対応まで含めてこの公園管理の仕事を進めてきているわけで、これ悪いとは言わないんで、地区、地区の事情によって協定を結ぶというところもあるし、場合によっては、協定なんか結ばないよと。たとえ町がやっても全体的な除草にはつながらないんですが、あれ機械でやりますからね、除草だけ例に取れば、あれは機械でやるんだから。だから、機械が入らないところというのは人手でやっているんですよね、だから完結するものでもないし。

樹木等の伐採は、小さな伐採は地区でやって、大きな伐採は町でやると、こういうふうな仕分になっていると思うんですけれども、消毒なんかもこれはなかなか自治会ではできないと、るるその他ありますけれども、この役割分担というのは、これはもう適切だと思います。そういう視点でこの問題について見ております。

需用費の関係で、電気料、公園灯が対象になっているという。公園に公園灯が設置されているのは何か所ぐらいあるんですか。うちにも４か所、公園がありますけれども、うちというか宮代台で

もね、４か所ありますけれども、公園灯なるものはないと思ったんだよな。何か所に設置されて、その電気料払っているのか教えてください。

それから、上下水道についてはそんなものでしょうね。

施設修繕についても18か所ということでありました。それも分かります。

最後の、まちづくり建設課全体を見て、事業の性格から委託料と工事請負工事費が、工事請負費用ですね、これがかなりほかの課に比べてあると思うんですけれども、それぞれの請負とか委託を受けるところをどういう形で選ぶんだと。

一番最後に、最終的には50万円以上については入札をするということですから、それは了解ということになりますが。

電気料の関係だけ答えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

公園の電気料金の関係でお答え申し上げます。

令和２年度の電気料金でございますが、対象になっている公園が11か所でございました。こちらにつきまして、11か所の中にさくらパークという東武動物公園駅の東口にございました公園があったんですけれども、こちらにつきましては整備の関係で公園がなくなりましたので、今現在10か所の公園で電気料金のほうをお支払いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　本来、公園には防犯の関係で公園灯を１基ぐらいはつけるというのが普通だと思うんですよね。公園が大きくても小さくても公園が真っ暗なんですよね、夜は。だから、こちらのほうで電気設備を使って、これは自前の電気料で払ってやっているわけですけれども、ただ、それもないところはなかなかこれが明かりをつけられないと、真っ暗けという状況が現実だろうと思います。今、11か所も、さくらパークを除けば10か所あると言うんですけれども、どんな公園灯なんですかね。防犯灯とは全く違うと思うんですけれども、近くに防犯灯があればそれはと言うんだけれども、防犯灯は町民生活課の所管のほうの関係になるからここには上がって来ないはずなんですけれどもね。11か所、ちょっと全部場所を教えてくださいよ。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

11か所の公園でございますが、先ほど私のほうで、11か所につきまして令和２年度電気料金が発生したと申し上げました。１か所目の公園でございますが、宮代台北遊水地公園でございますけれども、こちらは公園灯ではなく、遊水地の水を排水するためのポンプの電気料金でございます。

公園灯がある公園につきましては、続きまして、和戸児童公園、それから桃山台南公園、桃山台中央公園、宮代中央公園、学園台ゆきやなぎ公園、新道児童公園、それから、さくらパーク、続きまして、中須ファミリー公園、続きまして、にじ広場、最後に、姫宮いか公園でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　最後になりますけれども、分かりました。考え方として、公園には公園灯が必要ですか。それだけお答えください。これで言って分かったんですけれども、宮代台の遊水地公園、北遊水地のことだと思うんですけれどもね。

あそこに防犯灯なんて、防犯灯じゃなくて、明かりがあったかなと思ってね。40年も住んでいて、そんなのも分かんない。ポンプ場というか、排水のね、あそこのところが明かりは分かるんですけれども。あんなのは普通、明かりとは言わないんでね。

ということで、今後のことで申し訳ないんですけれども、公園に明かりが必要かどうかをお答えください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君）　まちづくり建設課副課長、小川でございます。

公園には明かりが必要かということでございますが、一概に必要とも不要ともちょっと申し上げられない現状でございます。というのは、明かりがある公園、はらっパーク宮代には公園灯がございますが、あちらにつきましては、それをつけることによって、夜、若者が集まったりしてうるさいというような苦情もございましたことから、今現在消しております。

ちなみに、公園灯のない公園に明かりをつけた場合、やっぱり明かりに対する害だとか、そういったマイナスの要素も考えられますし、また一方で、やっぱり公園には明かりが必要だということも要望としては上がってくるものだとは考えられます。それぞれの公園の利用状況に応じ、明かりの必要性については検討する必要があるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　これは要望になりますけれども、公園灯の設置については、公園の管理は所管はもうまちづくり建設課ですけれども、トイレも含めて、明かりについての、本当に公園に、規模にもよりますけれども必要かどうかというのは、町民生活課とも、あるいは防犯の関係もやっていますから、やっぱりちょっと意見交換してくださいよ。現状は、町民生活課、取りあえずないはずですから、公園に関しては、ということでお願いして終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午後　１時３５分

再開　午後　１時５０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３３号の審査（教育委員会）

○委員長（丸藤栄一君）　これより教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○教育推進課長（大場崇明君）　こんにちは。

教育推進課長の大場でございます。よろしくお願いします。

○生涯学習室長（草野公浩君）　こんにちは。

教育推進課生涯学習室長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　こんにちは。

教育推進課主幹の青柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

こんにちは。

教育推進課学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越と申します。よろしくお願いします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。

教育推進課教育総務担当の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の加藤裕一です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（鵜川裕介君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の鵜川裕介と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（齊藤真美子君）　こんにちは。

教育推進課学校教育担当指導主事の齊藤真美子でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑章人と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（宮部俊周君）

こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当主査の宮部俊周と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当（横内美穂君）　こんにちは。

生涯学習室文化財保護担当主査の横内美穂です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく３点質問をさせていただきます。決算書158ページ、成果書182ページです。

不登校対策事業について、こちらの報償費、スクールカウンセラーの報償金についてお伺いをいたします。

もう１点。さわやか相談室の相談件数、児童生徒、保護者の各校の相談件数をお願いいたします。

また、さわやか相談室へ登校された人数もお願いいたします。

あと、教育委員会内の相談員への相談件数についてもお伺いいたします。

続きまして、成果書の186ページ、小学校学力向上推進事業と、成果書188ページの中学校の学力推進事業についてお伺いいたします。こちらの全小学校と中学校に、非常勤講師の配置を小学校６名、中学校４名配置をしていただいて、算数や数学の学習の指導を主にしていただいたということなんですけれども、こちらの詳しい内容を、各校何人配置をされているのかや、どういう形で授業をしているのかなど、詳しく教えてください。

最後に、決算書182ページ、成果書201ページです。

埋蔵文化財発掘調査事業についてです。

こちらの発掘調査なんですけれども、子供たちや大人もそうなんですけれども、発掘体験ができるような講座をすることは可能なのかどうかということをお伺いしたいです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　それでは、答弁をお願いします。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

まず、ご質疑、最初の説明書の182ページ、不

登校対策、スクールカウンセラーの報償費ということでございますが、スクールカウンセラーですけれども、日額で２万5,750円、スクールソーシャルワーカーにつきましては日額１万40円というふうになっております。

続いて、さわやか相談室の件数になりますが、各校の件数につきましては、すみません、町として集めた数字しか今は持っておりませんので、ちょっと確認をして、そちらのほうはお答えさせていただきますが、扱った人数、相談につきましては、実人数、中学生の相談に関しましては、町内69件というふうになっております。教育委員会内に相談員がおりますけれども、そちらのほうの相談につきましては、66件というふうになっております。

続いて、説明書の186ページ、学力向上非常勤講師の配置につきまして、こちら配置の人数ですけれども、須賀小学校で１名、百間小学校で２名、東小学校で２名、笠原小学校１名というふうになっております。

中学校につきましては、須賀中学校で２名、百間中学校で１名、前原中学校で１名というふうになっております。

こちらは、指導内容、説明書のほうにも書いておりますが、主にチームティーチングという形で少人数指導と言いますか、担任が主に授業をして、その補助というか、というような形で入っている授業もあれば、または、人数を、この非常勤講師だけではなくて、例えば、１組、２組があった場合には、１組、２組一緒に同じ時間、算数という形にして、そうすると、１組、２組の担任もいて、さらにはこの非常勤の先生もいてと、３人体制で学習をするというような形を取ったりもしております。

各学校によって、その取組は様々でありますが、そのような形で取組をさせていただいております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　生涯学習室長の草野でございます。

ただいま塚原委員さんから質疑がございました決算書182ページ、それから説明書の201ページの埋蔵文化財発掘調査事業の子供や大人が体験できる講座が可能かどうかというご質問でございますが、結論としましては、内容によって講座は可能でございます。発掘調査は受託事業と言いまして、民間から受ける事業と、国や県、それから町が直轄で行う発掘調査がございまして、受託事業の場合は、どうしても民間さんから期間の指定とか予算の関係とかありまして、そういう講座を開くなかなか余裕がございません。仮に、国や県で直轄した発掘調査があれば、その中で体験をしていただくことは可能かと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

先ほどの学校ごとのさわやか相談室の相談というところであったんですけれども、まず、須賀中学校なんですけれども、人数的には３人なんですが、相談の件数的に見ると362回、百間中学校ですと、人数は10人で相談回数にすると300回、前原中学校においては56人、相談件数で言うと1,070回というふうになっております。

すみません、さわやか相談室に登校している人数については今確認をさせていただいておりますので、確認できましたらお答えしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

まず、不登校対策事業についてなんですけれども、こちらのスクールカウンセラー報償金については、こちら各学校でスクールカウンセラーの方がいらしたときに相談を受けている、その事業についてのこの金額ということでよろしいんでしょうか。

各学校に月１回、スクールカウンセラーの方がいらっしゃっていると思うんですけれども、こちらの利用状況というか、それを何で聞くかと言うと、このスクールカウンセラー４名でやられているということなんですけれども、この日数で相談は賄えているのかというか、足りているのかというのをちょっとご確認したくてお伺いいたしました。

さわやか相談室の相談件数についてなんですけれども、その前に、さわやか相談室の相談員とボランティア相談員については、前年度と同じような体制で、同じ相談員の方がされているのか、相談員の方が代わりやすいのか、それとも定着されていらっしゃるのかということを、もう一つお伺いしたいと思います。

こちらの学校によって人数や相談件数なども違うと思うんですけれども、それぞれの学校ごとの相談員さんの相談員同士の情報共有とか、こうするとご相談をしてもらいやすいとか、何かその辺の情報共有などはされているのか。

あと、金額が会計年度職員のほうにいってしまっているので、予算がよく分からないんですけれども、その辺の予算も人数と併せて教えてください。

次に、小学校、中学校の学力推進事業については、こちら各学校に１名か２名ということなんですけれども、この学校への配属基準というか、こちらをもう一度お伺いしたいと思います。

あと、昨年はコロナ禍ということで、授業も休校になったりした時期もありましたし、その学習のところで不安を感じている方のサポートに、こういう非常勤の方がなられたと思うんですけれども、そのあたりの非常勤の先生方からのお声などを伺っているものがありましたら、教えてください。

あと、埋蔵文化発掘調査については承知をいたしました。その事業の内容について、そういった体験も可能であるということで、宮代町の歴史文化ということにすごい興味を持っている子供たちの声が多くて、できたらやってみたいという声もあったので、有料でもいいのでぜひ開催を楽しみにしております。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

一番初めに質疑いただきました、さわやか相談室への登校の人数なんですけれども、まず、須賀中学校ですけれども３名になります。百間中学校４名、前原中学校４名というふうになっております。

スクールカウンセラーの相談件数になりますけれども、中学校では、すみません、学校ごとには分かれていませんが、全体として41件、小学校では32件というふうになっております。

それと、相談員、ボランティア相談員、前年度と同じ体制かということでございますけれども、今年に限りましては、昨年度と同じ体制、同じ方にお願いをしております。やはり人の配置ですので、状況によって代わることもあるんですけれども、基本的には同じ方にお願いできればなという

ふうに、こちらのほうでは考えているところですけれども、様々な事情があるところで代わってしまう場合もあるということになります。

それから、さわやか相談員さんであるとかボランティア相談員さん、様々な方の共有の場ということになりますが、こちらは、今のところ特に共有する場というものは設けてはおりませんけれども、相談員さん同士で連絡を取り合ってお話をしていただいているというようなことは聞いておりまして、うちのほうではこんなふうなことがあるよということで、そういったところで連絡を取り合っているということはお話をいただいております。

それから、町非常勤講師の配属基準というふうになりますけれども、これは各学校の実情によって、小学校であれば特に教科関係なく配置ができるところなんですけれども、中学校では、やはり学校によって、この教科で配置をお願いしたいというような要望を聞いた上で、人材確保ということで進めております。

ただ、近年、やはり全般的に非常勤講師に限らず、教員不足というところがありまして、なかなかこう要望に応えられるような配置ができないというのが実情であります。ですので、昨年度に限っては、本来であれば各校２名ずつ配置をしたいところだったんですけれども、やはり人がいないというところがありまして、このような人数になっております。

あと、さわやか相談員と、それからボランティア相談員の予算ということになりますけれども、すみません、ちょっと今、すぐに確認ができなくて申し訳ないんですけれども、また確認をしてお答えさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

１点お願いいたします。

成果書189ページ、決算書176ページ、成人式についてお願いいたします。

たしか、１月10日、緊急事態が発令されている間の成人式だったと思われます。新成人で構成される成人式実行委員会により行われました202人の新成人の参加で大変盛り上がりました。令和２年度。

令和３年度の成人式についてちょっとお伺いします。現在の進捗状況と今後のコロナ対策を踏まえての成人式の今後の動向をお伺いいたします。

また、今回参加されました202人は、前後して例年に比べると参加人数的に多かったのか、少なかったのかお伺いいたします。

以上でお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

まず、決算書176ページ、説明書の189ページの成人式についてお答え申し上げます。

まず、令和３年度の進捗状況でございますけれども、現在、昨年同様、東武動物公園の野外施設を活用して開催をしようということで、今、準備を進めております。既に成人式の実行委員さんの選定も終わりまして、会議も今２回ほど終えて、当日に向けて準備を進めている状況でございます。

感染対策につきましては、当然、参加者にはマスクの着用、手指の消毒等の慣行を進めていただくのと同時に、今回、昨年、記念写真も撮影もしたんですけれども、やはり密になるというようなこともございまして、記念写真をやるかどうかも今ちょっと検討してございまして、なるべく密にならないように進めてまいりたいと思っております。

参加者につきましてですけれども、令和３年の成人式の参加率は58.7％でございまして、例年60％を超えていますので、若干例年よりも低かったというような状況ではございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。本人もそうですが、ご両親や親族にとっても一生に一度のイベントで晴れ舞台でございます。これからもコロナ禍による賛否両論はあると思いますが、令和２年度の成人式を参考に、ぜひともより一層のご尽力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

その前に、答弁からお願いいたします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

すみません、先ほどの相談員の賃金ですけれども、まず、さわやか相談員につきましては、こちら月額になっておりまして月額14万5,322円となっております。ボランティア相談員に関しましては、時給が967円というふうになっております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　では、質疑をお受けします。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いします。

５点ほど質問させていただきます。

まず、１番目です。決算書158ページ、説明書ですと181ページになります。交通安全防犯対策事業になります。

この中で、通学路点検ということで、小中学校の通学路を点検し、通学路の把握とともに危険箇所の確認という形であるんですけれども、この何か所点検されて、危険箇所は何か所あったかをお聞きいたします。

２問目になります。決算書ですと同じ158ページで、説明書は182ページになります。

この不登校対策事業の中で、令和２年度の不登校の児童生徒は13人でしたとあるんですが、これは各小学校、中学校に分けて何名ずついらっしゃったかをお聞きいたします。

それから、３問目になります。決算書166ページ、説明書ですと185ページになります。

これ、中学校のほうも一緒に聞くんですが、一応、小学校施設管理事業の中で表組の一番上なんですけれども、非構造部材耐震改修設計業務委託、これが620万6,200円とあります。もう一つ、中学校のほうでは187ページになるんですが、468万3,800円とあるんですけれども、それぞれの内容を教えてください。

最後に、５問目になります。決算書の180ページ、説明書ですと192ページになります。

公民館管理運営事業ということで、決算書の180ページですと、公民館空調設備更新工事ということで1,281万9,400円とあるんですが、これは説明書の192ページですと、２番目の表組のところ、施設の主な工事等ということで川端公民館空調換気工事が470万、それから百間公民館空調換気工事が564万4,100円、和戸公民館ロスナイ設置工事が310万5,300円ということの合計金額だとは思うんですが、これに関しての内容を教えていただきたいと思います。

以上、５点になります。

○委員長（丸藤栄一君）　川端公民館は407万円。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません、407万円ですね、失礼しました。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いいたします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

まず、交通安全対策につきまして、説明書の181ページ、決算書158ページになりますけれども、通学路点検につきまして、昨年度、こちら各学校から保護者等も通じまして改善要望として要望を聞いております。昨年度挙げられた箇所が19か所ありました。そのうち、改善というふうになったところが16か所になっております。

改善内容としましては、注意喚起の看板の設置であるとか、路面標識の塗り直し、または樹木の剪定、そういったことが行われております。交差点の改良とか横断歩道の設置、ガードレールの設置につきましては、道路幅の制約等があって、なかなか難しい場所もあったりもしております。こういったところは関係他課、それから警察等と協力しながら改善に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、不登校対策。説明書の182ページ、決算書158ページですけれども、各校の不登校の数になりますが、こちらは小学校ではまず、東小が１名、笠原小が１名。中学校におきましては、須賀中が３名、百間中学校が６名、前原中学校が２名というふうになっております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青栁　誠君）　教育推進課主幹の青栁です。

私のほうからは、決算書166ページ及び174ページ、説明書の185ページ及び187ページの小学校、中学校それぞれの施設管理事業の非構造部材の耐震改修設計業務の内容についてお答えを申し上げます。

非構造部材と言いますのは、小中学校の体育館の天井からぶら下がっている構造物、例えば、照明ですとか、あとはバスケットゴールのようなこういったものは非構造部材と申しまして、それらの地震があった際の落下防止措置を講じることが、いわゆる耐震の改修になります。具体的にはワイヤー等で補強を行ったり、あとは落下防止のネットを入れたり、そういった耐震改修を行うための設計業務を令和２年度に行ったところでございます。今後、この設計を基に実際の工事のほうを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

決算書180ページ、説明書192ページの公民館の工事の内容についてでございますけれども、まずは、説明書のほうで川端公民館と百間公民館ですけれども、こちらが空調の換気工事ということで、この２館に関しましては、開館して以来、一度もエアコンの入替えを行っていないということで、今回、それぞれエアコンの入替えを行っております。

川端公民館につきましては、１階の洋室、それから２階の洋室、それから２階の和室、それから屋外のロスナイの機械も全て入れ替えております。

百間公民館につきましては、１階の洋室、それから２階の洋室、それから２階の和室、やはりエアコンを入れ替えまして、あとロスナイの入替えを今回行っております。

その下の和戸公民館につきましては、成果にも書いてありますけれども、元年度にエアコンの入替えを行っておりまして、和戸公民館はロスナイの入替えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目の交通安全防犯対策事業ということで、19か所の通学路の点検をされて、16か所もそういう危険箇所があったということなんですが、先ほども改善されたというのは聞いたんですけれども、何か所改善できて、どういう処置を行ったかというのを、もう一度詳しくお聞きしたいと思います。話の中で樹木の伐採とかそういったのもあったんですけれども、それも行われたかどうかもちょっとお聞きしたかったものですから、お願いいたします。

あと、２問目なんですが、そうしますと、百間小と須賀小ではなかったということになるんですけれども、こういう中で、説明書の177ページで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力して対策に取り組み、登校状況が改善されたケースも見られましたとあるわけで、この改善されたケースが何件ぐらいあったかをお聞きいたします。

３問目、４問目の非構造部材耐震改修設計業務のほうですけれども、分かりました。

先ほどバスケットボールと言われたんですけれども、バスケットボールのゴールのことを言われたんでしょうかね。分かりました。

あと、最後の５番目なんですけれども、公民館管理運営事業なんですが、今まで一度もされていなかったということで、これはこういうエアコンに関しては、大体どういう基準で交換するようになっているかをお聞きいたします。

以上、３点お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

まず、通学路の点検箇所につきまして詳しくということですので、先ほども申したんですけれども、19か所あり、16か所の改善ということになりますが、その内容につきましては、「通学路注意」の道路標示、こちらのほうの設置が全部で１か所、２か所、３「通学路注意」と「歩行者注意」というのも併せて行っているんですけれども、全部で４か所ですね。

それから、「止まれ」の路面標示の塗り直しというものも行っておりまして、こちらが塗り直しは１か所、２か所になります。新たに「止まれ」、「通学路注意」の標識をつけた箇所が１か所あります。

それから、グリーンベルトの施工ということで１か所。それからドット線、それから交差点のマークの塗り直しということをそれぞれ１か所ずつ行っております。

それから、ポールというものが立っている箇所につきましても、そちらの修繕を行っているということになっております。ポールの修繕は１か所になります。

それから、手押し信号の青の時間が短いというところで、そこを、時間を延長するということについて、関連機関、警察等に連絡をして対応したということが１か所あります。

それ以外に、「横断者注意」や「速度落とせ」という看板の設置箇所、それから「学童注意」というものについての表示、横断歩道のこちらは塗り直し、こういったものも行っております。

それから、過去に事故が発生したところに、太いパイロンや反射材を設置しているということになっております。

こういった内容のものを実施しまして、改善、注意喚起を行っているということになっておりま

す。

それから、不登校対策につきまして、改善のケースが何件あるかということのご質問でございますけれども、すみません、こちら数字をはっきりと持っておりませんので、ちょっと確認をして、またお答えをさせていただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育委員会生涯学習室長の草野でございます。

泉委員さんからの質疑で、エアコンの交換時期はいつ頃なのかというご質問かと思いますけれども、本来であればエアコンも設備の耐用年数等があるかと思いますが、ご覧のとおりに設備も大変大型なものでございまして、１回入替えしますとかなりの金額がかかりますので、今、町としましては、故障した段階で入替えをするというのが基本の形になっております。今回、たまたまこのように３館同時に入替えを行いましたけれども、実は、今回、新型コロナの国の交付金の対象になりまして、エアコンを入れて室内の空気を浄化させたいという意味で、今回まとめて入替えをさせていただきました。基本的には故障が生じたときに入替えをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

不登校対策の改善ケースの件数につきまして、こちら欠席の状況の改善についての人数把握というものをしておりませんが、出席できる日が増えたり、教室に行けるようになった変化が見られるということで捉えております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　細かい説明ありがとうございました。

今回、本当に未曽有の新型コロナということで、本当に教育関係者の方は大変な思いされたと思います。本当に感謝申し上げます。

最後に、ちょっと１点だけお聞きしたいんですけれども、先ほど言われたのは、危険箇所16か所全部が改善されたとちょっと私、今聞いたみたいだったんですけれども、それでよろしいんでしょうか。足してみたら、14……看板等が１か所かどうか分からないんですけれども、何か14か所になるかなと思ったんですが。

私、先ほど樹木の伐採という点をお聞きしたいというような、そこがちょっと聞きたかったものですから。確かに信号が延長したというのも、私、あの要望があって、杉戸警察署に確認に行ったら、もう延長しましたとか言われたんで、これは本当にありがたいなと感じました。

伐採についてだけ、じゃ、ちょっと教えていただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁お願いいたします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

すみません、私もまとめてお話をしなかったので、件数がずれてしまったのかもしれないんですけれども、重ねてお話をさせていただいているところもありましたので、件数がちょっとずれてしまったのかもしれません。

樹木の伐採というところですけれども、民家の垣根によって見づらいところで、伐採というか注意喚起の表示を表に出したというようなところで

対応しているところもございます。特に木を切ったりというところではなくて、そういった対応で注意喚起を行うということで対応しているところもございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、通学路の中で、例えば、竹がいっぱい林があるんですね、そこで竹が伸び過ぎていて、枝が斜めになっているんですよ。冬になると、雪が降ったりすると重みで下がってくるんですね。そういうことがあって、そういうものを改善してほしいという要望で入れたことがあるんですけれども、全然改善されなかったということがありまして、ちょっとその辺どうなのかなと思ったものですから質問させていただいたのもあるんですが、そういうことであっても、やはり土地の持ち主が分からないとなかなかできないことですが、対処していただければと思うんで、それは要望で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

決算書の180ページですけれども、公民館の空調設備工事、こちらの業者名を教えてください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いいたします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

金子委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

公民館の工事業者でございますけれども、まず、百間公民館ですけれども千代田冷機さんですね、それから和戸公民館が岩崎設備さん、それから川端公民館が中村工業所でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　幾つか質問させていただいます。

最初に、156ページの小中学校適正配置事業でございます。

これ委員会から説明を受けてということで、これからこれを町のほうで具体化すると思いますけれども、いつ頃までこれを町は具体化しようとしているんでしょうか。そして、またいつ頃というんですが、町長選挙が終わってから出すんでしょうか。その辺のところはっきりとお願いします。

それと、成果書181ページ、決算書158ページかな、交通安全防犯対策事業でございます。

この令和２年度決算内で不審者や犯罪に関わる事例があったかどうか、ひとつお願いします。

それと、通学路の点検です。やっていると思うんですけれども、学区内で改善が必要だということで意見が出ていると思うんですけれども、特に、毎年出ている場所、あるのかどうか、その辺のところ。解決しているのかどうかお願いします。

あと、158ページ。同じページなんですけれども、不登校対策事業、説明書では182ページなんですけれども、不登校対策事業なんですけれども、先ほど何名、何名ということで言っていましたけれども、これ高学年になるほど不登校が多くなる。中学校では1.5、６％、小学校は0.1％と説明されているんですけれども、中学生になると多くなる。それらの原因というのは多岐だと思うんですけれども、なぜこういう高学年ほど多くなるのか、その傾向についてどういう分析しているのか。そして、それの対策をどうやって行っているのか、その辺のところを教えていただきたいなと思ってお

ります。これは専門家じゃなくちゃ分からないんでね、ひとつよろしくお願いします。

それから、説明書の185ページです。

186ページだけじゃなくて、中学校も入るもんでまとめて言いますけれども、小中学校の児童生徒に１人１台のタブレットを整備していますと思うんですよね。近い将来、このタブレットを使い、自宅でオンラインでやって、先生と学習なんかもいろいろな授業でやると思いますけれども、体制を、その問題をやるんですけれども、問題でも私あるんじゃないかなと思うんですよ。一つ、映像を通しての授業となると思うんですよね、これだけじゃないと思うんですよ。映像を通して思うんですが、安定した通信と子供たちの環境、一人で家庭での学習となると、児童生徒が見えない。やはり見えるようにやらないといけないと思うんですけれども、この交互通信ができるかどうか。

あと、通信自体が整っていない家庭、その対策をいつ頃までに完成を見込んでいるのか。その辺のところお願いします。

あと、説明書の186、188ページなんですけれども、学校教育担当でも少人数学級ですか、本年も児童一人ひとりの実力に応じた指導を行うことで基礎、基本の定着を図ることができたということで、やっぱり少人数学級、少ない人数で、複数制度でやればそういうことができるんだということを言っていますけれども、私も一人ひとりの実態に応じた学習は大事だということで思っています。私自身、個人では、少人数学級にするためには少人数学級制度及びに複数担任制度が大事ではないかなと一つは思っています。

それと同時に、ここの小学校のですけれども、学力向上の基礎学力推進事業ということで、予算が０円、２年度決算も０円と、そういう学年でやりたかったんだけれども、先生が入ってこなかったということで説明がありましたけれども、なぜ入ってこないのか、これは労働時間というのはどうなっているのか、その辺のところを。０円ということは入らなかったということですよね、一人も。この説明書によると０円、０円となっていますけれども、よく分からんけれどもね。教育事務局人件費より支出したということなんですか。それで何人ぐらい入っているのか。これを認めておきながら、例えば、予定の人員、達しなかったら、原因というのはあるはずなんですよね。その辺のところの原因をつかんでいるのかどうか、お願いします。

それと、説明書の188ページです。

コロナ禍において、学校給食センターで調理した食事を希望する児童生徒に提供したということでなっているんですけれども、これらの政策、いつ頃から始まったのか。それで、配布された児童生徒の利用人数、何人だったのか、何食だったのか、その辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

あと、７番目として192ページです、説明書の。公民館管理運営事業です。

これはさっきのＧＩＧＡスクールと同じなんですけれども、コロナ禍で利用件数も減っています。これら公民館活動は、コロナ禍や災害に整えることが大事だと私は思います。整えるということでは、やっぱり学校のＧＩＧＡスクールじゃないですけれども、学校のＩＣＴ化、環境向上、役場内でもあらゆる資料の電子化など、コンピューターによる仕事が増えている。住民の中でもパソコンによる交流や災害による情報のやり取りなどが、大変電子化になって便利になったということで、私は思っているんですよ。

そういう中で、公民館活動の中で、やはりそういう交流ができるように、子供たちも自宅待機で

集団でできなかった場合は、地域の公民館などへ行って、そういう学習を集団で、１人で学習しているか、２人、３人、集団学習じゃないんですけれども、そういう人数で、公民館活動でそういう経験も必要じゃないかなと私は思っているんですよ。

それに、公民館がそういう設備は整えていないとなると、学習ができないんじゃないかなと思って、一般市民も含めてね。やっぱり公民館はいろんなことで使われます。災害も使われるし、そういう一人ひとりの活動なんかにも使われますので、ぜひ設備を整えてほしいと私は思っているんです。その辺のところの考え方、教えて言っていただければありがたいな思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時４９分

再開　午後　３時０５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の山下委員の質疑に対する答弁からお願いします。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

私からは、教育総務担当に関わる質疑についてお答えを申し上げます。

まず、小中学校の適正配置についてですが、こちら今回の９月定例会の一般質問で同様のご質問をいただいておりますので、そのときの回答と同じにはなってしまうんですが、現在、審議会からの答申を受けまして、役場内の関係課と課題の整理、意見交換を行いながら、今後の方向性について検討を進めているところでございます。ですので、明確にいつまでにということは現在、検討中としか申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、私のほうからは学校給食センターのお弁当を無償で提供しました事業ですね。成果書の188ページになります。こちらのみやしろ児童・生徒食生活支援事業の内容についてお答え申し上げます。

こちらは、昨年、令和２年４月、５月の学校の臨時休業の際に長期にわたって学校が休業となったことから、子供たちの食生活の支援と、あと保護者の皆さんのご自宅での負担の軽減をするために、学校給食センターで調理したお弁当を希望する児童・生徒に無償で提供したものでございます。

こちらにつきましては、小学生については２日間、中学生については１日ですね。５月19日から29日までの間でそれぞれ指定日というものを設けまして、各学校の体育館まで保護者の方に取りに来ていただいて、お弁当を提供させていただいたものでございます。

対象の子供たちの人数ですけれども、小学生が２回、中学生が１回ということで、延べ3,693人が対象の子供たちになりまして、そのうち実際にお弁当を受け取りに来た方が955人、率にして25.9％の子供たちにお弁当を提供させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）　学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、説明書181ページの交通安全防犯対策事

業の不審者の件数になりますが、昨年度、こちらのほうで把握しているものは４件というふうになっております。実際に児童・生徒の件数については２件というふうに捉えております。

それから、通学路の点検で毎年出ているところということですけれども、先ほども通学路点検のところでお話をさせていただきましたが、何らかの対応等を取っておりますので、基本的には毎年、そことは違う、例年出したところとは違う場所ということで報告をしていただくようになっております。

続きまして、説明書の182ページの不登校対策事業です。小から中に向けてその割合が増えているというところですけれども、こちらの原因につきましては、一概にこれというものは特にないんですけれども、考えられるものとしては、人間関係が複雑になってくるというところと、または発達段階、自我の芽生えという思春期に入ってくるというあたり、または学習がより高度になってくるというようなところが挙げられております。

続きまして、説明書の185ページ、情報端末の整備、いわゆるＰＣの整備についてになりますが、こちら安定した通信であるとか、その通信が整っていないものにつきまして、実は現在、こちらの状況について調査をしております。今週、各学校とも、各家庭にこの情報端末を持ち帰りまして、その状況を現在、調査をしているところでございます。

その人数を把握しまして、そういった通信が整っていない子供たちの対応については、その調査結果を基に検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、説明書186ページの学力向上推進事業につきまして、こちらも先ほど回答したところでございますけれども、現在、全体的に県も含め、国も含め、やはり人材不足というところがございまして、なかなか人がいないというようなところが原因となっております。

さらに、どういった内容で募集をかけているかということですけれども、これも先ほどお話をさせていただきましたが、チームティーチングや少人数指導による授業の児童・生徒への指導、各種プリントの作成や採点、児童・生徒の学力向上のための事務、そのほか児童・生徒の指導上必要となる業務の補助ということで募集をかけさせていただいております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

公民館の情報化の推進についてということで、決算書178ページ、説明書が192ページになるかと思いますけれども、現在、公民館につきましては、特にもっと情報化を進めてほしいというような利用者からの声はない状況でございます。また、一般的に高齢者が多い状況ですので、なかなか情報化が関心が薄いのかなというふうにも思っております。

情報化するに当たっては、やはり職員の配置とか機器の設置等、それから運営経費などいろいろと課題がございまして、今現在では特に情報化を進める必要がないのかなというふうに思っております。今後の状況をしっかり見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　不審者犯罪４件あったということで、この学生に伝わるのが２件ということなんですか。学校の生徒たちに自動的に関わるこ

とが２件ということですね。

これによると、万が一、危険というのはどういうところが危険なのかちょっと分からなかったけれども、尾行されたとか待ち伏せ食らったとかいろいろあると思うんですけれども、刑事事件になるような事態の危険性があったんでしょうか。その辺のところも重大犯罪につながるような危険性があったかどうか、それとも情報の入れ違いというか勘違いというか、そういうことだったのか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

あと通学路の点検ですけれども、毎年違うところをということを言っているんですけれども、すると、そういう意味だと、過去に出た事例は次の年には出せない、解決しなくても出せないということなんですか。その辺のところがはっきりしないと、毎年出すのは駄目だよいうことで、そういう意味になってしまいますよね。やはり解決できないところは解決する方向で出してもらわないと、やってもらわないと、じゃ何のためのあれかなという感じがするもので、意見交換かなと思ってしまうので、毎年出してもこれは構わないんじゃないかなと思うんです、解決するまでは。やっぱり危険だと思っているから、皆、出しているんだと思いますので、ぜひその辺のところはストップさせるんじゃなくて、改善する方向で、納得する方向でやってもらいたいなとは私は思っております。

私、このことについては、県道のもとむら病院、バッティングセンターのところですよね、西原か。あそこで事故が多いということで聞いているんですよ、何とかしてほしいということで。そういう点で、実はあそこは通学路となっているんですよ。万が一、子供さんたちが巻き込まれたら大変なことだなって感じでいつも見ているんですけれども、あそこ通るたびに見ているんですけれども。確かに坂道で、県道通っているほうはスピードが出ている。外から出ているうちは、右左見ているうちに坂道のほうから来てしまう。そういう状況じゃないかなと思っているんですよ。ぜひ、改善してほしい。

私に言ってきた人は、あそこを感知式の信号機でどうかということで言っているんです、これは一つの例ですけれども。その辺のところは検討していただきたいなと思っております。

それから、不登校問題、成果書の182ページにある。このことについては対策というやつですか、教育委員会として対策はどのように考えているのか、その辺のところがちょっと答えがなかったもので、ただこういう傾向なんだということで言っているけれども、人間関係だとか発達、思春期の問題だとか、そういうことを言っていましたけれども、やはり対策がなければ、これはいつになっても解決できないんじゃないかなという感じがするんで。やっぱり学校の先生とか専門家がいっぱいいるんで、その辺のところも対策というのをしっかりしていただきたいなと思っております。その辺のところももう一度お願いします。

タブレット、学校の、これを使って、電子的な通信だとか環境、調査してやるんだと言っておりますけれども、現実的に、これは調査しないと分からないことだと思うんですけれども、お金がかかるんだと思うんですよ、私は、現実的にはね。

携帯とかそういうのでも通信はできますよ、それは確かに。だけど、安定したとなると、やはりＷｉ－Ｆｉか何か入れて、きちんと映像も、お互いに映像で通信しないと、子供一人でいた場合、寝そべっているかもしれませんよね。誰かが入ってきて、侵入して、犯罪に使われるかもしれません。分かりません。やはり映像というのは必要だと思うんですよね、音声だけじゃなくて。お互い

に映像交換ができるようにしていかないとまずいということでね。

やはり設備を整えていくというのが今後の課題じゃないかなと私は思っております。大至急、これはアンケートを取って、その辺のところを教育委員会として整備していきますよということで思っていたら、いつ頃までにやるのか、その辺のところの目安みたいなのがあったら、ひとつお願いします。

それから、少人数学級じゃなくて、担当者やっているんですけれども、労働条件がちょっと。募集の内容は分かったんですけれども、労働条件はどういうふうな労働条件で雇い入れるのか分からない。時給幾らなのか、そして、例えば３年務めたら正規教職員の道があるよとか、そういうのがあるのかどうか。テストを受けなくちゃいけないと思うんですけれども、やっぱり夢を持たせないと誰も入ってこないんじゃないかなって私は考えるんですけれども、やっぱり民間でも同じです。夢を持たせるということはやる気が出てきますので、ぜひ、その辺のところはどういうふうになっているのか、労働条件が。もう一度、お願いします。

給食センターについては２日間だったということで、25.9%の人がやったということなんですけれども、給食センター、ご飯が一番、人間として生きていくためには必要なんで、コロナ禍で、奥さんも旦那さんも務めています、今は。そういうところが多くの家庭であります。昼間いなくなってしまうんですよ。ぜひ、これは利用できるんだったら、今後もどうなるか分かりません。こういう制度を残していただきたいなと私は思っております。これは要望でございます。

それから、公民館運営事業なんだけれども、年寄りが多いから、高齢者が多いから利用者に必要性がないんだということで言っていましたけれども、やはり高齢者でも今、持っている人が大勢います。スマホ持って利用している人が大勢います。お年寄りは口には出さないけれども、やっています。やっぱり環境を整える必要があるんじゃないかなと私は思っております、その辺というのは。

これは、何も交流とかそれだけじゃないです。災害があったときの通信手段にもなると思いますので、ぜひ、少なくとも公民館にはそういう施設が必要じゃないかなと私は思っているんですよ。その辺のところは、私のこれは要望でございます。ぜひ設置していただきたいというのが要望でございますので、よろしくお願いします。

じゃ、答えていただきたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、不審者に関しましては、こちらの２件については、声かけ事案ということで、「何年生かな」というようなことをかけられたり、「カメラで撮っていい」というようなことを声かけられたというふうに聞いております。

それから、点検につきましては、委員おっしゃるとおり、やはり危険なところは危険というふうに考えております。ですので、基本的には何かしらの対応をしていくということで、毎年、対応を取らせていただいております。

例えば、どうしてもここに横断歩道が必要だというところになかなか横断歩道ができないという場合には看板を立てさせていただいて、学童の通る場所だよというような注意喚起をさせていただいたりというような対応をして、何かしらの対応をさせていただいております。

ですので、繰り返し安全点検のときには出してもらっていないというふうになるんですれども、実際には危険な箇所の場合には、点検の期間に限らず、随時、こちらのほうでお話は聞いているところでございますので、何かしら対応はできないかということで、関係他課、機関と調整をさせていただきながら取り組んでいるところでございます。

次に、不登校対策のものにつきまして、こちらの対策としましては、こちらも先ほど来、お話をさせていただいておりますが、スクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーの巡回であるとか、または事務局内にいます教育相談員の巡回、こういったものを通して、ケース会議等も開きながら、その子にとってどのような支援が必要なのかということを、話合いを通して対策を取っているところがございます。

また、ソーシャルスキルトレーニングという人と人との関わりのものであるとか、二者面談や保護者との面談等を通しながら、どのように対応していくかということで取組をさせていただいております。

続きまして、情報端末、タブレット等の活用につきまして、先ほどもお話をさせていただきました。現在、調査を行っている最中でございます。確かにおっしゃられるとおり、安定した通信がないと、やはり子供たちの様子というものがなかなか見られないというところがございますので、そういったところを、今回の調査を通して確認をさせていただきまして、その状況を基に調査結果を分析して、導入等に向けては検討をしていきたいなというふうに考えております。

続いて、町非常勤講師の労働条件というものになっておりますが、基本的には月曜日から金曜日までの５日間の勤務でお願いしています。また、人によっては週３日間であるとか週２日間というようなことでお願いをしているところでございます。時給につきましては、こちらは1,318円ということで、時給制でお願いをしているところでございます。

こちらが正規の職員になれるかということですけれども、こちら非常勤講師につきましては町で行っているものになっておりまして、正規の職員になるということであれば、県の県費負担教職員というふうになりますので、委員のおっしゃるとおり、県の試験を受けていただくということになります。

もちろん夢を持たせて仕事をしていただくということで、こちらのほうも正規の職員になるための対応につきましても、各学校と協力しながら行っているところもございます。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

２件ということで、声をかけられたということなんですけれども、優しい人もいるんでね。町歩いていても誤解されないように、誤解したやつを情報等誤って流すと大変なことになるんで、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

あと、不登校対策なんですけれども、中学ほど多くなっていろいろな対策を取っているということなんですけれども、やはりその人たちというのはいろんな条件があって、社会問題だとかいろんなのがあって、競争だとかあるんだと思いますけれども、やはり大人たちが手を差し伸べてあげないとできないんで、やっぱり学校に行けるように。無理して行けるようにということでは、その人やその子によって違うと思うんですけれども、立派に育つ人もいますし、そういう人もいるんで、やっぱり適時適切な指導を行っていってほしいと私

は感じておりますので、よろしくお願いします。

あと、タブレット、先ほど言いました。これは安定した通信がないとお互いに無理なんで、できるだけ早くそういうことを、どのくらいかかるのかも分かりませんけれども、安定した通信をできるようにしていただきたいなと思っております。

あと、学校教育の成果書の186ページの人材不足だということで先ほど言っていましたけれども、労働条件は月曜日から金曜日で、あと週３日の人もいれば２日の人もいる、1,318円だということでやっています。夢を持たせることが大事じゃないかなと。お金とかそういうのは別問題としても、やっぱり先生になりたいという人が夢を持って入るんだと思いますよ、結局は、若い人は。定年退職して60ぐらいの人はまた別なんだと思いますけれども、やっぱり夢を持たせるということが大事じゃないかなって感じがします。誰しも若いときは夢持っていろんな職場に入るんですから、ぜひ、その辺のところもかなえてほしいなと思っております。

それと、食事のことなんですけれども、これ１回限りで終わってしまうんですか。今後、またやる気があるのかどうか、その辺のところだけ一つだけお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

こちらのお弁当の無償配布につきましては、昨年のコロナ禍での長期にわたる臨時休業の対策の一環として行ったものでございますので、今後、一応実施していくことは、現在のところはございません。ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いいたします。

主要の施策に関する説明書の教育推進課、177ページです。

こちら成果ということであるんですが、その中で下のほうから10行目ぐらいですね。特別支援教育においてということで、百小のほうに難聴・言語障害通級指導教室、２教室今ございますが、これ町内から集まっているわけですけれども、もう一教室、学校、例えば須賀小とかに設ける考えはないのか、お聞きいたします。

あと、下から３行ですね。前段の委員さんからも説明ありましたけれども、不登校対策事業です。この中でソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、それから相談員やボランティアということは会計任用職員とか県の職員ですよね。県から出ているということで、会計上、ちょっと表に出てないんですが、不登校対策として幾らくらい、人件費が総額、今、幾らぐらいでやっているのか。これからは不登校対策ということを町としては力を入れていくようなので、今後、これをどう、金額的にもどのくらい反映させてどうやっていくのか、考えているところをお聞きします。

それと、成果ですので、最後のところに「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力して対策に取り組み、登校状況が改善されたケースも見られていました」ということで、把握されていないということなんですが、これ読むと、やっているのかなという感じがするんですけれども、何かきちっと成果が出ているとか、何かそういうふうな、もうちょっと説明をしてください。

それと、これも前、委員が出していましたけれ

ども、決算書178、施策に関する説明書が192、公民館管理運営事業の施設の主な工事の中で、和戸公民館ロスナイ設置工事310万5,300円と書いてあるんですれども、ロスナイって、部品とかってそんな高いものではないんですけれども、どういうものを、全体を変えた、何ていうんですか、310万5,000円かかった内容をお聞かせください。

次が、決算書、図書館管理運営事業なんです。決算書180、説明書の194、これ行事なんですが、定例季節行事、「雑誌リサイクル市100人、図書リサイクル100人と人気」ということで、今もホームページ、今年度も整理券配るって出ているんですが、何か人気のようなんですが、これ何冊、どれくらいの冊数を出すのか。あと児童書とかも出るのか、その辺、ちょっと詳しくお聞かせください。

あと、すみません。決算書158、子ども110番の家です。説明書158ページ。

現在121件です。子ども110番始まって、もう25年ぐらいたつと思うんですけれども、現在、協力してくれる家庭とか店舗への訪問とかはしているのか、何か増やそうとしているのか、子ども110番の家の看板が効果的なのか。子供たちも25年前とちょっと変わってきていて、通学路も違うところもあったりするんですけれども、そういう点でちょっと改善されているのか、お聞きいたします。

次に、すみません。164ページ、説明書185ページ、小学校施設管理事業です。

主な実施内容の中で、もしかしたらお聞きしているかもしれないんですが、先ほども出した非構造部材耐震改修設計業務委託、東小の設計業務委託、小学校屋上防水工事（百小、東小）、あと新型コロナウイルス対策のほうの体育館トイレ改修等のこの４項目ですね。やってくださった業者さんをお願いいたします。

あとは総合運動公園管理事業です。決算書186ページ、説明書195ページです。

195というか196になるんですけれども、いろいろな工事していただいて、あと感染対策防止のほうもしていただいたんですが、総合運動公園のほうもだんだん設備が古くなっておりまして、いろいろ今までも直していただきますが、今後、直していかなきゃいけないところ、金額的にもかかるものとか小さいものもありますけれども、重要なところ、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

説明書の177ページですね。難聴・言語通級指導教室の件でございます。

こちらは現在、委員おっしゃるとおり、百間小学校にのみ設置しております。こちらは実際に百間小学校となっているんですけれども、そこには指導者が２人ほどいますので、２人体制で指導しているというような状況になっております。

委員おっしゃるとおり、やはり須賀小にもという声はいただいているところもございまして、こちらとしてもなるべく指導の幅を広げたいなというふうに考えておるんですけれども、やはりこのことばの教室の指導はかなり設備もしっかりしたものになっておりまして、やはり声を聞くというような状況になりますので、防音設備を備えた教室が必要になってきます。というようなところを整備していかなければいけないということもありまして、将来的にできればいいなという希望も持ちつつも、そういった予算のところも考えながら検討していかれればいいかなというふうに思うん

ですけれども、そのように考えております。

それから、続きまして、不登校対策、説明書の182ページにもありますが、不登校対策の事業につきまして、先ほどもお話をいただきましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、人件費も併せてどのように考えていくかということでございますが、そちらに書いてあるように、人件費につきましては会計年度任用職員制度の関係で移行になっておりまして、今までの例年のものを考えていきますと、大体1,000万ほどこちらのほうの対策として考えておりますので、今後もそういったものについては、引き続き同等に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、登校の改善につきましては、こちらは先ほどもちょっとお話をさせていただいたところもございますけれども、欠席の数字を見て、これで改善できたというところについて、はっきりと捉えていないというようなところをお話をさせていただいたんですけれども、子供の教室にできるようになるというようなところを見させていただいて、その回数は増えてきているなというようなところを捉えさせてもらいまして、改善傾向にあるのではないかというふうに捉えをさせていただいているところでございます。

それから、続きまして、説明書の181ページにあります、子ども110番の家の設置でございます。

委員おっしゃるとおり、こちらのほう、年数的にも大分たってきたところがございます。実際、こちら個別に訪問してお願いしているというようなところもあるところもあるんですけれども、どのような依頼の仕方かといいますと、学校だより等を通じまして、こういった家を探しているということでお知らせをさせていただいております。そういったところから、声が上がったところには、こちらから、学校を通して出向いて、実際に依頼をしているところでございます。

子供たちへの周知につきましては、こちらは一斉下校等とか通しまして、子供たちが帰るときに教員がついていきますので、そういったところで、ここに場所があるというような認識をさせながら下校させたりというような指導で、そういったものの利用について、子供たち、改めてお話をさせていただいているところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

今の**丸**山委員さんからの１問目、決算書192ページ、公民館管理運営事業の関係でございますけれども、和戸公民館の改修工事の内容でございますけれども、まず、こちら１階の和室にロスナイの床置き室用４台を置いております。それから、２階の洋室にロスナイの床置きを１台、２階の洋室にロスナイ床置きの６台の設置工事を行いまして、310万円ということでございます。

続きまして、２問目の決算書179、説明書193ページ、図書館管理運営事業のリサイクル市の関係でございますけれども、まず、こちら雑誌と図書に分けておりまして、まず雑誌のほうが保存期間が２年を過ぎたものを出しております。リサイクルしております。

それから一般の図書のほうですけれども、旧版のものということで、新版が出たものは出していると。それから、重複してたくさんあるもの、また見た目、大変古くなったものもリサイクルとして出させていただいております。

以上でございます。

続きまして、決算書188、説明書196の総合運動公園管理事業の今後の工事の予定でございますけ

れども、まず、やはり室内プールの関係が近々の課題でございまして、特に屋根ですね。屋根の漏水工事が大きな問題になっております。それから、あとボイラーですね。総合運動公園も開設以来30年以上たっておりまして、ボイラー等ですね、かなり更新の時期に来ております。それから、温水プールの水の配管もかなり傷んでおりまして、こちらも近々の課題となっております。

その次に、外の施設の多目的広場と遊具広場ですね。やはり、うまく活用されてないところがございますので、それがその次の改修の課題かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

私から、説明書の185ページ、小学校施設管理事業の主な実施内容の設備、改修、修繕の業者についてお答えを申し上げます。

一番上の非構造部材耐震改修設計につきましては、千葉構造設計さんになります。２つ目の東小学校教室新設工事の設計業務、こちらも同じ千葉構造設計さんになります。３つ目の小学校の校舎屋上防水工事、こちら百間小学校が木下建設さんになります。東小学校が中村建設さんになります。４番目の新型コロナ対策の校舎改修工事ということで、体育館のトイレの改修につきましてはセキ住設さんで、網戸の設置工事については中村建設さんのほうに施工していただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。ありがとうございます。

では、ちょっと再質問させていただきます。

特別支援教育においての難聴・言語障害通級指導教室って、今、充実してやっていただいているんですが、保護者の方の送り迎えが前提というところがやっぱり大きい問題になっています。誰でも送れる状況ではないということですよね、また新しいものが入っていて。

できたら、やはり２つ欲しいというのと、ほかの自治体は結構早くから取組もしていて、何校か１校に必ずありますよね。そういう意味では、施設の防音設備もしなきゃいけないというのはあるんですけれども、１つつくって、すごくきっちり活動していただいているので、やはり前向きにもう一つ、やっぱり子供たちの環境を整えるということでもう一つつくれるような方向でちょっと考えていっていただきたいなと思っています。さっきもちょっとお話聞いたので、要望として強くお願いいたします。

それと、不登校対策なんですが、これから1,000万かけるということで、子供たちが不登校で、登校すればいいという問題ではなくて、やはりその子たちが一日一日、充実して送れていく目的がどこかというと将来の人生設計だと思うので、やっぱりそこをよく考えていただいて、何かそういう対策をきちっと取っていただきたいと思います。

それから、子ども110番なんですけれども、やはりもうちょっと、依頼されていた人たちも高齢化したり、そこの問題、結構あるんですよね。なので、看板ついていてもおうちにいらっしゃらなかったりという問題もあるので、四半世紀過ぎましたので、ちょっと見直し、それとあの看板もとてもよかったんですけれども、景色の一部になってきてしまっている。だから、また改めて、不審者も出たりとかで相談とかも来るんですけれども、やっぱりちょっと何か、やっぱり子供の安全を守るということでもう一回。

やっぱりコンビニとかお店というのは駆け込むのにとてもいいところだと思うんですよね。ほとんど皆さんお留守だったり、高齢者で、変な話、足の具合が悪かったら、ピンポン鳴っても玄関に行けないという方もたくさんいらっしゃいますので、やっぱりちょっとそこを考えていただくちょうどいい時期かなって思っていますので、その辺をもう一回お願いいたします。

あと、公民館のほうのロスナイ設置工事、分かりました。金額的にこれ全部ということで分かりました。

あと、図書館管理運営事業なんですけれども、雑誌のほうは２年過ぎたもの、あと図書リサイクルのほうは旧版のものということなんですが、大体、毎年決まっていなくて、どれくらいの冊数出るんですかね。何か、私、前、ちょっと利用したとき結構いただいた気がするんですけれども、もし分かったら、どれくらい。あと、子供児童書というのは結構出るのか、もう一回、お聞きします。

あと、工事関係の業者とか分かりました。

あと、総合運動公園管理事業なんですが、やはりプールのほうの、一回、屋根とか天井直したこともありましたけれども、屋根全体とか出てくると思うので、かなりの金額って分からないと思うんですけれども、どれくらい、おおよそでいいので、おおよそこれを直すとどれくらい。結構いろいろ今まで直していただいているんですが、ここ、最後の一番かかるところなんですけれども、おおよそどれくらいかかるか、お聞きします。

あと、もう一点なんですが、適正配置にも関係するんですが、今、宮代町は自由選択制で小学校４校、選択できていて、自由に行っているわけですが、適正配置の考え方だと１校ということが出ているわけですけれども、先ほども出たように、中学生って思春期で悩むときに、４校で自由で行ったのが１校にまとめられるというと、変な話、１校になっちゃうと選択ができない。そこがとても大きいんですよね。今だったら３校あるので、何かがあっても違う学校に行くということができるんですが、その辺の、小学校は４校から選択できるのに、中学校は今、３校から出ています。でも、いずれ１校という考え方の、その考え方をちょっとお聞かせください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、ことばの教室については要望ということで、これは逆に非常に要望がよく、ことばの教室の評判がいいなということで受け取らせていただいて、前向きに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、不登校対策につきましても、こちら九山委員おっしゃるとおり、やはり将来の人生設計ということ、これ我々も大事なことかなというふうに考えております。もちろん教室復帰という面もあるんですけれども、やはり将来にわたって社会で活躍できるというような体制をサポートしていきたいなというふうに考えておりますので、こちらのほうに関しましても、そのような計画を立てて進めていきたいなというように考えております。

それから、子ども110番の家につきましても、コンビニ等の協力が必要ではないかというご意見いただいております。こちらのほうも前向きに捉え、各学校とともにこちらのほうの協力が得られないかということで進められればいいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

まず、図書館のリサイクル市に出ます冊数でございますけれども、全体で約1,000冊出ます。そのうち児童書は100冊ぐらいだというふうに聞いております。

続きまして、総合運動公園の工事の金額、室内プール関係の工事の金額でございますけれども、まず屋根の防水工事ですけれども、約2,100万です。それから、ボイラーの改修ですけれども、こちらが1,600万。プール水の配管の工事ですけれども、こちらが約2,000万になっております。こちら、設計のほうは入っておりませんので、またこれで設計するとなると、さらにその設計の金額が上乗せになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

中学校１校ということですけれども、こちらあくまで審議会からの答申ということで申し上げさせていただきますと、審議会の中においては、全国的な少子化を考えれば長期的には子供の数は減少していくだろうと。その中においても、宮代町の中学校３校ある中で、百間中学校は道佛地区の影響で当面、学校の規模というものが維持できるということは見込まれますけれども、須賀中学校や前原中学校の場合は長期的にやはり子供たちの数が減少していって、将来的にはやっぱり単学級等になっていく可能性があるということが見込まれます。

そうなったときに、片方の中学校ではクラス替えができて、部活動なども数が選べて、先生の配置なんかも学級数に応じてきますので、そういう先生の人数もある学校もある一方で、クラスが少ないがために部活ができなく、選べなくなってしまったりですとか、クラス替えができなくなってきたりと、そういった学校規模に関わる問題を町全体で考えたときに、将来的には中学校を１校にしたほうがいいのではないかというのが審議会での議論でしたので、そういう議論の結果、今、審議会としては１校が妥当であるという方向性が出ているということで理解しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

大体分かりました。総合運動公園のほうは、ちょっとやはりいろいろ、これ見ただけでもかなり金額が値上がってしまいますけれども、でも今まで感染症対策とかもちょうどいい具合にあったりもして、直していただいているので、これ進めていただきたいのと、先ほども出ていて、私もちょっと要望は出しているんですが、多目的広場とか、やはり今いる子供たちが遊べる。将来どうとかではなくて、今の子たちが不便じゃなく、そしてやっぱり多様性でいろんな子たちがいたりしている中で、そういうものが必要なものをつくっていただくと。そういうものも並行で考えていただきたいと思います。

あと、最後に質問しました、私の質問がちょっとうまくできなかったかもしれませんけれども、町の考え方、自由選択制でしているのに、何で中学校は１校でいいのかって。今、答弁いただいたのはそのものなんですけれども、町の考え方が答申のほうには入っていないのかなって。

基本的に子供をどう育てる。自由選択制にして小学校でやったのに、思春期のすごく悩む時期に１校みんなまとめてしまう。それって、子供側にとってはすごく横暴な考え方なんですよね。そう

いうところをどう考えるかということでちょっとお聞きしたんですけれども、ちょっと答弁はもらえなかったので、それはちょっと残念なんですが、答申のこと、意味はよく分かっておりますので、ただ町の子供たちをどう育てていくのか。

さっきの不登校もそうですが、子供一人ひとりを大事にしているように見えるんですが、反対にちょっと町の財政から考えて、ちょっと強引じゃないかなと思うところが、言葉強いですけれども、思うところがあるので、やっぱり子供の目線でやっていただきたいと思います。

それで、図書館とかのは人気のものはどんどんしていただいて、うまくリサイクルしていただいて、お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

質疑というより、ちょっと数を教えていただきたいような内容なんですが、成果書の185とそれから187ページの小学校施設管理事業、中学校施設管理事業の体育館のトイレ改修なんですが、本当は視察させてもらって、みんな見れば分かる話なんですが、洋式にした各小中の個数をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、決算書の160ページの英語教育推進事業なんですが、教育の方は本当に学校もお休みで大変だったと思うんですが、５月30日の英検は中止になったんですが、10月はどうされたのか、お伺いします。

それから、教育委員会のほうから点検評価報告書というのをいただきまして、拝見させていただいたんですが、18ページのほうなんですが、外部評価委員の意見というのが載っております。これ、間違えているんじゃないかなと思った。３人の方の三人三様のご意見が載っているんですが、18ページの学校施設設備の整備というところで、今年できた分が二重丸になっていて、点検評価委員の中に「多くの学校で体育館などの雨漏りがひどいと聞いています。子供たちの安全や授業に支障を来たさないよう調査、点検、対策をお願いしたいと思います」って外部評価の方が言われているんですが、雨漏りひどいというのはちょっと間違いなのか、どうなのか。ちょっと私も間違いなんだろうなと思いながら、載せられてあるので、確認します。

それから、同じ33ページなんですが、学力向上委員会だとか教育委員会のほうではしっかりされていますが、結果というか、令和２年度の実績で、学力・学習状況調査において、県平均を上回る科目の割合というのが37％ということで、じゃ下回る割合の科目というのは多いということなんだろうと思うんですが、何の科目なのか、お伺いします。

それから、今日も埼玉新聞に載っていたんですが、新型コロナになって、子供たちも新型コロナで学校へ行きたくないという、そういうことに関しては、町は欠席扱いになるのかどうか、お伺いします。

そういうことに関してまた教育委員会から出している中で、コロナ禍でいじめや不登校が増えてはないでしょうかという、そういう投げかけがありますが、いじめとかそういうのは、それに関連してということはないですが、令和２年度はいかがだったんでしょうか、お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時０２分

再開　午後　４時１５分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の角野委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

私からは、説明書の185ページ及び187ページ、小学校、中学校の施設管理事業の体育館トイレの改修についてお答え申し上げます。

こちらは、小学校、中学校体育館のそれぞれ体育館の多目的トイレというものがございまして、それらを全面的に洋式、温水つき便座の新しいトイレのほうに改修したものでございます。ですので、小学校は各校１か所ずつになりますので４か所、中学校につきましては、百間中だけ体育館のトイレが男性用、女性用それぞれで多目的トイレというのがございまして、百間中学校だけが２か所、前原中学校と須賀中学校が１か所になりますので、中学校が４か所になりますので、小学校４か所、中学校４か所で合計８か所の改修になります。

続いて、私のほうから、点検評価報告書の中で雨漏りがひどいという指摘を受けているという点についてお答えを申し上げます。

こちら、点検評価委員さんからのご意見ということで記載をさせていただきました。実際にどうかということなんですけれども、通常の雨でしたらもちろん支障がないように、雨漏り等は特に生じないんですけれども、やはり近年のゲリラ豪雨と言われるような、短期間の間に猛烈な雨が降ると、例えば、実際あったのが体育館の屋根に少し落ち葉が積もっていたりして、排水がちょっと詰まっていたりすると、ちょっと機能が不全に陥って水がやっぱりあふれてしまって、体育館で結構ひどい雨漏りが生じたということはございます。そういった場合には業者のほうに体育館の屋根の掃除などをお願いするほか、実際に配管の修繕とか、あとは実際、屋根のコーキングのやり直しとか、そういった対応をしているところでございます。

ですので、通常の雨でしたら支障はありませんが、そういったゲリラ豪雨のような雨の場合には、実際にそういう雨漏りが生じるという場合もございます。そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、決算書の160ページの英語教育推進事業、英検につきまして、昨年度、第１回目、こちらは先ほどお話がありましたとおり、新型コロナの関係で中止となっていますが、第２回目につきましては３中学校合わせて54名の生徒が受検を行っております。

それから、点検評価33ページの県学力・学習状況調査の中学校の割合になりますけれども、こちら中学校のほうで平均を超える割合が少なくなっているということになりますが、こちら中学１年生では国語と数学、中学校２年生、３年生については国語、数学、英語という科目の調査となっております。

主に中１の子たちに関しては平均を上回る状況にあるんですけれども、中２、中３の生徒のところで平均を下回ってしまっているというような状況が見られているということで、このような状況になっています。

ただ、今お話ししたように、中１、それから小学生に関しましては県平均を上回る状況がありますので、こういったものを積み重ねながら、また中２、中３というところにも指導のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

続きまして、コロナ不安による欠席の扱いでございますけれども、こちら国や県からの指導もありまして、欠席ではなくて出席停止ということで取り扱っております。また、新型コロナを起因としたいじめに関しましては、こちらはないというふうに捉えております。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

じゃ、トイレに関しては多目的トイレを改修したという認識で大丈夫ですね。

参考までに、洋式トイレに、普通のそういう温水便座だとかを普通のところに取り替えようとするんだったら広さは足りない。同じだけの数をつけようとすると広さは足りないだろうという認識でいいのかどうか、ちょっとお伺いします。

それから、雨漏りするってショックです。こんなこと書かれて、須賀中の体育館の上に穴が開いていたりして、空気、ああいうところが出てくるのを間違えて雨漏りって思っているんじゃないかななんて思っていたんですが、そういうことでなくて、落ち葉だとかの状況で突然そうなってしまったことがあったということなんですか。これは令和２年にあったということなんですか。ちょっとそこを確認させていただきます。

54人が受けられたということで、これは希望した人だけがというか、小学校６年生なのか中学３年生なのか、どっちだったのか。中学３年生ですかね。確認します。

それから、ちょっと先ほど聞きそびれてしまってごめんなさい。180ページの図書館費なんですが、説明の中でキュービクル工事というふうな何か説明が、決算の説明があったんですが、これは成果書の194ページの下から２行目のことかなと思うんですが、新たな試みというか、この思いというか。これ、いつでしたっけねというか、ちょっと私、分からないので、この辺の内容と、新たな試みの思いというか、それをちょっとお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育推進課主幹の青柳です。

体育館のトイレについては先ほど申し上げましたとおり、多目的トイレの改修になります。多目的トイレについては、もともとブースがほかのトイレよりも広く造られておりますので、洋式便座を便座だけを取り替えるというよりかは、トイレ自体を新しいものに交換をさせていただいたところでございます。

あと体育館の雨漏りについてですけれども、実際には令和２年度も学校からは特になかったんですけれども、令和３年度になりまして、今年度ですね。今年度になりまして、実は須賀中体育館はやはり雨漏りがまたゲリラ豪雨のような雨のときにありまして、実際、私ども現場を確認しまして、今年度については改修の工事をさせていただいて修繕をしたところでございます。それについては、屋根の清掃のほかに、先ほどありましたとおり、配管が一部外れているところもありましたので、そういった修繕をさせていただいたところです。

その後、経過を確認する限りでは、学校からは特に雨漏りがあるという話は聞いていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

英語検定の助成につきましては54件、こちらの数字につきましては、中学校１年生から中学校３年生までになっております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君）　教育推進課生涯学習室長の草野でございます。

説明書194ページの図書館管理運営事業でございますけれども、まずキュービクル工事の関係ですけれども、こちらキュービクルが絶縁抵抗の低下が認められまして、このまま放っておくと漏電事故につながるということで、急遽、キュービクルに引き込まれる高圧ケーブルの工事を緊急で実施したものでございます。

194ページにあります、成果にあります新たな試みですけれども、こちらは図書館の南側にありますテラスがあるんですけれども、そちらに日本工業大学さんからご協力をいただきまして、木製の椅子やテーブルを作成しまして、今年の７月からオープンをいたしました。

図書館につきましては、本を読むだけではなくて、そういったテラスの場所とかでゆっくりと過ごしていただく。また、将来的には飲食もできるような気軽な図書館にしていこうということで、今、事業を開始しているところです。そういった意味で、将来に向けて新たな試みがスタートすることができたということでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

英語なんですが、中学１年から３年生が英検３級を受けるんですか。前は小学校６年生がブロンズを受けて、中学生が、中学生を対象にだから１年から３年までという意味なんですか。54人は中学１年から３年ということで、１年生も３級を受ける人もいるということですよね。ありがとうございました。

あと、何か学力のことを聞いてしまいますが、以前は小学生は結構いい学力だから、このままいけば１年、１年ずつよくなっていくような、そんなふうなことを聞いていたんですが、そのままでいっているのか。それとも中学生になったら伸びが止まってしまうというか、やはり37％しかいかないのか、その辺がすごく心配だなというふうに思うんですけれども、それが緊張感がなくてそうなるのか。その辺の分析、学力向上という意味でその辺はどんなふうなんでしょうか。そこのところ、お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、英語ですけれども、こちら３級相当の助成を行っておりますので、中には準２級や２級を受けている生徒もおります。ただ、助成をする金額については３級相当しか助成できないということでございます。

また、６年生に関しましては、委員おっしゃるとおりブロンズを受けておりますので、６年生はジュニア英検ブロンズというものを受けております。

続いて、学力におきましては、先ほどお話があったとおり、小学校のものがそのまま中学校にい

ってというところで、継続していけるんではないかというところで、中学校になると下がってしまうんじゃないかというご指摘がございました。

こちら、中学校に入って、確かに伸び悩んでいるところがあるのかなという面も、数字で見ると出てくるかなというふうに思うんですけれども、ただ、見ていると、中学校３年生で若干盛り返してきたりというようなところで、やはりその年の子供たちにもよりますので、また学習内容も、先ほどもお話をさせていただいて、段階的にまた内容も濃くなってくる部分もありますので、そういったところも出てくるかもしれないなというところはあるんですけれども、指導の体制をいま一度見直しながら、子供たちの学力向上について、子供たちの実態をしっかりと捉えて、こういった結果も含めて、どういったことで指導していくことがこの学力向上につながるかということで、その検討委員会等では話をし、また取り組んだ内容については各校でまた持ち帰って、研修等で広めていただいて、取り組んでいただいているということで、またさらに伸ばしていければいいなというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

それでは、お尋ねをいたします。できるだけ、これまで触れたことのない質問とか、あるいは触れてあっても、ちょっと別な視点から質問をさせていただきます。

１つは大きく交通安全防犯対策事業とそれから英語教育推進事業、この２つです。

１つ、交通安全防犯対策事業の予算決算の関係です。これ、提案理由の説明のときにお話があったんだったら勘弁いただきたいんですけれども、ご覧のとおり34万2,000円の予算に対して13万4,940円、執行率は39.5％となっております。このあたりの説明をひとつお願いいたします。決算書は158ページですね。それから、説明書は181ページです。交通安全防犯対策事業。

それで、１つは防犯ブザーの配布、新入学児童に配ったんですが、これはいいんですけれども、防犯ブザーの性能なんですけれども、これは今までトラック協会とかからくれたやつと全く同じものかどうか、お聞きします。

次に、子ども110番の家の関係ですけれども、具体的にお尋ねしますが、まず件数121件というのが令和２年の決算の数字ですが、その前後を通して、過去、この推移は増えているのか減っているのか、お尋ねします。

それから、令和２年度の成果として、例えば駆け込んだ件数が何件あったか、あるいは駆け込まずでも相談された件数が何件あったか、その他、件数があれば教えていただきたいと思います。

次は、成果のほうでるる書いてございますけれども、不審者という定義がどうもはっきりしてないかなと。まず、定義を教えていただきたいと思います。といいますのは、先ほどの説明の中では声かけとかいうのも不審者の一つの要素としてありましたけれども、私らだと、学校帰りの子供たちに、向こうから「こんにちは」と言って話しかけられたとき、「やあ、ご苦労さん、お疲れさん」って。何年生かいぐらい聞くんですよね。それで、何年生かいと聞いたら、これ不審者になっちゃうのかな。それはないと思うんですよね。やっぱりいろんなケース・バイ・ケースですけれども、不審者というのは一体何を指すのか、具体的に教えていただきたいと思います。

次に、英語教育の推進事業ですけれども、これは決算書のほうで見ます。説明書のほうでよく分

かったんですが、要するに小学校は聞く力を持つという、英語の。中学校は話す力を養成すると。結果としては、国際社会で活動できる、そういう人を育てるのが目的だという、そういう理解をします。ただ、決算書を見ると、どうもよく分からないので説明をお願いします。

７番の報償費の講師謝金というのが９万円出ています。併せて、12番の委託料というのは、英語指導助手委託料というのは1,547万7,000円。説明書の中では、英語指導助手を学校１人ずつということは７人ですよね。この報償費はまた違うのがあれかもしれないですけれども、英語指導助手、これ委託料で払っているというのはどういうことなのかな。どこか団体から派遣をしてもらっているという意味で、その団体に出しているのかどうか。ちょっと金額が1,547万円出ていますので、その点、教えてください。

質問は以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、交通安全防犯対策事業につきまして、昨年度の決算額が予算額よりも減っているというところでございますけれども、こちらは実は例年、子供たちに交通安全や安全対策についてのポスターや標語作りを行っておりました。そういったものを作品を集めまして、啓発資料というものを作成していたところなんですけれども、昨年はご案内のとおり、新型コロナの関係がありまして、授業実数の確保というところで、その作成時間を削減しまして、授業時間に充てたということがあります。そのために、そういった啓発資料を作る、そういった費用が、こちらなくなった関係で、このような金額となっております。

続いて、ブザーの配布につきましては、トラック協会からこちら頂いている品物、同じものを毎年、配布をさせていただいております。

続いて、110番の家の件数の推移ということですけれども、すみません、細かい推移の件数のほうはちょっと把握はできていないんですが、昨年は２件ほど増えております。２件ほど増えて121件というふうになっております。

それから、成果書の駆け込みの件数につきましては、すみません、こちらのほう、数字を持っておりませんので、確認ができておりません。

それから、不審者の定義ということでお話がございました。確かに委員おっしゃるとおり、昨今、「おはよう」と声をかけただけで、ちょっと子供たちが不審に思ってしまうというようなところは実際にあるのかなというふうに考えております。学校のほうで、こういう人が不審者だというお話ですね。はっきりと定義づけというものを子供たちに話をしているものではないんですけれども、基本的な生活として、あいさつをした人にはあいさつをしっかりするという指導は行っております。

ですので、この方が明らかに不審者だというような捉え方ですね。なかなか、やはり子供たちの中で捉えられてないというような現状はあるのかなというふうに考えております。特に初めて会う方に関しては、なかなか子供たちがどう捉えていいかというあたりで判断が難しいというふうに考えております。

ですので、子供たちにはあいさつ等はしっかりするようにという指導とともに、やはり気になることがあれば友達と周りに助けを求めたり、またはすぐに先生や保護者の方、家の方に連絡するようにという話で指導をしているところでございます。

続いて、英語教育推進事業になります。こちら決算書の160ページになりますが、こちら講師謝金といいますものは、これは小学校のほうに英語の教科が入ったということがありますので、大学等の教授を招いて研修会を行う費用として計上しているものでございます。

それと、12番の委託料につきましては、こちらおっしゃるとおり、ＡＬＴという、いわゆる外国人の方を派遣会社に依頼しまして、派遣をしていただいているというものになっております。こちら各校１名ではなくて、中学校に１名ずつ配置と、小学校は２校で１名ということで、合計５人の方の派遣をお願いしているところでございます。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　第１点目は、新型コロナの影響でということになるんでしょうけれども、不用額として20万出ているというのは、この啓発資料作成で２年度の当初予算に出していましたっけ。お尋ねします。

それから、防犯ブザーですけれども、私も防犯パトロール、地域でやっているんですけれども、試しに子供たちがもらっているやつをもらって、防犯ブザー使っているんですが、距離が延びないというのか、どこまでそれ届くのか。ちょっと駄目だこりゃということで、それは使わないで、100円のぴーころのあれのほうがよっぽどいいんですよね。ということで、ただだから文句は言えないので、持っているだけでも、あるいは鳴らすだけでもいいということで一応了解します。

それから、子ども110番について、121件、お願いをしているわけですけれども、長い人もいるし、まだなったばかりの人もいる。なったばかりの人はやる気十分ですから。ただ、私が見る範囲の中での勝手な解釈なんですが、どうも110番の家の看板を出していることによって、自分ちの防犯に役に立っているとか、いわゆる名士という仲間になっているとかという。ちょっとゆがんだ見方をすればそういうことになるんですが、実は成果が全く把握されてないと。これでよく成果表というか、説明書の成果の中で「110番の家やスクールガード等のご協力により、不審者による重大な事件も発生しておりません」ということが書けるのかなという、そういう印象を受けました。本当にこれ、機能を果たしているのかどうか、よく分からない。

全国的に子ども110番の家という制度があると思うんですが、なければ、これは町の独自のやつだと言われれば、もし全国的にあるとすれば、その評価というのは出ているはずですよね、成果表という感じで。もし、全国的なこれは事業の一つだということであるならば、その評価、把握されているんだったら教えてください。

何をもって不審者というのかというのが大変難しいとは思います。あくまで、これは学校現場の視点に立って、子供たちにこういうのが不審者ですよと教えるわけはないと思います。学校現場の中で、やっぱり不審というふうに判断するには、例えば具体的に刃物を持っているとか、あるいは追いかけてきたとか、あるいは手や体に触れたとか、そういう具体的な事例があって初めて不審者ということになると思うんですが、いかがでしょうか。

それから、英語教育推進事業については分かりましたけれども、外国人派遣会社から見積書というか、委託に当たっての積算書が出ているはずですけれども、どういう計算方法でこれやっているんでしょうか。もし分かれば教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

学校教育担当学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越と申します。

まず、交通安全防犯対策事業の令和２年度当初の予算ですけれども、こちらのほうはこの数字で計上はさせていただいております。ですが、先ほどお話をさせていただいたとおり、この状況になったものと、最近の町の児童・生徒の交通安全等の状況を見させていただいた中で、この作成について、昨年度、事業を行っていないということになっております。

それから、110番の家の成果というふうにお話がありましたけれども、こちらのほう、すみません。しっかりと把握ができてないということでございますが、全国的なものも含めて、もうちょっと確認をさせていただければなというふうに思いますので、そちらのほうを参考にしながら、またこの110番の家、どのように有効に活用といいますか、利用できていくのかということを、まず検討を考えてまいりたいなというふうに思っております。

それから、不審者の定義ということで、具体的一例を挙げて子供たちに指導するということ、実際にそのとおりかなというふうに考えております。警察を招いての、そういった不審者対応の避難訓練というものを学校でも行っております。実際に、そのときに警察の方から、こういう場合はこのように逃げるんだよ、こういうときには大きな声を出してまずは逃げる。または、確かに不審な人がどういうものかというのは具体的にはないんですけれども、そういったときには大きな声を上げて、みんなで反対方向に逃げる。そういったものを指導を警察の方からしていただいたり、または学校の担任のほうでクラスのほうで指導をしたりという形で行っております。

続きまして、英語の派遣の数字になるんですけれども、直接の人件費という形で、１人当たり24万円というふうになっております。また、管理費ということで１人５万4,600円ということで、５人分で年間1,400万、予算ベースでなっております。それに消費税ということになっておりまして、合計で1,500万という形になっております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　ありがとうございました。

よく分かりましたし、また今後、私が今、質問した内容を含めて、いろいろ前段で数多くの疑問、質問が出ております。要望も出ておりますね。そういうものをよく考慮いただいて、今後に向けていただきたいかなというふうに思います。終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第33号　令和２年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時５２分

再開　午後　５時００分

○委員長（丸藤栄一君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

反対というんじゃなくて、賛成、反対討論につきましては、今、決算特別委員会は審議が終了したばかりなので、後日、本会議の中で改めて討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　これより採決いたします。

議案第33号　令和２年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成多数であります。

よって、議案第33号　令和２年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月16日木曜日午前10時から委員会を開き、引き続き住民課の国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時０４分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１２名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		金子正志君	
西村茂久君		小河原正君	
泉伸一郎君		角野由紀子君	
塚村香織君		合川泰治君	
土渕保美君		川野武志君	
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君	住民課長	高橋暁尋君
住民課副課長	高橋正巳君	国保・後期担当主査	岡安英之君
国保・後期担当主査	齋藤幸成君	健康介護課長	井上正己君
健康介護課副課長	稲宮辰男君	介護保険担当主査	小林和政君
まちづくり建設課長	石塚孝信君	上下水道室長	成田雅彦君
まちづくり建設課主幹	忽滑谷和君	経営総務担当主査	斎藤智子君
施設担当主査	髙澤学君	経営総務担当主事	島村保行君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	野口幹雄	主幹	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月14日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３４号の審査（住民課）

○委員長（丸藤栄一君）　これより本委員会に付託されました議案第34号　令和２年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　住民課国保・後期担当の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。

大きく２問質問させていただきます。

まず、１問目なんですが、決算書224ページ、説明書223ページになります。

特定健康診査等実施事業についてです。

この健診なんですが、何%の方が受けられたかをお聞きします。あと、223ページの下のほうに書いてあるんですけれども、血糖コントロール教室というところで、糖尿病に関する正しい知識の習得、食生活改善に向けた講話の実施、また運動実技の実習を通してとあるんですが、この講話の実施と運動実技の実習ということについて説明していただきたいと思うんです。それと、成果のところの一番最後のところで、文書、窓口、戸別訪問など様々なチャンネルを用いた受診勧奨を行いましたとあるんですが、この中で戸別訪問というのはどのようなものであったかをお聞きいたします。

続きまして、２問目なんですが、決算書226ページ、説明書224ページになります。

決算書の中の12節委託料のところなんですが、健脚チャレンジ事業サポート委託料というのがあるんですけれども、こちらのほうは説明書で言いますと、この健康ステーション事業というところに、①②という多くのことで書いてあるんですけれども、これに当たるのかどうかということなんです。あと、その224ページの真ん中の表のところなんですが、各種健診等の状況ということで、元年度から２年度にかけてはマイナスがすごく多いので、これについてどのようにお考えかをお聞きいたします。先ほど言ったウオーキングというものがチャレンジ事業サポートになるのかどうか。それに対して委託はどちらにされたのかをお聞きいたします。

以上２問になります。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

成果書で223ページ、決算書で224ページの特定健康診査等実施事業でございます。

特定健康診査につきましては、令和２年度につきましては、受診率は41.8％でございます。それと併せまして、血糖コントロール教室、成果書223ページに関わるものでございます。こちらにつきましては決算書のほうの226ページのほうの疾病予防、すみません。血糖コントロール教室につきまして、内容につきましては糖尿病のほうのかかっていられる方が腎不全になられるということで、こういったことを未然に防ぐためのアドバイスをさせていただく。それによって、糖尿病から透析になられる可能性が高い方に対していろいろなアドバイスを取らさせていただいたものでございます。

あと、成果書224ページの疾病予防事業でございます。決算書で言いますと225、226ページでございますけれども、各種健診等につきまして前年度比マイナスということで、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、人間ドック助成ということでありますけれども、こちらにつきましては例年ですと６月から11月末までの間で集団検診、個別検診をやらさせていただいているわけでございますが、昨年につきましてはコロナ禍の影響もありましてスタート時期が遅れてしまいまして、その関係及びコロナ禍においてはお医者さんもそうなんですけれども受診控えが多いということで検診の率的には減っているという状況でございます。

成果書併せまして224ページ、健康ステーション事業でございますが、こちらにつきましてはぐるる内をぐるる宮代総合運動公園内を、指定管理者がミズノでございますので、ミズノの講師を呼びまして歩き方等をやらさせていただいたものでございます。併せまして、秋と桜ウオークということで11月と３月にさせていただいているものでございます。

あと、一番最後に決算書226ページの埼玉県コバトン健康マイレージ事業につきましては、こちらにつきましては……失礼しました。大変申し訳ございません。決算書226ページの健脚チャレンジ事業でございます。こちらにつきましては、10月に事前の測定をさせていただきまして、１月に中間支援、２月に事後測定ということで身体測定、体力測定、運動支援等を行ったもので、保健センターと２分の１で負担をさせていただいている事業でございます。これによって健康増進、健康意識の高まりを求めている事業でございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、１問目の特定健康診査等実施事業ということで、私も説明聞いたときに41.8％とお聞きしたんです。この表組を見ましたら減っている状況がすごく多く感じられたんです。２桁以上、200とか400とかとなっていますので、昨年ですと９月末で49.3％で、県内10位というお話をお聞きしたと思うんですけれども、それにしては減り方が41.8と少ないなと思ったものですからちょっと聞いてみたんですけれども、分かりました。そうすると41.8ですから50％いっていないんですけれども、コロナ禍の中では数字的には仕方がないということになるということですね。

先ほどの血糖コントロール教室の件では、講話の実施というのがどういう形でやられたか。あと運動実技の実習をどのようにやられたかということについてお聞きしていたんですけれども、これ

は病院内で行うのか、それとも町の関係者によって行われるのかその辺のことがよく分からなかったのでお聞きしたので、もう一度その点についてお答えいただければと思います。また、下のところで戸別訪問など様々なチャンネルをと書いてあったので、この戸別訪問というのはどういうようなやり方で行われたかということをお聞きしたんですけれども、それについてもお答えしていなかったのではないかなと思うんですが。

あと、２問目の疾病予防についてですけれども、そうしますとこの健脚チャレンジ事業サポート委託料というのは、こちらの説明書のほうの１番、２番の秋と春のウオーキングとは関係ないということでよろしいんでしょうか。

その２点をお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当主査の齋藤です。

血糖コントロール教室についてご説明いたします。

こちらの教室は、町の保健センターで行っている事業でございまして、保健センターと共同で行っている事業でございます。

講話につきましては、保健師が糖尿病の発症予防に向けた講話を行っていただいております。運動実技につきましては、健康運動指導士の方をお呼びして運動の講義を行っております。

あと、特定健康診査の受診率向上に向けた取組としましては、10月に集団健診の予約がない方、あと個別健診をまだ受診されていない方を対象にしまして、はがきで受診勧奨をしております。あとは窓口のほうでは、特定健康診査のポスター等を掲示させていただいて、受診率向上に向けた取組をしております。戸別訪問につきましては、過去に受診がない方とかをピックアップしまして、過去に受診履歴がない方などをピックアップして、件数は少ないんですが戸別訪問などをしながら受診率向上に努めております。

あともう一つ、健脚チャレンジ事業サポート委託料と健康ステーション事業につきましては、別の事業でございまして健康ステーション事業につきましては、ぐるる宮代の健康運動指導士の方にお願いをしまして、正しいウオーキングの仕方の教室を行っております。

以上でございます。

すみません。あと、健脚チャレンジ事業サポートなんですが、主に健康マイレージに参加されている方を対象に運動の実施前の身体測定、体力測定と運動を実施した後の体力測定を実施しまして、あと、健康マイレージに参加されている方と参加していない方をピックアップしまして、その方たちの医療費がどのように違ってくるかというような分析などを行いまして、健康マイレージに参加されている方のほうが医療費が少なかったり、平均の歩数がだんだん増えてきているなどというような分析報告書を作成したものでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

とにかくこの健康診断とか、そういう受けられる方の向上を目指してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、マイレージ事業につきましても、この健脚チャレンジ事業ということで、ミズノさんと一緒になってこれからもどんどん発展させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。お尋ねをいたし

ます。

国保の特別会計については、監査委員の方からもかなりご心配されたその評価が出されているわけです。一生懸命やってはいるけれども、これ最大の問題というのはやはり被保険者が減っているということで、減っているというのは一時的な現象ではなくて、今後も継続的にこの傾向というのは止まらないという、いかんともしようがないんですよね。みんな後期高齢者のほうへ移行しているのがほとんどだと思うんですけれども、実際のところ、この減少の内訳といいますか及び将来に向けてこの国保を健全にやっていくための方策について、今のところお考えがあれば教えてください。

お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　国保の現状につきましてお答えいたします。

現在、国民健康保険、令和２年度末でございますが被保険者数につきましては7,608人ということで、令和元年度に比べましてマイナス3.8％ということになっております。主な減少の理由でございますけれども、一番大きな理由といいますのは、お年を召されて後期高齢者のほうに加入された方というのが大きな理由でございます。減少につきましては、1,590、プラスもありますけれども、プラスは1,295、マイナスは1,595ということで、その減少事由の主な理由というのが後期高齢者、334人の方が後期高齢者のほうに移動されて、毎年度でいいますと費用決算につきましては４％から５％の間で減ってきている。

その国保の中でも高齢者の水準がなかなか上がってきています。そのため今皆様ご承知のとおり平成30年度から埼玉県運営ということになりまして、埼玉県の国民健康保険運営方針というものが令和３年度から５年度の中で定められておりまして、こういったところが令和９年度の全県統一に向けて動いているところでございますが、なかなか各市町につきまして税率とかいろいろな方式であるとかいろいろ統一しなければいけないものがあるということがありますので、そういったものを３年ごとに国保の運営方針、県のほうで定められておりますので、その中で定めて行って、最終的には令和９年度に県内であればどちらに住んでいても同じような税率を使ってということで、そういったもので現在国保の健全財政の運営に向かって進められているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　やはり人数、後期高齢者へ移行した人数というのが今後もこれ続くわけですよね。県のほうでは今お話があったように運営方針、国保の運営の計画というんですか、その中でいろいろ令和９年度を目指してやることになって、町も努力されていると思うんですけれども、この令和２年の決算を見て税法の施行令改正で賦課限度額というのを引き上げていますよね。この影響というのがやはりマイナスをかなり抑え込む要素になっているんだろうと思いますけれども、この賦課限度額の影響というのが決算上どの程度それが出ているのか。もし数字が出ているならば教えてもらいたいなと思います。で、人数がこの被保険者の数が減少するというのは先ほども申し上げたとおり一時的なものではないので、今後も続くという中で歳入歳出とも落ち込んでくると。同じレベルで。

ということなんで、今後こういう賦課限度額の引上げというのもまたさらに強化して歳入の確保に努めることになるのかなという心配があるわけ

ですけれども、いずれにしても、国保財政は大変厳しい状況にあると思われます。令和２年のみならず、今後もこの流れがやはり続くので大変心配しておりますけれども、今、副課長のほうから話があったんですけれども、全然その心配が取れるようなお答えではなかったんですが、再度お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　お答えいたします。一つずつお答えをさせていただきます。

現在税率、先ほどお話をいただいた賦課限度額につきましては、医療費分が63万円、後期支援分が19万円、介護分が17万円ということで賦課限度額のほうを法令に基づきまして併せて上げさせていただいているところでございます。対象となる世帯につきましては、年度ごとに当然変わってくるわけでございますが、約40世帯ほどおありになるということで、そこのところそれぞれの賦課限度額を超えた額につきましては、大変申し訳ございません、ちょっと額では出ませんので、限度額を超える世帯につきましては40世帯を超えられている世帯がおありになるということでご理解いただきたいと思います。

あと、今現在、国民健康保険のほうが県運営となったということで、各年度各市町村に対しまして県のほうから標準保険税率というものが示されております。標準保険税率に対しましては、宮代町につきましてはそこまで数字で達していないわけではございますが、ただ、年によってはこの標準保険税率を使用する医療費等いろいろな基礎数字的なものにつきましては過去の医療費推計等を出しておりますので、なかなかそこの数字、標準保険税率に合わせると取り過ぎの場合もありますし、年度によっては医療費の動向、保険事業の動向、いろいろな要件はあると思うんですけれども、なっておりますので、こちらは今後税率を改正する場合におきましても県の標準保険税率を参考にしながら進めていく形でございます。

先ほど来申し上げましているとおり、令和９年度の県内統一というもので県で全国的に進められておるわけではございますが、後期後の財政状況を県のほうでも当然見ているわけでございます。被保険者の方に対しましては、急激な負担増にならないように毎年の財政推計等を見据えながら、今後も税率等改正等いろいろ検討させていただければなと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　厳しい状況の中でいろいろ努力ないしお考えをお持ちで進められていると思うんです。特に令和２年に限って言えば、税収確保というところでは、これは滞納繰越分も含めてかなり改善というか、いい数字を出していると思いますけれども、なお国保財政が置かれているこの状況を考えて、さらに一層努力していただくことを要望して終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点かお伺いしたいと思います。

現状をちょっと最初にお聞きしたいと思うんですけれども、後期加入世帯が5,041世帯、軽減世帯数が実に2,577世帯あるということなんですけれども、加入者のこれだと51％が軽減世帯ということでなっています。そうすると過半数以上の人が何らかの形で軽減されている。

それともう一つなんですけれども、収納率、滞納が87.7％、これは説明書の210ページとかそういうところに載っていますけれども、収納率が

87.7%、残りの12.3%が滞納もしくは不納欠損になっているんですけれども、これ額を合わせると本年度で収入未済額が3,113万円、今までの滞納繰越分の人が収入未済額が6,249万円、その不納欠損が361万円あるということなんですけれども、合わせてみると9,764万円の不納、滞納があるということでよろしいんでしょうか。今年度決算で。

それ一つと、あと、この調定額を見ると、それで調定額と世帯数で割ると１世帯当たりが15万7,269円という保険税が入るんですけれども、単純計算ですけれども、大体そのくらいだということで分かるんです。それでこの不納欠損と収入未済額両方合わせてそれを１人で割ると約620人ぐらいの人が保険税を払えない状況になっているのかどうか。まず現状はそこなのかどうかをお聞きします。

それから、国民健康保険に加入している人たちの収入。1990年代では270万円をピークになっております。それから2015年では139万円台まで落ち込んだ。町の2020年３月議会の資料によると115万5,000円以下の収入割合が53.76%。これだとやはり低所得者が国民健康保険に入っているという認識でよろしいんでしょうか。その辺のところで不納欠損、滞納している人が多くなってきている。払えない状態が現実的なんだよということで、そういう認識なんでしょうか。そこで私、町の助成額を見るとやはり10%近くを納めているんだなという感じで、町の一般会計からの収入額3,000万ですか。3,000ちょっとありますけれども。そういう状況になっているのかということなんですけれども。どういうこれはまず国民健康保険のこの運営に関しての町の考え方ですか。なっているのか。それもお聞きしたいと思います。

それと、この収入によって子供の均等割です。それはどうなっているのか。私はやはり非課税にしたほうがいいんじゃないかなというふうに、これは国・県とかそういうところのあれだと思うんですけれども、町の考えはその辺のところをおっしゃっていただければありがたいなと思っております。

あと、一般会計のときに繰入れを増やす気があるのかどうか。その辺のところも含めて、現状と将来に向けての考え方を述べてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

成果書210ページの国民健康保険税、調定収納の状況というところの中に、不納欠損額361万7,940円というものがございます。今回72件につきまして不納欠損させていただきました。理由につきましては、例年お答えさせていただいているんですが、財産がおありにならないとか、生活困窮とか等々がメインになるわけでございます。そのところで先ほど来収入の国民健康保険に加入されている世帯につきましては収入があまり高くないというお話をされていらっしゃいます。

令和３年度、本年度の本算定の状況で確認をさせていただいている中では、その時点の話なんですけれども、所得300万円以下の世帯及び世帯員２人以下の世帯が75%ということで、国民健康保険に加入されている世帯につきましてはどうしても収入が、所得は多くはないと。そのために成果書の210ページにありますような軽減制度を設けておりまして、７割軽減、５割軽減、２割軽減ということでなっておりますので、収入がない方から全て取っているというわけではなくて、あくまでも所得の少ない方につきましては軽減制度を法定なものをやりまして、一般会計から保険基盤と

いうことで繰り入れていただきまして運営をさせていただいているところでございます。

あとは、世帯当たりの保険税の調定額ということで、現年分に限るところでございますが、宮代につきましては令和２年度につきまして１世帯当たりいろいろな世帯があると思うのですが、１世帯当たり13万6,244でございます。こちらにつきましては１世帯当たりということで、県内でランキングをすると40位ということになります。でありますので、世帯状況いろいろ収入状況、税率等もろもろあると思うんですが、県内では一応40番目ということで１世帯当たりの調定額の結果が出ております。埼玉県のほうの状況のほうの調査結果から出ておるところですので、これでご理解いただきたいと思います。なお、東部地区、近隣市町であれば上から12番目ということで調定額のほうがランキングされております。

あと、繰入れに関しましてはいつまでかということでございますが、先ほど来申し上げましているとおり、県の国民健康保険の運営方針第２期におきましては、令和８年度までに、今４方式、資産割とか平等割とか使っている市町が22市町まだ残っておりますので、限度額を上げていない市町も９市町あるということで、そういったものに併せて赤字分の一般会計からの赤字等のその他一般会計からの繰入金をなくしなさいよというのが県からの運営方針の中で決まっておりますので、これに合わせて標準保険税率を参考にするなりいろいろな方式を使いまして一般会計の繰入金をなくすようにしなければいけないということが進められておりますので、これに合わせて宮代町も当然進める形になると思います。

最後に、お子さんの均等割につきましてお答えいたします。

未就学児の均等割の保険税の軽減措置につきましては、来年、令和４年度から軽減ということで国のほうで最近来たニュースなんですけれども、決まっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初にお聞きしますけれども、保険税率、この宮代町でやっている調定額で人数を割ると15万7,000円なんですよ。それを13万だということで言っているんですけれども、平均保険税率を。その辺のところがどういうふうに計算しているのかちょっと分からないというのがあるんですよ。これ普通だったら調定額割る人数ですよね。平均保険税というのは。違うんですか。その辺のところももう一度お願いしたいと思います。

それと、一般会計を繰り入れないということで言っているんですけれども、今でも赤字なんですよ。ということは、保険税を上げるという意味なんでしょうか。その辺のところはっきりとお願いします。令和８年までに赤字にならないように上げていく、でまた取立ても厳しくしていく、100％取らないとこれは無理ですよね。どんな方法でやるのか。ちょっとその辺のところをおっしゃってください。

それと、現実的に収納率が87.7％、残りの12.3％が滞納もしくは不納欠損にしたということなんですけれども、これ人数、先ほど言っていなかったんですけれども何人いるんですか。全部で合わせて。不納欠損は72件だということで言っていましたけれども、合わせてどれぐらいなんですか。もう一度その辺のところをはっきりと、現実を知りたいんですよ。その辺のところをおっしゃってください。

それから、収入の件なんですけれども、300万

円以下だということで言っていましたら300万円以下が七十数パーセントということで言っていましたけれども、私、資料もらった段階では、これは2020年の３月議会の報告の資料なんですけれども、115万5,000円以下の収入割合が53.76％あるんですよ。200万だったらまだましなほうですよ。半分以上の人が115万なんですよ。今現在はどうなっているのか、その辺のところも半分以下の人はどうなっているのか。この収入の軽減世帯数です。そういう人たちだと思うんですよ、115万というのは。今収入が100万ぐらいですか。この決算では。現実を教えていただきたいと思っているんですよ。やはりそれがないと、現実から見ていかないとこの国保税が高いのか低いのかちょっと分からないというのがあるんですよ。その辺のところもう一度おっしゃってください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

１世帯当たりの保険税調定額、現年度分、こちらの成果書210ページにある調定収納の状況につきましては、現年度滞繰分合わせたところということでご理解をいただきたいと思うんですけれども、先ほど来１世帯当たり13万6,244円ということで申し上げました金額は、現年度課税分の調定額を平均世帯数で割った数字ということでご理解いただきたいと思います。

あとは、こちら先ほど成果書210ページのほうで申し上げた87.7％というのは現年度滞繰分ということで、合わせて収納率が87.7％ということでございますので、現年度分につきましては成果書の211ページのほうで95.5％現年度課税分、滞納繰越分32.9％ということでなっておりますので、現年につきましては95％台を推移している、滞繰分につきましては31～32％で推移しているということで、現年のほうの当然滞繰が、収納率が上がれば滞繰分に回さないということで、現年度を皆様からいただけるように努力をさせていただければと思っております。

あと、収入の国保未納の世帯数につきましては、そのタイミング、タイミングで変わってくるわけではございますが、約500世帯いらっしゃるという過去の水準から見て、いらっしゃるということで確認をさせていただいております。

先ほど世帯の収入、所得という話でお尋ねいただいているところでございますけれども、令和３年度本算定の状況で先ほど申し上げましたとおり所得300万円以下の世帯及び世帯員２名以下の世帯が75％ということでご理解いただきたいと思います。ただ、所得300万円ということでありますので、収入がそのまま300万円というわけではございませんので、ご理解賜りたいと思います。

あと、現年度分につきましては、先ほどの成果書の211ページで申し上げましたとおり95.5％、滞繰分32.9％ということで現年度課税分につきましてほぼほぼ皆様軽減をさせていただいた世帯につきましてはご納付いただいているという認識がございますので、その滞納繰越分の方につきましてはまた徴収対策室、ほかの税と併せて滞納されている方もいらっしゃると思いますので、そういうところで徴収対策担当と連携をしてお納めいただくように努力をさせていただければなと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　以上が今おっしゃったとおりだということになれば、やはり払えない人が大勢いるということですよね。滞納している人も500世帯、不納欠損が70世帯ぐらいあると言いま

したか。そういうことで合わせて570世帯ぐらい、そのほかにもいろいろとあると思いますよ。現実は、払いたくても払えないというのが現状だと私は理解をします。ですから、町のほうでもこの運営に当たって支障を来すということで町の一般会計から出ているんだと思います。それを将来にわたって令和８年までになくすということは現実的なんでしょうか。これ上げないとできませんよね。保険税を。それとも切り捨てるんですか。加入者を。払えない人は。医療保険から抹消しようと。どちらなんですか。その辺のところおっしゃってください。入れる気あるのか、ないのか。それとも県に併せて指導に併せて令和８年までに一般の加入者を酷なようだけれども切り捨てていくんでしょうか。おっしゃってください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

国民健康保険制度、制度そのものにつきましては国民健康保険法で定められた被用者と共済組合等の加入できない方が原則として国民健康保険に入らなければいけない国民皆制度の下で成り立っているわけでございます。要するに、老人保健制度というものがあって、今後期高齢者医療制度というものになっているわけでございます。そちらにつきましても県内統一が進められておるわけでございます。それをイメージしたものとはまた若干違うと思うんですけれども、令和９年度からの県内の保険税の税率統一に向けて一般会計の繰入金等をなくしていきましょう、そういったところで県内統一を図りましょうということが県のほうで運営方針で決められておりますので、宮代町だけそういった形で別な行動というのは当然できないというのはご承知いただいていると思います。

今回、一般会計繰入金につきましては、成果書208ページをお開きいただきたいと思うんですけれども、決算状況総括表というものがありまして、決算収支の状況ということで次年度精算を踏まえた会計収支というものがございます。２年度、4,600万ほど黒字ということで、今回は一般会計のほうからの繰入金を除いた金額のほかに、これだけ黒字が結果的に出ているということもありますので、そのため税率等の改正もその点も含めて検討しなくてはいけないということがありますので、なかなか昨年度につきましてはコロナ禍において医療費につきましては保険者負担分で前年度93％と医療費は普通交付金でケアされるので問題はないんですけれども、先ほど来申し上げましたとおり人間ドックの受診控え、特定健診の受診を控えられている方がいらっしゃったり、いろいろな、世帯によっては当然収入が少なくなっているという世帯もおありになって当然軽減をさせていただいているわけでございますので、そういった年度年度によって情勢が変わってきておりますので、そういったところを見ながら令和９年度までに繰入金をなくすようには努力しなくてはいけないとは考えてございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　確かにこれは県の上層部の上のほうの考えだと思いますけれども、上層部じゃなくて上のほうの考えだと思うんですけれども、しかし入っている宮代町の健康保険加入者、後期高齢者に移行するといっているんですけれども、それは別の組織ですからまた。健康保険は健康保険ですから。これで町の補助がなくなるとやはりその分を繰入れ、加入者から負担してもらわなくてはいけない。

となると値上げということですよね。早い話が。

なくすということは。これを令和９年までに解消していくんだということは。そうするとますます収入が少ないところから健康保険のほうにやらなくてはいけない、健康保険に納めなくてはいけない。生活できませんよ、本当に。これだけの軽減世帯数があって、なおさらまた軽減世帯数が増える。増えても町財政がなくなるんですから、軽減世帯数のこれを５割、２割、１割にするかもしれない。みんな生活が大変だなという感じはしますよ、その辺になると。やっていけません。病院にはかかれません。そういう、健康保険入っていてもそういうふうな制度にしていくのかどうか。これは上のほうの国・県のほうの考えだと思うんですけれども、しかし現実的にはそうなるということですよね。間違いありませんか、その辺のところは。もう一度お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

一般会計の繰入金、国保特会の繰入金につきましては、法定繰入金と法定外繰入金ということで、法定外につきましては内容的には赤字補填分ということで、財政で足りない分を補填していただいているわけでございます。その他一般会計繰入金につきましては、国保以外の方、被保険者、被用者保険、共済組合に加入されている方からいただくことになっておりますので、そういった方の負担が当然出てくるわけでございます。そういったところも加味しながら保険税率を調整しながら県内統一に向けて進めていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

町のほうで限度というのがあるんだろうと思いますけれども、しかし国民健康保険に入っている人、将来的には値上げが、負担が多くなるんだということで認識しました。私はそういう感じです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問をさせていただきます。

決算書の207ページ、成果書の210ページです。

国民健康保険税のこちらの軽減税額の区分は申請をしてこの軽減税になっているのか、それとも自動的にこの区分に分かれてこの税率で徴収をしているのかお伺いをいたします。

２点目が、決算書の222ページ、成果書の220ページ、出産育児一時金支給事業についてです。

こちら前年度より増えているんですけれども、何か案内の仕方を変えたのかということと、この一時金の支給について病院でこの医療費を相殺してそこで支払うことができるのか、後日申請をしてこの一時金をもらうのかという、その辺の流れを教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　お答えいたします。

成果書で210ページ、決算書で207、208ページに係る軽減世帯７割軽減、２割軽減というものがそれぞれあるわけでございますが、こちらにつきましては所得状況等町のほうで当然判断というか確認させていただいておりますので、町のほうで軽減をさせていただいて軽減後の金額で通知を送付させていただいております。

続きまして、成果書220ページ、決算書221、222ページの出産育児一時金の支給につきまして

は、件数の増減につきましては特にご案内の方式は変えていないわけでございます。あともう１点、医療機関との直接支払制度というものを病院さんのほうでやられている病院がおありになれば、当然加入者の方との契約によってご自分で負担しなくても、結果的には負担しなくていい制度なんですけれども、そういった形でさせていただいておるところもありますので、それはご自身のほうで病院さんのほうに確認してやっていただいていると思います。申請は病院さんとご本人さんが契約したものを町のほうに来て、それを確認してお支払いを病院さんに支払わせていただいておりますので、よろしくお願いします。

通常の申請は必要です。すみません。直接お受け取りになりたい方については、ご自身で生まれてから85日以上たった出産につきましては町のほうに申請をしていただいてお支払いをさせていただいております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

軽減税については、申請をしないとこの軽減税率が受けられないのかと思っていたんですけれども、もう自動的に漏れなくこのような軽減ができているということで承知をいたしました。

出産育児一時金についても、病院がそういうシステムを導入していたらそこで相殺ができるし、していない場合は後日申請をして受け取るということで了解をいたしました。

出産時はすごくばたばたしてその後も申請に行けない場合とか、前回も質問したと思うんですけれども、受け取れなかった人がいるかいないかというのは把握はされていないということだったんですけれども、何かすごい出産の金額の負担も高いので、そこを町から病院、提携病院、そういうことができるような働きかけとかはできないのかとか、もう一度ちょっとその辺お伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

当然出産をされますと出生届などということで町の窓口なりにおいでいただいておりますので、そのときご案内をさせていただくとともに、通常の病院さんであればそのご案内、出産後の手続のご案内をされていらっしゃると思いまして、特に町から病院さんにお手紙を出しているというケースはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

あと、先ほど直接払いということで病院さんに直接支払う等につきましては、母子手帳を保健センターのほうで申請をいただくと思うんです。そういったところが、あとは育児教室等もありますのでそういった中で保健センターの職員に聞いていらっしゃる方もいらっしゃいますし、町の職員にもお尋ねいただいている方がいらっしゃいますので、そういった中で病院、役場、保健センターからそういったお尋ねにつきましてはお答えさせていただいておりますので、漏れがないようにさせていただければと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。お願いします。２点お願いします。

前段の委員さんと同じく222ページ、説明書220ページ、出産育児一時金支給事業なんですが、この私数字のほうがちょっと気になっていまして、30年度24人いて元年度５人、２年度14人なんです

が、この数字の違いは、平成28年とか29年の数字はちょっとここにないんですが、ちょっと数字の大きな違いもあるんです。それで例えば厚生年金に入っていて働けなくなってしまって国民健康保険になって出産が増えたとか、何かそういう理由が分かるのか、それともこれは５人ぐらいの差なのでそういう影響ではなく上下があるのかということと、もう１点、208ページの基金の現在高というところに、一番下です。

決算状況総括表の一番下の２で、基金の現在高というので国民健康保険出産費基金というのが大体401万9,000円から402万1,000円になっているんですが、この基金と出産の件数の違いで大きく違ってくるんですかね。この基金というのは大体毎年同じとか、何か根拠、402万ぐらいの根拠は何なのかお聞きします。

もう１点は、228ページ、説明書225ページ、保健衛生普及事業のジェネリック医薬品についてお聞きします。

以前にもお聞きしたことあるんですが、保険事業の中でお知らせも年２回送っていただいています。それで成果の中に使用を促進することによって薬剤費の自己負担の軽減とか、医療費の減少を図りましたとあるんですが、これは結構数字に出てきているものなのか、結構ジェネリックに力を入れていただいているんですけれども、ここからすると図ったということなんですけれども、数字的にはきちんと出てきているのか、ここ５年ぐらいかなり力を入れていると思うんですが、その辺りお聞きします。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時２０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の**九**山委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず１点目、成果書220ページ、出産育児一時金支給事業に関しましてお答え申し上げます。

先ほどお尋ねいただきましたように30年度、元年度、２年度ということで、増減の幅がかなりあるということでこれは実際の数字ということ、当然そうなんですけれども、もしお勤めだった女性の方が６か月以内に出産された場合には、１年以上当然お勤めになられていることが条件なんですけれども、そちらの被用者保険のほうから出るということなので、こちらの件数につきましては実際はもう少し国民健康保険に加入されている方でも出産、お産みになられる数は多いということになっておろうと思います。ちょっと数的には把握できませんが。

続きまして、２点目でございます。成果書で208ページ、基金の現在高、国民健康保険出産費基金ということで、毎年これ増えているのは1,000円単位で増えているわけですが、利子ということでご理解いただきたいと思うんですが、こちらの基金の制度につきましては、当面のお金がちょっと融通できない方に対しまして条例で定める42万円の８割分、ですので33万6,000円分をお貸しするための基金ということでこういった形になっております。こちらがご返済いただかないと400万を割ってしまいますので、一応そのような数字で推移しているということでご理解いただきたいと思います。

最後の質問をいただいたものは、成果書で申し上げますと225ページ、ジェネリックの医薬品の効果というものということでございますけれども、今年度、令和２年度は２回お出し差し上げておりますが、数量シェアというものが国保連合会のほうで出ておりまして、宮代町は令和２年度は78.5%、県内市町村平均が79.7%ということで、若干1.2%数字的には低いんですが、連合会資料から読み取りますと先発医療医薬品、今までの医薬品をジェネリック医薬品に切り替えたことによる効果というのが年間4,800万円出ているという数字が出ておりますので、ですので保険証等いろいろ送付をさせていただく際にはジェネリックに切り替えていただきたいというような旨の保険証に貼るシールであるとか、おくすり手帳に貼るシールであるとかを工夫して、なるべきジェネリックをお使いいただけるようにしていただければということで努力をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

分かりました。

それで、出産費基金というのは、今33万6,000円で８名の方を一応返していただくけれども、その金額ということですが、これは結構使われているんですか。８名分用意しておいて、何人毎年使っている、あとは返済全部してもらっているとかそういうのが分かりましたらお願いいたします。

それと、厚生年金とか仕事を辞めてとか、次に国民健康保険とかになった場合、すごく１か月とかすごい新しい保険証が来るまでにかかったりしますよね。それでちょっと私も聞いたんですけれども、切れてしまったときが出産になってしまったときに、全額病院で払うと結構な金額になりますよね。普通預金には入っていないから結局定期を崩したりと、そういうところはもう少し早くなったらいいかなと思うんですが、やはりそこは１か月とかかからざるを得ないのか、今の現状ではもう少し早くできないのか。そこをお聞きします。

で、ジェネリックのほうはやはりシールに貼っていただいたりしているんですが、結構この５年一生懸命されているので体に合えばジェネリックはこれだけ金額も下がっていますので、下がっているというか軽減されるわけですから、普通の薬よりは。いいことなので、これはもう続けていただいて、お願いします。

じゃあ、先ほどの質問についてお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　１点目の出産育児金の関係で、成果書208ページの国民健康保険出産費基金の関係でお答えを申し上げます。

令和２年度でご利用いただいた方はいらっしゃいませんので、最近はあまり、かなり前からこの制度は創設されているものと認識しておりますが、あまりご利用いただけていない形があるということでございます。

２番目、あとは、その出産にかかる費用をこちらのほうでお支払いさせていただくわけでございますが、先ほどご指摘いただきましたようにちょっと日数がどうしてもかかります。そういった場合は先ほど来、前段の議員さんにお尋ねいただかれたような直接支払制度ということで病院さんとの契約によって町が病院さんにお支払いするという形であれば当面のご自身が貯金を取り崩すという制度はないと思うんですけれども、42万円出産育児一時金はお支払いできる制度なんですけれども、42万円に達していない場合があります。そう

いった場合は病院さんのほうから仮に38万円病院さんのほうに町から支払って、４万円をまたご自身で請求をいただくような形ではありますけれども、この直接支払制度という形のできる病院等を紹介できるのであれば、なるべくその出産された後の負担が少しでも軽減されるように進められればなと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

基金の残高で今利用されていないということなんですが、それは皆さんご存じじゃなくて、そういう制度があるということを知らない方が多いのかなと思うんですが、利用ができるということは何かでお知らせというか、母子手帳を渡すときにお知らせするとか、どこかを読むと国民健康保険使っている人は使えるよみたいなところがどこかに書いてあるのか、ちょっと周知不足なのか、そこをちょっとお聞かせください。

それとちょっと先ほど質問しました、厚生年金から例えば国民健康保険に変わったときのその１か月ですね。すごくかかる。その手続はいろいろなところを通すためなんですけれども、それはそのぐらいかかるのはやむを得ないのか、もう一度お聞きします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

成果書208ページの国民健康保険出産費基金につきましては、その周知がというお話でございますが、先ほど来前段の委員さんの質問でもありましたように、保健センターのほうで母子手帳をお配りさせていただいておりますので、そういったところのチラシで中に入れればすぐ分かると思いますので、そういった方法も一つ有効かなということでアイデアとしてありがとうございました。採用させていただきます。

あと保険証の、すみませんちょっと答えがずれていたかもしれないんですけれども、保険証の切替えでどれくらい日にちが要するかというお話だったんですけれども、お届けいただければその場でお渡しできますので、保険証自体のもの、特に切替えで日数を要するという形ではございませんので、先ほど来の質問でちょっとお答えできていなかったんですが、ご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

せっかくある基金ですので、出産のは。もう少し知らなくて利用できないんじゃなくて、知っていればせっかく基金８人分用意していますので使っていただいて、返済していただくわけですけれども、何か形して周知をもう少ししていただきたいと思います。

あと、本人のときは多分国民健康保険証なんですけれども、渡していただけるんですけれども、扶養とかに入ると非常になんか時間がかかるという話も聞いたので質問したんですが、分かりました。また改めてお聞きします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

成果書206ページの歳出の状況の３番の国民健康保険事業費納付金とかその上の保険給付費は減ってきています。加入者の減ということで。それでお伺いしたいのは、決算書の229ページの予備

費に関してなんですが、546万予備費が国民健康保険事業費納付金のほうに流用という形になっております。それが決算書で223ページに出ています。国民健康保険事業費納付金の中に分かれていて様々あるんですが、この予備費で充用したというのはこれはどういう形で、時期的なものなのか、その辺をちょっとお伺いします。1,000万のうち500万出さなければならないというか、随分大きくなっているのでちょっとその辺の、時期によるものなのかちょっとお伺いします。

それから、あと１点。成果書の221ページ、決算書222ページなんですが、６項の傷病手当保険給付費、２款保険給付費ですね。予算が補正予算でお願いして753万で、３件37万の支出があったんですが、これについて具体的にお願いしたいと思います。

その２点お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

まず、１点目の決算書221、222ページ、国民健康保険事業費納付金でございます。こちら国民健康保険事業納付金自体は不用額は540万円ほど出ておりまして、その内訳として、10ページ、一般被保険者後期高齢者支援金予備費充用ということで546万円をさせていただいているわけでございますが、４月当初に納付金の納入の内訳書が来ておりまして、そのところの内訳のところが予算上うまく振り分けていなかったということで、額的なものではなくて振り分け補正が足りなかったということで予備費のほうから充用させていただいております。

続きまして、成果書221ページ、決算書221、222ページの傷病手当金でございますが、こちらにつきましては37万8,038円の支給をさせていただいておりますが、３件支給をさせていただいているわけでございます。こちら予算額に対しまして、決算額が少ないというところでございますが、こちらにつきましては予算を補正させていただいているところでございますが、トータルで日給、日当たりの上限額が３万887円というところがありまして、こちらを被保険者の方が感染された場合の日数約122日分を見込んだところでございますが、実際申請された方は３名にとどまったということで、かなりの不用額が出ているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

傷病手当金のことは分かりました。じゃあ、３人が何日、ごめんなさい、計算すればいいんですけれども、何日分で一人ひとりずつ、３人三様の数を教えてください。

それから、予備費の絡みについてですが、振り分けができていなかったというお話を今いただきました。221ページの国民健康保険事業費納付金ということで、全体ではマイナスに令和２年度はなりました。そういう中で補正予算で一般被保険者分だとか、特に介護納付金分は補正予算で操作ができるようになっていたはずというか、なっている形にはなっているんですが、後期高齢者支援金等は補正予算で出てこられないということなのでしょうか。お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

成果書221ページ、決算書221、222ページの傷病手当金３名ということでお答えをさせていただ

いておりますが、人それぞれ該当日数が変わってきまして、３名様合わせまして合計29日分で、それぞれ日給の条件額の日給額が変わりますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。あと同じ決算書で221、222ページから次ページに係る国民健康保険事業費納付金につきましては、こちら、項が変わりますので補正をしなければいけなかったところを、すみません、補正をできていなかったということで、足りなかった分を予備費から充用させていただいております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

傷病手当金については３万887円というのが日額の最高額ということでよろしいんですよね。

それから、今、補正、３月の補正で出なかった、最悪３月の補正でできないことはなかったのかなと思ってちょっと不明だったので、後期高齢者支援金分が３月の時点で分かっていたかもしれないけれども、補正に上げなかったということで確認します。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課長。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。

角野委員のご質問にお答え申し上げます。

納付金につきましては、本来分かった時点で補正予算を議会のほうに出しまして補正すべきところだったんですけれども、この補正のほうを失念いたしまして払う段階で費用が足らないということが分かりまして、今回緊急に予備費のほうを充当させていただいたところでございまして、本来これやらなければならない仕事をやっていなかったこちらの担当のほうのミスでございますので、今後そういうことがないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、予算書には載っていないんだけれども、我々患者としてちょっと聞いておきたいのがあるんです。紹介状というのがあるよね。大きな病院へかかるときに紹介状を持って行かなければかかれないよと、それは何とかならないものかと。というのは、ある程度の病気をも持っていれば、診療所とかそういうところへかかっていて紹介状をもらえる場合もあるわけ。また、その病院にかかっていればいいよね。かかっていないで、急に悪くなって、大きな病院に行きたいなといっても、話を聞いていると紹介状を持って行かなければ駄目だよと。ということは、どこかの医者へ１回かからなくちゃならないのかな。それからまた大きな病院。何か患者として待てる場合と、何か不都合だなと思うのとあるわけですけれども、これ県で運営しているんですから国民健康保険、あと後期高齢者も同じですけれどもね。後期高齢者保険もね。その対応を何とかならないものかなと。私思うんですよ。どうですかね。紹介状をもらうとまたお金かかるようなところもあるんじゃないですか。診療所とかで。二重に払うことになったり、どうもそれ私は保険料を払っていながらそういう方法を取っているというのはどうも、町でやっていたときもそうだけれども、特に県運営だったら相当力は持っているわけですから、何とかならないかなと私は思うんですけれども、どうでしょう。

その１点だけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長です。よろしくお願いします。

今のご質問いただいた点につきましては、私もあまり内容につきましては承知していないところではございますが、どうしても被保険者というか患者さんの皆様が心配で大きな病院にかかりたいということでどうしても集中してしまうということが１点背景にあると思います。あとは今いろいろなところでかかりつけ医という制度を推奨しているというところもございますので、そういったところで紹介料とか紹介状という形が発生しているものでありますので、一応国の制度上ということで県運営になってどうなるか分からないんですけれども、そういったところも県の研修会の中でもこういった意見を議員さんからいただいたということは必ずお伝えさせていただければと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございます。

我々患者として何だろうと思うんですよね。私ばかりじゃないと思う。ほかの人もいっぱいいると思う、そういう人。ひとつ県にそういうことを何か対策がないのかと申し込んでもらって、なくても行けるように方法を考えてもらいたいなとは思うんですけれども、病気によっては至急に大きな病院行かなくてはならないものもあると思うんだよね。それは救急車か何かに乗っかってしまえばいいんだろうけれども。それだと自分の好きな病院へ行けないもんね。救急車で運ばれるか分からない、そういう不合理があるからやはり私はあそこの大きな病院に行きたいというのはみんな思っていると思うんですよ。いろいろな情報を聞いたりして。自分はこういう病気を持っているというのはおおよそ分かると、私の指定というか、私の考えている病院に行きたいから、ひとつその紹介状がなくても何とか行けるように、ひとつ力を発揮してもらいたいと思うんです。

以上です。どうも。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありませんか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ちょっと修正をしたいと思います。

町からの繰入金、私、当初3,000万ぐらいということを言っていたんですが、１桁違いました。当初予算が３億691万円、収入済額が２億七千……

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　209ページです。決算の209ページです。

繰入金は、３億691万円、収入済額が２億7,592万円の誤りでした。失礼いたしました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ただいま決算の内容が終わったばかりなので、後日本会議において発言したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第34号　令和２年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君）　起立多数であります。

よって、議案第34号　令和２年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午前１１時５０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第３６号の審査（住民課）

○委員長（丸藤栄一君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第36号　令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　国保・後期担当主査の岡安と申します。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

健康保険と同じく現状をちょっと教えていただきたいと思っております。

最初に、この高額療養費です。令和元年でしたか変わったのが。それで今回何人ぐらいの人が影響を受けたのか。それをまずお願いしたいと思います。

あと、保険料でございます。30年度は１人当たり保険料が６万9,730円、元年度で７万2,248円、令和２年度の決算で被保険者１人当たりのあれだと７万5,000円となっています。実に2,750円の増額となって令和元年度に比べたら5,270円も上がっている。間違いないかその辺のところお願いします。

あと、保険者軽減者数、平成30年度では2,966人、令和元年度で3,098人、令和２年度の決算で、今年の決算では3,180人と増えているんですけれども、これも間違いないか。お願いします。これ、こうやって決算で軽減世帯数も増えている、これはやはり収入がなく、保険料が高いから軽減世帯数が増えてきているのか、その辺のところを説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の山下委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　国保・後期担当主査の岡安と申します。

山下委員さんからご質問ございました高額療養費の影響について説明のほうさせていただきます。

高額療養費につきましては、平成30年８月からこの上限額の改正が行われたところでございます。この上限額の改正によりましてどれだけ影響があったかというご質問に対してなんですが、大変申し訳ございませんが実際の実額については数値のほう算出しておりません。ですので、制度的な説明という形でさせていただきたいと存じます。

この平成30年８月からの改正によりまして、１割負担の方、窓口の負担が１割負担の方におかれましては、平成30年７月までは外来が１万4,000円、外来と入院含めますと月額５万7,600円でございました。このところが平成30年８月から外来につきましては、月額１万8,000円、外来と入院につきましては、５万7,600円というところでございます。したがいまして、外来と入院の月額に対しましては負担の上限額は変わっていないんですが、外来、通院につきましては１万4,000円から１万8,000円に上限額が変わったところでございますので、推測ですが１人当たり最大4,000円の負担の影響があるものと予想をしております。

また、病院で支払う際の窓口負担が３割の方、現役並み所得のある方におかれましては、平成30年７月までは外来５万7,600円、外来と入院を含めた場合ですと８万100円、プラス医療費から26万7,000円を引いた数字の１％を加算した数字が自己負担の上限額となってございました。平成30年８月から現役並み所得のある方におかれましては、外来、それから外来と入院の区別を整理統合いたしまして、所得によって負担の上限額を変更としたところでございます。

前年の課税所得が690万円以上の方におかれましては１か月の自己負担の上限額が25万2,600円に医療費から84万2,000円を引いた数字の１％を加算した額が自己負担の上限額となりました。

課税所得が380万円以上の方におかれましては、16万7,400円に医療費から55万8,000円を引いた数字の１％を加算した額が負担の上限額となりました。

前年課税所得が145万円以上の方におかれましては、８万100円に医療費から26万7,000円を引いた数値の１％を加算した数値を月額の上限としたところでございます。

高額療養費については以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁願います。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

まず最初に、現状ということでお尋ねいただきましたけれども、成果書の260ページの中で被保険者の状況というものが記載をさせていただいております。こちらにつきましては、75歳以上の方とか65歳以上で障害認定を受けた方とかということで区分分けをさせていただいておるところでございますが、前年度に比べまして1.3％増えまして5,576人が被保険者総数ということで表させていただきまして、総人口に対する被保険者の割合が16.2％から16.5％、令和２年度ということで0.3％上がっております。年度によりましてこちらの増減率はもちろん変わってくるわけでございますが、令和元年度と令和２年度を比べましては0.3％総人口に対する被保険者の割合ということ

で現状お話をさせていただいております。

あと、軽減の関係でお尋ねをいただいております。成果書の264ページ、後期高齢者医療保険料徴収事業の中で令和２年度最終調定時の軽減の人数がそれぞれ２割軽減、５割軽減等々書かさせていただいております。これにつきましては、令和元年度につきましては5,500人でトータルで合計でございましたが、令和２年度におきましては5,571人ということで実数を掲載させていただいておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

保険料現年度の分の推移ということでございますけれども、こちらのほうは調定額でお調べをさせていただきまして、令和２年度の１人当たりの調定額につきましては、７万4,932円でございます。元年度につきましては、１人当たり調定額７万2,245円ということで、前年度比として計算しますと3.7％増ということとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初の低所得者の軽減割なされている高額療養費、引き上げられたということで、これちょっと見ると計算していませんけれどもまだ、かなり低所得者の軽減割合が増えているような感じがするんですけれども、やはり払えない人が増えるということはちょっとどうなんでしょう。やはり医療を控えるというのが出てくるんでしょうか。その辺のところ。金がなくて払えない人が高額の医療費を払えといったってこれは無理ですよね。これ医療を控えるし、早い話が悪くなることを前提になることが私からすると予想されるんですよ。その辺のところはどうなんでしょうかね。町として高齢者が医療を控えるということになると思うんですけれども、もっと悪くなるんじゃないかなと私は思うんです。要するに医療費が高くなる、悪くなってからかかるんですから。その辺のところをもうちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、これだけ医療費が高くなって保険料も高くなるとなると、私は２割軽減とか５割軽減だとかはもっともっと増えてくるんじゃないですか。収入がなくなってそういうことになってくると。来年あたりはもっとこれよりか増えるんじゃないですか。いたちごっこ。で、お金ないお年寄りは医療費は控える。医療費は、悪くなってからかかりますから高額になる。ますます払えなくなる。これが今の現状じゃないんですか。私はそう思うんですよ。これは国で決めたことなんですけれども、私はそれちょっとやめるように宮代町は言ったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。黙って従うんじゃなくて。これを実行した人たちというのはお年寄りが際限なく上がっていく保険料値上げを我慢するか、医療を我慢するかということでつくったということで言って問題になりましたけれども、つくった当時は。それが実行に移されてきているというのが現実じゃあないですか。その辺のところ町としてはどういうふうに感じているのか。こういうことなんだということなんですが、もう一度ちょっとその辺のところお願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

医療費の高額化によって支払えない方が出てくるのではないかというご質問でございますが、一般会計のほうと後期高齢の特会ではまた別なものになりますが、特定健診ということでそういったことで勧奨をさせていただいておりまして、早期

に病気が重くならないうちに受診してください。集団なり個別なりを受けてくださいということで医療費の抑制化、個人の負担を抑制化ということを進めさせていただいておりますので、あくまでも医療につきましてはご自分で守られるということも一つの段階の一つであると思っておりますので、そちらのほうもなるべく人間ドックを受けるなり、健康診査を受けるなりをもうちょっとＰＲしていければ医療費をそんなに高額に、病気が重篤にならないうちにかかられるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと保険料、後期の保険料につきましては、６回改定がありました。今は２年度と３年度と同じ保険料率でかけさせていただいているところでございますが、従来であれば軽減というのが７割軽減という形のものが今まで30年度、元年度ということで軽減の額を増やして皆様に軽減の負担を減らしていったわけでございます。それで本則のほうに近づけていったわけでございます。なるべくそういった皆様に激変緩和の激変的な緩和になるようにご配慮いただいて、後期高齢のほうでも保険料決定されていらっしゃると思うんですけれども、そういったものでございますのであくまでも保険料、収入の少ない方については軽減をかける。一般的な収入の方については通常の保険料をかけるといったような形で、決して所得の低い方から同じような量で税率をかけているわけではないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　お年寄りと言ったらあれなんですけれども、高齢者が健康診断受けて、病気が重くならないようにやっているんだと言っていますけれども、実際はどうなんでしょうね。収入が少ないんですよ。健康診断をやって病気になって、病気をそれを治す方法、やはり病院に行かなくては駄目なんですよ。必ずあちこち80歳過ぎるとありますよ。出せば収入が少ないんですから出費がかさみます。払えませんよ。で、保険料は高くなる。軽減措置をやってそれは収入の低い人はこういうふうにやっているんだから、ということは残りの方はその人たちの負担をするということなんですか。払えない方は。そういうことが待っているでしょう。要するに払える能力のある人に負担してもらうということが。国のそういう助成だとか町の助成を少なくしていくんだということは、もうこれは決まっていますよ。

年取ってくると必ず病気があるんですから。健康でいる人は本当に数％しかいませんよ。最後まで健康でいられるという人は。圧倒的多数の人はお金を出さないと医療にもかかれない、そして健康な人は払える能力のある人は高くなる、そういう仕組みの後期高齢者の私は元の老人保健に、これは町に言ってもしようがないなと思うんですけれども、私はそう思うんです。ですから、その辺のところを町としてどういうふうに考えているのか、国に提案するのかどうか、それを聞きたいんですよ。町は言われたからこういうふうにやっているんだという、それは分かりますよ。でも解決の方法というのはそれでは収まりききませんよね。町民の命と健康を守る立場からするとですよ。

以上で私の、これは初期の健康保険と同じですから、制度そのものを変えないとできないなという感じはします。町のほうはどういうふうに考えていますか。その辺のところもう一度お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

現在埼玉県は、どちらの県でもそうなんですけれども、後期高齢者医療広域連合というものを立ち上げまして、そういった中で一つの中で全県を見て運営をしているところでございまして、町のほうで両立を決める、町のほうで高額療養費の上限を決めるというふうなことができない状況でございまして、当然これは老人保健制度のところもそうなんですけれども、ただこれからは後期高齢者の方がどうしても増えていく事実があります。

後期高齢者の負担分を現状のシステムですと若い方が入っている被保険者、協会健保であるとか共済組合のほうから負担をしていただいているという事実があります。若い方の負担が逆に今度増えてくるという問題もあります。そのところで国では令和４年度から後期高齢者の課税所得等、年収等が多い方について２割負担をしていただくということで、取れるところから取れるということではないんですけれども、現役並みに所得のある方については窓口負担を増やしてご負担いただくということで進めているということでございますので、現在の日本として高齢者の率が上がっている中ではこういった形で今国のほうでは見直しているということでお話をさせていただいております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

先ほどの前段の質問に対する答弁、これはよく理解できます。全体通して町が単独で全てを支配しているということではないので、その点は理解はできるんですけれども、一つちょっと見ていて、保険料の関係ですから、説明書261と262ページでお尋ねしたいんですが、この保険料の徴収関係は当然町がやらなくてはいけないので、その関係でいきますと、特別徴収はこれは当然100％は当たり前なんですけれども、現年度分の普通徴収についても３対１の関係にはあるんですけれども、99.2％という非常に高い普通徴収の収納率が出ているわけです。全体としては99.8％になるんですけれども、現年度分の普通徴収のこの99.2％というのはどう理解すればいいのか。そんなに徴収できるのかなということが第１点ですね。

もう一つ、次のページの滞繰分の関係ですけれども、気になるのは元年度に比べてほとんど皆増みたいな形で不納欠損が出ているんですけれども、これはどういう理由なんですかね。何かあったんでしょうか。この収入未済がどんどんたまっていくと、これ滞納繰越分の徴収というのが非常にやはり困難になってくるんじゃないかな、前段の質問を聞いていても大変心配される要素です。２年度について23.4％というのは30％切っていますから、これは翌年についてかなり、翌年以降負担がかかってくると、こういうふうに思います。で、不納欠損処理というのは住民課のほうで恐らくやっていないと、これは税務課の処理になるのかなと思うんですけれども、その前提としてどうしてこういうふうに数字が出てきてしまったのかというところをお尋ねします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

今お尋ねいただきました成果書261ページ、現年度分普通徴収保険料、２年度分で99.2％という数字でございます。こちらにつきましては、広域連合のほうでまとめたところでは、大体上から10番目ぐらいな数字で徴収をした結果でございまして、この中で口座が約54％、あとは今コンビニが８％入っておりまして、そういった形でもうちょ

っと口座の利用率を上げれば上がることもあるかなというのは考えておりますが、今のところ比較的皆様からお出しいただいているというところで99.2%という数字を掲載させていただいております。

続きまして、隣の成果書262ページに移ります。

不納欠損につきましては、31万9,802円ということでございます。こちらにつきましてはお亡くなりになられましたり、生保に加入されましたり、生活が困窮だった方に対しまして不納欠損の処分を、税ではないので、住民課のほうで処分をさせていただいた件数ということでございます。あと、収入未済額につきましてはこれからも後期高齢者の方が増えられますし、どうしても納められない方が増えてくるんではないかというご指摘だと思いますが、そういったところにつきましては生活の実態調査、いろいろな財産調査等を行いまして処分停止等いろいろな形で調定額を落とす、納められない方につきましてはそういった方向性を検討するのも必要ではないかということで考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　普通徴収の関係ですけれども、50%強がコンビニ。コンビニといってもあれでしょう。現金でもパスでもいいんですけれども、要するに納める方がお店に行って納めているわけだよね。もう一つ何だっけ、コンビニと何か言われたよね。

それ合わせると50%強なんだよな。じゃそれ以外の50%弱、これは国保のことを考えると後期高齢者というのは金持ちですかね。金持ちと言ったら変ですけれども、何でこれだけ徴収率がいいのかなと、ありがたいことなんですけれども、何か訳があるんじゃないかなと、そこをちょっと聞いたんです。

不納欠損、これは住民課で処理したということでしたら中身が分かっているので、数字を出してください。つまり、どういう理由で何件ということだけ、つかんでいると思います。自分のところで処理したんだから。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課長。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。

１点目の92%の収納率があるということなんですけれども、まず後期高齢の制度なんですけれども、そもそも５割は公費負担で４割は現役世代から支援を受けて、被保険者の方たちは全体の１割だけなんです。ですから、そもそも保険料が安くなっているんです。その上で窓口の負担は１割ですので、高齢者の方は少ないお金で医療が受けられるということもあって、日本では寿命が年々伸びているというのはこの制度によるおかげというところもあるのかというふうに考えているところでございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

成果書262ページの不納欠損の割合、件数の内訳ということでご質問いただいております。５件のうち死亡が２件、生活保護になられた方が１件、生活困窮の方が１件、転出された方が１件の、合わせて５件でございます。

お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　課長がお話しされたこと、普通徴収の関係ですけれども、よく分かります。高齢者真面目だということですよね。後期高齢者

は。そういうことで理解をします。

不納欠損については５件。死亡２件、生活保護１件、困窮１件、転出１件、これ徴収というか未納者に対する払えという、そういう徴収行為はやれていると思うんですけれども、転出というのはどうも理解できないんですよね。ほとんど何というかこれ滞繰の分がありますけれども、それに対する目線がいっていないんじゃないかなと思うんで、例えこれ１万だとして、金額は今言われなかったけれども、転出されるということは死亡したわけでもないし、生保を新たに受けたわけじゃないし、生活が困窮しているわけじゃないと。転出するということは金があるんですよ。それを見逃してしまうというのはどういうものなんですかね。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　国保・後期担当主査の岡安と申します。お願いいたします。

先ほど西村委員さんからございましたこの転出者への徴収といいますか、納付交渉についてなんですが、我々としても転出の際の納付確認等行っておりまして、未納の状態におかれましては早めに納付のほうお願いしたいということはお願いをしております。また、転出の際に電話連絡等、当然電話番号等確認しておりますので、その後納付がない場合においては定期的な電話催告、あるいは文書によって催告をしているところでございます。

ただ、それでも納付が見られていないということで、順序でいえば強制徴収という方法もあろうかと思うんですが、やはりなかなかそこまではできていなかったというところがございます。ですので、今後におかれましては転出の方におかれましても施設に入所される方が多々多いということもございますので、なかなか転出される時点で財産状況とかを細かく聞くというのがなかなか困難な状況でございます。しかしながら、納付交渉のやはり公平なやり方というか、公平にやっていかなければいけないものですから、今後転出者におかれましては納付確認の徹底と定期的な納付交渉、電話交渉等を行っていきたいと思いますので、ご理解のほういただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　最後になりますが、お願いですけれども、徴収交渉をやっているときに転出しそうだとかそうでないとか大体分かりますから、それでもなおかつ未納のままで転出するときは何かペナルティーを用意してもいいんじゃないのかなと思います。検討をお願いします。

以上で終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

賛成、反対討論につきましては、今決算特別委員会が審議が終了したばかりなので、後日本会議において改めて討論いたしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成

討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号　令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君）　起立多数であります。

よって、議案第36号　令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　１時３６分

再開　午後　１時５０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３５号の審査（健康介護課）

○委員長（丸藤栄一君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第35号　令和２年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　皆様、こんにちは。健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　同じく、健康介護課介護保険を担当しております主査の小林です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点、質問をさせていただきます。

決算書の256ページ、成果書の242ページです。

居宅介護住宅改修費給付事業についてお伺いいたします。

こちらのサービスに当たって、申請をしてからどれぐらいで、その工事ができるかということと、あと利用費なんですけれども、こちら全額をお支払いしてから、そのうち返ってくれるのか、それとも、もう引いた額を支払いする制度になっているのか、各自治体で違うということなので、お伺いをいたします。

次に、決算書の264ページ、成果書の251ページです。地域自立生活支援事業についてです。

こちらの高齢者等給食配食サービスの実施ということなんですけれども、こちらのお弁当は１個当たり、大体お幾らぐらいのお弁当なのか、内容とか、どういうものなのか、ちょっとお伺いいたします。

最後に、決算書の264ページ、成果書253ページ、地域包括支援センター運営管理事業についてです。

こちらの地域包括支援センターについて、何か介護やご体調のことで、お困りがあったときに、まず役場などにご連絡すると思うんですけれども、

そこから地域包括支援センターのほうにということで誘導されていると思うんですけれども、この地域包括支援センターでやっていただける内容というか、どの辺までのことをご対応いただけるのか、ちょっと漠然としてしまうんですけれども。

というのも、介護だけなのかとか、これは受けられるとか、何かそういうところをご相談したときのどのようなご対応になっているのかということを教えてください。お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当主査の小林です。

委員さんの１問目につきまして、ご回答申し上げます。

住宅改修につきましてでございます。

住宅改修、申請してからどれぐらいで工事が可能かというところでございますが、私どもの標準の期間ですと、事前の申請というのが出るのですが、その事前に対して、１週間ぐらいで工事を開始しても大丈夫ですというご案内をしています。

その通知が出ますと、お客様のほうで工事事業者さんのほうに工事を依頼して工事をすると、そういう扱いになります。

お支払いですが、工事が終わりましたら、お客様が直接全額を工事事業者さんに支払う場合もございますし、工事事業者さんが役場の償還払いの登録をしているところにつきましては、私どもが事業者さんに９割、８割、７割をお支払いしまして、残りの分を利用者さんがお支払いする、そういう形を取っております。

お支払いする時期でございますが、お支払いする時期は月締めでやっておりまして、前月のものは翌月の月末25日の支払いまでには間に合いように事務処理をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

２点目の質問でございますが、給食配食サービスの配食のお弁当の内容でございます。

こちらは、利用者の方には１食当たり300円ということで、自己負担をいただいています。

こちらのお弁当の製造に当たりましては、みつなみ会みどりの森のほうでお願いをしておりまして、それをシルバー人材センターのほうに配食委託をしているという形になりまして、１食当たりのコストというのは、実際に今申し上げましたように300円の自己負担をいただいているところですが、お弁当自体としては大体おおむね１食1,000円ぐらいかかっているというふうに聞いております。

それから、お弁当の内容でございますが、よくあるパックに入ったお弁当というものではなくて、手提げ型の大きなコンテナボックスのようなものがありまして、その中にご飯とおかずと、それから汁物、それが全部入った形になって、衛生上の面もありますので、中にご本人がいらっしゃらないケースもありますので、そこに置いていけるようにきちんと密閉できる、なおかつ温度の影響を受けにくい、そういった箱に入れて、お配りをしております。

それから、３点目のご質問でございます。

地域包括支援センターの相談の内容でございますが、説明書の253ページに具体的な相談の内容と件数が記載をしております。

令和２年度におきましては、全体で総合相談としては4,074件の相談がございました。うち、介護保険、介護サービスに関する相談が2,700件と

いうことで、かなりのウエートを占めているところですが、そのほかにも様々なご相談がございます。

こちらに書いてありますように、福祉の件、それから認知症の件、権利要望に関する件、それから見守りなど、様々なご相談に対応できるように、包括支援センターのほうでも、専門職ということで、主任介護支援専門員や保健師、社会福祉士、こういった経験のある専門職の方を配置して、様々な対応に、なるべく包括のほうでお応えをしたいという考え方の下、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　はい、塚村です。ありがとうございました。

１点目なんですけれども、申請書を事業所の方が出してから１週間ぐらいの審査期間ということなんですけれども、こちらはほかの自治体ではその場で申請を見て、申請が済む自治体もあって、何かそういうところだと、改修工事が早く進んで、在宅でいらっしゃる方の危険の防止にもつながると思うんですけれども、そういうことは宮代町でもできるのか、ちょっとお伺いいたします。

お弁当の件は、300円の自己負担ということで、どのぐらいのお弁当の内容なのかと思ってお伺いいたしました。

そのようないろんな配慮があるお弁当ということで承知をいたしました。

最後に、この地域包括支援センターなんですけれども、いろいろなご相談にご対応いただいていて、そこでは対応できなければ、どこかにつなげたりとか、そういうことをしていただいているということなんですけれども、病院との連携というのは取られているのか、どこの病院と連携を取られているのか、もう一度お伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当主査の小林でございます。

１問目、住宅改修につきましてお答え申し上げます。

どれぐらいの期間で対応が可能かというご質問だったかと思います。

ほかの自治体では、当日の審査もあるということですが、宮代町につきましては、今のところ当日の審査は難しいかなと思っております。

というのは、やはり工事の対象となる事例というのは限られていますので、それが対象の工事かどうかの確認、また見積書の確認等ございますので、期間のほうはなるだけ詰めて実施したいと思っておりますが、当日受けて、その場でという形は、まだちょっと取る体制にはなっていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターの役割として、今ご質問にありましたように、中にはやはり健康上の悩み事、そういったのを相談される方も当然いらっしゃいます。

先ほど申し上げましたが、地域包括支援センターの職員に保健師もおりますので、その方のお話を聞いて必要に応じて町内の医療機関をご紹介するケースもございますし、また内容によって専門の外来というか、診察の部署が必要な場合などには、それなりの町外の大きな病院、そういったと

ころも町内の医療機関で対応し切れない場合には、町外の医療機関をご紹介するケースもございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

１点目の改修工事なんですけれども、なるべく日にちを短くしていただけるようなご検討をいただけるということで承知をいたしました。

あと、費用についてなんですけれども、こちらも大きな費用を、一時だとしてもご負担されるのは負担があると思うので、町と事業者の間で、そのような、そこでの支払いは、例えば１割とか２割でご利用者様が済むような体制を整えていただけるようにお願いいたします。

あと、地域包括支援センターの内容なんですけれども、町内や町外の病院とも連携しているということで、例えば訪問医療なども、そういうのも含めてご紹介をしていただけるということでよろしいですか。

〔発言する人あり〕

○委員（塚村香織君）　はい、分かりました。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

ちょっと細かい質問で申し訳ないんですけれども、２点ほどお願いいたします。

まず、１点目ですが、居宅介護サービス給付事業の中で、決算書では254ページ、説明書では240ページになります。

それから、２問目なんですが、同じく決算書では256ページ、説明書では243ページになります。介護予防サービス給付事業についてになります。

最初の１問目なんですけれども、説明書の240ページの上のほうの表になります。主な実施内容ということで表が出ているわけなんですけれども、下のほうで通所サービスと短期入所サービスがとても数が多く減ってしまっているということになっているんですけれども、これについての内容、その見解が、もしの町のほうでありましたらお願いいたします。

同じように、２問目も説明書の243ページになるんですが、介護予防サービス給付事業の中の主な実施内容ということで、表組の中に訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスとあるんですが、やはり通所サービスのほうが減っておりまして、訪問サービスに関しましては、30年度から元年度は16増えて、元年度から２年度にかけては、一気に43増えて、122になっているんですが、この件についても、町のほうではどのような見解をされているかお聞きいたします。

以上、２点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えいたします。

居宅介護サービス給付事業、そして介護予防サービス給付事業におきまして、今委員さんのご質問にありましたように、令和元年度と比べまして、件数のほうが減少をいたしております。

この原因ということを分析いたしますと、やはりこの新型コロナウイルス感染症の拡大、こういったことが大きな要因ではないかというふうに考えております。

昨年の２月ぐらいから新型コロナウイルスの影響というのが大きく出始めまして、かなり感染者数が増えたという状況を踏まえて、令和２年度４月以降、やはりこういった、特に通所系のサービス、それから訪問系のサービスについては、やは

り外出を控えるとか、そういったサービスの利用を控えるといった傾向が見られますことから、こういった形で両方の事業において件数が減ってきているんではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当主査の小林でございます。

介護予防サービス給付事業につきまして、逆に訪問サービスのところが若干増えている状況というところでございますが、これもコロナ禍の影響という部分で推測するところなんですが、やはり通所で伺うというところは、自分でサービスをコントロールしているという部分があると思うんですが、来てもらって、訪問看護の回数を少なくするというのは、なかなか自分でコントロールしづらいところというところもございますので、そこは影響がなく、必要な部分は必要なだけ使っていた、そういった傾向があったのではないかと分析しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　はい、ありがとうございます。

まず、１問目なんですけれども、表を見て、大体コロナ禍の影響ということも考えられるんですけれども、それ以外でも、やはり通所するのが大変になってしまう方が出てきているということもあるのではないのかなと思うんですよ。

２問目のほうでも、やっぱり表の中で年々訪問サービスのほうに人が増えていってしまっているということがあると思うんです。

やはり前年度から比べて、要介護等認定者が46名増えているということもあります。

今回の居宅介護サービス給付事業は、前年度に比べて約2,480万円も増えているんですよね。

やはりどんどん厳しくなっていくのではないかなということを踏まえまして、町としてはどのような対策を考えているかをお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

今お話のありましたように、コロナ禍の影響というのも、こちらでお話させていただとおりあるかと思うんですが、確かに年々介護の認定者の方が増えていっている。さらに、介護の要介護度も上がってきているということが、やはり高齢化に伴いまして考えられるというふうに思っております。

そこで、町としての対策でございますが、やはり要介護にならない、あるいは要支援にならないという状況をつくるために、やはり介護予防というのがこれから町として力を入れていかなければならない大きな一つの事業であるいうふうに考えております。

また、現在こういったコロナ禍の中で、高齢者の方もなかなか外出を控えてご自宅のほうに閉じ籠もってしまう方も多いという状況も聞いておりますので、そこで簡単な運動ですとか、そういったことを通じて、より介護にならない、元気がつくような形で過ごしていただけるような介護予防の事業について力を入れていくようにしなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　はい、ありがとうございます。

本当に、説明書の227ページの大体中央のところにも書いてありますように、やはりこういう介護予防リーダーの育成とか、地域交流サロンとか、それから高齢者の閉じ籠もり防止及び高齢者の元気アップを目的とした地域の居場所づくりの支援というふうに書いてあります。

本当にこういったものを、今後ともしっかりと運営していただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点、お願いいたします。

説明書の227ページ、成果の中ぐらいに、地域交流サロンに対して、高齢者等の閉じ籠もり防止及び高齢者の元気アップを目的とした地域の居場所づくりへの支援を行いましたということで、様々な支援をしていただいた年だと思います。

集会所の利用金額なども出していただいたりしたんですが、ちょっと町の考え方をお聞きしたいんですが、このコロナ禍が長く続いていまして、地域サロンがはっきり言って開催できないときが多いんです。

計画しても、宣言が出てしまうと、やっているところもあるんですが、中止にして、この１年半、かなり参加されていた方の健康が確かに悪くなっている、外に出ない、それがはっきり言って顕著に表れているんです。

そういうところを、今後どう考えていただくのかと思って、やっとできるようになってから、外で地域の遊園地みたいなところで、児童公園とかで集まったりして体操したりとかしたりしたんですけれども、確実に体力が落ちている、やっぱりおしゃべりができる、何か学べるということができないので、じゃ変な話、安否確認でもといって、ちょっとごみを拾いながら集まるとかということもしているんですけれども、やっぱりそこを町として、やっぱり安全とか考えながら、そしてワクチン接種も進みましたが、やっぱり打っていない方も尊重すると、なかなか集まることが難しい、あと集会所が20人程度なんですね、今の規約になってしまうと。そういうところで、それ以上集まると、例えば民生委員さんとか、皆さんに一緒になってもらいたいと思っても、25人ぐらいいるところなどは、もうこれ以上入れない状況というところもあるので、そこを町はちょっとどう考えているのかお聞かせいただいて、高齢者が元気でいられるように望むものですので、お願いいたします。

それと、同じく28ページ、地域交流サロン事業、第４次総合計画のほうだと思うんですけれども、こちら３か所が活動が終わったということなんですが、去年、一つ気になったことがありまして、広報紙に新しい団体が載ったんですが、その団体の募集が女性のみというところがあったんですね。女性は大体参加するんですけれども、男性の参加が少なくて、入ってもらいたいと思っているんですけれども、女性だけというものを、このサロンで、女性だけでもいいのかもしれないんですが、地域みんなのサロンということを考えると、そこを認めたことはなぜなのかということをお聞きいたします。

あと、また31ページの介護予防・健康づくり活動支援事業なんですが、先ほども委員からもありましたいきいきプラザ（プラザサポーターの養成）とかもずっとやっていただいております。

それで、参加した人の、ちょっと何人かから意見をいただいているんですが、町の取組が積極的、あと職員も一生懸命やってくださっている、入っている方も一生懸命なんですが、町のために協力

したいと思うことで参加する人たちが、ちょっと負担に感じるようなことも多くて、例えばＬＩＮＥが１日に何十通も届くとか、そうすると多くの人がサポーター養成講座を受けて、町に協力している体制が取れなくなってしまうんじゃないかというご意見がちょっと何人かからいただいております。

その辺を、一生懸命やっていただくのはありがたいことなんですが、幅を広げるという意味で、もう少し考えていただくことが必要じゃないかなと思って、そういう声が町に届いているかどうか分からないのでお聞きします。

以上、３点になります。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

まず、地域交流サロンについて、町としての支援ということでございますが、説明書の28ページ、29ページに地域交流サロン支援事業として記載をしておりますが、こういったコロナ禍の影響も踏まえまして、令和２年度におきましては、サロンのほうが３つ終了いたしております。

新たに１つ開設されてはおるんですが、３か所活動が終了したため、28か所の、今、数というふうになっております。

なかなかこういったコロナ禍の影響を受けて、皆さんで集まってお茶を飲んだり、お菓子を食べたり、ご飯を食べたり、そういったことが難しい状況の中で活動が縮小してしまっているという状況は、町でも皆さんのほうから話を聞いて把握はしております。

そういった中で、町として、サロンに対して活動の支援をどういうふうにやっていけるかというところでございますが、まず１つ目として、定期的なんですけれども、町のほうでサロンの開催状況、どこのサロンがいつ、どういうふうにやっているか、あるいはどこのサロンは今お休みしていますよとか、そういったものをまとめた資料を、１か月か、２か月に一遍程度、役場のほうで調査をしまして、皆さんにお送りをしております。

そうすると、なかなかサロンのほうも開催に踏み切れなかったようなサロンでも、ここではやっているだとか、どうやっているんだろかな、こういうふうにやればサロンもできるのかなとか、そういったお話を聞いたときに、こちらのほうからアドバイスを差し上げて、事例をしてご紹介をしているところがございます。

最新の調査によりますと、全体で28か所あるサロンの中で、今およそ３分の１程度が活動をしている状況でございます。

皆様、いろいろご苦労はされているようなんですけれども、そういった中で、新型コロナ対策に工夫をしながら、約３分の１のサロンが活動しているというような状況でございます。

また、同様に補助金の活用というのもございまして、地域のふれあい居場所づくり支援事業補助金、こういったものがサロンに対して交付もできますので、新しくこういうことをやりたいなとか、コロナの中でもこんなことができるのかな、あるいはコロナの対策用の衛生用品ですとか、対策用品、そういったものについても、町のほうで補助できる、こういった補助金がございますので、そういったＰＲをしていっております。

また、今後につきましては、例えば以前はサロン連絡会を開催していたんですが、令和元年度は実施をしていたんですが、残念ながら令和２年度は新型コロナの影響がございまして開催はできませんでした。

本来ですと、こういった中でサロン同士の情報共有、あるいは町からの情報提供、そういったものができればなというふうに考えて、非常に意義のあるものかなと思っているんですが、ちょっと現在なかなか開催が難しいという状況でございまして、今年度できるかどうかについては、ちょっとまだ未定ではございますが、もし可能であれば、こういった機会も踏まえて、皆さんに情報交換、情報提供をしていきたいというふうに考えております。

それから、女性だけのサロンについてのお話でございます。

広報みやしろのほうに、毎月サロンのご紹介を写真入りで簡単なコメントを入れさせていただいて紹介をさせていただいています。

その中で、参加を希望される方はお声がけくださいとあるんですが、確かに条件の中でどなたでも大丈夫ですというところもあれば、女性だけというような話も中にはございます。

これはやはりサロンの開催する方、活動する方で、どうしてもそういったご希望が強くありますと、本来ですと男性も女性も含めて皆さんに参加していただけるサロンがいいのかなと思うんですが、やはりそのサロンのご希望ということで女性だけでやりたいというところも中にはございますので、それをこちらのほうでできませんということはちょっとなかなか難しい状況ですので、そのような形になっているところでおりますが、理想とすると、やはり男性、女性皆さん入って、ただ、中にはやはり女性の多い中には男性では入りにくいとか、女性だけでやりたいといった方もいらっしゃるというお話も聞いておりますので、なかなかちょっと難しい問題ではあるのかなというふうに考えております。

それから、介護予防健康づくり活動支援事業、説明書の31ページでございます。

プラザサポーターの養成でございますが、こちらたしか皆さん一生懸命やっていただいておりまして、すごく熱心に取り組んでいただいているところでございます。

ただ、今おっしゃられたように、中にはご負担に感じていらっしゃるというお話がございましたが、ちょっとそこら辺の細かい皆さんのお気持ちについては、ちょっと町のほうではそこまで把握はしていないところですので、今後、皆さんのほうにちょっとご意見を伺うような機会を設けて、プラザサポーターとして活躍されている方、あるいは、今後なろうかなと考えている方について、どんなことを困っているか、どんなことを考えてらっしゃるか、あるいは要望されているかというのを広く聞いて、それを今後のプラザサポーターの養成に反映していきたいなというふうに思っております。

あと一つ、プラザサポーターの関係では、ある程度の人数の方、令和２年度末ですと、48名の方がなっていただいているんですが、なかなか新しい次の担い手というか、プラザサポーターさんの成り手というのが伸び悩んできている状況ではありますので、それについての今後の対策というのを町として考えなければいけないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

本当は、令和２年度の健康介護課には、本当にいろいろ対処していただいて、配布物も福祉協議会と連携してたくさんいただいたりして、何かサロンをしているものとしてはすごくありがたくしているんですけれども、それを生かせる、みんな

でできる機会というのがあって、こんなに長く続くと思っていなかったというか、この新型コロナの影響なんですけれども、だから、これからどうやってって、でもやっぱりこのサロンは必要だなと物すごく感じているんです。

先ほど申しましたように、集会所も前はたくさん人数が入れたのが、本当20人ぐらいなので、やっぱり小さいところを、私は和戸ですけれども、例えばまだ和戸は１か所ですけれども、毎日誰かがやってくれている、開催しているような回数、何か小さいのがいっぱいできるような、何かそういう感じで、町のほうも、何か地域と一体になってやってくださると、だから、もう今までみたいに、私もほかのサロンとかもお邪魔させてもらってみたんですけれども、50人とか、民生委員さんが一生懸命手伝っているところもあったりして、だけどそういうことが人数的にできなくなってしまいますので、小さいものをいっぱい、それで先ほどご答弁いただきましたけれども、女性だけというのも、私も、一応町のサロンという形なってるのに、ちょっと引っかかったところもありますけれども、確かに女性ばっかりのところは入りにくいので、多分、入って、男性がなかなか増えないのも原因なので、そういう面ではやはり小さなサロンがたくさんどこにもあって、本当に毎日でもここのサロンに行きたいといったときに行けるような、何かそういうシステムみたいなものをつくっていただいたとすれば、回数も行けたり、身近なものになるのかな、今までとは違うのがなるのかなと思うんだけど、そういうところのちょっとお考えをお聞かせください。

あと、プラザサポーターです、31ページの。

一生懸命皆さんやってくださっているんですけれども、やっぱり皆さんがすごく時間がある人たちばかりではなくて、働きながらも何か町のためにとか、何かこう、気持ちよく参加して、それを町に生かしたい、だから、10あって、３つしかできなくてもやりたい、何かそういう参加する人が100％力を出せる人もいれば、お休みの日１日だけでもちょっと協力したいとか、何かそういう伸びしろというのかな、何かこう広く、みんなが協力体制できるような体制にしていってくれたらいいかなと、今ちょっと数が伸び悩んでいるとご答弁でいただいたんですけれども、ちょっと考えていただく時期になっているのかと思います。その辺何かちょっとご答弁お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、サロンの関係でございますが、１つは人数の問題でございます。

今、町内では28のサロンがございますが、やはりそのサロンによって人数というのは様々です。

これは、やはりその利用できる場所の問題もあるかと思うんですが、少ないということですと10名程度で活動していらっしゃるサロンもございますし、多いところですと40人、50人、大体恐らく平均しますと20人前後が多いのかなというふうにお聞きしております。

もし人数が増えてしまった場合なんですが、どうしても地元の集会所ですと、キャパの問題があって難しいという声もお聞きしておるところでございます。

ただ単に人数増やすということであれば、公民館ですとか、進修館とか、そういったところも使えますが、なかなかちょっと地域から離れてしまうと難しいなというところはあるかと思うんです。

そういった進修館を使う場合などですと、場所

的には遠いんですが、利用料については、先ほども申し上げました地域のふれあい場所づくり支援事業費補助金、こちらで施設利用料の補助などもできますので、そういったところも参考に、毎回でなくても、何回かに一遍とか、ちょっと大きな会場でやるといった方法もあるのかなという形で、今後はご相談に応じていきたいというふうに思っております。

それから、サロンの今後におきまして、こういった形でサロンを多く開設していただいて、皆さんに居場所づくりとして利用していただいて、おしゃべりをしたりして、元気づくり、健康づくりに生かしていただくということ、非常に大切だというふうに考えておりますので、新たなサロンの発掘というのも、こういったコロナ禍ではありますが重要であるというふうに考えております。

そのため、地域支え合い講座というのを、以前、令和元年度までは開設していたんですが、やはりちょっとコロナ禍の影響がありまして、令和２年度は難しいちょっと状況がございますので、今後の地域交流サロンの立ち上げのキーマンを育成するためのこういった地域支え講座というのを、ちょっと状況を見ながら積極的に開設をしていきたいなというふうに考えております。

それから、もう１点目のプラザサポーターの関係でございます。

皆さん熱心に活動をしていらっしゃっているところなんですが、ちょっと先ほども申し上げましたように、なかなか負担に感じていらっしゃるところがいて、一歩、なかなか出にくいといったふうな方もいらっしゃるということでございます。

また、先ほどサロンのところで、男性、女性の話も出ましたが、やはりこのプラザサポーターを投じてのいきいき100歳体操というと、どうしても女性の方が、プラザサポーターさんも含めて、参加する方も多いという現状がございますが、なるべく今後男性の方にも、こういったプラザサポーターというところにも積極的に参加をしていただいて、地域の男性の方にも参加していただけるような、そういったいきいき100歳体操が進められるといいんじゃないかなというふうに考えておりますんで、ちょっとそういったことも踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

サロンの形、いろいろ考えていただいて、本当に必要な、本当に感じていますので、よろしくお願いします。

それと、プラザサポーターなんですが、実際サロンには、今はちょっとできていないんですけれども、１回は、みんなとお話したり、歌を歌ったりなんですけれども、１回はやっぱり100歳体操で、プラザサポーターさんの方に来ていただいているんですけれども男性なんですね。

それですごく上手で、本当体が動いて、本当すごい皆さんその方がすごく教えてくださるのを楽しみにしているんですね。だから、本当男性のサポーターさんも増やしていただいて、すごくいいなって、実際思っている立場なので、声がけをされてつくっていただくとすごくありがたいと思います。

気楽に、やっぱりサロンは女性が多かったりもするけれども、丁寧に、その人の体に合わせてということをしっかり多分サポーターさんとしてしっかり学ばれた方だと思うんですよね。

だからきっちりやって、かなり体も柔らかくなったりもしますので、これから男性のサポーターさんを育成するということもちょっと考えていた

だきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　簡単な質問だけ、１つお願いしたいと思います。

前段の質問者にもあったかもしれませんけれども、介護予防、この問題でちょっと考え方を聞かせてもらいたいと思うんですけれども。

介護予防というのは、確かに大事なことだと思います。

予算書にもあるようですが、それは大変喜ばしいことだと思います。

私が聞きたいのは、予防をやりながら介護認定、もうちょっと行けそうな人、この対策が大事だと思います。

予防の講習を受けても、たまにやるだけでしょうけれども、介護認定に、なぜそんなことを言うかというと、私、今ちょうど同じような経験があるんですけれども、介護認定受けようかなと思うことあります。

そうすると、また町の予算も大変ですよね。多く認定者が増えると。本人も大変。本来なら介護認定にはなりたくないわけです。だから、その予防というかな、いろいろ本人も努力している人いっぱいいると思いますが、その介護に行くまでの予防というかな、その運動をやってくれるようなことを町はやらないのかどうか。

一般的に業者がやっていますよね。ただ、業者だと物すごい金もかかるし、その業者のところに行くと期日も決められてしまう、なかなか大変。その仕事も持っているというか、何かやっている人でもなかなかいけませんよね。

ですから、町として介護認定を増やさないための何か工夫を考えてもらいたいなと思うわけですけれども、何かないかどうか、何かあるかどうか。

ただ、予防の運動じゃなくて、介護の寸前の人、その対策、町もやるべきだと思うんですよ。

それ、何か考えているどうか。それがあったら、もしお願いしたいと。

そういう人、結構いると思います。私もつえをついて歩いていますけれども、結構町でもいますよね、杖をついて歩いている人。私、２人ぐらいに言ったかな、私と同じですね、これはって。介護にはなりたくないし、介護にならないほうがいいもんねと言うんですよね。

その対策何か考えたほうがいいかなと、私も感じましたので、何か考えるかどうか、考えないのなら考えないで結構です。また自分で努力する以外ないんだからね。どう考えているか、ちょっと考え方について教えてもらいたいと思うんです。よろしく、１点だけです。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ただいまの質問にお答えをいたします。

介護予防の重要性というのは、先ほどご説明をさせていただきましたように、非常に重要なものというふうに認識をしておりまして、町では、いきいき100歳体操、それからきらきら体操などを進めていただいて、あるいはサロンの中で、あるいは健康団体の中で、様々な運動体操をしていただくように進めているところでございます。

今、小河原委員のお話にありましたように、ある程度、体を動かせる方については、そういった体操もできるというふうにあるんですが、確かに要介護の一歩手前の方というか、何とか体は動くけれどもちょっと運動まではどうかなという方も多くいらっしゃると思います。

そういった方には、例えば、要介護の認定を受ける段階の一歩手前として、要支援といった認定もございまして、そこで要支援の認定を受けていただければ、例えば、地域包括支援センターなどでご相談を受けて、その方に合った体を動かすためのメニューを考えて、実際にそういったところの事業所に行って、その方に合ったメニューで体を動かすことができると、そういったプランの作成というのもできますので、ある程度、ちょっと体を大きく動かすのは無理だなという方でも、町のほうでご相談をいただければ、要支援の認定も含めて、そういった形で運動できる機会というのを、ご相談に応じて提供できればなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。それでは、幾つか質問させていただきます。

最初に、227ページ、この中で、65歳以上の第１号被保険者は１万982人と書いてあるんですけれども、この238ページの介護保険の第１号被保険者数は１万1,025人ということは43人は65歳以下だったのか、どこに入っているのか、その43人、どこに入っているのか教えていただきたい。

それと、第１段階から第11段階まで載っています。これの保険徴収料、保険というか、収入別でなっているんだと思いますけれども、この収入別の第１段階から第11段階までの収入別を教えていただきたい。

それと同時に、平均保険料は幾らだったのか。私が計算したら５万8,000円くらいになるんかなという感じがするんですけれども、それのところで全体的な保険料というのは平均どのくらいになるのか、教えていただきたい。

それと、227ページの中で、第２号被保険者数認定者数、総認定者数は1,751人となっているんですけれども、239ページの一番下の表を見ると、新規申請者が412人、更新申請者が702人、変更申請者が163人、合わせて1,277人になっているんですけれども、474人、認定者数が合わないんですけれども、その辺のところはどうなっているのか、教えていただきたいというのがあります。

それと、この決算の中で、国のほうでは３年に一度の改正があったと思うんですけれども、その提案として、食事と居住費の負担増を打ち出しているんですよ。そのとき、120万円を超える場合の自己負担額を２万2,000円増やすということでなっていたんですけれども、でも今年の８月から介護保険料、どうなっているんかというと、この間の新聞に載っていたんですけれども、資産要件を変えたということで、今まで1,000万円だったのが、単身でですよ、夫婦で2,000万だったのが、単身で500万から650万円、夫婦で1,500万から1,650万円。それで、最大どのくらい跳ね上がったのかというと、利用料が６万9,000円だっていうことで言われているんですよ。

宮代町でどのくらいの介護の利用料というんですか、跳ね上がっているのか、教えていただきたい。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

お答えをいたします。

まず、１点目の質問でございますが、被保険者

の数でございます。

今、ご質問にありましたように、説明書の227ページでは１万982名ということで、上から３行目のところに記載をいたしております。これは、ちなみに65歳以上の第１号の被保険者の方の人数でございます。

これに対して、２ページ後の229ページの上段では、被保険者の数が１万1,023人となっておりまして……。

〔発言する人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　失礼いたしました。

238ページの被保険者数１万1,025人というのは、こちらはあくまでも保険料の賦課対象の人数ということで差が生じているものでございます。

それから、認定者の質問についてお答えをいたします。

説明書の227ページのところには、上から５行目です、第２号被保険者を含む総認定者数が1,751人と記載はいたしております。そして、説明書の239ページの下のところ、認定調査事業のほうでは1,277名ということで人数が違っております。

これは、あくまでも最初に申し上げました数字は、介護保険の中での認定者数でございまして、1,277人というのは新規と更新の人数でございますので、令和２年度中に新しく申請された方、そして更新された方の人数ですので、特に更新の該当のなかった方については、この数には含まれておりませんので、差が生じているというところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当の小林でございます。

平均という保険料の出し方は、今のところつくっていないのですが、基本的に介護保険の保険料は、令和２年度までは基本、年間の月額というのをご用意しています。それが基準額で５万5,500円、これが１人当たり年間の基準額、この基準額を基に、収入のある人はより多く、収入の少ない人はより少なくという形で保険料を設定しておりますので、ご理解いただければと思います。

では、続けて、限度額認定のお話につきましてご質問がございました。

今年の８月から変更になったものでございまして、今８月時点のもの、手元に集計してございませんので、もし今年の８月時点ということであれば、また改めてご用意してご回答したいと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　集計上の問題で、こちらまず最初に言いますけれども、227ページでは第１号被保険者は１万982人で、43人の差があるんですけれども、それのところの差というのはどういうふうに出てくるんですか。分からないんだけれども、その辺の意味が。なぜこういうふうに差が出てくるのか。

だって、こっちには介護保険料、第１号被保険者、65歳以上の方と書いてあるんですよ。65歳以上だから、65歳以下の人もいるわけですよね。そういう人が43名いるということなんですか。

引き算すると43になるんですけれども、どこの部分、第１段階、第11段階、どこの部分にその人が入っているのか、教えていただきたいということを言ったんですよ。

それと、段階層の何段階、何段階というんですけれども、これ、収入別で考えられているんだと

思うんですけれども、その収入別の金額を言ってくださいということで言っているんですよ。

あと、最後に言ったやつは、申請、介護認定者、こちらの表では1,277人、こちらの言っている227ページで言っている人とマイナス474人いるんですけれども、これは今まで受けていた人ということで受け止めてよろしいんでしょうか。それプラス新しく申請した人が。

でも、ここには変更、申請した数、更新だとか、新規と書いてあるんですよね。

それと合わないというのが。

更新というのは、今まで受けていた人ですよね。

合わないですけれども、数が、間違いなんでしょうか。

もう一度お願いします。まず、そこからお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、被保険者の人数でございます。１万982人と１万1,025人の差というところでございますが、あくまでも最初の982というのは３月末での被保険者数という数字が１万982名となっております。

そして、１万1,025人というのは、あくまでもこれは賦課の対象者ということになりますので……。

〔発言する人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　そうですね。そこでの差が生じているというところでございます。

賦課につきましては、当然ながらその年度中に転出ですとか、死亡とか、そういったものもありますので、人数に差が出るものというふうに理解をしていただければと思います。

それから、認定者の数のところでございますが、認定調査事業の中での申請数は1,277名と少ない数字になっておりますが、これは先ほど申し上げました、あくまでも昨年の、令和２年度中の１年間の中で申請があった数ということでございます。

中には、認定の有効期限というのが２年の方とかもいらっしゃいますので、そういった方については、場合によっては、この２年度中に申請がないというケースもありますので、そういったところで数が少ないというふうにお考えいただければと思います。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　保険料につきまして答弁させていただきます。

先ほど申しました第１段階から第11段階の考え方でございますけれども、第１段階のほうが保険料のお安い方、第11段階のほうが保険料がお高い方で段階別になっています。

これは段階ですので、非課税世帯である方がどちら側になるか、合計所得金額が幾らでどちらになるか、そういった形になっています。

基本的には、第１段階の人が生活保護の方、また住民税非課税世帯で前年度の合計額が80万円以下と、そういった形で段階別に保険料が決まっているものでございます。

この保険料の段階別の人数は、説明書等に記載があるところなんですが、段階別にこの収納状況というのは、今のところ手元のほうで集計を取っていないので、この場でお答えすることができなくて申し訳ございません。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○介護保険担当主査（小林和政君）　大変失礼いた

しました。

ご質問の趣旨が、各所得段階の年間の保険料額ということでお答え申し上げます。

去年の７期のものでございますけれども、基準額から申し上げます。基準額は先ほど申し上げました。申し訳ございません。

第１段階が税額のほうが、保険料額が年間で１万7,500円、第２段階が２万9,200円、第３段階が４万900円、第４段階が４万9,700円、第５段階が、いわゆる基準額でございまして、こちらが５万8,500円、第６段階が６万7,300円、第７段階が７万6,100円、第８段階が８万7,800円、第９段階が９万9,500円、第10段階が10万5,400円、第11段階が11万1,200円、以上の11段階で保険料のほうを設定してございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　基準額となる第５段階が５万8,500円と言いましたよね。この５万5,500円との差というのは、基準額と違いというのは。

○委員長（丸藤栄一君）　介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　第１問目にお答えしたところが言い誤りでございました。大変失礼いたしました。

〔発言する人あり〕

○介護保険担当主査（小林和政君）　１番目の基準額５万8,500円でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　大変分かりました。

基準額が５万8,500円ということで、大変お高くなっているなという感じがします。

第11段階11万1,200円、そういう段階も含まれてありますよということで分かりました。

それと、認定事業、これについては、新しく認定された数が1,277人ということは、474人、これ最初のやつがあったから、１年間を通してということを含めて、全部で認定者数は227ページに書いてある１万7,051人で正解ということでよろしいんですね。今年、令和２年は。

何だか、その辺のところがちょっと分からないですよ。

474人の差があるから、何でこんなに差があるのと、新しく認定した方。

ということは、474人は、今まで伺った人、２年で契約だとか、３年契約だか分かりませんけれども、そういう人も含めている、最初に言ったような1,751人でよろしいんですね。含めた数ということで。

だから、そういう人たちが474人いるということですね。数が合わないから。そういう人たちも含めてということになると、正解は重複したとしても。意味がちょっと分からないんでね。

だから、新しく１年間で受けた人が1,277人、介護の申請した人が。そのほかに２年とかそういうのがいるということですよね。

含めた数が1,751人だということですよね。分かりました。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　だから、その辺のところを確認したんですけれども、いいですねということで確認です、これは。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　お願いします。

認定者数については、分かりました、いろいろと。

それ、１点だけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　人数の関係で答弁お願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副

課長の稲宮でございます。

認定調査事業の中での1,277人という数字でございますが、こちらはあくまでも申請に伴って調査を実施した人数ということでございますので、認定を受けていらっしゃる方、全員がその年度の中で認定調査を受けるわけではありませんので、差が生じているものでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　あと、制度改正の問題なんですけれども、今年の８月から変わったと思うんですけれども、後でこれは教えていただけるんでしょうか。

お願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　申し訳ございません。

８月の集計、まだできていないので、集計が終わり次第、ご提供できると思います。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　２点、お願いします。

まず、前段で質問がかなり入ったんですけれども、地域交流サロンの支援事業の関係です。説明書28ページです。

これ、答弁を聞いておりますと、どうも役所的な発想が入って、本当に地域交流サロンというのがどういうものだか、ちょっと私のほうから見て理解に苦しむんですよ。

数字的には１つ増えて、３つ活動も終了ということになって、数的にはそう大きな変化はない、28か所なんですけれども。もともとこのページにあるスマートフォン体験会、距離を取って体操、こういう交流サロンは恐らく長続きしないと思います。

交流サロンというのは、あくまで、いつでも、誰でもが入ってきて、それでいつでも、誰もが出られるという、そういうものであって、メニュー化されて、そのメニューを皆さん一緒になってというのは、非常に嫌がられるんですよ。

現在、28か所のところは、これは規模については10名のところもあるし、最大で40名のところもあるという、平均すれば20人ぐらいだと、こういうご説明があったんですが、大体こういう今ある28か所の交流サロンというのは、月に何回ぐらいやっているんですか。

それから、定員はさっき数がありましたから、これはいいですよね。

地区外から、出入りする、参加するということを、どの程度認めているのか、それからスタッフの男女の問題があったんですが、これは私も何とも言えないですけれども、来るお客さんというのは、大体男女がほぼ均等なんですよね。場所によっても違うんでしょうけれども、大体均等です。

そういう中で、じゃ、スタッフも男と女、半々ぐらいにすればいいというものでもないんです。

やっぱりスタッフは、女性のほうが非常にやりやすい。どういう内容でサロンをやるかにもよるんですけれども、そういう意味において、何といっても、行って楽しいと思わないと、来る人が長続きしないし、その中でいろいろどうでもいいような話を、会話をして、お互いを確認し合う、高齢者もいれば、子供も入ってもオーケーと、こういうふうな感じで、世代間の交流も含めてできる、門戸を開いておくという、そういうことも大事なんですよね。

がちっとしたもので、交流サロンをやっても、なかなかいかないし、もう一つは高齢化が進行しているから、スタッフはその高齢化と、令和２年の場合は、コロナ禍が完全にスタッフというか、

交流サロン、それ自身のかなり影響を与えてしまって、やめるところが出てしまったという。やっているところも半分、これはコロナ中断という。でも永久的にこのサロン事業はやりませんというところが、発祥の、一番最初にやったところから出たということは、かなりこれは痛手なんですよね。

交流サロンの在り方について、あえて聞きますけれども、月に１回ぐらいやっても、これは交流サロンじゃないんですよ。最低週１回やって、初めてこの交流サロンというのは意味があるんで、健康サークルでできることは、健康サークルでやっているんですよね、週１回ぐらい。

だから、そういうことを考えると、この交流サロンの考え方というのは、町のほうがお考えになっているようなものではない、その点について、統計的に月に何回やっていますか。それから地区外のあれについてどうですかについて、ちょっと答えてください。

それから、もう一つは、これは監査委員会の審査意見にも出ているんですけれども、ページ的に言うと、何ページになりますか、今まで出ているやつですけれども、ちょっと待ってくださいね。

要するに、要介護状態にならないよう、介護予防に力を入れるということを、かなり全体として審査意見の中では出ているんです。

それはそれで別に問題はないんですけれども、実際の内容を見ますと、なかなか出てこない。介護予防サービス給付事業、これを見ますと、利用者の数というのは、コロナ禍の影響で出ていることですからいいんですけれども、要支援の認定者が要介護に移らないように、このサービス給付事業はあるんですけれども、実際のところ、介護にかかる費用というのは年々増えている。この状態の中で、予防サービスに力を入れてもなおこの状態だと。

介護保険の特別会計が、やっぱり苦しい状態に現在あるということは、これは誰が見ても分かるんですよね。

そういうことで、口で予防、要するに介護にならないようにいろんなことをやりますよと言っても、一定の効果はあるんでしょうけれども、なかなかこれといった決め手がこの事業の中ではちょっと出てこないんで、その点どうなのかなというのを、難しい問題なんですけれども聞いてみたいなと思います。

ちょっとその２つだけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　休憩いたします。

休憩　午後　３時１３分

再開　午後　３時３０分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の西村委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。ご質問にお答え申し上げます。

まず、１点目の地域交流サロンの関係でございます。

各サロンでの実施の回数というか状況でございますけれども、こちらで得ている情報としますと、週１回というのが２団体ございまして、残りは月１回あるいは月２回といった開催回数でございます。その月１回と月２回の割合は、ほぼ半数でございます。ですので、先ほどご質問にありましたように、月１回とかいう形ではなくて、週に１回

程度行われるのが本来あるべきじゃないか、よろしいんじゃないかというお話がありました。現実はなかなかちょっと難しいような状況で、月１回か月２回というのがほとんどという状況でございます。

それから、サロンでのその地元の地域以外での利用ということなんですが、こちらで各サロンのほうから聞いている状況によりますと、やはり多くの方に来ていただきたいと、そしてお話をしたいというお考えをお持ちのようなんですが、やはり地区によりましては、その会場である集会所を利用するに当たって、そのルールがあって、やはり地元の地区以外の人は集会所をちょっと使うのはご遠慮いただきたいとかいうような地区もあるようでございます。

そういったところもあって、なかなか地元の地区だけじゃなく、多くの方々というところは難しい地区もあるというふうに聞いております。

また、あと、集会所については、やはりこう駐車スペースというのも限られておりますので、あまり遠方の方が車でいらっしゃると、車を止めるスペースというのもちょっとなかなかなくて難しいというのも理由の一つというふうに聞いております。

ただ、全体の中でそういった形で地元の地区だけに縛っているというところはやはり数としては全体の中では少ないということでございます。

それから、介護予防の関係でございます。

先ほどご質問の中で監査委員さんのご指摘にもありましたように、介護予防について町ではやはりこれから力を入れてやっていく必要があるというふうに認識はしておるところでございます。

しかしながら、介護予防にこうやって力を入れてやっていても、なかなかやっぱり給付のほうは伸びてしまっているというのが現実でございます。

そこで、今後の町の介護予防の取組といたしまして、今１つ挙げられているのが高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ですね。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのが国が積極的に進めているものでございます。

具体的に申し上げますと、後期高齢者医療制度の中で、高齢者の方がお医者さんにかかったりとか検診を受けたりとかといった中のその医療のデータ、あるいは検診のデータというのを国保連合会のほうでデータとして管理をしておりますので、そういったデータを使って保健センターや介護保険といった分野で、その医療のデータを使って介護予防に結びつけていく取組というのが国の方向性が定められておりまして、今こちらが始まったところでございます。

例えば、高血圧の方ですとか血糖値の高い方とか、そういった方に当然医療データは国保連のほうで把握しておりますので、介護のほうでそういった方をピックアップして、よりその重度化する前に介護予防として、何かこう町のほうで働きかけを直接そういった方に対して行っていくことが今進めようとしているところであります。

また、同じように検診についても、そういった医療データを基にして、重度化する前にこちらのほうから、町のほうから積極的に働きかけをして、より病気が重篤な状態になる前に、介護が重くなる前に、予防、働きかけをしていこうということで、今後積極的に取り組むように、今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　分かりました。

交流サロンついては、現状としては今ご説明いただいた内容ということになるかと思いますが。スタッフの方が、もうこの制度は始まってからか

なりたちますので、その間、年を取ってきていますから、なかなか体が動かないという、逆に要支援までいかないけれども、だんだんもう対応できなくなってきている状況があると思います。

スタッフが入れ替わって、どんどん、比較的若い人が入ってくるようになれば、まだこれは続けられると思うんですけれども、そうでないとやっぱりなかなか難しいなという感じがします。

今のところ、月一、二回ということは、ちょっと、あれ、少ないかなと。やっぱりお互いが楽しんで行きたいというふうになるのは週１回ですね。これが一番いいレベルだと思います。週２回というのは負担がかかるからスタッフに、それはできないと思うんですけれども。もう交流サロンが廃止になってから、本当に寂しくなっている人もかなりいるんですよね。よそに行くわけにいかないから、開催して再開してほしいというような気持になっている人もいるんだけれども、今度はスタッフの側に問題が出てくるということで、今後、この交流サロンの問題はそう楽観的には見られないかなと思います。話は分かりました。

介護予防とそれから要支援、要介護、それら一体的に把握して、その対応についても実施するという形で話が進んでいるということであるならばいいんですが、何といっても歳出に当たっても、保険給付というのが全体の86%を占めている中で、１%でも上がっただけでも大変な増になるんですよね。今回、令和元年度に比べて３%上昇していると、こういう中で、今後恐らく要支援から要介護に移る方も多いと思います。

さっきちょっと話していたんだけれども、医者に行かない人がいて、そういう人が要支援になったときには、もう坂を転げ落ちるように介護の高いレベルに行っちゃうという、そういうこともある。ただ、何でもかんでも、ちょっと風邪引いたぐらいで医者行って、そこで保険使っちゃうということもちょっと問題があるなと思うんですけれども。私なんか、医者なんかあまり行かないんですよね。だから、その手の類いになるのかもしれませんけれども、大変、将来的にこれ心配になるので、一体的実施が構想としてはきちっとまとまった段階で、これが実施されるということを望んで質問を終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

討論につきましては、今、決算特別委員会の審議が終了したばかりなので、後日、本会議の中で改めて討論をいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号　令和２年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君）　起立多数であります。

よって、議案第35号　令和２年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４２分

再開　午後　３時４４分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３７号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（丸藤栄一君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第37号　令和２年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（斎藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、斎藤です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（高澤　学君）　上下水道室施設担当主査、高澤です。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主事（島村保行君）　上下水道室経営総務担当主事の島村です。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２問質問させていただきます。

決算書の13ページになります。令和２年度宮代町水道事業報告書というところの一番下のところになります。

道仏土地区画整理地内の個別住宅や集合住宅の検定満期を迎えた揚水機の交換作業の増加とあるんですけれども、これどのぐらいの数があったのか。それから、今後まだ残りがあるのかどうかをお聞きいたします。

２点目は、14ページの上のほうの資本的収支の中で下から４行目にあるんですが、老朽管更新等に伴う配水管布設替え工事や、浄水場、配水場の施設改修工事などの建設改良費がありましたとあるんですが、この老朽管更新等に伴う配水管布設替え工事なんですが、これは年度において、こういう工事はどのような基準で計画されているのかをお聞きいたします。

以上２点です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室主幹の忽滑谷でございます。

まず、ページ13の検定満期に伴う修繕ということで、まず決算書24ページの修繕費ということで、給排水管修繕費ほかということでございまして、その中の２行目、検定満期に伴う揚水機取替工事857万4,000円がこちらのほうに該当いたします。数にしますと3,543個ということでございまして、昨年度は1,472個。こちらの検定満期というのは計量法の法令で８年に一度交換しなさいという法律が決まっておりまして、大体製造コストからすると７月とかに造りますので、実際には７年に一度のペースで交換しているところでございます。

道佛の地区につきましては、７年前、６年前に集中したこともあり、来年度まで数が多いところでございまして、今年度につきましては、先ほど言った3,543個の検定満期を迎えまして、来年度も多くなります。同じぐらいの数になります。それからまた2,000個前後ぐらいになりますので、一応、一時的に増えるものでございます。

ただし、ちょっと集中しておりますので、その辺については今後平たく平準化させて、同じような数になるように調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。２問目についてお答えいたします。

老朽管の更新でございますが、こちらは平成25年に老朽管更新計画策定業務委託を出しまして、庁内の水道管は昭和36年に給水開始して以来、もう大分たちますので、大分老朽化しているということで。ここへ来て、地震とかも多くなっておりますので、昔のその管というのは耐震性能がございませんので、それを布設替えするということで計画しております。

それで、新水道ビジョンを策定しまして、その中で年間約４億4,000万円ぐらいの工事費をかけて整備していこうという計画で、今やってございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　はい、ありがとうございます。

よく分かりました。そうしますと、来年度もまだ引き続き数が多くやられるというか。すみません、今１問目のことなんですが、道佛地区に関しましては、まだまだ数が多くやらなくてはいけないということなわけですね。

それとあと、２問目の老朽管に関してなんですが、これは、じゃ大体、毎年度４億4,000万円ずつ着実に進めていくということでよろしいということですかね。分かりました。

本当に、水道に関しましては、新鮮な水を供給するために、ある時期において、夜中に自然と水をちょっと排水したりとか、そういったご苦労もされているということもお聞きしております。

今後も、引き続き、そういう持続可能な水道、また安心・安全の水道、それとまた、そういう地震にも強い強靭な水道ですね、こういったものの目標達成に向けて着実な推進をお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点かお伺いします。山下です。

最初に、この給水収益６億2,737万4,995円、これは皆さんから水道代として預かったお金だと思うんですけれども、その中で、この９ページを見ますと、未収金というのが１億272万5,680円ある

んですよ。ということは、６分の１ぐらいが未収金という意味なんでしょうか。だから、みんな集めれば７億幾らになるということなんでしょう、分からないけれども。収益が６億2,700万あって、未収金が１億272万あるということなんですよ。全部入ってくると幾らになるんでしょうか、未収金額含めて。まず、それを聞きたいなと思っております。

それと、水道料金なんですけれども、この決算書の貸借対照表を見ると、９ページを見ますと、流動資産として現金預金が10億745万あるということなんですけれども、そのほかに未収金で１億ありますよね、１番と２番で。それと、あと次のページ、10ページ利益剰余金を見ますと、減債積立金が１億円ですか。利益積立金が1,400万、あと建設改良費が２億5,966万、これは何でも使える積立金ですよね。ですから、何でも使える積立金と、あと流動資産の現金、未収金合わせると相当な額になるなと思っているんですよ。それは何でも使えるような感じがするんですけれども、どうなんでしょうか。一応、目的別に積立てはしていますけれども。

それとあと、この宮代町の周りの自治体の水道料金、一覧表で見たんですけれども、10立方で１か月で比較すると宮代町は1,463円、杉戸町は1,375円、久喜市が1,661円、幸手市で1,210円、春日部市で1,199円となっています。

この東部地域、この宮代町の周りを見たわけですけれども、埼玉県平均で見ますと、平均水道料金が１か月10立方で1,170円、春日部市にほぼ近いんですけれども。１立方で計算すると117円なんです。宮代町はちょっと高いなという感じがするんですけれども、１立方で宮代町は146円ですから、１か月平均、１か月でやると293円高いのかなという感じがするんですよ。

これを１か月で総給水人口で掛けていくと、１か月440万になるんですよね。12か月で5,290万円の埼玉県平均より高く取っているというふうに計算がなるんですよ、単純計算かもしれませんけれども。

それだけの金額が埼玉県平均が１年当たり取っておき、なおかつこれだけの資産がある。私はちょっと、これ宮代町の水道料金、引っ越しした人とかいろんな人に聞いたんですけれども、ちょっと高いねと言われるんですよ。悲鳴を上げているというのが正直な話ですよ。宮代町はこのことについてどう考えているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

それだけです。それを一つだけ聞きたいなと思っております。

以上。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

ちょっと２問目のほうからお答えさせていただきたいんですけれども。

水道料金、流動資産で現金預金が10億7,045万7,094円と、あと未収金がその下にございます、未払金とかございますが。要は水道事業として、今残っているお金というのは現金。未収金というのは、これ３月31日現在ですので、３月の水道料金とかは４月以降に来ちゃうので、まだもらっていませんよというお金です。

10ページ目に未払い金がございます。こちらは、工事が３月31日工期とかで、３月いっぱいで検査して、その後、合格したら支払うわけなんですけれども、その後の支払いになりますので、４月以降の支払いになるので、まだ未払い金として残っているという、そういう意味でご理解いただきた

いと思います。

これで、いろいろ数字が書いてあるんですけれども、何が重要かというと現金がどれだけ残っているかというのが一番ここが重要なんですね。

ほかの民間企業というのは、いろいろ資産とかありまして、もし現金が足りなくなったら、電通もそうですけれども本社を売却したりですね。先日の報道でＪＴＢも本社売却、昨日は肉の万世がまた本店のビルを売却とか書いてありましたけれども。売却して、またそれを収益にしてお金を回すというふうに民間企業はやっているんですけれども。

公営企業ですので、水道事業は資産があってもそれを売るわけいかないんですね。資産はみんな水道の埋設管であったり、浄水場であったりとか、そういうあと土地ですよね、そういうのが資産でありますので、それを売ったら事業が成り立ちませんので、この現金がどれだけ残っているかという、ここがポイントになってくると思うんですよね。

21ページ、キャッシュフロー計算書というのがございます。こちら１会計年度中の資金の流れ、または現金及び現金同等物の収支を表したものでございます。

一番下に資金期末残高というのがございます。これも同じ金額がここに載っていますけれども。これは平成29年のときには14億9,334万9,543円あったんですね。それがだんだん減ってきまして、今ではこの数字と。これも、まだ10億でとどまっていますけれども、令和２年度から老朽管の更新工事に当たりましては企業債のほうを借り受けまして２億円程度借り受けて工事のほうを行っておりますので、この程度で済んでいるということなんです。

これが、水道ビジョンによりますと、令和10年ぐらいまではまだ黒字でやっていけるのかなと見込んでいるんですけれども、給水収益が年々減少しておりますので、もっと早まるのかなと思っております。

ですので、いろいろ資産とか載っていますけれども、現金がどれだけ残っているかというのを注目していただきたいと思います。

ちなみに、平成29年度に14億、30年度に11億9,000万、令和元年が10億8,000万、だんだんこう落ち込んでいます。これ２億借りなかったら、もっとそのまた２億分ぐらい落ちていたことになります。

続きまして、他の自治体に比べて水道料金が高いということでございますが、その水道料金の設定というのは、各事業体の行政規模とか施設の規模とか、利用者数とか立地条件とかにより、あと、運営経費が異なるため、他の事業体に比べて単純に高い安いで判断するものではないと考えています。

例えば、水道事業で一番理想的な収益が取れる運営ができるのが、行政区域が全て市街化区域でありまして、住宅が密集していて、大量に水を扱うメーカーの工場があって、原水となる地下水の水質が良く、水道施設の状態も良好な事業体、こういう事業体は料金を安くすることができますね。湧水水量が大きければ給水収益が増えて、原水になる地下水の水質が良好であれば、薬品注入量が少なくなります。浄水処理費の削減にもなります。施設の状態がよければ、年間の更新費用も少なくなりますね。このような事業体は給水収益を水道料金に還元することができますね。

残念ながら本町は行政規模が小さくて、大口の事業者も少なくて、地下水の水質もあまり良好でないということで、薬品の処理費もかかりますし、施設の老朽化も進んでいるということで、ほかの

事業体とはちょっと性質も違うのかなと考えております。

あと、近隣といっても、そうですね、久喜のほうが宮代より、まだはるかに高いのかなと思っています。白岡も高いですね。あと、よく料金の比較というか、その経営規模、経営状況を比較するのに、全国平均とか県の平均とかもありますけれども、経営指標では類似団体というんですか、同じような経営規模の団体と比較するようになっております。ですから、その規模に、企業体の規模によって、やっぱり経費のほうがかかったり、かからなかったりしていますので、同等のその規模の事業体との比較というのもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に現金を見てくれと。しかし、これは現金だけじゃないですよね、未収金はこれから集める、集まっていないやつだから、２か月に１回だからということで、３月だから４月に集めるんですか、入ってきますよね、じゃ、足されますよね、これも。それとあと積立金というのは、これもう何でも使えるお金ですよね、10ページの。そうじゃないですか。水道事業に使うやつでしょう、これも。これだけあるということなんでしょう。現金だけじゃないんですよ、実際に私はそう思っております。全てこれは使える金だというふうに見ています。

それと、比較表、いろいろ言いましたけれども、一般の人はそんなことは考えていませんよ、はっきり言って。確かに比較する必要はあると思いますけれども、埼玉県で平均ですよ、これあくまでも。平均で270円ぐらいでしたね、たしかね、多いんですよ、１か月。平均ですよ、あくまでも、いろんなところも見て、あると思いますけれども、それだけ高いということなんですよ。いろんな条件ありますよ、それは、埼玉県の中でも、みんなそうですよ。その中で宮代町は270円ぐらい高いということ、１か月、10立方ですよ。20立方だと500円以上は高くなりますよ、２回で。年間で合わせると、さっき言ったように数千万円の金が変わってくる。そういう状況でしょうということを言っているの。条件ありますよ、それは、借金のする費用だとか、人口が少ない、工場が少ない、だから使用量が少ないとか、それは条件みんな同じですよ、どこの町でも。あくまでも、私は平均を言ったんですよ。

私は、だからね、住民というのは周りから来て、新住民なんか特にほかの町から来て比べるわけですよ。そしたら、前の町の水道料金が安かった、そういって言うんですよ。必ず言われますよ、宮代に来た人は水道料金高いねと。それは当然ですよね、高いんですから、事実。

それと、あとね、やっぱり自前の水を使っていないというのが一番のあれじゃないですか、買っているというのが。自前の水のときと、あと埼玉の中川のやつを買ったときの差というのはどのぐらいになるんですか。ちょっと教えてもらいたいんですけれども、その辺のところ１点。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室主幹の忽滑谷です。

先ほどの未収金、ページ９の１億272万5,680円の内訳でございますけれども、こちらにつきましては使用料の水量、２月分、３月分の未収金として7,748万4,419円、その他未収金として2,370万1,490円でございまして、そのうちの7,700万円につきましては、ページ６の６億2,737万4,995円の

ほうに含まれております。

あと、先ほどの他の市との、原単位ですかね、その原価と比べてくれということにつきましては、うちの町では第２浄水場のほうで、井戸水と県水ブレンドして送っていますので、その辺のちょっと算出はちょっと困難なところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

委員が先ほどから料金１立米当たり幾らというのでおっしゃっておりましたけれども、宮代町、ほかの自治体もそうなんですけれども、料金体系的にしては従量料金というのを使っておりまして、あとはその水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増制料金体系。

ですから、１立米幾らでは比べものにならないんですよ。それぞれ使うボリュームによって、例えば宮代町は、50から60立米を使う家庭が一番多いんです。そういう家庭はどういう家庭かというと子育て世代ですよね。そういう方が使われているのが50、60。そこの料金設定というのは宮代町は安くしています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　一般のと違って、平均の水道料金の決め方の、水道の水の１立米の単価、宮代町は地下水と一緒に混合して混ぜているから比べものにならないと言っていたんですけれども。

要するに、県水、今回、中川流域の手数料が１億ちょっとでしたけれども、そのほか設備だとかいろんなのがありますけれども、宮代町の全体的な、これはほかの企業でも同じだと思うんですよ。深谷市でも、飯能市でも、さいたま市でも全部、規模は違いますけれども。水道をやるのには全部そういう、何ていうんですか、設備を整えてやっているわけですから。だからね、一概に比較できないといっても、私は高いんじゃないかなと思っております。

それと、家庭の50立米を使っているからと、私は基本料金のことを言っているんですよ、基本料金。宮代町は基本料金幾らなんですか、じゃ、ほかと比べて。なぜ基本料金ってつくっているんですか、じゃ。それだったら１立米幾らということで言ったほうが早いじゃないですか。基本料金はもう固定されているんでしょう、使っても使わなくても。その辺のところを言っているんですよ。使わなかったら高くなる。１立米しか使わなくても1,400円取られる、月に、そういうことですよね。高いじゃないですか、基本料金が。使っても使わなくても取られるんですから。

これは、私は何も50立米使っているから安くしているかと、それはそれでいいことですよ、私はそう思いますよ。家庭、子育て世帯にいいことしているということを胸を張って言えるんだったら、それはいいことですよ。基本料金しか払っていないところはどこなんですか。じゃ、使っていないところは、何軒ぐらいあるんですか、基本料金使っていないところ、20立米以内のところは。13ミリで基本料金以内のところ、何軒ぐらいあるんですか、おっしゃってください。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

まず、口径13ミリの話でよろしいんですかね。宮代町、口径、大体一般の家庭ですと13ミリと20ミリを利用していまして、ほとんどが20ミリなんです。13ミリというのはアパートです。アパート

は個々に入れていますのでそんな大きい管要らないということで13ミリを設置していますね。

何軒というのは分からないんですけれども、割合で求めた数値がありまして、13ミリですと20立米使用していない軒数というのは2,349軒、これ数えてものじゃなくて割合で出していますので。20ミリですと2,139軒。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　給水軒数が全部で何軒ですと言いましたっけ。１万ちょっとですよね、確かね。どこかに書いてあったな。給水収益分担金その他の。

それを見ると、たしか給水人口３万3,000で、給水軒数が１万5,048軒、その中の、先ほど言われたように、基本料金以内の人は13ミリで2,349軒、20ミリで2,100軒、大体同数ですけれども、それだけいるということは、５分の１ぐらいですか、もうちょっと少なくなるのかな、６分の１までいかないですよね。それだけのところが、基本料金以内だっていうことなんですよ。だから、高く払っているということでしょう。１立米からすると。私はそう思うんですよ。

だから、その辺のところをよく考えて。確かに、子供さんいるところは大変ですよ。安くするのはそれは当然ですよ。私もそう思いますよ、それは。でも、使っていないところからすれば、これは私は使っていないんだけれども高いねとなりますよ。まして、先ほど特別会計でいろんなところがありました。料金が値上げして、日割りすると年金が少なくなる、そういう人がいますよ。そういう人から比べたら本当に高いですよ。節約するって言ったって、基本料金まで使おうと思っていても、なかなか使えないですよ、そういう人たちというのは、いるということなんですよ、これだけの人数が。それを考えてくださいということで言っているんです、宮代町、高いねというのはそこなんですよ、イメージしているのは。どう思っているんですか、その辺のところは。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

確かに、ほかの自治体から比べると高いという印象もございますが、この基本水量の設定というのは、各自治体によっていろいろあります。宮代町は10立米、２か月だと20立米なんですが、１か月でやると10立米。あとは５立米、６立米、８立米というところもあります。ゼロというところはないですね。基本料金というのは皆さん設けております。それが基本なんですけれども。

それはなぜかというと、メーターを使わなくても料金徴収とか維持管理費とかいろいろかかってしまいますので、それに充てる費用としていただいているものでございます。

これが、あれなんです、これもいろいろあれなんですけれども、安い５立米、基本水量５立米で設定しているところで、実際10立米使ったらどうなんだというと、宮代より高くなっているところもございますし。だから、一概に、これ一つひとつ計算していかないと、宮代町が高い、宮代だけが高いとは言えないんですね。久喜市で2,068円で、白岡市で2,376円、10立米使った場合ですね。どこで設定するかなんですよ、こういうものはですね。

また、これも毎回議論になりますので、この基本料金の在り方とか基本水量の在り方につきましては、料金改定をする際に、これはもちろん検討事項になりますので、改めて次回、料金改定については、こういうのも含めて検討していきたいと

考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

先ほどから言っているんですけれども、私はこれ見るのには、やっぱり１立米当たり幾らかというのが、これは埼玉県では117円となっているんですよ。料金改定がどうとかこうとかじゃなくて、平均というのはあくまでも平均ですから、いろんな条件が入っていますよ。宮代町は146円ですよ。

ですからね、使っていない人からすれば宮代町は高いなというふうに感じますよ、これは、どう考えても。その辺のところを、よく、これ、料金表という埼玉県で出している統計なんですけれども、水道料金統計調査資料というのがあるんですけれども、そこで見たって分かると思いますよ。料金改定をして値上げをするというんだったら、これは別の問題ですよ、また。埼玉県平均よりかは１立米余計に取っておきながら、そのほかは料金体系を見直して上げるというなら、もうめちゃくちゃ高いですよね。引き下げるというのはそういう意味じゃないですからね。より埼玉県平均に近づけるというのが引下げの意味ですから。私はそのようにしてもらいたいというのが希望です。要望として出しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　討論につきましては、今、決算特別委員会の審議が終了したばかりなので、後日、本会議において改めて討論をいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号　令和２年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君）　起立多数であります。

よって、議案第37号　令和２年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３８号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（丸藤栄一君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第38号　令和２年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日、出席している説明員の紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり

建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室主幹の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（斎藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査の斎藤です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（高澤　学君）　上下水道室施設担当主査、高澤です。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当（島村保行君）　上下水道室経営総務担当主事の島村です。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ちょっとお聞きしたいんですけれども、合っているかどうか、まず。

山下です。埼玉県中川下水道負担金について１億1,031万円ということでよろしいでしょうか。

それと、町の下水道負担金、補償金、支出金と農業排水負担金と合わせて５億3,538万5,000円でよろしいのかどうか。まず最初にそれを聞きたいと思っております。

ちょっとページ数が分からなくなっちゃってね。ページはたしかね、下水道だよね。中川というのが出ているはずなんだけれども、どこだったけな。何ページだったけな。

28ページの真ん中辺、中川流域下水道管理運営費負担金ということで、これが流域下水道維持管理負担金ということで１億1,031万円となっておりますけれども、これが中川の流域のあれですよね、払っている、それと違うんですか、これは。

それと、さっきも言ったように、農業集落とか町から出ているやつが５億3,538万5,000円ということでよろしいのかということなんだけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室主幹の忽滑谷です。

まず、中川下水道に負担しているお金ということで、まずページ28の中段のところを見ていただきたいと思います。

こちらにつきましては、流域下水道管理運営費負担金ということで、こちら税抜きでございますけれども１億1,031万548円。こちらにつきましては、宮代町で出している汚水を年間303万3,540立方、それの40円ということで、40円につきましては税込でございますので、1.1で割った金額がこちらの１億1,031万548円となっております。

続きまして、ページ32、こちら公共下水道事業費、資本的支出建設改良費、流域下水道建設負担金の負担金1,928万4,714円、こちら中川流域下水道で汚水処理のためにいろいろ機材とか作っているんですけれども、そちら宮代町が負担しているお金ということで、こちら埼玉県の中川流域下水から請求して、１年間で支払った金額でございます。

続きまして、一般会計の繰入れということで、お手数ですけれども、ページ27のほうにお戻りください。

まず、公共下水道事業収益の営業収益雨水処理負担金1,876万6,000円、こちら雨水処理に係る下

水道で一般会計負担ということで、繰入基準に合致するものでございます。こちら雨水処理に係るというもので、主に排水路とかでかかった費用でございます。

続きまして、その下の営業外収益、真ん中ら辺の他会計負担金、一般会計負担金2,472万4,000円、こちらは汚水処理にかかった一般会計負担金の基準内ということで、一般会計から繰り入れるものでございます。

さらにその下の他会計補助金、一般会計補助金１億1,540万1,000円、こちらは先ほどの汚水処理にかかった分の基準外ということで一般会計から負担をしていただいてもらっているものでございます。

続きまして、ページ32をご覧ください。

こちら上段、公共下水道事業資本的収入出資金、他会計出資金、一般会計出資金3,000万円でございます。こちら、下水道が今年度から法的にかかりまして、簡単に言いますと、運転資金として、水道に比べて現金がないものなので、日々の出し入れのために、お金の運営をするためにいただいているお金で3,000万円を出資金としていただいているところでございます。

続きまして、その下の負担金、公共下水道事業負担金、一般会計負担金ということで１億921万1,000円。こちら一般会計負担金、こちら４条の収支のほうの収入のほうで基準内ということで入れさせていただいております。

さらにその下、ページでいうと真ん中ら辺になりますけれども、補助金、他会計補助金、一般会計補助金２億3,728万3,000円ということで、他会計の基準外ということで繰り入れさせてもらっております。これを含めまして合計して５億3,538万5,000円を公共下水道として繰り入れさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　すると、1,928万4,714円というのが、32ページ、建設負担金等、それだけになるんでしょうか。それだけじゃないよね、中川流域負担金というのはね。28ページもあるんですよね。流域化水道１億1,000万ですよね。合わせて１億1,000万と2,300万ということで１億4,000万ぐらいになるのかな。で、いいんですよね、それでね。はい、分かりました。

これが、要するに５億3,538万が一般会計から支出され、残りは農水も一緒に入っていますよね。入っていないですか。農水は幾らだっけ、4,000万、6,000万ぐらいでしたっけ。これに6,000万ぐらい足すんですか。はい、質問です。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

農業集落排水のほうは5,132万円でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　分かりました。

５億3,500万と5,300万が農水でした。それだけが一般会計から出ているということで受け止めました。

それと中川のほうには１億1,000万と、先ほど言った3,000万ぐらいですか。分かりました。それだけ入っているということで、負担金をしているということで分かりました。

それだけ下水処理には、こう何ていうんですか、流域の衛生面とかそういう意味でやらなくちゃいけないということは十分に分かるんです。ただ、利益を生まないということが一番のことなので、これに対して、町として今後、これだけの金をか

けている５億円も。将来もこれはずっと続くわけでしょうか。それとも、これが一般会計を企業会計にしたわけですから、利用者に返していくのかどうか、その辺のところ、将来的にどういうふうに考えているのか、お聞かせ願えればありがいと思っているんですけれども。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

そうですね、下水道が企業会計になって、企業会計というのは原則独立採算で水道と同じようにやっていかなきゃならないというところでございますが、下水道事業につきましては、もう投資がかなり多いということで、どの事業体もですね、更新費用とかに多額の費用を費やしているわけでございます。

先ほどのお話にありました補助金、公共下水道事業会計負担金と補助金ですね。こう負担金と補助金に分けて一般会計のほうからいただいておりますけれども、この負担金につきましては、総務省が定めた基準、これやむを得ないだろうということで、総務省が定めて、これだけは一般会計から出しなさいよと、最低出しなさいよという基準でございます。補助金だけでしたら３億5,200万ぐらいになります。

今後これを一般会計の繰り出しで頼っていくのかということなんですが。下水道事業は、ほとんどが今の歳出が、流域下水道の負担金、これかなり大きなウエートを占めています。今、工事、もうほとんど整備し終わっていますので、工事のほうやっておりませんので、この負担金が流域下水道建設負担金と維持管理負担金、これがかなり負担になっていますね。あと、起債、過去に借りた企業債の償還金なんですよね。これがかなりの、決算書を見ていただければ分かるんですけれども、ウエートを占めております。

ですが、償還のほうもそろそろ落ち着いてくるのではと。令和の終わりの頃には、今度は下がっていく、下がり傾向になってくるので、それも見込んで、今後、あと維持管理費、修繕ですね。不明水とかも、かなり下水道管の中に入り込んでいますので、それも処理代に含まれちゃいますので、その調査を今年やりますので。管の中にカメラを、カメラ調査をしまして、その水が漏れている箇所とか、入ってくる箇所とかを調査するわけなんですけれども、その具合で、また今後、維持管理費という、その修繕費がかかってくるのかなと思いますし。それでも償還金が今後少なくなってきますので、その料金の値上げとか、そういうのに関しては、今後その調査結果を見て、その検討の材料になると思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　負担金のことについては、調査を終わってからだと思うんですけれども。この償還金なんかが将来的に少なくなっていくということでよろしいんでしょうか。ということは、値上げをしないでもやっていけるという見込みはあるんでしょうか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

その料金の見直しにつきましては、今、経営戦略のほうを作成しておりまして、その中で、この表にして、こう比べているんですけれども、かなり減ってくると予測されております。それに対して、今度は修繕費がどのぐらいかかるかというのと、そこに入れていくわけなんですけれども、そ

れで判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほども言いましたけれども、この公共下水道事業というのは、公共の衛生を保つためには必要な事業だと思いますよ。確かに莫大な金がかかります、この下水道には。地震やいろんなことで、漏れて修繕もしなくちゃいけないんだと思いますけれども。

これから、この令和の時代になって、そういう債権だとかいろんなところが少なくなっていくということは、先ほど言ったように、見直してみないと分からないということを言っていますけれども、値上げしないで済むような、皆さんにやらなくても済むような。これ莫大な金になりますよね、もし、これ全部利用者に負担させるということになると。この下水道料金が２倍になるかもしれません、はっきり言って。それだけのお金が町民の負担にかかるということは、ちょっと私は言えないんじゃないかなと思うんですよ、町としても。そしたら、払えなくなる人がいっぱい出てきますからね。

ですから、見直しするときには料金を上げるというんじゃなくて、やはり維持をしていく立場から町の財政も支出していかなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその辺のところがどういうふうに考えているのか。それが修理が必要なんだ、町の財政も少なくしていくということは利用者負担ということになりますので、どういうふうに考えているのか、その辺のところだけちょっと詳しくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君）　答弁をお願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

担当としましても、なるべくそれは料金のほうは上げないでいけたら、それにこしたことはないんですが、それにつきましては、一般会計のほうから今も負担金、補助金でいただいております。もし、足りない分が出たら、それは財政担当のほうと今後いろいろ相談しながらですね。あとは町の一般会計の財政のほうも、今、義務的経費のほうがかなりもうウエートを占めていますので、それは話合いになると思いますので。

極力、上げるとしても、そんな極端に上がるというのはまずないと思うんですけれども。今後、下がるということはまず見込めないと思うんですね。今、平行になるか、数年後に上がっていくのかというところなんですが。それは上げることに関しては、その財政のほうと今後協議して、上げるのか、今のままで行くのかとか、そういう話にもなると思うんですが、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　債権とか、そういうのが下がるということを今おっしゃいましたよね、これから企業債だとか、そういうのが下がっていくだろうというふうに見ているんだと思いますよ。やっぱりそういうことになると、町負担、例えば、今現在が５億何千万か払っていますけれども、それを半分にしても、町民負担が少なくても済むんじゃないかなと私は思っているんですよ。それでペイにするというか。そういうことを上げるということは、負担を多くするということですから。

やはり負担を大きくするといったら、水道料金も高いし、下水道料も高くなるということになると、全体的に公共料金が上がってしまうとなりますよね。

そのために５億数千万も町の財政負担をしてい

るんじゃないですか。その考えというのは、これを建設するために、いや、修理代はまた別だよということになるんですか、修理代は別なんだよということなんですか。今後調べて、かかるようだったら町民負担だよという意味なんですか。その辺のところが私はちょっと理解できないですよ、はっきり言って。

今まで町の負担として５億何千万もやってきて、もう一回して、修理代は、今後かかるやつは全部利用者の負担だよとなると、今後、莫大な金になりますよね、町民からの負担は。分かるまで幾らかかるか分かりませんけれども。全部取り替えることになりますよ、ずっと何十年後かには。下水道、地下に埋まっているんですから、それを取り替えるとなると、莫大な金ですよね。いずれは壊れますから、それは当然ですよ。

やはり、それを公共の衛生の問題とすると、やっぱり一般財源からも含めて出していかないと難しいんじゃないですか、その辺のところは、どうなんですか。企業会計だから、一般財源から出さないよとなったら、町民負担でしょ、あと残りは、そういうのも含めて、じゃないんですか。ちょっとお答えください、その辺のところ。企業負担全部するのか、個人負担に全部するのか。

○委員長（丸藤栄一君）　休憩します。

休憩　午後　４時４８分

再開　午後　５時００分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の山下委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長、石塚でございます。

委員ご指摘の町の一般会計からの補助金の問題、そして、利用いただいている個人の皆様からお預かりしている使用料につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

公共下水道につきましては、今後も維持管理していくことが重要だというふうに考えております。

一方で、少子高齢化ということもございますので、配水量は年々減っていくことが想定をされます。

ただ、その一方で、先ほど申し上げた維持管理経費が一定額かかるというのはご承知のとおりなんですが、そのほかに当然、施設も老朽化してまいりますので、適切な更新をしないときちんと機能しないということも考えられます。

担当といたしましては、今、老朽管の調査も含めて、カメラを入れて現在の状況をきちんと診断をさせていただいた上で、今後の更新計画も立てさせていただくわけなんですが。

担当レベルの回答で大変恐縮ではございますけれども、ご利用いただいている方の負担ができる限り増えることがないように、今までの料金体系を維持していければというふうに考えておりますが、引き続き、健全運営に向けて職員一同努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

料金体系あまりいじらないで、維持体系ができるように努力していただきたいと思っております。ぜひ、その辺のところは皆さんでお話ししていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　一言で終わりますから。

私が言うということは、いつもと同じです。

下水はきれいにするのが目的ですよね。全て、川とかU字溝とか、地域によってU字溝の清掃も蓋が開かないので行政に頼んでやっているような時代です。ぜひ、地区によっては下水をぜひ、調整区域でも敷いてもらいたいと、こういう要望があるということだけ耳に入れておいてもらいたいと思います。

終わります。以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。１点だけ。

接続区域内で接続するとお金がかかるから、水道代が上がっちゃうからつなぎたくないと、こう堂々と言う奥さんがいるんですけれども、区域内でまだ接続していない家庭って何世帯ぐらいあるんですか。それと、接続するようにどういう指導をしているんでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君）　ここで暫時休憩します。

休憩　午後　５時０５分

再開　午後　５時０６分

○委員長（丸藤栄一君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の金子委員の質疑に対する答弁からお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

現在のその処理区域内の未接続世帯数455軒ぐらいです。

あと、この接続されていない方にはどういうふうにアプローチしているかということなんですけれども、450ほど毎年、これ接続促進やりたいんですけれども、ちょっと軒数が多いもので、３年に一度、ブロックに分けまして、接続のお願いの通知を差し上げているところでございます。

あと個別に、そのような苦情が来たところは直接お会いしてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　すみません。個別に苦情というのは、近所の方が苦情を言うんですか。じゃ、みんなで協力して苦情を言えばいいんですね。分かりました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　この下水道、将来、町民の負担増にならないように要望して賛成討論とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君）　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君）　賛成討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号　令和２年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（丸藤栄一君）　起立全員であります。

よって、議案第38号　令和２年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時１０分